15－H003

情報化の進展度に関する国際調査

平成16年3月

JIPDEC

財団法人　日本情報処理開発協会

KEIRIN 00

この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

はじめに

近年の情報技術の進展に伴い、グローバルな規模で情報社会が急速に進展している。特に、情報技術を基盤にして、あらゆる経済活動を電子的に置き換えることができる、従来とは様相を異にする「デジタル経済」と呼ぶべき新たな経済の時代を迎えつつある。これらの新しい技術や変革については、わが国政府を含む先進主要国政府においてもこの「デジタル経済」に対応する柔軟で迅速な情報技術政策の展開が求められている。

本事業は、欧米ならびにアジアの情報化の進展や関連制度の整備状況等を一定の基準で国際比較し、評価するベンチマークを実施することにより、日本の進んでいる分野、あるいは日本の遅れている分野をあきらかにするとともに、これらのデータに基づき、その背景や要因を明確にした。また、併せて、欧米やアジアの国々のIT政策の最新動向についても調査を実施した。

本資料に記載した欧米･アジア諸国のIT進展度やIT政策によって、世界的にどのような課題が生じているのかについて、関係者のご参考になれば幸いである。

平成16年3月

財団法人　日本情報処理開発協会

目　　次

第1部　国際ITベンチマーク編

総論 …… 1

1．　情報技術のアクセスと利用 …… 2
1．1　インターネット普及率 …… 3
1．2　パーソナル・コンピュータ普及率 …… 4
1．3　ブロードバンド人口普及率 …… 5
1．4　ブロードバンド接続月額利用料金 …… 7
1．5　携帯電話普及率 …… 9
2．　電子政府 …… 10
2．1　政府の公式ポータルサイトの有無 …… 11
2．2　オンライン確定申告の可・不可 …… 15
3．　e-ラーニング …… 16
4．　e-ヘルス …… 18
4．1　インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合 …… 18
4．2　インターネットによる保健情報利用 …… 20
5．　電子商取引 …… 21
5．1　電子商取引市場規模 …… 21
5．2　国民一人当たりの電子商取引額 …… 23
5．3　オンライン・ショッピング利用率 …… 24
6．　ITセキュリティ …… 25
6．1　16才以上の人口10万人当たりのセキュアサーバ数 …… 25
6．2　コンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合 …… 27

第2部　IT政策編

総論 …… 31

1．　米　国 …… 34
2．　カナダ …… 35
3．　欧州連合 …… 36

４．　英　国 …… 37
５．　ドイツ …… 38
６．　フランス …… 39
７．　スウェーデン …… 40
８．　フィンランド …… 41
９．　中　国 …… 42
１０．　シンガポール …… 43
１１．　台　湾 …… 43
１２．　マレーシア …… 44
１３．　タ　イ …… 44
１４．　OECD …… 45
１５．　GBDe …… 45

Ｉ　米　　国

１．米国連邦政府における情報技術政策 …… 47
１．１　経緯 …… 47
１．２　行政機構 …… 52
２．情報技術関連予算 …… 53
２．１　2004 年度予算 …… 53
２．１．１　概要 …… 53
２．１．２　優先課題 …… 53
２．２　2004 年度研究開発予算 …… 54
２．３　2004 年度 NITRD プログラム予算 …… 55
２．４　機関毎の FS&T（連邦政府の科学技術）予算 …… 58
３．国土安全保障省（Department of Homeland Security） …… 58
３．１　設立の経緯 …… 58
３．２　組織 …… 59
３．３　予算 …… 59
４．電子政府 …… 59
４．１　E-Government プロジェクトの成果 …… 60
４．１．１　政府全体 …… 60
４．１．２　政府機関内 …… 60
４．１．３　外部からの評価 …… 61
４．２　2003 年度及び 2004 年度の課題 …… 61
４．３　E-Government プロジェクトの戦略及び目標 …… 62

４．３．１　E-Government プロジェクトの戦略 …… 62
４．３．２　E-Government プロジェクトの目標 …… 63

Ⅱ　カナダ

１．カナダにおける情報技術政策 …… 71
１．１　経緯 …… 71
１．２　行政機関 …… 72
２．カナダ連邦政府の IT 関連予算 …… 73
２．１　2003 年度の目標 …… 74
２．２　2003 年度の予算 …… 74
２．３　カナダ政府の主な投資 …… 75
２．４　2003 年度の IT 関連予算 …… 75
３．カナダ産業省における情報技術政策 …… 76
４．CANARIE …… 83
４．１　実績 …… 83
４．２　今後の計画 …… 83
４．３　CANARIE の融資するプログラム …… 83
４．４　CA*net 4 …… 85

Ⅲ　欧州連合

１．欧州連合における情報技術政策 …… 87
１．１　経緯 …… 87
１．２　EU の組織 …… 88
２．研究開発フレームワーク・プログラム …… 89
２．１　主なプログラムの概要 …… 91
２．１．１　ERA の統合及び強化 …… 91
２．１．２　ERA の構造化 …… 93
２．１．３　ERA の基盤強化 …… 93
２．２　情報社会技術分野における戦略目標 …… 93
２．３　予算 …… 94
３．eEurope …… 96
３．１　eEurope 2002 の成果 …… 97
３．２　eEurope 2005 の政策 …… 97
３．２．１　公共サービスのオンライン化 …… 97

３．２．２　ダイナミックな e-business 環境の整備 …… 100
３．２．３　安全な情報インフラの構築 …… 101
３．２．４　競争価格によるブロードバンド・アクセスの利用拡大 …… 102
３．３　eEurope 2005 の後方支援 …… 103
３．３．１　好事例の開発、分析及び普及 …… 103
３．３．２　ベンチマーキングの充実化 …… 103

Ⅳ　英　国

１．英国政府における情報技術政策 …… 105
１．１　経緯 …… 105
１．２　DTI の組織 …… 108
２．UK online …… 110
２．１　政府 …… 111
２．１．１　戦略 …… 111
２．１．２　進捗状況 …… 112
２．１．３　今後の計画 …… 113
２．２　企業 …… 114
２．２．１　戦略 …… 114
２．２．２　進捗状況 …… 114
２．２．３　今後の計画 …… 115
２．３　市民 …… 116
２．３．１　戦略 …… 116
２．３．２　進捗状況 …… 116
２．３．３　今後の計画 …… 117
２．４　UK online 戦略の進捗状況 …… 117
３．e-Envoy …… 118
３．１　e-Communications …… 119
３．１．１　目標 …… 119
３．１．２　実績 …… 119
３．２　e-Delivery …… 120
３．２．１　目標 …… 120
３．２．２　実績 …… 120
３．３　e-Economy …… 120
３．３．１　インターネット・アクセス …… 121
３．３．２　市場の近代化 …… 121

３．３．３　市場分析 …… 121
３．３．４　その他 …… 121
３．４　e-Government strategy …… 122
３．５　e-Democracy …… 122
３．６　Getting government online …… 122
３．６．１　e-Business Strategies …… 123
３．６．２　ESD 報告書の作成 …… 123
３．６．３　地方政府のオンライン化 …… 123
３．６．４　Government Gateway …… 123
３．６．５　ukonlinegov.uk 市民向けポータル …… 123
３．６．６　Knowledge Network (KN) …… 123
３．６．７　情報化時代に適した法律の近代化 …… 124

V　ドイツ

１．ドイツ連邦政府における情報技術政策 …… 125
１．１　経緯 …… 125
１．２　行政機構 …… 128
１．２．１　内閣 …… 128
１．２．２　経済労働省の組織 …… 129
１．２．３　教育研究省の組織 …… 130
２．Agenda 2010 …… 130
２．１　労働市場 …… 131
２．２　産業 …… 131
２．２．１　中小企業 …… 131
２．２．２　投資 …… 132
２．３　課税制度 …… 133
２．４　医療保健及び年金 …… 133
２．５　環境 …… 133
２．６　家庭及び児童 …… 133
２．７　統合及び移民 …… 133
２．８　教育及び研究 …… 134
２．９　官僚主義の削減 …… 134
３．連邦教育研究省の IT 政策 …… 135
３．１　「21 世紀の情報社会における技術革新及び雇用」アクション・プログラム …… 135
３．１．１　IT 教育 …… 136

３．１．２　IT 技術 …… 136
３．１．３　IT サービス …… 136
３．１．４　IT インフラ …… 137
３．２　教育研究省の教育政策 …… 137
３．２．１　教育分野における新メディアの利用 …… 137
３．２．２　技術革新支援 …… 139
３．３　教育研究省の研究政策 …… 141
３．３．１　情報通信技術及び教育における新メディア …… 141
３．３．２　技術革新への支援及び技術移転 …… 143
４．連邦経済労働省の IT 政策 …… 145
４．１　「21 世紀の情報社会における革新と雇用のためのアクション・プログラム」 …… 147
４．１．１　新しいメディアへのアクセス拡大 …… 147
４．１．２　教育におけるマルチメディア活用の助成 …… 147
４．１．３　法整備による信頼性及び安全性の強化 …… 147
４．１．４　革新的な雇用の創出 …… 147
４．１．５　テクノロジー及びインフラにおける最高の地位確立 …… 147
４．１．６　全国規模の近代化推進 …… 148
４．１．７　欧州内及び国際社会における協力 …… 148
４．２　「全市民にインターネット」プログラム …… 148
４．２．１　デジタル・インテグレーション（市民のデジタル社会参加促進） …… 148
４．２．２　情報社会フォーラム …… 149
４．３　その他の情報社会政策 …… 149
４．３．１　e ビジネスの推進 …… 149
４．３．２　マルチメディア支援 …… 151

VI　フランス

１．フランス政府における情報技術政策 …… 153
１．１　経緯 …… 153
１．２　行政組織 …… 156
１．２．１　内閣 …… 156
１．２．２　情報社会実現のための省庁間委員会 …… 157
１．２．３　公共事業・国家改革・国土整備省 …… 160
１．２．４　ADAE …… 160
１．２．５　経済・財政・産業省 …… 162

１．２．６　DIGISIP 及び STSI …… 163
１．２．７　DIGITIP …… 163
１．２．８　STSI …… 165
２．2003 アクション・プログラム …… 165
２．１　RE/SO 2007 …… 166
２．１．１　技術革新による付加価値の保証 …… 167
２．１．２　情報社会当事者の活力の自由な発散 …… 167
２．１．３　全ての市民のための情報社会 …… 167
２．１．４　RE/SO 2007 のこれまでの実績 …… 168
２．２　電子行政の大改革 …… 168
２．２．１　プロジェクト“mon service public.fr” …… 169
２．２．２　日常生活のためのサービス一覧表：“Carte de Vie Quotidienne” …… 170
２．２．３　住所変更手続き …… 170
２．２．４　関連団体のための補助金請求 …… 170
２．２．５　公共サイトでの電子メールの管理 …… 170
３．CSIT　情報技術戦略会議 …… 170
３．１　任務 …… 171
３．２　組織 …… 171
３．３　ワーク・プログラム …… 172
３．３．１　インフラ及びネットワーク …… 172
３．３．２　アプリケーション及びサービス …… 173
３．３．３　専門技術者の必要性 …… 173
３．３．４　研究開発 …… 174
３．３．５　その他：ワーク・プログラムの基盤 …… 174
３．４　CGTI …… 175
３．４．１　目的及び任務 …… 175
３．４．２　組織 …… 175

Ⅶ　スウェーデン

１．スウェーデン政府における情報技術政策 …… 177
１．１　経緯 …… 177
１．２　行政組織 …… 180
１．２．１　内閣 …… 180
１．２．２　産業雇用通信省 …… 181
２．IT 戦略グループ …… 181

２．１　ビジョン …… 182
２．２　目標 …… 182
２．２．１　短期的目標 …… 182
２．２．２　長期的目標 …… 182
２．３　任務 …… 183
２．４　戦略 …… 183
２．５　作業の方法 …… 183
２．５．１　調整及び助言 …… 184
２．５．２　情報、世論の形成及び討論 …… 185
２．６　重点分野 …… 185
２．６．１　利便性と信頼性 …… 186
２．６．２　成長 …… 187
２．６．３　環境とエコロジーに配慮した社会 …… 187
２．６．４　医療及び社会福祉 …… 188
２．６．５　民主主義 …… 188
２．６．６　学校及び教育 …… 188
２．６．７　文化 …… 189
２．６．８　開発援助政策とデジタル・デバイド …… 189

Ⅷ　フィンランド

１．フィンランド政府における情報技術政策 …… 191
１．１　経緯 …… 191
１．２　行政組織 …… 195
１．２．１　内閣 …… 196
１．２．２　情報社会評議会（Information Society Council） …… 196
１．２．３　情報社会を推進するためのその他の関連機関 …… 197
２．情報社会政策プログラム …… 198
２．１　目標 …… 199
２．２　情報社会政策プログラムの実施計画 …… 199
２．２．１　電気通信インフラ及びディジタル TV …… 200
２．２．２　市民による情報社会の活用力拡大及び情報社会サービス利用推進方法 …… 200
２．２．３　訓練、労働生活及び研究開発 …… 201
２．２．４　行政機関における電子サービス …… 201
２．２．５　社会福祉及び医療保健 …… 202
２．２．６　電子商取引及びディジタル・コンテンツ／サービス …… 202

２．２．７　政府によるITサービス …… 203
２．２．８　法的措置 …… 203
２．３　政策プログラムの運営 …… 204
２．４　政府戦略ドキュメント（Government Strategy Document） …… 204

Ⅸ　中国

１．中国政府における情報技術政策 …… 207
１．１　経緯 …… 207
１．２　行政組織 …… 209
１．２．１　行政機関 …… 209
１．２．２　科学技術部の組織 …… 210
１．２．３　情報通信産業に関連する行政組織 …… 210
２．第10次5ヵ年計画 …… 211
２．１　情報産業 …… 211
２．１．１　目標 …… 211
２．１．２　政策 …… 212
２．２　電子政務（電子政府） …… 213
２．３　電子商取引 …… 214
２．３．１　政策 …… 214
２．３．２　実績 …… 214
２．３．３　今後の課題 …… 215
２．４　IT教育 …… 216
２．４．１　目標 …… 216
２．４．２　実績 …… 217
２．４．３　今後の課題 …… 218
２．５　IT運輸 …… 218
２．５．１　目標 …… 218
２．５．２　実績 …… 219
２．５．３　今後の課題 …… 219
３．香港特別行政区政におけるIT政策 …… 220
３．１　経緯 …… 220
３．２　行政組織 …… 221
３．２．１　行政機関 …… 222
３．２．２　工商業・科学技術局（CITB） …… 223
３．２．３　情報・科学技術サービス部（ITSD） …… 224

4．Digital 21 IT Strategy …… 225
4．1　1998 Digital 21 IT Strategy …… 225
4．1．1　重要課題 …… 225
4．1．2　成果 …… 226
4．2　2001 Digital 21 IT Strategy …… 226
4．2．1　重要課題 …… 227
4．2．2　成果 …… 229
4．3　2004 Digital 21 IT Strategy …… 230
4．3．1　政府のリーダーシップ …… 230
4．3．2　持続可能な e-Government プログラム …… 230
4．3．3　インフラ及びビジネス環境 …… 231
4．3．4　組織の再編成 …… 231
4．3．5　技術開発 …… 231
4．3．6　IT 産業の繁栄 …… 232
4．3．7　知識経済における人材資源 …… 232
4．3．8　ディジタル・デバイドの是正 …… 232

X　シンガポール

1．シンガポールにおける情報技術政策 …… 235
1．1　経緯 …… 235
1．2　行政組織 …… 236
1．2．1　内閣 …… 237
1．2．2　情報通信技術省 …… 238
1．2．3　IDA …… 238
2．国会 IT 計画の経緯と概要 …… 241
2．1　国家コンピュータ化計画 …… 241
2．2　国家 IT 計画 …… 241
2．3　IT2000 …… 241
2．4　Infocomm 21（インフォコム 21） …… 242
2．5　Connected Singapore …… 242
2．5．1　接続性・創造性・協力体制向上のための情報通信 …… 242
2．5．2　ディジタル情報交換 …… 244
2．5．3　成長のための起動力 …… 244

ＸＩ　台湾

１．台湾における情報技術政策 …… 247
１．１　経緯 …… 247
１．２　行政組織 …… 248
１．２．１　行政院 …… 248
１．２．２　経済省 …… 249
２．Challenge 2008 …… 251
２．１　オペレーション本部計画 …… 253
２．１．１　陸上・海上及び航空輸送の統合 …… 253
２．１．２　関税関連文書及び手続きの簡素化 …… 253
２．１．３　企業の e-commerce システム構築支援 …… 253
２．１．４　台湾企業による、国内での研究開発、設計及び販売の奨励 …… 253
２．１．５　自由な取引のための出荷区域の設置 …… 253
２．２　e-台湾プロジェクト …… 254
２．２．１　最優先政策 …… 254
２．２．２　予算 …… 256
２．２．３　期待される成果 …… 256
２．３　NICI …… 257
２．３．１　ミッション …… 257
２．３．２　ビジョン …… 258
２．３．３　戦略 …… 258
２．３．４　組織 …… 259

ＸＩＩ　マレーシア

１．マレーシアにおける情報技術政策 …… 261
１．１　経緯 …… 261
１．２　行政組織 …… 262
１．２．１　内閣 …… 262
１．２．２　エネルギー・通信・マルチメディア省 …… 263
２．マルチメディア・スーパー・コリドー …… 263
２．１　MSC フラグシップ・アプリケーション …… 264
２．１．１　e-Government …… 265
２．１．２　多目的カード …… 265
２．１．３　スマート・スクール …… 266

２．１．４　遠隔医療 …… 266
２．１．５　包括的研究開発 …… 267
２．１．６　e-Business …… 267
２．１．７　技術起業家の拡大 …… 267
２．２　MDC …… 268
２．３　IAP …… 268
２．４　ICM …… 269
２．５　MSC Status …… 269
２．６　Cyberjaya …… 269

XⅢ　タイ

１．タイにおける情報技術政策 …… 271
１．１　経緯 …… 271
１．２　行政組織 …… 273
１．２．１　内閣 …… 273
１．２．２　NITC（National IT Committee：国家 IT 委員会） …… 274
１．２．３　情報通信技術省 …… 274
１．２．４　科学技術省 …… 275
２．IT2010 …… 276
２．１　具体的な目標 …… 276
２．２　指導原則 …… 276
２．３　重要プログラム …… 277
２．３．１　e-Society …… 277
２．３．２　e-Education …… 278
２．３．３　e-Government …… 278
２．３．４　e-Commerce …… 279
２．３．５　e-Industry …… 279
２．４　ICT 開発の条件 …… 280
２．４．１　有用な情報、コンテンツ、知識の優先的創造 …… 280
２．４．２　人的能力の継続的開発 …… 280
２．４．３　ディジタル・デバイドの解消 …… 280
２．４．４　国家 ICT 開発における分野横断的な指導メカニズムの形成 …… 281
２．４．５　国家の政策と NITC の事業との関連付け …… 282
３．国家 ICT マスター・プラン …… 282
３．１　目標 …… 282

３．２　戦略 …… 283
３．２．１　アジア地域のリーダーとしてふさわしいICT産業を発展 …… 283
３．２．２　市民の生活の質及び社会の向上のためのICTの利用 …… 284
３．２．３　ICT関連R&Dの改革及び強化 …… 285
３．２．４　将来の競争力強化につながる社会的機能の拡大 …… 285
３．２．５　国際市場に進出する上で有望な起業家の育成 …… 286
３．２．６　中小企業によるICTの利用 …… 286
３．２．７　公共機関及び公共サービスの提供におけるICTの導入 …… 287
４．e-Government …… 288

XⅣ　OECD

１．設立経緯 …… 291
２．組織 …… 292
２．１　OECDの組織 …… 292
２．２　委員会 …… 293
２．２．１　背景 …… 294
２．２．２　組織 …… 294
２．２．３　作業部会の主な担当業務 …… 294
２．２．４　最近の活動 …… 295
２．３　事務局 …… 296
３．Global Forum on Information Systems and Network Security …… 297
３．１　情報システム及びネットワーク・セキュリティに関する世界フォーラム …… 297
３．１．１　背景 …… 297
３．１．２　世界フォーラムの実施状況 …… 298
３．１．３　世界フォーラムの政策目的 …… 298
３．２　“Culture of Security”ウェブサイトの設立 …… 299

XⅤ　GBDe

１．概　要 …… 301
２．設立経緯 …… 301
３．活動経緯 …… 302
４．2003年事業計画 …… 305
４．１　事業計画 …… 306
４．１．１　未来のインターネット …… 306

４．１．２　消費者信頼の醸成 …… 306
４．２　2003 年の実績 …… 307
４．２．１　ADR …… 307
４．２．２　スパム …… 308
４．２．３　GTA …… 308

図　表　目　次

第１部　国際 IT ベンチマーク編

図１　インターネット普及率（人口１万人あたりのインターネット利用者数）‥ 3
図２　パーソナル・コンピュータ普及率 …… 5
図３　ブロードバンド接続の人口普及率 …… 6
図４　ブロードバンド接続によるインターネット月額利用料 …… 7
図５　携帯電話普及率 …… 10
図６　コンピュータ１台当たりの生徒数 …… 17
図７　インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合 …… 19
図８　インターネットによる保健情報利用 …… 20
図９　電子商取引市場規模 …… 22
図１０　国民１人当たりの電子商取引額 …… 24
図１１　オンライン・ショッピング利用率 …… 25
図１２　16 才以上の人口 10 万人当たりのセキュアサーバ数 …… 26
図１３　2002 年にコンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合 …… 29
表１　政府の公式ポータルサイトの有無 …… 11
表２　オンライン確定申告の有無 …… 15

第２部　IT 政策編

総論 …… 31

表１　主要国等における最近の情報技術政策経緯 …… 33

Ｉ　米　国 …… 47

図Ｉ－１　米国政府の行政機構 …… 52
表Ｉ－１　米国連邦政府　主要情報技術政策経緯 …… 51
表Ｉ－２　米国政府の財政見通し …… 53
表Ｉ－３　2004 年度研究開発予算 …… 55
表Ｉ－４　米国連邦政府の情報技術（IT）投資額 …… 57

Ⅱ　カナダ …… 71

図Ⅱ－1　カナダ産業省　組織図 …… 73
表Ⅱ－1　カナダ連邦政府　主要情報技術政策経緯 …… 72
表Ⅱ－2　カナダ政府の財政見通し …… 75
表Ⅱ－3　CANARIE の融資するプログラム …… 84

Ⅲ　欧州連合 …… 87

図Ⅲ－1　EU の組織 …… 88
図Ⅲ－2　欧州委員会の下部組織 …… 89
表Ⅲ－1　EU における主要な情報技術政策 …… 87
表Ⅲ－2　第 5 次、第 6 次フレームワーク・プログラムの比較 …… 90
表Ⅲ－3　第 6 次フレームワーク・プログラムの予算 …… 95

Ⅳ　英　国 …… 105

図Ⅳ－1　DTI　組織図 …… 109
表Ⅳ－1　英国政府　主要情報技術政策経緯 …… 108

Ⅴ　ドイツ …… 125

図Ⅴ－1　内閣　組織図 …… 128
図Ⅴ－2　経済労働省　組織図 …… 129
図Ⅴ－3　教育研究省　組織図 …… 130
表Ⅴ－1　ドイツ連邦政府　主要情報技術政策経緯 …… 127

Ⅵ　フランス …… 153

図Ⅵ－1　内閣　組織図 …… 156
図Ⅵ－2　公共事業・国家改革・国土整備省　組織図 …… 160
図Ⅵ－3　ADAE　組織図 …… 161
図Ⅵ－4　経済・財政・産業省　組織図 …… 162
図Ⅵ－5　産業・情報技術・郵便電信総局（DIGITIP: Direction Générale de l'industrie, des technologies de l'information et des Postes）組織図 …… 163
図Ⅵ－6　CSTI　組織図 …… 172
表Ⅵ－1　フランス政府　主要情報技術政策経緯 …… 155

Ⅶ　スウェーデン …… 177

図Ⅶ－１　内閣　組織図 …… 180
図Ⅶ－２　産業雇用通信省　組織図 …… 181
表Ⅶ－１　スウェーデン政府　主要情報技術政策経緯 …… 179

Ⅷ　フィンランド …… 191

図Ⅷ－１　内閣　組織図 …… 196
表Ⅷ－１　フィンランド政府　主要情報技術政策経緯 …… 194

Ⅸ　中国 …… 207

図Ⅸ－１　中国政府　行政機構 …… 209
図Ⅸ－２　科学技術部　組織図 …… 210
図Ⅸ－３　香港特別行政区政府　行政機構 …… 222
図Ⅸ－４　工商業・科学技術局（CITB）　組織図 …… 223
図Ⅸ－５　情報・科学技術サービス部（ITSD）　組織図 …… 224
表Ⅸ－１　中国政府　主要情報技術政策経緯 …… 207
表Ⅸ－２　香港特別行政区政府　主要情報技術政策経緯 …… 221

Ⅹ　シンガポール …… 235

図Ⅹ－１　内閣　組織図 …… 237
図Ⅹ－２　情報通信技術省　組織図 …… 238
表Ⅹ－１　シンガポール政府　国家 IT 計画経緯 …… 236

ⅩⅠ　台湾 …… 247

図ⅩⅠ－１　行政院　組織図 …… 248
図ⅩⅠ－２　経済省　組織図 …… 249
図ⅩⅠ－３　経済省産業技術部　組織図 …… 250
図ⅩⅠ－４　経済省産業開発局　組織図 …… 251
表ⅩⅠ－１　台湾政府　主要情報技術政策経緯 …… 247

ＸⅡ　マレーシア …… 261

図ＸⅡ－１　内閣　組織図 …… 262
図ＸⅡ－２　エネルギー・通信・マルチメディア省　組織図 …… 263
表ＸⅡ－１　マレーシア政府　主要情報技術政策経緯 …… 261

ＸⅢ　タイ …… 271

図ＸⅢ－１　内閣　組織図 …… 273
図ＸⅢ－２　情報通信技術省　組織図 …… 274
図ＸⅢ－３　科学技術省　組織図 …… 276
図ＸⅢ－４　ICT 開発プログラム：IT2010 におけるフラグシップ及びインフラ …… 277
表ＸⅢ－１　タイ政府　主要情報技術政策経緯 …… 272
表ＸⅢ－２　タイ政府　e-Government 政策経緯 …… 289

ＸⅣ　**OECD** …… 291

図ＸⅣ－１　OECD　組織図 …… 292
図ＸⅣ－２　委員会の構成 …… 293
図ＸⅣ－３　OECD 事務局の構成 …… 296
表ＸⅣ－１　OECD 加盟国 …… 291

ＸＶ　**GBDe** …… 301

表ＸＶ－１　GBDe 総会 …… 303
表ＸＶ－２　GBDe　第4回総会　ブリュッセル提言 …… 303

第１部　国際ITベンチマーク編

総　論

本調査は、日本、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド、シンガポール、台湾、韓国、香港、中国、タイ、そしてマレーシアの15カ国・地域における、情報化の進展度を分析したものである。ここで引用されているデータは、公的機関が発表した公開情報に基づくもので、主なデータ出所としては、国際電気通信連合（International Telecommunications Union：ITU）や、また、各国の政府機関が発表した報告書等である。

取り上げている指標は、以下のとおりである。

分　野	指　標
情報技術のアクセスと利用	インターネット普及率、パーソナル・コンピュータ普及率、ブロードバンド普及率、ブロードバンド接続月額利用料金、携帯電話普及率
電子政府	政府の公式ポータルサイトの有無、オンライン確定申告の可・不可
e-ラーニング	コンピュータ1台当たりの生徒数
e-ヘルス	インターネットによる保健情報利用、インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合
電子商取引	電子商取引市場規模、国民一人当たりの電子商取引額、オンライン・ショッピング利用率
ITセキュリティ	16才以上の人口10万人当たりのセキュアサーバ数、コンピュータ・ウィルスに感染したことのある企業・団体の割合

例えば、いくつかの主だった指標を以下にあげる。

インターネット普及率に関しては、2002年、国際電気通信連合（International Telecommunication Union: ITU）によると、人口1万人につき5,000人以上のインターネット利用者を有する（つまりインターネット普及率50%以上）国は、スウェーデン（5,731人）、韓国（5,519人）、シンガポール（5,397人）、米国（5,375人）、そしてフィンランド（5,089人）の5カ国となっている。なお、日本の総務省の「平成14年通信利用動向調査世帯編」によると、日本のインターネット利用者は6,942万人で、人口普及率は2002年末の時点で54.5%（前年　44.0%）となり、初めて50%を突破した。

パーソナル・コンピュータ普及率に関しては、2002年、ITUによると、PCの普及率が高いグループ（50%以上）には、米国（62.5%）、次いでスウェーデン（56.1%）、韓国（55.6%）、そしてシンガポール（50.8%）が入る。なお、日本の総務省「平成14年通信利用動向調査世帯編」によると、2002年末時点での日本におけるPC普及率は71.7%となっている。

ブロードバンド普及率に関しては、2003年、ITUによると、韓国が普及率21.3%と他国を大きく引き離して1位となっている。なお、日本の総務省「平成15年通信情報白書」によると、日本のブロードバンド接続の人口普及率は、2002年末時点で15.3% となっている。

ブロードバンド接続月額利用料金に関しては、2003年、ITUによると、最も安いのは、日本で24.19ドルである。第2位はカナダ（32.48ドル）、以下、英国（32.59ドル）、シンガポール（33.18ドル）、ドイツ（33.93ドル）、そして香港（38.21ドル）の順となっている。

携帯電話普及率に関しては、2002年、ITUによると、世界で最も高い普及率を持つのは台湾（106.45%）で、普及率92.96%の香港がそれに続いている。モバイル先進地域である北欧諸国においても携帯電話普及率は高く、スウェーデンとフィンランドの普及率はそれぞれ88.5%と84.5%となっている。なお、総務省「平成14年通信利用動向調査世帯編」によると、2002年末時点での日本における携帯電話・PHSの普及率は、86.1%となっている。

電子商取引市場規模に関しては、米国と日本における市場規模が他国を圧倒しており、それぞれ1兆660億ドル(2001年のデータ、米国政府 "2001 E-commerce Multi-sector Report"（2003))、5,186億ドル（2002年のデータ、日本政府 "ITの経済分析に関する調査" （2003)）となっている。電子商取引は、企業間（いわゆるB2B）と、企業と一般消費者間（B2C）の2種類に分類することができる。一般的にB2C電子取引よりもB2B電子取引の市場の方が大きくなっており、例えば、米商務省は、米国の電子商取引のほぼ93%はB2B電子商取引であるという報告を2003年に行っている。

電子商取引の浸透度を測る指標として、国民一人当たりの電子商取引額を利用することができる。前述した電子商取引市場規模の大きい日本（4,076ドル）と米国（3,671ドル）が上位2位を占めている。しかし、日米に続いて、香港が2,988ドル、シンガポールが2,278ドル、そして台湾では1,283ドルとなっており、電子商取引市場で見られたような米国・日本とその他の国々との格差は、一人当たりの電子商取引額では縮小している。

1．　情報技術のアクセスと利用

情報技術のアクセスと利用における各国・地域の現状を把握するため、ここでは、インターネット普及率、パーソナル・コンピュータ普及率、ブロードバンド普及率、そして、携帯電話普及率を指標とする。

１．１　インターネット普及率

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）が、2002年に発表した人口1万人あたりのインターネット利用者数のデータを見ると、人口1万人につき5,000人以上の利用者を有する（つまりインターネット普及率50%以上）国は、スウェーデン（5,731人）、韓国（5,519人）、シンガポール（5,397人）、米国（5,375人）、そしてフィンランド（5,089人）の5カ国となっており、これらを、普及率の高い第1グループとして分類する。次に、第2グループを人口1万人あたり3,000人以上5,000人未満のインターネット利用者がいる（普及率30%以上50%未満）国・地域とすると、カナダ（4,839人）、日本（4,493人）、香港（4,309人）、ドイツ（4,237人）、英国（4,062人）、台湾（3,825人）、フランス（3,138人）の7カ国・地域が第2グループとなる。最後に普及率が30%未満の第3グループに入るのは、中国（460人）、タイ（776人）、マレーシア（2,731人）の3カ国となる。（図1　参照）

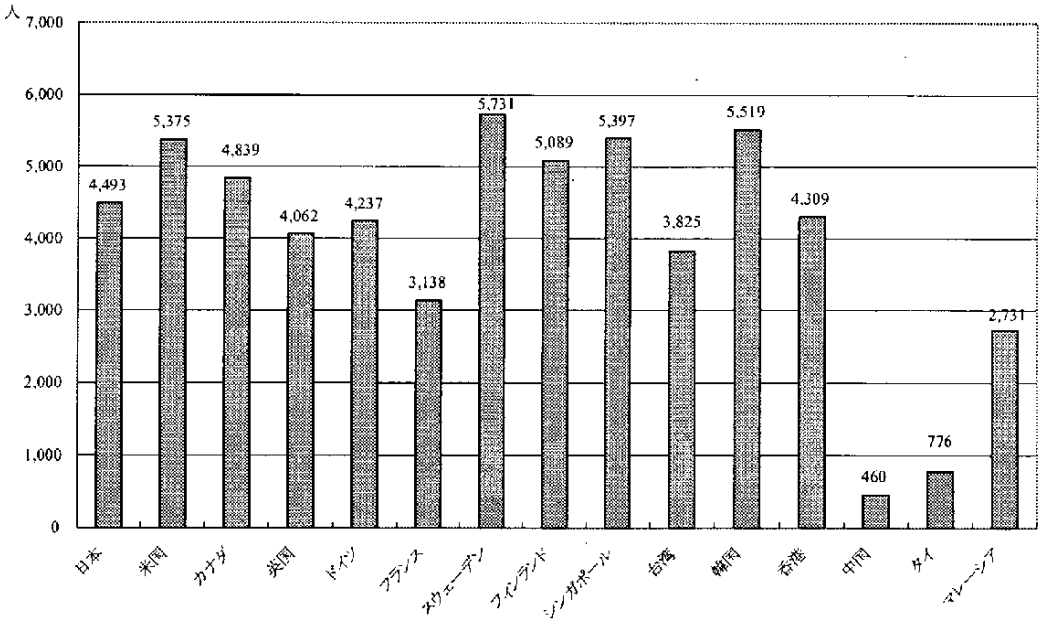

Source: ITU「Internet Users Per 10,000 Inhabitants 2002」：マレーシアのみ2001年のデータであるが、その他については2002年のデータ

図1　インターネット普及率（人口1万人あたりのインターネット利用者数）

一方、日本の総務省の「平成14年通信利用動向調査世帯編」によると、日本のインターネット利用者は6,942万人で、人口普及率は2002年末の時点で54.5%（前年　44.0%）となり、

初めて50%を突破した。この数値によると、日本はスウェーデン、韓国に次いで、第1グループ3位にランクインすることになる。

インターネット普及率を高める要因としては、後述のPC普及率やブロードバンド普及率の向上などが挙げられるが、その他にもインターネット・コンテンツやサービスの充実など、ソフトとハードの両面における整備が必要と考えられる。通信料金も大きな要因と考えられる。

１．２　パーソナル・コンピュータ普及率

パーソナル・コンピュータ（PC）の普及率が50%以上の国・地域を第1グループ、30～50%の国・地域を第2グループ、そして、普及率が30%未満の国・地域を第3グループとすると、PCの普及率が高い第1グループには、米国(62.5%)、次いでスウェーデン(56.1%)、韓国(55.6%)、そしてシンガポール（50.8%）が入る。さらに、日本（38.3%）は、カナダ（48.7%）、フィンランド（44.2%）、ドイツ（43.5%）台湾（39.6%）、香港（38.7%）、英国（36.6%）、そしてフランス（34.7%）と同じ第2グループとなり、残りの、マレーシア（12.6%）、タイ（2.8%）、そして中国（1.9%）が第3グループに分類される。（図２　参照）

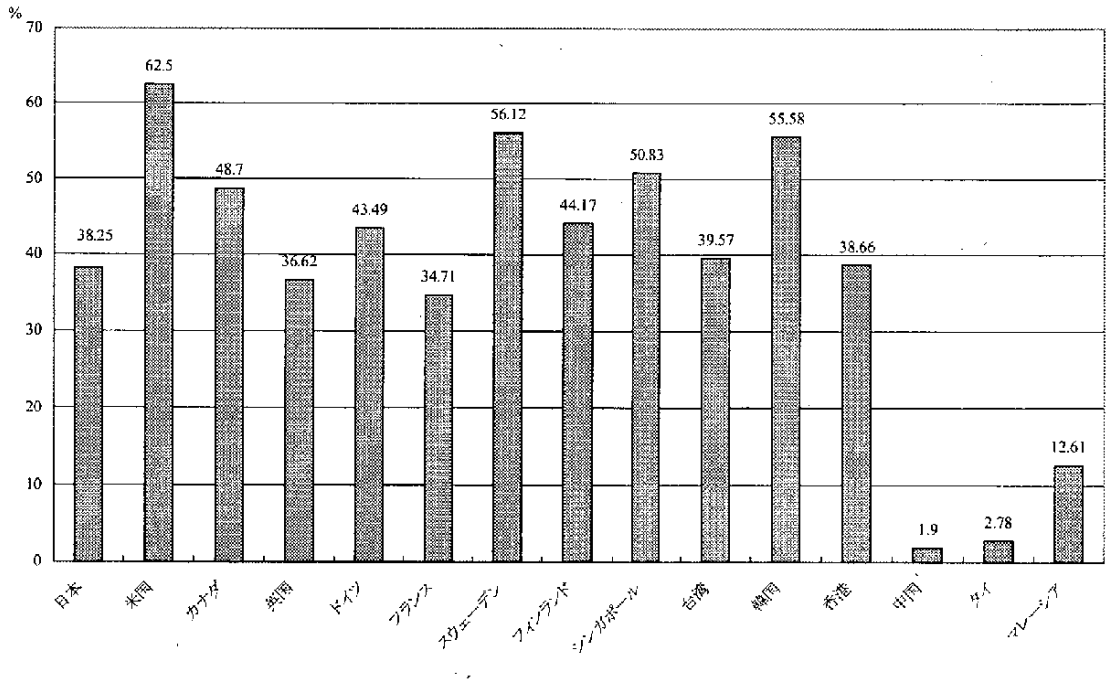

Note: 総務省「平成 14 年通信利用動向調査世帯編」P.13 によると、2002 年末時点での日本における PC 普及率は 71.7%となっている。

Source: 日本、カナダ、ドイツ、フランス、フィンランド、台湾、韓国（2002 年データ）: ITU 「Estimated PCs Per 100 Inhabitants 2002」。米国、英国、スウェーデン、シンガポール、香港、中国、タイ、マレーシア（2001 年データ）: ITU「Estimated PCs Per 100 Inhabitants 2001」

図２　パーソナル・コンピュータ普及率

PC 普及率は、各国・地域における文化や生活習慣、ビジネスニーズなどの要因により異なっているが、今後の傾向としては、PC 市場における製造メーカ間での市場競争や低価格化競争がさらに進み、全てのグループにおいて PC の普及率が向上することが予測される。また、学校や企業における IT 教育を推進することによって、より一層の PC の普及が期待できる。

１．３　ブロードバンド人口普及率

各国のブロードバンド人口普及率を見ると、韓国が普及率 21.3％と他国を大きく引き離して 1 位となっている。ブロードバンド普及率 10%以上の国・地域を第 1 グループとすると、ここには韓国以外に、香港（14.9%）とカナダ（11.2％）が入る。次に、ブロードバンド接続の人口普及率が 5%以上 10％未満の国・地域から構成される第 2 グループとして、台湾（9.4%）、ス

ウェーデン（7.8%）、日本（7.1%）、米国（6.9%）、シンガポール（5.5%）、そしてフィンランド（5.3%）の6カ国・地域を挙げることができる。最後に、普及率が5%未満のドイツ（3.9%）、英国（2.3%）、フランス（2.4%）、中国（0%）、タイ（0%）、そしてマレーシア（0%）は、第3グループに分類される。（図3　参照）

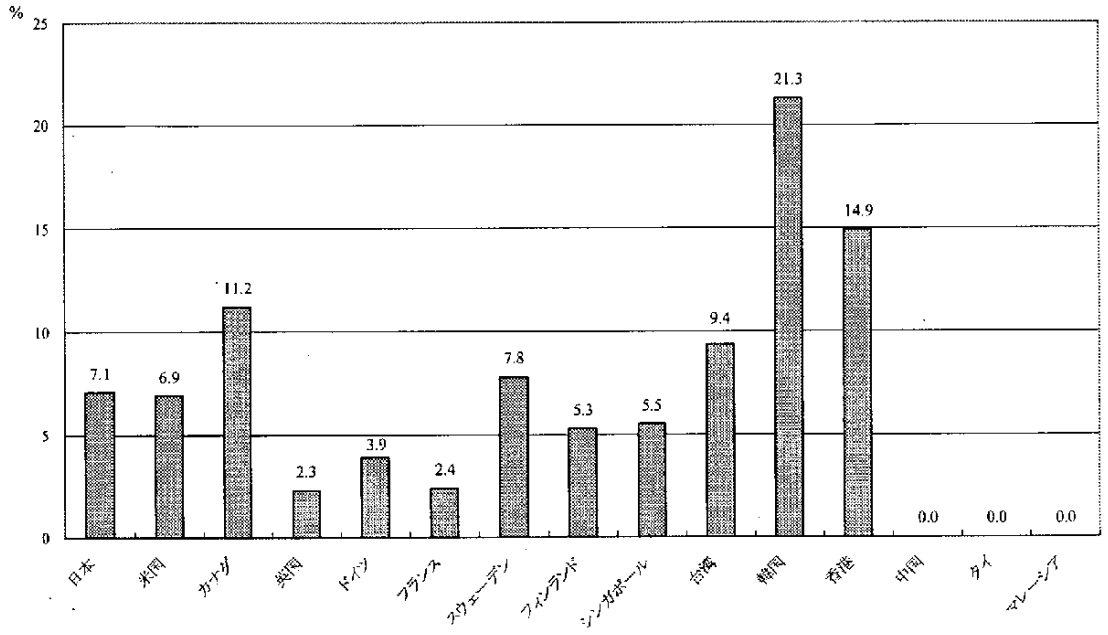

Note: 総務省「平成15年通信情報白書」p.5によると、日本のブロードバンド接続の人口普及率は、2002年末時点で15.3%となっている。

Source: 日本、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド、シンガポール、台湾、韓国、香港のデータ（2003年データ）：ITU "Internet Reports Birth of Broadband Executive Summary September 2003"「Statistical Annex: Broadband subscribers, top 30, world, 2002」p.21。中国、タイ、マレーシアのデータ（2002年データ）：ITU "Promoting Broadband Background Paper"（2003 ）「Table 5.1, Broadband Subscribers, 」p.39

図3　ブロードバンド接続の人口普及率

米国や欧州に比べてアジア諸国・地域、例えば韓国、香港、台湾におけるブロードバンド普及率の高さが目立つが、アジアの中でも、日本の約3倍の普及率を持つ韓国と、ブロードバンドがほとんど普及していない中国やタイ、マレーシアとの格差は大きいものとなっている。ブロードバンド普及の鍵は、まず、サービスの料金の低廉化であり、次に、コンテンツの充実が考えられる。

1．4　ブロードバンド接続月額利用料金

2003年、ITUによると、ブロードバンド接続月額利用料金が最も安いのは、日本で24.19ドルである。第2位はカナダ（32.48ドル）、以下、英国（32.59ドル）、シンガポール（33.18ドル）、ドイツ（33.93ドル）、そして香港（38.21ドル）の順となっている。さらに、スウェーデン（44.56ドル）、韓国（49.23ドル）、フランス（51.46ドル）、米国（52.99ドル）と続いている。そして圧倒的に月額利用料が高いフィンランド（165.89ドル）となっている。ブロードバンドの月額利用料が最も安い日本と、最も高いフィンランドとでは、141.70ドルの格差が見られる。（図4　参照）

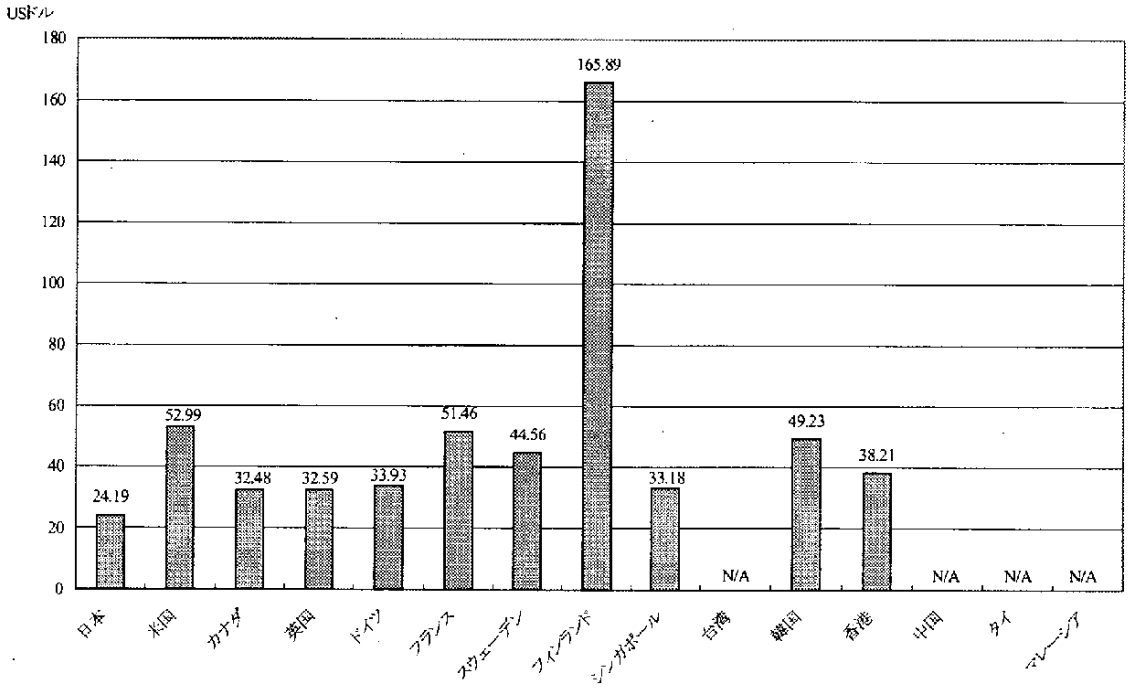

Source: ITU "Internet Reports Birth of Broadband Executive Summary"（2003 ）「Subscription/ month (US$) 」

図4　ブロードバンド接続によるインターネット月額利用料

日本におけるブロードバンド接続月額利用料金が安い理由としては、やはり、ヤフーBB（Yahoo! BB）などのDSLブロードバンドのプロバイダ間における価格競争が挙げられる。日本のブロードバンドは費用・性能の両方において他国を上回っており、例えば、日韓米における代表的なプロバイダの接続費用を見ると、日本・ヤフーBB社では1秒12メガビット接続を月額12ドルで提供しているが、韓国・ハナロ社（Hanaro）では1秒8メガビット接続を月額31ドル、米国・コムキャスト社（Comcast）は、1秒1メガビット接続を月額29ドルで提供し

ている。つまり、日本では、米国の半額以下で 12 倍速のサービスが提供されていることになり、日本のブロードバンド普及率は、低料金・高性能を全面に押し出すことでさらに高まっていくと考えられる。

月額利用料金が 30 ドル代となっているカナダ、英国、ドイツ、シンガポール、そして香港においても、適度な規制緩和と市場競争が料金値下げにつながっている。例えば英国では、英国電気通信株式会社（BT ：British Telecom）によるブロードバンド料金の値下げ申請が 2002 年に通信規制当局によって認可されたのを契機に、市場競争に火がつき、月額利用料金の大幅な低下につながったと考えられる。また、カナダにおいても、複数のブロードバンド・サービス・プロバイダの間で価格競争が激しく、ブロードバンドの月額利用料金は低下の傾向にある。毎秒 512 キロビット未満のサービスだけをみると、カナダの料金は世界で最も安くなっている。

米国の通信企業の中でブロードバンドの大幅値下げに踏み切るところはなく、市場での競争もそれほど目立っていない。日本でブロードバンドの価格競争に火をつけたアンバンドリング（施設解放）を認める法案も米国議会で審議中であるものの、この法案に反対する米国通信業界各社によるロビイング活動が非常に活発であることから、法案成立の見通しは暗くなっている。

一方で、今後、低価格競争に火をつけると期待されるのが、DSL とケーブルといった異業種のサービスプロバイダの間での価格競争である。ケーブル・テレビが元々普及している米国では、ケーブルを利用してブロードバンドに接続するユーザの割合が多くなっているが、DSL プロバイダは価格を押し下げることで DSL 普及の拡大を狙っている。ケーブル会社はスピード、DSL は低価格と、それぞれ異なる特徴を打ち出しているが、ケーブルと DSL 間の市場競争が激しくなれば、米国においても今後高速ブロードバンドが低料金で提供されることが期待できる。

ブロードバンド接続利用料金が群を抜いて高いのはフィンランドである。フィンランドでは、フィンランド政府の郵政・通信局（Post and Telegraph Office）が、通信サービスをほぼ独占状態で提供しており、長年の間、市場競争がほとんど行われていなかったことが、ブロードバンド接続利用料金が高い理由として挙げられる。また、同国ではモバイル市場が発達しており、固定電話回線を利用したブロードバンド接続よりも、携帯電話やモバイル機器を使ったインターネット接続へのニーズの方が高いという現状もある。

しかし、1994 年にフィンランドの郵政・通信局は、「テレコム・フィンランド（Telecom Finland)」という国営の企業に変わり、1998 年には「ソネラ（Sonera)」として民営化されている。ソネラ社は 2003 年 7 月から ADSL 接続利用料を大幅に値下げする意図を示しており、月額は 48 ユーロ（56.64 ドル：1 ユーロ=1.18 ドル）になる予定である。

世界各国の通信会社は、ブロードバンド（主に DSL）の普及を促進するため、さらなる値下げをしていくと予測できる。しかし、DSL 市場がそれほど利益率が高いものではなく、企業は市場拡大に必要となる最小限の値下げしか行わないと考えられるため、2003 年に見られたような大幅な価格破壊が今後も続く可能性は低いとみられる。

１．５　携帯電話普及率

携帯電話普及率（登録携帯電話数を人口で割った数字）は、世界で最も高い普及率を持つのは台湾（106.45%）で、普及率 92.96%の香港がそれに続いている。モバイル先進地域である北欧諸国においても携帯電話普及率は高く、スウェーデンとフィンランドの普及率はそれぞれ 88.5%と 84.5%で、台湾・香港と英国（84.49%）と共に普及率 80%以上の第 1 グループを形成している。北欧諸国では、政府や民間による IT・モバイル促進が進んでおり、市民がモバイル技術を日常生活の一環として受け入れていることが普及率の向上につながっていると考えられる。（図 5　参照）

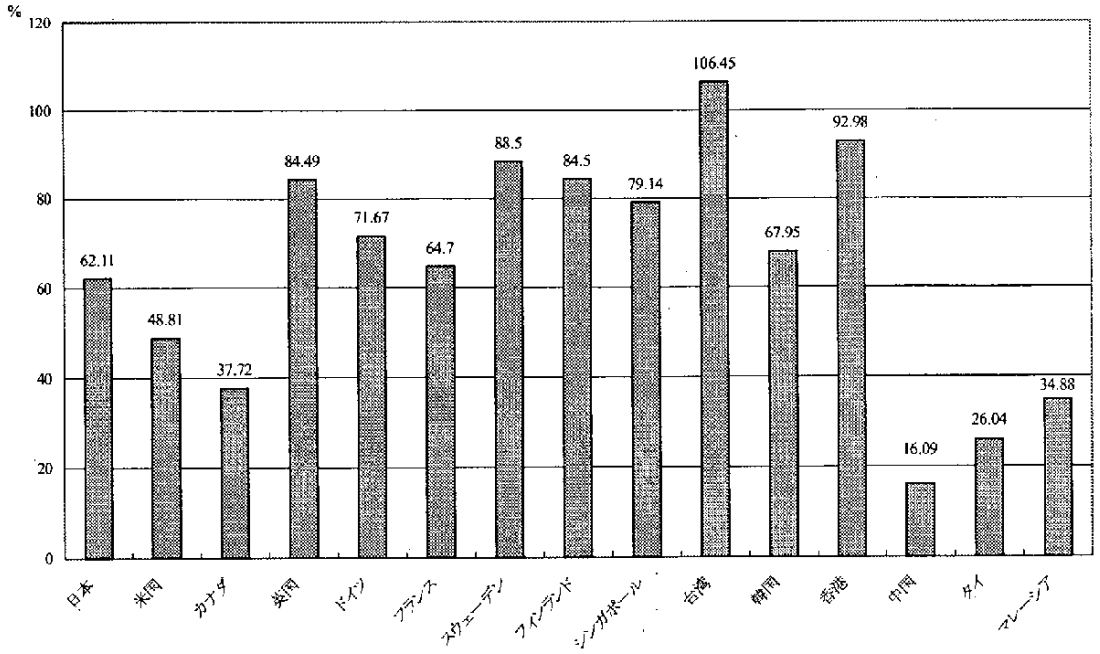

Note: 総務省「平成 14 年通信利用動向調査世帯編」P.2 によると、2002 年末時点での日本における携帯電話・PHS の普及率は、86.1%となっている。

Source: ITU「Cellular Mobile Subscribers Per 100 Inhabitants 2002」

図 5　携帯電話普及率

さらに、携帯電話普及率が 40%以上 80%未満の国を第 2 グループとすると、シンガポール（79.14%）、ドイツ（71.67%）、韓国（67.95%）、フランス（64.7%）、日本（62.11%）、米国（48.81%）の 6 カ国が入る。最後に、同 40%未満の第 3 グループに入るのは、カナダ（37.72%）、マレーシア（34.88%）、タイ（26.04%）、そして中国（16.09%）の各国である。

2.　電子政府

各国・地域における電子政府の整備の現状を測る指標として、ここでは、「政府の公式ポータルサイトの有無」「オンライン確定申告の可・不可」の 2 種類を取り上げる。

それぞれの指標の分析に入る前に、「世界 IT 報告（Global Information Technology Report ）」で発表されている「政府における情報通信技術利用（Use of ICT by the government ）」を紹介することとする。この報告書は、政財界の世界的な指導者たちをスイスのダボスに集めて、自由

に意見を出し合う会議を毎年開催している世界経済フォーラム（World Economic Forum）がまとめているもので、「政府における情報通信技術利用」は、いわゆる電子政府達成ランキングとして有名である。

このランキングでは、各国政府による情報化の促進以外にも、情報通信技術を活用することで、政府サービスの効率化や機能性の向上が図られているかなどが評価されている。評価基準として用いられている指標は、官民の間で行われる電子取引の量、政府がオンライン上で提供しているサービスの数などがあり、本報告書で取り上げている 15 カ国・地域の中で、最もランキングが高いのはフィンランドで 1 位となっている。それに続いて、シンガポール（2 位）、スウェーデン（5 位）、米国（6 位）、カナダ（7 位）となっており、日本は 15 カ国・地域の中で最も低い 41 位となっている。

2．1　政府の公式ポータルサイトの有無

政府の公式ポータルサイトとは、各国・地域政府が設置しているホームページで、省庁やその他政府機関ホームページへの入り口（Gateway）として機能しており、各省庁へのリンク紹介だけでなく、ユーザが利用したいサービスや問い合わせの内容に応じて、関連情報や関連サイトのあるページに移動できるようなシステムを備えていることが多い。（表 1　参照）

表 1　政府の公式ポータルサイトの有無

日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	フィンランド	シンガポール	台湾	韓国	香港	中国	タイ	マレーシア
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Source: ワシントンコア作成

本調査で取り上げた 15 カ国・地域全てにおいて、政府の公式のポータルサイトが設置されているが、その機能や内容、デザインについては各国で大きく異なっている。ポータルサイトは、その使いやすさや情報の豊富さ、オンラインでできるサービスや各種手続きの充実度が非常に重要となっており、市民が使いやすいようなポータルサイト設置を目指した努力を行う政府も、米国を始め数多い。例えば、一般市民と民間企業が求めるニーズや情報は異なるため、最初で「市民向け」と「企業向け」のどちらかのページを選択できるようになっていたり、どの省庁や機関がサービスを管轄・運営しているかを知らなくても、キーワードを利用するだけ

でサービスページにたどり着き、必要な行政手続を終えることが可能になっている。

以下にポータルサイトの例を記述する。

(1) 日本「電子政府の総合窓口」

日本の行政情報ポータルサイト「電子政府の総合窓口」(http://www.e-gov.go.jp/) は、2001 年 4 月に総務省によって立ち上げられたサイトで、管理運営も総務省行政管理局が行っている。行政管理局の行政情報システム企画課は、日本政府のポータルサイトへは、立ち上げから 1 年間で 251 万のアクセス回数があったと報告している。(総務省「平成 14 年度実績評価書要旨」2002 年 8 月 30 日)

平成 15 年末現在における「電子政府の総合窓口」は、市民向けのサービスのカテゴリー化が、米国やカナダに比べて乏しく、また、行政情報が縦割りに提供されていたり、リンクだけが貼られているため、利用者にとって情報の入手が困難なサイトとなっている。このため、今後は、一般的に市民の需要に応えるような情報やサービスを横断型にわかりやすく提示する、利用者重視のサービスも必要になると考えられる。

さらに日本のポータルサイトは他国のサイトと比べて画像が少なく、他国のサイトと比べるとそれほど明るくフレンドリーな印象を与えない。必要な情報への「ワン・ストップ・サービス」であるはずの公式ポータルサイトなので、今後は市民にわかりやすい、そして市民が「面白そうだ、やってみよう」と思えるような形で行政情報を提供する必要がある。

これを裏付けるように、2001 年の国連ベンチマーク・レポート (UN Benchmarking E-government: A Global Perspective 2001) は、日本政府のポータルを「インタラクティブな部分が少なく、インフラや豊富な人的資本が存在しているにも関らず、改正が遅れている」と評価しており、必要な行政手続がオンライン上でできる環境が整備されていないという問題点を指摘している。

(2) 米国「ファースト・ガヴ (Firstgov)」

「ファースト・ガヴ (Firstgov)」(http://firstgov.gov/) は、2000 年 9 月に立ち上げられた米国政府の省庁横断型ポータルサイトで、連邦調達局 (GSA : General Services Administration) が管

理を担当しているが、GRC インターナショナル社（GRC International）やアップネット社（AppNet）などの民間企業も技術パートナーとしてサイト構築・維持に参加している。「ファースト・ガヴ」は、およそ 2 万の政府省庁のサイト、2,700 万ページにアクセスできるようになっており、同サイトの検索エンジンとして、インクトミ社（Inktomi）の科学責任者であるエリック・ブリュワー（Eric Brewer）が開発した「フェドサーチ（Fedsearch）」が用いられている。

同サイトには、市民向け、民間・非営利機関向け、政府職員向け、そして政府機関向けの 4 つのインデックスがあり、各インデックスごとにさらにトピック別の情報やサービスが提示されている。例えば、「ファースト・ガヴ」を利用することで市民は、パスポートの更新や政府奨学金への応募、公務員就職活動や運転免許の更新といった手続きを行なえるサイトに移動できるほか、国立公園における観光情報や、天気予報、また話題のニュースなどといった幅広い情報を入手することができる。

英語があまり話せない中南米移民が多いことを反映して、英語・スペイン語の 2 カ国が選択でき、一部の情報については日本語を含む 25 ヶ国語による表示が可能となっている。「ファースト・ガヴ」が提供する情報量は他の政府ポータルを圧倒的に上回っているが、全体的に市民にとって親しみ易い、明るい印象を与える。

(3) カナダ「カナダ・サイト（Canada Site）」

カナダのポータルサイト、「カナダ・サイト（Canada Site）」（http://www.canada.gc.ca）は、2001 年 2 月に立ち上げられたサイトで、政府内で電話通信政策を担当する組織である「コミュニケーション・カナダ」が運営管理を行っている。カナダ政府は、全ての行政手続を 2004 年までに電子化するというガバメント・オンライン・イニシアチブ（Government On-line Initiative）を実施しており、「カナダ・サイト」はこのイニシアティブの一環として設置されたサイトである。サイトアクセス数は毎月 250 万件と報告されている。

「カナダ・サイト」は、カナダ国民向け、カナダ企業向け、外国人向けの 3 つのインデックスに分かれている。それぞれ管理する担当機関は異なっており、カナダ国民向けは、公共調達機関（PWGSC ：Public Works and Government Services Canada）、企業向けは産業省（Industry Canada）、そして外国人向けは、外務・国際貿易省（Department of Foreign Affairs and International Trade）が、それぞれのニーズに応じた情報を提供している。

各インデックスでは、さらに情報ごとに細かい分類が行なわれており、例えば外国人で

あれば観光や移民手続きの情報、企業であれば税申告や起業に必要な手続きなどに関する情報に簡単にたどり着くことができる。また、「カナダ・サイト」で得られる情報の一部は、「ワイヤレス・ポータル」(Wireless Portal : www.gc.ca) を利用することで、モバイル端末からもアクセスすることができるようになっている。同サイトも、一般市民にわかりやすい構成になっており、日常生活に役立つ行政情報が、親近感を与えるようなデザインで公開されている。

(4) 英国「UK オンライン (UK Online)」

英国のポータルサイト「UK オンライン (UK Online)」(http://www.ukonline.gov.uk/) は、2001 年 2 月に立ち上げられたサイトで、英国政府の Office of e-Envoy の e-コミュニケーション・チーム (Government e-communication team) が、使い易さやページの雰囲気を重視してデザインしたものである。同サイトは、およそ 1,000 ページに渡る政府サイトにアクセスできるようになっており、Office of e-Envoy では、全ての政府関連手続きを 2005 年までにオンライン上処理できるようにするという具体的な目標を発表している。

「UK オンライン」は、トピック別 (経済、ビジネス、旅行、コミュニティなど) 以外にも、5 つのインデックスに分かれており、市民の生活に関する情報や、オンライン手続き、または情報の検索など、利用者が必要なサービスや情報がわかりやすく掲示されている。「UK オンライン」ではサイトのデザインが重視されていることもあって、各ページには画像が豊富に掲載されており、引越し、出産、就職活動など、市民生活に役立つ情報が分かりやすく提供されている。また、オンライン上でできる手続きもカテゴリー化されていることから、「UK オンライン」は利用者重視で市民のニーズに応える能力も備わったサイトといえる。

(5) シンガポール「シンガヴ (SINGOV)」・「e-シティズン (e-Citizen)」

シンガポールでは、包括的な政府ポータルサイトである「シンガヴ (SINGOV)」(http://www.gov.sg/) と、市民手続きを中心とした「e-シティズン (e-Citizen)」(http://www.ecitizen.gov.sg/) の 2 種類のポータルサイトを設けている。

毎月 25 万ページが閲覧されている「シンガヴ」は 2001 年 11 月に立ち上げられたものである。「シンガヴ」を運営管理するのは、シンガポール情報通信芸術省 (Ministry of Information,

Communications and the Arts）公共通信部（Public Communications Division）の全国マーケティング課（National Marketing Department）である。「シンガヴ」は、a.首相や政府機関などへのリンク「Government Who's Who」、b.官報や公式発表「Press Releases: Statements & Speeches」、c.政府統計入手や政府発行物など政府関連情報「Government Information & eService」、d.民間企業対象の「Information & eServices for Business」、e.外国人向け「Information & eServices for non-Singaporeans」の5つのインデックスに分類されている。企業向けインデックスでは、税金や起業に関する情報やリンクが掲載されており、外国人向けインデックスでは、シンガポール国籍やビザ取得のための手続きに関する情報が入手できるようになっており、それぞれのユーザのニーズに合った構成となっている。

一方、総合生活情報を提供する「e-シティズン」は1999年に立ち上げられたポータルで、シンガポール情報通信開発局（Infocomm Development Authority of Singapore）が運営管理を行っている。「シンガヴ」からもオンライン手続きについては「e-シティズン」にリンクするようデザインされている。このポータルサイトでは、婚姻届といった手続きから、不動産の売買、図書館利用登録、政府発行物購入、旅行予約など、様々なサービス利用のための情報入手と登録手続きを行うことができる。

「シンガヴ」も「e-シティズン」も、「ワン・ストップ」で行政手続きからフライトの時刻チェックなどまで行えるサイトデザインになっており、ユーザの使いやすさが優先されている。

2．2　オンライン確定申告の可・不可

オンライン確定申告システムは、日本、中国、マレーシアの3カ国以外では既に整備が進んでおり、米国では1990年、カナダでは1993年、ドイツでも1999年にオンライン確定申告サービスが開始されている。日本においても国税庁が、2004年2月から段階的に電子確定申告を開始する予定を発表している。（表2　参照）

表2　オンライン確定申告の有無

日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	フィンランド	シンガポール	台湾	韓国	香港	中国	タイ	マレーシア
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×

Source: ワシントンコア作成

米国などでは、連邦・州所得税などは給料から差し引かれるものの、各市民が毎年確定申告を行わなければならないため、市民に対する便宜を図るための措置としてオンライン確定申告システムが早い段階で導入されたという背景がある。また、確定申告を電子化することで国税庁における業務負担も軽減されるというメリットも無視できない。

市民がオンライン確定申告を利用する際の手続きは各国で異なっており、例えば、カナダのオンライン確定申告システムである「NETFILE」は、「NETFILE」で確定申告を行えるオプションを備えた会計ソフトウェアを持つ市民のみが利用できる。この会計ソフトウェアは複数のソフトウェア会社から有料で販売されているもので、「NETFILE」利用自体は無料で行えるが、ソフトウェア購入のためのコストがかかることになる。

3．　e-ラーニング

各国におけるe-ラーニングの進展度を示す指標として、コンピュータ1台当たりの生徒数のデータを取り上げるが、アジア、北米、そして欧州各国には、それぞれ独自の社会的背景や教育制度がある他、「学校」や「教育」が各国の社会で持つ目的や役割が異なり、さらに、「公立学校」、または「初等・中等教育」という様々な切り口でデータ収集が行われていることから、データだけを見て国際比較をすることは難しい。

まず、初等教育におけるコンピュータ 1 台当たりの生徒数のデータが発表されているのは、日本、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド、シンガポールの 9 カ国である。その中でも、最も生徒数が少ないのは米国で、4.4 人の生徒が 1 台のコンピュータを共有している。それに続いて、シンガポール、フィンランド、カナダの初等学校では、平均して生徒 8 人あたり 1 台以上のコンピュータが割り当てられている。一方、日本とドイツではコンピュータ 1 台あたりの生徒数が 20 人を超えている。

中等学校でのコンピュータ 1 台あたりの生徒数は、初等教育と同じ 9 カ国におけるデータが入手可能である。日本を除く全ての国において、初等教育よりも中等教育におけるコンピュータの設置は進んでおり、コンピュータ 1 台あたりの生徒数は初等教育と同等か、またはそれ以下となっている。米国とスウェーデン、シンガポールの 3 カ国では、平均して、1 台のコンピュータを約 5 人が利用しており、日本の約 36 人の 7 分の 1 以下となっている。

最後に、日本と韓国、中国のアジア 3 カ国については、公立学校に限ったデータが発表され

ている。これを見ると、日本がコンピュータ1台あたりの生徒数が11.1人と、3カ国の中では最もコンピュータ導入が進んでおり、それに次いで韓国の16.7人、中国の51人となっている。

既に述べたように、各国におけるデータの区分や教育システムの違いなどがあるため、単純な国際比較はできないが、ここでは、各国データのうち最も低い値を利用してグループ分類を行うこととする。これによると、初等・中等学校におけるコンピュータ導入が比較的進んでいる第1グループ（コンピュータ1台あたりの生徒数5人未満）には、米国とスウェーデンの2カ国が入り、次に、カナダ、英国、フランス、フィンランド、シンガポールの、コンピュータ1台あたりの生徒数が5人以上10人未満の5カ国を第2グループと分類することができる。最後に、日本、ドイツ、韓国と中国の4カ国が第3グループに入る。（図6　参照）

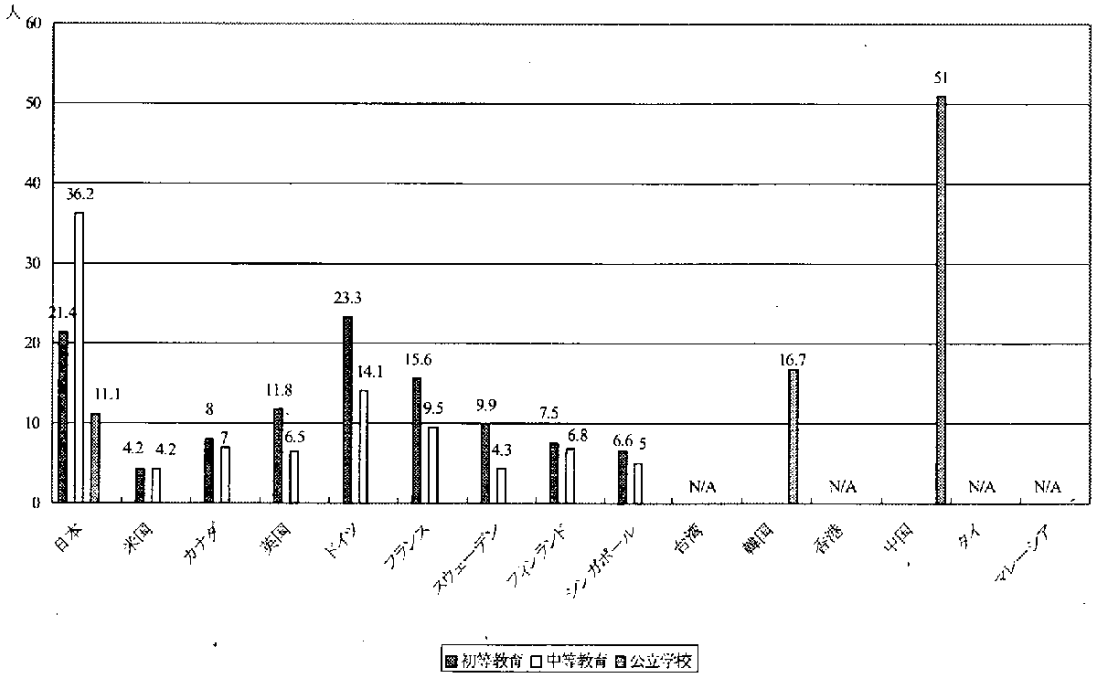

Source: 米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンフィンランド、シンガポール、日本（初等教育のみ）：オランダ政府 "International ICT benchmark 2002"（2002）「Table 18Core figures on the infrastructure in secondary education」。日本：日本政府, "平成15年版情報通信白書"（2003）「図表①コンピュータ1台あたりの生徒数」p.193。韓国：韓国政府「Number of Students per PC in 2000」。中国：中国政府 "中国電子商取引年鑑2003"（2003）「小中学校におけるコンピュータ1台あたりの生徒数」p.114

図6　コンピュータ1台当たりの生徒数

4．　e-ヘルス

e-ヘルスの代表的な指標として、ここでは、「インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合」と「インターネットによる保健情報利用」を取り上げる。

4．1　インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合

ユーロスタット（Eurostat）（欧州委員会　統計局）が、インターネットを利用する医師の割合を調査しているが、そこでは、医師がインターネットまたは医師専用ネットワークを利用する目的を、(1)学習（Access information for continuing education）、(2)医学雑誌の参照（Consulting medical journals）、そして(3)医師同士の情報交換（Exchanging views with other doctors）の 3 つに分類して、目的別の利用率を集計している。

今回の調査でデータが収集できたのは欧米 7 カ国のみである。（図 7　参照）この中で、まず、学習を目的としてインターネットを利用する医師の割合をみると、その割合が 60%以上の第 1 グループは、ドイツ（79%）、次いで英国（78%）の 2 カ国から構成されている。同割合が 40%以上 60%未満の第 2 グループには、フランス（56%）、フィンランド（56%）、スウェーデン（46%）、そして米国（45%）の 4 カ国が入っている。最後に、学習を目的としてインターネットを利用する医師の割合が 40%未満の第 3 グループには、カナダ（24%）1 カ国が入っている。

次に、インターネット利用の目的が医学雑誌の参照である医師の割合を見ると、同割合が 60%以上となっている、米国（78%）、英国（74%）、そしてドイツ（62%）の 3 カ国が第 1 グループを形成している。同割合が 40%以上 60%未満の第 2 グループには、フランス（47%）、フィンランド（47%）、スウェーデン（43%）、そしてカナダ（42%）の 4 カ国が入り、同 40%未満の第 3 グループに入る国はない。このため、多くの医師がインターネットを利用して医学雑誌を参照していることが分かる。

利用目的として全体的に最も低くなっているのが医師同士の情報交換で、割合が 60%以上の第 1 グループに入るのは米国（61%）だけである。一方、同割合が 40%以上 60%未満の第 2 グループに属する国はなく、同割合が 40%未満の第 3 グループに、英国（33%）、スウェーデン（23%）、フランス（19%）、フィンランド（19%）、そしてドイツ（15%）が入っている

北米では、学習目的よりも医学雑誌参照を目的としたインターネットの利用が高く、新しい治療法や医薬品に関する情報を入手するためにインターネットを活用するケースが多くなっている。一方、欧州諸国では学習目的でインターネットを利用する医師の割合が高くなっており、特に、英国とドイツでは、個人の技術・知識向上、または新たな資格取得といった情報取得のために、インターネットを利用する医師が多いと考えられる。また、両国の医師が、新しい医学の情報を、雑誌ではなく、学会や講義などから入手しているとも考えられる。

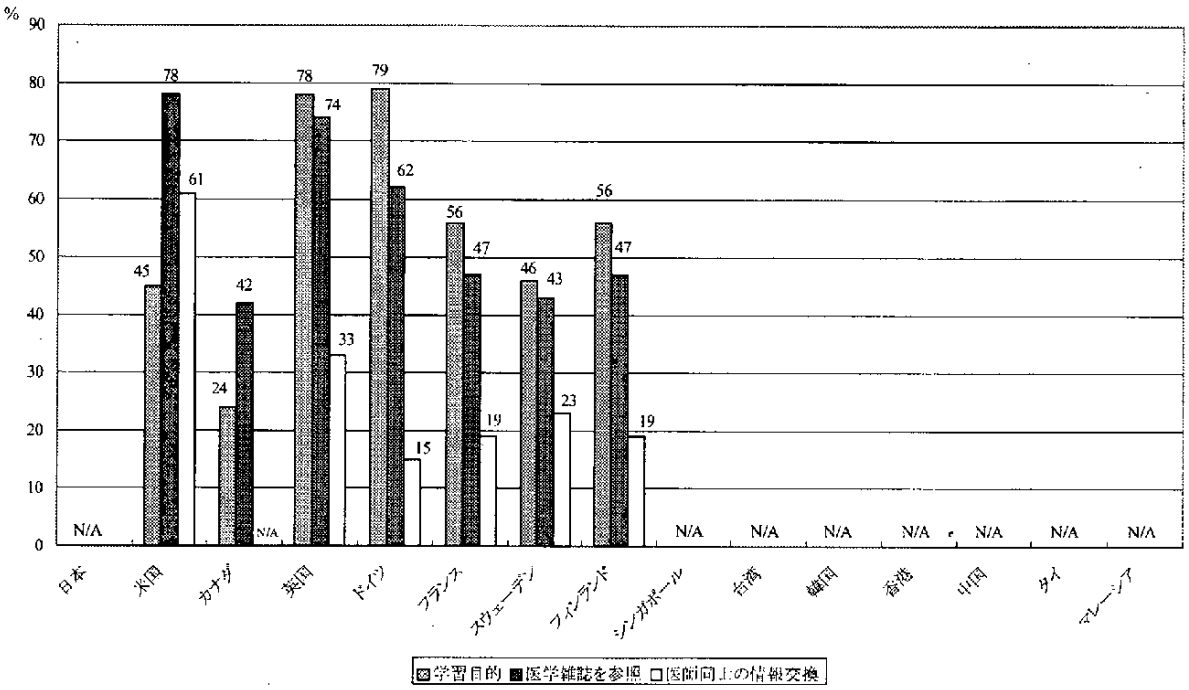

Source: 英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド（2001年データ）：EuroStat: Flash Eurobarometer 104 "Information Society Statistics Data 1996-2001, 2002 Edition"（2002）「Table 6.7 GPs with Internet or dedicated GP network using these for the following procedures (%)」。米国（2001年データ）：Harris Interactive, Health Care News, Vol. 3, Issue 6, 2003: BCG/Harris Interactive proprietary physician surveys, 2001 and 2002,「Physicians can use the Internet for keeping up-to–date on medical information. Do you use the Internet to…？」p.3。カナダ（2000年データ）：Steve K. Singh "Use of the Internet by Canadian Physicians and the Influence of the Internet on the Doctor-Patient Relationship" News and Views, Volume 78, number 2, March 2001.

図７　インターネットまたは医師専用ネットワークを利用する医師の割合

4．2　インターネットによる保健情報利用

ドイツ連邦厚生省が発表している欧州諸国5カ国における調査結果が、公的機関発表による信頼度の高いデータである。これによると、インターネットで保健情報を入手した経験がある市民の割合が30%以上の第1グループは、スウェーデン（38.7%）とフィンランド（33.5%）、同割合が20%以上30%未満の第2グループは、英国（29.4%）とドイツ（24%）、そして同割合が20%以下の第3グループはフランス（15.3%）となっている。これら5カ国以外の情報に関しては入手が不可能であった。（図８　参照）

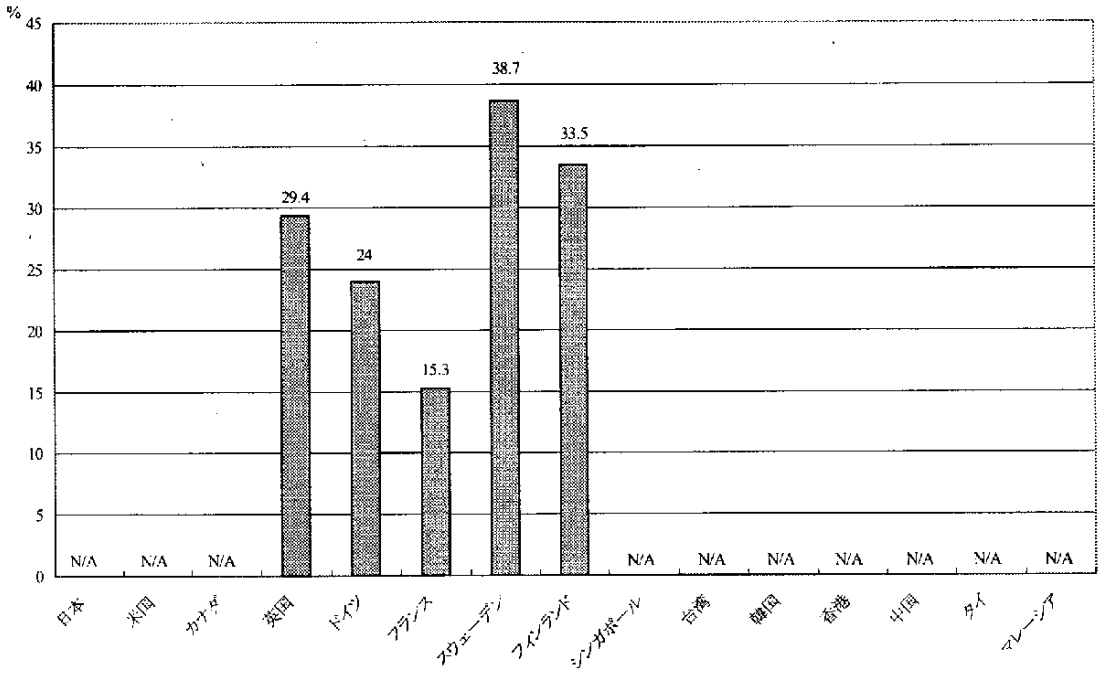

Source: German Federal Ministry of Health, Health Information Action Forum（AFGIS）"EU Citizens and Sources of Information about Health"（2003 ）「Percentage of People Who Use the Internet to Get Information About Health 2002」p.7.

図８　インターネットによる保健情報利用

5．　電子商取引

電子商取引の進展を各国比較するため、ここでは、電子商取引市場規模、国民一人当たりの電子商取引額、そしてオンライン・ショッピング利用率の3つの指標を取り上げている。

5．1　電子商取引市場規模

15カ国・地域の電子商取引市場規模を見ると、経済大国の米国と日本における市場規模が他国を圧倒しており、それぞれ1兆660億ドル、5,186億ドルとなっている。ここでは、市場規模1兆ドル以上を第1グループ、5,000億ドル以上1兆ドル未満を第2グループに分類しているので、米国が第1グループ、日本が第2グループにそれぞれ入ることになり、それ以外は全て市場規模5,000億ドル未満の第3グループ諸国・地域となる。第3グループの中でも市場規模が比較的大きいのは、ドイツ（449億ドル）と韓国（367億ドル）の2カ国である。

電子商取引は、企業間（いわゆるB2B）と、企業と一般消費者間（B2C）の2種類に分類することができる。一般的にB2C電子取引よりもB2B電子取引の市場の方が大きくなっており、例えば、米商務省は、米国の電子商取引のほぼ93%はB2B電子商取引であるという報告を2003年に行っている。日本においても、B2B電子商取引が60兆円あるのに対し、B2C電子商取引は1兆5,870億円に過ぎず、B2Bが電子商取引全体の97%を占めていることが、総務省情報通信政策局の調べにより明らかになっている。（図9　参照）

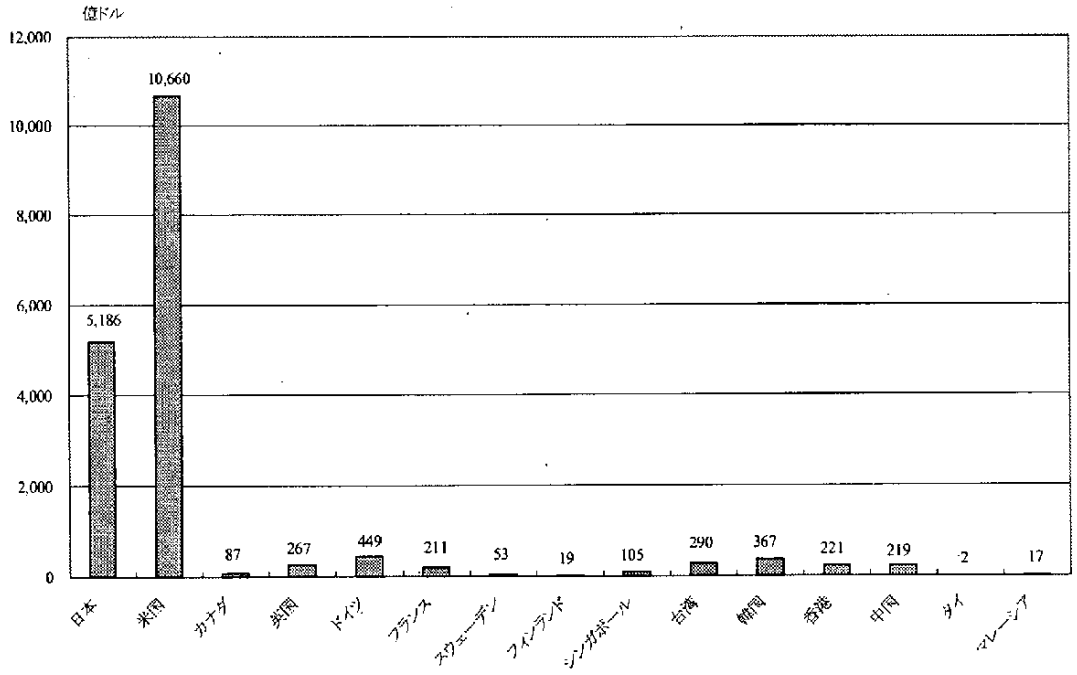

Source: 日本（2002年のデータ）：日本政府 "ITの経済分析に関する調査"（2003）「B2B電子商取引市場規模」「B2C電子商取引市場規模」p.81、p.82.（2002年12月31日時点での為替レート1米ドル＝118.75円で換算）。米国（2001年のデータ）：米国政府 "2001 E-commerce Multi-sector Report"（2003）「U.S. Shipments, Sales, Revenues and E-Commerce: 2001 and 2000」。カナダ（2001年のデータ）：カナダ政府 "The Daily, Electronic commerce and technology"（2003）「Combined private and public sector online sales in 2002」（2002年12月31日時点での為替レート1米ドル＝1.58カナダドルで換算）。英国（2001年のデータ）：英国政府 "2001 e-commerce survey: online trading by UK business by sector"（2002）「Table 1: Online sales by UK businesses in the non-financial sectors, by broad sector」（2001年12月31日時点での為替レート1米ドル＝0.688英ポンドで換算）。フランス、ドイツ（2001年のデータ）：電子商取引推進協議会「海外における電子商取引推進状況調査報告書2002年」（2003）「表1-9 欧州の電子商取引規模と成長率」p.32. IDC, European Information Technology Observatory。スウェーデン（2001年のデータ）：スウェーデン政府 "Facts about information and communications technology in Sweden 2003"（2003）「5.21 Value of Internet Sales in SEK, 2001」（2001年12月31日時点での為替レート1米ドル＝10.46クローナで換算）。フィンランド（2001年のデータ）：Nordic Council of Ministers "Nordic Information Society Statistics 2002"（2001年12月31日時短での為替レート1米ドル=0.89ユーロで換算）。シンガポール、台湾、タイ、マレーシア（2002年のデータ）：電子商取引推進協議会, "海外における電子商取引推進状況調査報告書 2002年"（2003）「表1-9 欧州の電子商取引規模と成長率」p.38。韓国（2002年のデータ）：韓国政府 "Informatization White Paper"（2003）「Revenue of Online shopping business」p.39。香港（2001年のデータ）：香港政府「Business Receipts From Selling Goods, Services or Information Through Electronic Means 2001」。中国（2002年のデータ）：中国電子商取引年鑑編集部 "中国電子商取引年鑑 2003"（2003）「B2C電子商取引市場規模」p.3, :CCID（2002年12月31日時点での為替レート1米ドル＝8.28人民元で換算）

図9　電子商取引市場規模

５．２　国民一人当たりの電子商取引額

電子商取引の浸透度を測る指標として、国民一人当たりの電子商取引額を利用することができる。前述した電子商取引市場規模の大きい日本と米国が上位２位を占めており、国民１人当たりの年間電子商取引額 3,000 ドル以上の第 1 グループを構成している。

しかし、第 1 グループに続いて、香港が 2,988 ドル、シンガポールが 2,278 ドル、そして台湾では 1,283 ドルとなっており、電子商取引市場で見られたような米国・日本とその他の国々との格差は、一人当たりの電子商取引額では縮小している。香港・シンガポール・台湾の 3 カ国・地域は、国民一人当たりの電子商取引額 1,000 ドル以上 3,000 ドル未満の第 2 グループに入っている。

最後に、同 1,000 ドル未満の第 3 グループには、韓国（760 ドル）、スウェーデン（596 ドル）、フランス（544 ドル）、英国（444 ドル）、フィンランド（360 ドル）、ドイツ（350 ドル）、カナダ（270 ドル）、マレーシア（73 ドル）、中国（17 ドル）、そしてタイ（3 ドル）が入っており、PC やインターネット、ブロードバンドといったハードインフラにおける普及率が高い諸国であっても、電子商取引環境が発展途上であるところも多いことが読み取れる。（図１０　参照）

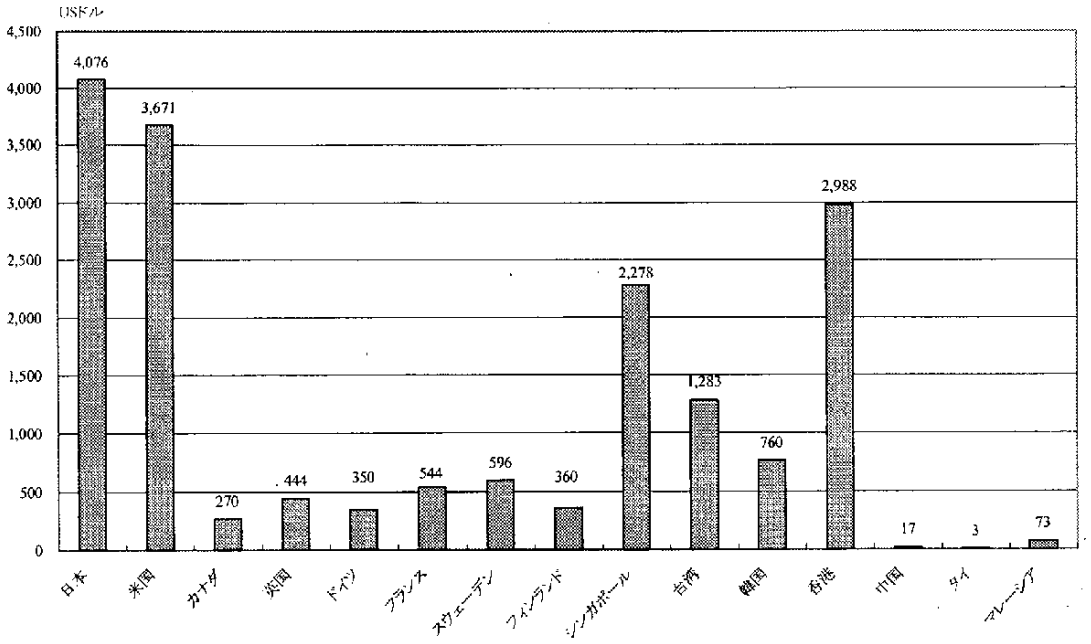

Note: 各国の数値は、図９の数値を人口（米中央情報局の公開数値「World Fact Book」）で割って計算したもの

図１０　国民１人当たりの電子商取引額

５．３　オンライン・ショッピング利用率

オランダ政府による「International ICT Benchmark 2002」のオンライン・ショッピング利用率の定義は、16 才以上のインターネット・ユーザ人口のうち、オンライン・ショッピングをしたことがあるユーザの割合となっている。オンライン・ショッピング利用率が 20%以上の第 1 グループに入る国は、米国（33%）、スウェーデン（29%）、ドイツ（28%）、そして英国（24%）の 4 カ国である。それに続いて、同利用率が 10%以上 20%未満の第 2 グループには、カナダ（18%）、日本（17%）、フィンランド（17%）、そしてフランス（12%）の 4 カ国が入っている。シンガポール（9%）は第 3 グループで、オンライン・ショッピング利用率は 10%未満となっている。

オンライン・ショッピング利用率は、今後各国において高まると考えられるが、写真では商品のイメージが沸かなかったり、クレジットカード番号や住所などの個人情報をオンライン上で送付することへの不安があるなど、オンライン・ショッピングの利用に抵抗を感じる消費者もまだ多い。このため、オンライン販売を手掛ける企業側でも、個人情報転送におけるセキュリティの強化や、商品の取り揃えの充実、送料無料サービスなど顧客層拡大の努力を続けてお

り、今後さらにB2C電子商取引市場が拡大される可能性が高くなっている。(図１１　参照)

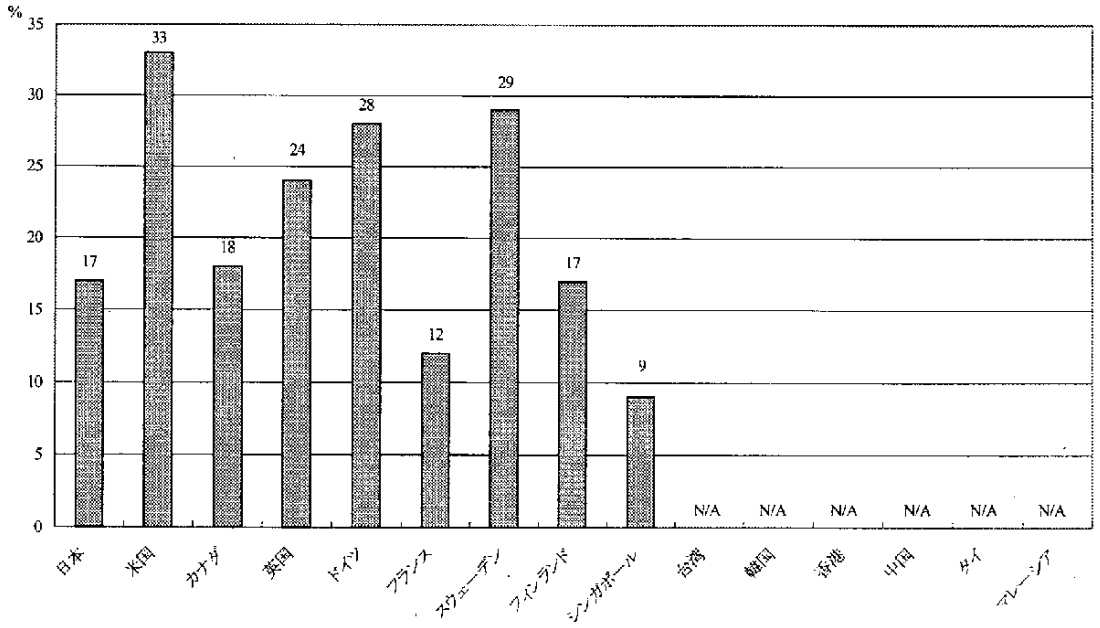

Source: 日本、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド、シンガポール（2001年データ）：オランダ政府 "International ICT benchmark 2002" (2002)「Table 20 Internet use and online shoppers among the population aged 16 years and above」

図１１　オンライン・ショッピング利用率

６．　ITセキュリティ

ITセキュリティの分野における各国の進展を分析するため、「16才以上の人口10万人当たりのセキュアサーバ数」と、「コンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合」の、2つの指標を取り上げる。

６．１　16才以上の人口10万人当たりのセキュアサーバ数

セキュアサーバとは、ユーザがオンライン上で入力する個人情報（クレジットカード番号や銀行口座番号）を暗号化するためのシステムを導入しているサーバであり、セキュアサーバ数が増加することで、オンライン・ショッピングに対する消費者からの懸念を和らげ、電子商取

引全般の促進につながると考えられる。

オーストラリア政府が行った調査では、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、そして、フィンランドの7カ国のデータのみが公開されている。これによると、16才以上の人口10万人当たりのセキュアサーバ数が200台以上と、最も多い第1グループには米国(312台）が入っている。人口10万人当たりのセキュアサーバ数が100台以上200台未満の第2グループには、スウェーデン（142台)、フィンランド（127台)、そして英国（132台）の3カ国が入り、同数が100台未満の第3グループは、ドイツ（78台)、日本（63台)、そしてフランス（33台）から構成されている。(図１２　参照)

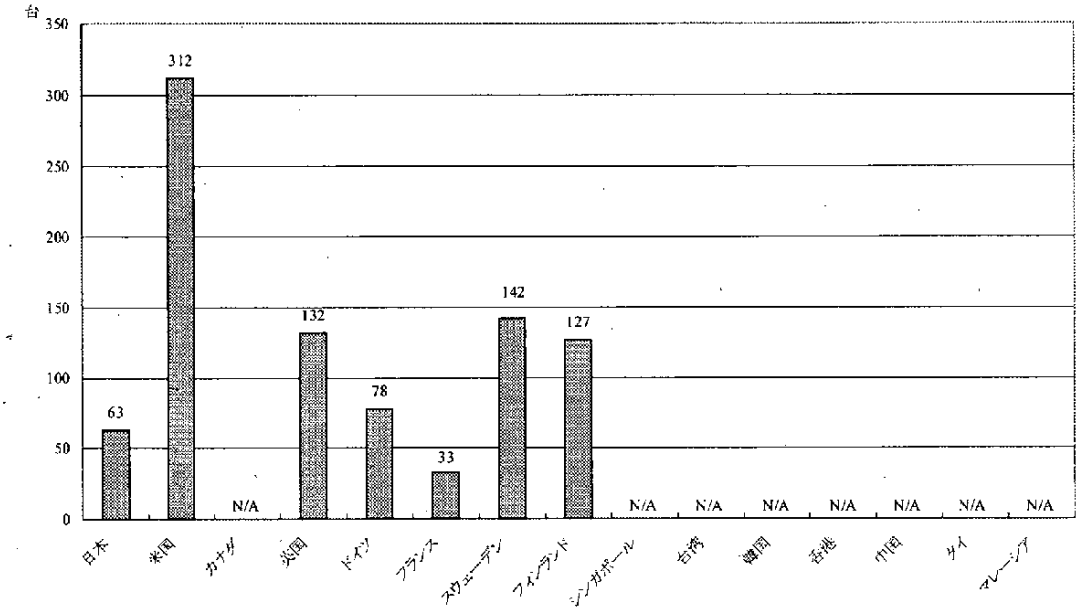

Source: 日本、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン（2001年データ)、米国（2000年データ)：オーストラリア政府「Number of secure servers per 100,000 persons 16 years and over with Internet access」

図１２　**16**才以上の人口**10**万人当たりのセキュアサーバ数

電子商取引市場の規模が世界最大の米国においては、セキュアサーバの台数が、第2位のスウェーデンと比べても2倍以上多くなっている。米国では、電子商取引市場が元々大きいことに加えて、今後も市場の成長が予測されているため、セキュリティに対するニーズも今後も拡大すると考えられる。

第2グループに入っている欧州諸国の電子商取引市場規模とセキュアサーバ数を比較すると、欧州内で市場規模の大きな英国で、やはりセキュアサーバ数が多くなっている。しかし、英国と同様、電子商取引市場規模の大きなドイツやフランスのセキュアサーバ数は、比較的少なくなっている。また、米国に次いで電子商取引市場が大きい日本でも、セキュアサーバ数は少ない。このため、セキュアサーバの数がオンライン・ショッピング率を決定するというよりも、それ以外の様々な要因が働いていると考えなければならないようである。

しかし、オーストラリア政府による同調査では、2000年から2001年にかけて、セキュアサーバ数の増加率が最も高いのは日本で前年比174%増、最も低いのが米国で前年比31%増という結果も発表している。つまり、今後さらなる電子商取引市場の成長が見込まれている日本で、セキュアサーバが企業を中心に広い範囲で導入されているといえる。日本以外においても、フィンランド（92%）、英国（80%）、そしてドイツ（71%）がセキュアサーバ数の増加率が目覚しい。

6．2．コンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合

最後に、コンピュータ・ウィルスに感染したことのある企業・団体の割合をITセキュリティの進展の代表的指標として取り上げる。コンピュータ・ウィルスとは、電子メールやインターネットからのダウンロードからコンピュータに侵入するコンピュータ・プログラムで、コンピュータ内でウィルスが自動的に自己複製し、勝手に感染した電子メールを送信したり、コンピュータ内のファイルに被害を及ぼす他、悪性のものではハードドライブの設定を変えてしまったり、既存のファイルを削除してしまうものもある。

一般的にウィルスに感染した事実を企業などがきちんと報告しないケースも多く、データ収集は困難であるが、情報処理振興事業協会（2004年1月、「独立行政法人 情報処理推進機構」（IPA ：Information-technology Promotion Agency Japan）として発足）が2003年3月に公表している調査報告書によると、2002年にコンピュータウィルスに感染した企業・団体の割合は韓国が最も高く、63.3%となっている。次に同割合が高いのは英国（44%）、台湾（41.1%）と日本（35%）で、欧米諸国よりもアジア諸国・地域においてコンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合が高くなっている。

情報処理振興事業協会の調査報告書のサンプリング数は以下のとおりである。

日本：サンプリング数：1757 社、感染した数：615 社（35%）
米国：サンプリング数：502 社、感染した数：134 社（26.7%）
ドイツ：サンプリング数：484 社、感染した数：62 社（12.8%）
韓国：サンプリング数：496 社、感染した数：314 社（63.3%）
台湾：サンプリング数：499 社、感染した数：205 社（41.1%）
（英国と香港に関しては、元データに上記のような数値は公開されていない）

ここでは便宜的に感染率 25%未満を第 1 グループ、同 25～50%未満を第 2 グループ、そして同 50%以上を第 3 グループとすると、感染率の最も低い第 1 グループにはドイツが入り、第 2 グループに米国、香港、日本、台湾、英国の 5 カ国、そして感染率が最も高い韓国が第 3 グループに分類される。

しかし、コンピュータ・ウィルスへの理解が高まると同時に、悪性のコンピュータ・ウィルスが最近増加し、サーバがダウンしたり重要な企業情報が削除されるという事件が多発したため、ウィルス被害を最小に抑えるための予防策を取る企業や機関が各国において増加している。（図１３　参照）

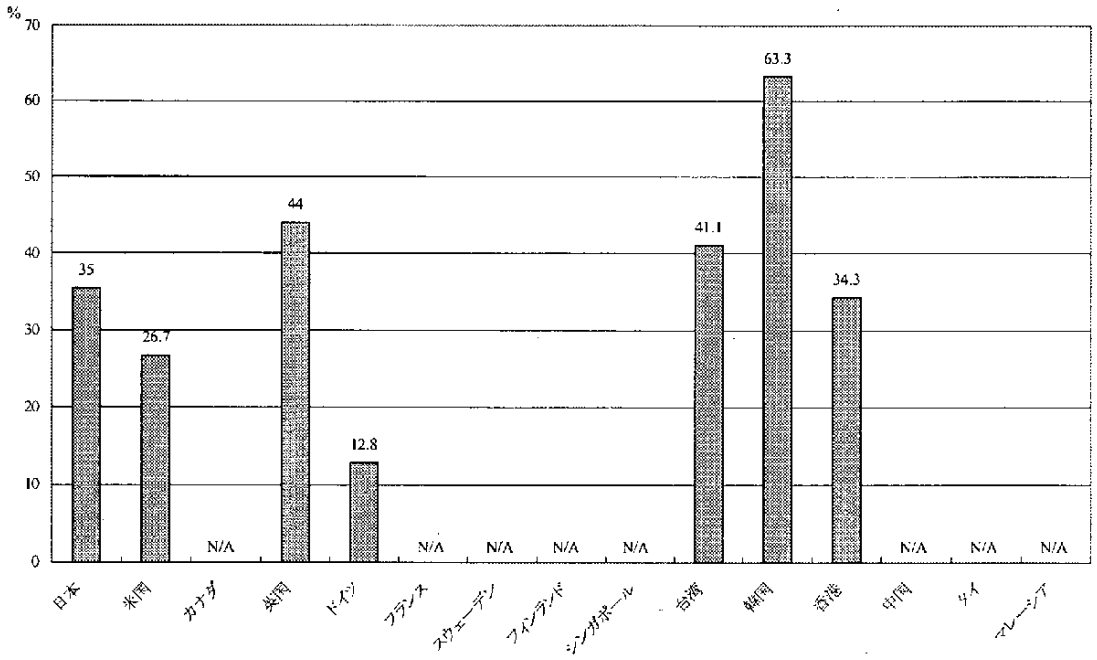

Source: 情報処理振興事業協会 "海外におけるコンピュータウィルス被害状況調査報告書"「コンピュータウィルスに感染した企業・団体の割合」p.31. "国内におけるコンピュータウィルス被害状況調査報告書" 「コンピュータウィルスに感染した企業・団体の割合」p.19. 英国（2002 年のデータ）: UK Department of Trade and Industry "Information Security Breaches Survey 2002: Executive Summary" April 2003. 香港（2002 年のデータ 2003 年発表）: Legislative Council of Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China "2002 Surveys on IT Usage and Penetration in the household and business sectors" January 13, 2003.

図１３　**2002** 年にコンピュータ・ウィルスに感染した企業・団体の割合

第２部　IT 政策編

総　論

情報技術（IT: Information Technology）政策は、欧米の先進主要国のみならずアジア諸国や国際機関等でも活発に議論されており、今や特定な国のみの政策にとどまらずグローバルなテーマとなった。また、世界的なIT不況の中でも、各国並びに国際機関が経済発展の推進力として情報技術に寄せる期待は変わっていない。

米国では、2001年の同時多発テロ攻撃をきっかけに、情報システムの保護等のサイバーセキュリティの強化を国家戦略に挙げている。2003年2月、ホワイトハウスは「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」を発表した。また、カナダでは、CANARIE（カナダ産業省が支援する民間非営利機関）によるネットワーク・インフラストラクチャの開発等、カナダにおけるインターネット接続性を更に推進している。

一方、欧州では、2002年6月に「第6次フレームワークプログラム」が発表された。2003年1月1日から2006年12月31日を対象期間とし、ERA（European Research Area：欧州研究エリア）の設立および技術革新を目標とする。英国では2002 UK online Annual Reportが報告され、英国は世界における電子商取引の最適環境を備えた国として、米国に次いで第2位であることが示された。英国政府は2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにすることを目標としている。ドイツでは、2003年3月、"Agenda 2010"が発表された。これは、労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラムである。フランスでは2002年11月、「情報社会におけるディジタル共和国構想：RE/SO 2007」を発表し、情報社会の実現に向けた様々な政策を実施している。2003年のアクション・プログラムとしては、RE/SO 2007の継続実施及び各省庁間サービスを前提とした電子行政の大改革を掲げ、RE/SO 2007の充実化をめざしている。スウェーデンでは、2000年6月、「全国民のための情報社会」が可決された。現在は、この地位を維持し、かつ将来的にも強化することが求められている。この結果、2003年6月、政府はIT政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）を選任した。フィンランドは、 2003年6月、首相に就任したマッティ・ヴァンハネンによる政府プログラムを策定した。この政策プログラムの中でIT政策に関係するのものは、情報社会政策プログラム（Information Society Policy Programme）である。この政策プログラムでは、情報社会の発展には他の政策分野との協力が不可欠であることが広く認識されている。

中国政府の情報技術政策は、1986年の「七五」（第7次5ヵ年計画）から開始する。そ

の後、1991年から「八五」(第8次5ヵ年計画)、1996年から「九五」(第9次5ヵ年計画)を実施し、現在は、2001年から開始された「十五」(第10次5ヵ年計画)を実施中である。また、香港特別行政区政府のIT政策は、1998年11月に公布された1998 Digital 21 IT Strategyから開始される。現在は、過去5年間で高まった機運を維持し、ITのもたらす恩恵を企業、コミュニティおよび香港政府各々が活用するため、2001 Digital 21 IT Strategyを見直しており、2004年早々にもこのStrategyを更新した2004Digital 21 IT Strategyを発表する計画である。シンガポール政府のIT政策は、1980年代という世界的に見ても早い時期から実施されている。最初のIT政策としては、1980年に「国家コンピュータ化計画(National Computerization Plan)」が実施され、ITの利用による行政の改善という本来の目的のほかに、ITへの認識の拡大、IT能力の養成促進、地方におけるIT産業の需要につながった。現在は2003年3月に立ち上げたConnected Singaporeが実施されている。この政策においては、世界における情報通信拠点のひとつとしてのシンガポールの地位確立をめざし、今後3年間で情報通信産業の発展を促進するための短期目標、戦略などが明らかにされている。台湾政府では、2002年6月にe-台湾プロジェクトが承認された。このプロジェクトは、2002年5月に策定された「挑戦2008年－6ヵ年国家発展計画」の一構成要素となった。これは、最終的に、最適なハイテク「グリーン・シリコン・アイランド」を実現し、アジアのe-リーダーの一国に生まれ変わることを目指すプロジェクトである。マレーシアでは、1991年2月、マハティール首相(1981年、首相就任、2003年10月同退任)によってマレーシア政府の長期経済計画であるVision 2020が発表された。これは2020年までにマレーシアを先進工業国にすることを目的とした経済社会開発構想である。このVision 2020の一環として開発されたプロジェクトがマルチメディア・スーパー・コリドーである。タイ政府は、国家の経済および社会の発展ならびに競争力の強化を牽引する潜在力を持つものとしてICT(情報通信技術)をはやくから認識し、1992年にはNITC(National IT Committee:国家IT委員会)設立のためのイニシアチブを開始した。また、2002年3月、内閣は21世紀最初の10年におけるタイのICT開発政策の枠組みとしてIT2010を承認した。

OECDでは、2002年7月、「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン」を発表した。現在は、電子商取引のセキュリティ、ハッキング、プライバシー、サイバー犯罪といった周知の問題のほかに、世界の国々による情報システムへの依存の拡大、サイバー・テロへの不安など、ますます社会的脆弱性が肥大している。これらの状況に鑑み、OECDは、このガイドラインにおいて、ディジタル経済および情報社会の安定した発展のため、全ての加盟者間の"Culture of Security"の普及を要請している。さらにOECDは、この情報セキュリ

ティ・ガイドラインを、非加盟国を含む世界全体で実施するため、その事業を拡大する必要性があると認識している。GBDe は、1999 年の設立以来活動の中心であった政策策定から、GBDe の提言に対する世界中の利害関係者の支持を拡大するプログラムの実施へと、2003 年、よりバランスのとれた活動を行うことに方向を転換した。

表 1 に主要国等における最近の情報技術政策の経緯を示す。

表 1　主要国等における最近の情報技術政策経緯

国・国際機関	発表時期	テーマ・概　要
米　国	2002 年 2 月	「**A Nation Online**」 2001 年 9 月、1 億 4,300 万人（人口の 54%）、インターネットを使用。1 億 7,400 万人（人口の 66%）、コンピュータを使用
	2002 年 2 月	「デジタル・エコノミー　**2002**」 景気後退にもかかわらず、米国産業は国内の IT 資本ストックを形成し続け、経済基盤の持続的強化をもたらしていると結論
	2002 年 2 月	「**E-government Strategy**」 24 のイニシアティブ（24 の行政サービス）を電子政府構想の具体策として発表
	2003 年 2 月	「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」 3 つの戦略目標（①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化）
カナダ	2002 年 3 月	「**2002 - 2003** 年における計画・優先的政策に関するリポート」 5 つの戦略目標（①革新、②接続性（CANARIE によるネットワーク・インフラストラクチャの開発の支援等を通して達成）、③市場、④投資、⑤貿易）
欧州連合	2002 年 5 月	「**eEurope 2005**　アクションプラン」 広範に利用可能なブロードバンド・インフラストラクチャに基づいたセキュリティの高いサービス、アプリケーション、コンテンツの開発の活性化。
	2002 年 6 月	「第 **6** 次フレームワークプログラム」 研究開発予算総額は 175 億ユーロ。第 5 次と比較して 17%の増加
英　国	2000 年 9 月	「**UK** オンライン」 5 つの目標提起。①人々の自信、②ビジネスとしての成功、③見本としての政府等
	2001 年 11 月	「**UK Online** 年次レポート　**2001** 年　第 **2** 版」 市場の近代化、国民の能力向上、企業の活性化、政府のオンライン化、世界的水準のサービス提供という 5 つの重要課題。3 つの目標を表明
	2002 年 11 月	「**UK Online** 年次レポート　**2002** 年　第 **3** 版」 3 つの目標（①英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。②2005 年までに全ての行政サービスが電子的に利用できるようにする③2005 年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。）
ドイツ	2002 年 2 月	「**Information Society Germany**」 1999 年 9 月に発表された「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の 7 つの中心的アクション・プログラムの進捗状況を評価.
	2002 年 2 月	「**IT-Research 2006**」 2002 年から 2006 年までに、総額 15 億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じ、さらに 15 億ユーロを研究機関への支援として投資
	2003 年 3 月	「**Agenda 2010**」 労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラム

フランス	2002年11月	「情報社会におけるディジタル共和国構想：**RE/SO 2007**」 二大目標。(①フランスの情報化の遅れに終止符を打つ、②全国民のための情報社会の実現)
スウェーデン	2000年6月	「情報技術議案「全国民のための情報社会」法案可決」 3つの優先政策、①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策
フィンランド	2001年6月	「情報社会諮問委員会による**2001**年レポート」 2000年6月に発表された「情報社会としてのフィンランド」の評価と2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）における新たな提言
	2003年6月	「情報社会政策プログラム」
中　国	2001年	「第**10**次**5**カ年計画」 ハイテクとその産業化の発展を重点的におしすすめ、情報技術、バイオテクノロジー、先進的な製造技術、新素材技術、航空および宇宙開発技術、新エネルギー技術、海洋技術などの発展を目指す
香　港	2004年初頭	「**2004 Digital 21 IT Strategy**」 インターネットで接続された世界において、世界有数のe-businessコミュニティかつディジタル都市としての地位確立を目指す
シンガポール	2003年3月	「**Connected Singapore**」 世界的なInfocomm Capital（情報通信拠点）としての地位確保を目指す
台　湾	2002年6月	「**e-台湾プロジェクト**」 最適なハイテク「グリーン・シリコン・アイランド」を実現し、アジアのe-リーダーの一国に生まれ変わることをめざす
マレーシア	1995年8月	「マルチメディア・スーパー・コリドー（**MSC**）計画」 サイバージャヤを中央に配し、シティセンター、プトラジャヤ新行政都市、クアラルンプール新国際空港を結ぶ東西に15km、南北50kmの地域で、マルチメディア技術を活用した都市開発を行う
タ　イ	2002年3月	「**IT2010**」 21世紀最初の10年におけるタイのICT開発政策の枠組み
OECD	2002年7月	「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン」 新たな9つの原則（①認識、②責任、③対応、④倫理、⑤民主主義、⑥リスクアセスメント、⑦セキュリティの設計及び実装、⑧セキュリティマネジメント、⑨再評価）
GBDe	2002年10月	「第**4**回総会」（ブリュッセル）

Source: 各国政府等発表資料から作成

1．米　国

米国のIT政策は、各省庁独自のイニシアチブの他、多機関にまたがるイニシアチブ、連邦政府、地方政府の施策などにより、数多く交錯して実施されている。その中でも、2002度からの国家優先課題の1つである「国土の安全保障」に取り組む国土安全保障省、同じく「テロとの戦いに対する勝利」に取り組み、インターネット黎明期に大きな役割を果たした国防総省への予算配分が多いことから、これらの省のIT政策に果たす役割は大きいことがわかる。

クリントン政権（1993年1月～2001年1月）は、政権発足当初から、国内経済の活性化に向けた情報技術（IT）を重要政策課題として位置付け、その強化に積極的に取組んできた。

ブッシュ政権が誕生してからは、2002年2月に「A Nation Online」、「デジタル・エコノミー2002」、「E-government Strategy」が発表された。

「A Nation Online」は米国民におけるIT普及状況調査のレポートであり、2001年9月時点、米国民の54%が、インターネットを使用し、66%がコンピュータを使用していたことが述べられている。

「デジタル・エコノミー　2002」はITとマクロ経済を分析したレポートであり、景気後退にもかかわらず、米国産業は国内のIT資本ストックを形成し続け、経済基盤の持続的強化をもたらしていると分析している。

「E-government Strategy」では24のイニシアティブ（24の行政サービス）が電子政府構想の具体策として明らかにされた。(①レクリエーション・ワンストップ：内務省（Department of the Interior)、②受給資格支援オンライン：労働省（Department of Labor)、③ ローン・オンライン：教育省(Department of Education)、④ USAサービス：連邦調達庁(General Services Administration)、⑤ EZ納税：財務省／内国歳入庁（Department of Treasury/Internal Revenue Service）等の行政サービス)

2001年の同時多発テロ攻撃をきっかけに、情報システムの保護等のサイバーセキュリティの強化を国家戦略に挙げている。2003年2月、ホワイトハウスは「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」を発表した。戦略目標として、以下の3項目が挙げられている。①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化。

2．カナダ

カナダのIT政策は、主にカナダ産業省（Industry Canada）が推進している。

2002年3月、カナダ産業省（Industry Canada）は、「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するリポート」 (2002-03 Estimates - Report on Plans and Priorities)を発表した。以下の5つの戦略目標に重点を置いている。

「**2002 - 2003** 年における計画・優先的政策に関するリポート」
①革新－カナダの革新達成能力を向上させる
②接続性－カナダをインターネット接続性が世界で最も高い国にする
③市場－公正かつ効率的な競争力のある市場を構築する
④投資－カナダを国内および国外の投資に適した場所へと向上させる
⑤貿易－世界貿易のカナダのシェアを増やすためカナダ国民と共に一丸となって努力する

5 つの戦略目標のうち、「接続性」は CANARIE（カナダ産業省等が支援する民間非営利機関）によるカナダにおけるネットワーク・インフラストラクチャの開発の支援などを通して達成される。（1998 年、CANARIE は最大で毎秒 40 ギガビットのデータ送信を提供する全国的な光学的 R&D インターネットである CA*net3 を構築した。）

3．欧州連合

欧州連合（EU: European Union）における情報技術（IT）政策は、主に、欧州委員会（European Commission）の情報社会総局（Information Society DG）と研究総局（Research DG）が、中心となってその政策を実施してきている。前者が情報社会の推進、後者が IT を含む研究開発の推進を担当していている。

1994 年には、「欧州とグローバル情報社会」（バンゲマン・レポートと呼ばれている）が、発表され IT 政策の基本的方向性が提示された。その後、各種のアクションプラン、コミュニケ、指令等が発表されてきた。

現在は、2002 年 5 月に発表された「eEurope 2005　アクションプラン」を中心に様々な IT 政策を打出してきている。eEurope は、2010 年までに EU を雇用環境が改善され社会的結束力が強く、また最も競争力のあるダイナミックな知識基盤型経済社会にすることを目標としたリスボン戦略の一部を構成するものである。

これにより、eEurope 2005 は、最終的に広い地域で利用可能なブロードバンド・インフラを基盤とする安全なサービス、アプリケーションおよびコンテンツの活性化を目標とする。この目標に従い、eEurope 2005 の具体的なアクション・プランでは、以下の４項目を目的とする。①民間投資および雇用の創出に好ましい環境の整備、②生産性の向上、③公共サービスの近代化、④全ての人々に対する世界的な情報社会への参加機会の提供。

2002年6月には「第6次フレームワークプログラム」が発表された。このプログラムは、2003年1月1日から2006年12月31日を対象期間とし、ERA（European Research Area：欧州研究エリア）の設立および技術革新を目標とする。

4．英　国

英国のIT政策は、e-Ministerを兼務する貿易産業省大臣を頂点としたDTI(Department of Trade　and Industry：貿易産業省）が中心となって実施している。このほかに、1999年に内閣府内に設立されたOffice of the e-Envoy (OeE)が、直接首相、IT政策関連の報告（例：UK Onlineの進捗状況）を行う。

1996年2月、英国政府による最初の包括的な情報技術（IT）政策である「情報社会イニシアティブ」が発表された。ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5か年計画（1996-2000年）として開始した。

その後、「情報社会イニシアティブ」は、2000年9月に新たに「UK Online」というIT政策に置き換わり、現在ではこの「UK Online」が、英国政府における包括的なIT政策と位置付けられている。

2001年11月、「UK Online年次レポート　2001年」（第2版）が、発表された。①市場の近代化、②国民の能力向上、③企業の活性化、④政府のオンライン化、⑤世界的水準のサービス提供という5つの重要課題を取り上げている。3つの目標を表明した。

①2002年までに英国を電子商取引の世界でもっとも整備された安全な環境にする。
②2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。
③2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにする。

2002年11月には、「UK Online年次レポート　2002年」（第3版）が、発表された。3つの目標を表明した。

① 英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。
② 2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにし、重要なサービスにおいては高いレベルでの使用を実現させる。

③ 2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

5．ドイツ

ドイツにおける情報技術を含む産業政策は、連邦教育研究省（BMBF:Bundesministerium für Bildung und Forschung）と連邦経済労働省（BMWA: Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit（2002年10月、シュレーダー第2期政権で連邦経済技術省と連邦労働省が統合し、新しい型の連邦経済労働省となった。））の2つの省に分かれて実施されている。連邦教育研究省は、主に大学や公的研究機関の研究活動や研究プロジェクトの支援を担当しており、一方、連邦経済労働省は、主に民間企業の研究開発支援やエネルギー研究等を担当している。

1999年11月、連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）が、連邦教育研究省と共同で「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用（Innovation and jobs in the Information Society of the 21st Century)」というアクション・プログラムを発表した。これは2005年までの5か年計画であり、30億ドイツマルクの予算が配分された。

2002年2月、連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）と連邦教育研究省は「Information Society Germany」を発表した。この報告書では「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラム（①新しいメディアへのアクセス、②教育におけるマルチメディア、③機密性とセキュリティ、④革新的雇用 － 新しいアプリケーション、⑤技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、⑥近代的行政に向けた電子政府、⑦欧州および国際協力）における進捗状況を評価している。

2002年2月に、連邦教育研究省は、情報通信技術分野の研究助成プログラム、IT Research 2006（IT-Forschung 2006）を発表した。連邦教育研究省は、IT Research 2006プログラムの枠内で、2002～2006年の5年間に、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じるほか、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資する予定である。

2003年3月、シュレーダー首相は、ドイツ連邦議会で「Agenda 2010」を発表した。これは、経済成長の推進、長期的な社会保障体制の確立、ビジネス拠点としてのドイツの地位強化を目指す包括的な政府プログラムである。このプログラムは9つの主要分野に分けて具体的な政策を実施しており、産業、医療保険及び年金、統合及び移民、教育及び研究、官僚主義の削減の分野で、IT政策に関連した政策を実施している。

6．フランス

フランスのIT政策は、主にテーマ毎に分けた省庁間委員会において実施されている。各省庁がこの委員会に参加することにより、その目標実現に向けて政府全体でIT政策を実施している。

1997年8月、リオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)首相（当時）が「野心的なアクション・プラン」を発表した。ジョスパン首相は「政府は一連の提言を通じて、行政機関やその他の社会組織のために優先度を設定し、具体策を実施し、基準を用意して、国家の側から目的のはっきりした持続的な介入を実現する」と述べた。同首相はさらに「技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる」と指摘した。

1998年1月、最初の情報社会のための省庁間委員会が開かれ、「情報社会のための政府アクション・プログラム（PAGSI: Programme d'Action Gouvernemental pour la Société de l'Information）」が発表された。国家がはたす役割として、・触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。・規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。・主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間の関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。をあげている。また、6つの分野を優先事項とした。① 教育、② 文化、③ 公共サービス、④ 企業、⑤ 産業の現代化と技術革新、⑥規制の枠組み。

2002年6月、シラク大統領の直系と言われる右派のジャン・ピエール・ラファラン（Jean-Pierre Raffarin）氏を首相とする第2次ラファラン内閣が発足した（ラファラン首相は、大統領選挙の翌日2002年5月6日に任命された。同年5月7日に組織された第1次内閣は、左派のジョスパン前首相辞任に伴う暫定内閣であり、同年6月17日の国民議会選挙後に新たに組閣された）。この政権交代により、「情報社会のための政府アクション・プログラム（PAGSI）」はその役割を終えた。

2002年11月、ラファラン首相は、"Electronic Business Group（EBG）" に向けた演説の中で、新しい情報技術政策、「情報社会におけるディジタル共和国構想：RE/SO 2007」（Pour une REpublique numérique dans la SOciété de l'information）の概要を発表した。この構想は、従来のPAGSIを引き継ぎながらその問題点を改め、フランス社会の情報化に新たな活力を与えることで、「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、「全国民のための情報社会を実現する」ことを二大目標としている。

7．スウェーデン

スウェーデンのIT政策は、主にIT政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）によって実施されている。これは情報社会の発展に戦略的に取り組む作業部会として、2003年6月に設立された。

スウェーデンは、情報技術、通信、ニューメディアで世界をリードしており、米国をもしのぎ世界最強の情報技術国と言われている。この主な理由の1つは、スウェーデンにおけるパソコン改革（Personal Computer Reform）がある。

パソコン改革では、1998年1月1日、パソコンの使用を促進するための特別な税法を導入した。この税法は、コンピュータを購入した企業が税金控除を受けられるというもので、企業が従業員に免税でパソコンを購入し、従業員はそれを自宅に置くことができる。対象となる従業員は肩書きに関係なく全ての人であり、自宅でコンピュータが必要な従業員だけにとどまらない。この税法によって、小売りよりもかなり低価格でコンピュータが買えるチャンスが従業員に与えられた。

2000年3月には、政府は情報技術の急速な発展に対応するため、「全国民のための情報社会」（IT Bill: "An Information Society for All"、1999/2000:86）と題する法案において、将来の情報技術政策案を発表した。（スウェーデンの国会は2000年6月、「全国民のための情報社会」を可決した。）

「全国民のための情報社会」では、スウェーデンの情報技術政策の新しい目標として、「すべての国民が参加できる情報社会を世界で初めて実現する国になる」という構想を設定している。スウェーデンは、世界で最も情報化が進んだ国の1つとして知られているが、それでも、スウェーデンが世界初の「万人のための情報社会」として国際的に認知されるためには、まだ多くの領域で幅広い取り組みが必要とされている。

「全国民のための情報社会」では、3つの優先政策（①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策）を示している。

現在は、この地位を維持し、かつ将来的にも強化することが求められており、2003年6月、

IT 政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）が設立された。

8．フィンランド

フィンランドの IT 政策は、主に情報社会評議会（Information Society Council）が実施している。しかしながら、フィンランド政府の情報社会政策においては、各省庁および地方政府による独自の電子サービス（ES : electronic services）戦略ならびにアクション・プランの作成が義務付けられていることから、行政全体での IT 政策を推進する姿勢が明確になっている。

1994 年末、フィンランド政府は、同国最初の情報社会戦略「情報社会に向かうフィンランド－国家戦略」を発表した。（後の 1997 年の春に、この戦略は国民ではなく技術や競争力に重点を置きすぎているという批判を受け、幅広く見直された。）

2000 年 6 月、情報社会諮問委員会（ISAB: Information Society Advisory Board）は「情報社会としてのフィンランド」（Finland as an Information Society）を発表した。この報告書の目的は、フィンランドにおける情報社会の発展の全体的な展望を示し、開発およびアクションのためのプロポーザルを作成することである。このレポートでは、フィンランドの情報社会の利点、問題及び課題が述べられており、優先対応策が提起された。（①教育、知識、および研究の強化、②通信インフラ、③運用および規制環境、④情報社会からの疎外の防止、⑤公共部門のサービスとカスタマーとしての公共部門）

2001 年 6 月、情報社会諮問委員会は「情報社会諮問委員会による 2001 年レポート」（Report Of the Information Society Advisory Board 2001）を発表した。同レポートでは、「情報社会としてのフィンランド」における提言の実施状況の評価と新たな政策提案を行っている。情報社会諮問委員会は 2 つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用、②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）において新たに提言を行った。

2001 年 12 月、情報社会諮問委員会は、電子政府計画に関するレポート、「新世紀の公共サービス - オンライン政府推進のための 2002～2003 年アクション・プログラム」（Public Services in the New Millennium - Programme of Action to Promote ONLINE GOVERNMENT, 2002-2003）を発表した。同レポートでは、オンライン政府の実現を妨げる 4 つの問題領域（①オンライン・サービスの開発、実装、配信、②オンライン・サービスへの需要とサービス品質、③アクセス性、有用性、利用者のサービス活用能力、④オンライン・サービス開発の先導と調整）と

オンライン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）について記している。

2003年6月、首相に就任したマッティ・ヴァンハネンによるフィンランド政府は、政府プログラムを策定した。この政策プログラムのなかでIT政策に関係するのは、情報社会政策プログラム（Information Society Policy Programme）である。この政策プログラムでは、情報社会の発展には他の政策分野との協力が不可欠であることが広く認識されている。

9．中　国

中国のIT政策は、各々の政策分野により、科学技術部、信息産業部（「信息」は日本語の「情報」に相当、「部」は日本語の「省」に相当）、教育部、交通部などを中心に実施されている。

中国政府のIT政策は、1986年の「七五」（第7次5ヵ年計画）から開始する。この計画においては、12の全国的情報システムの構築が決定された。その後、1991年から「八五」（第8次5ヵ年計画）、1996年から「九五」（第9次5ヵ年計画）を実施し、現在は、2001年から開始された「十五」（第10次5ヵ年計画）を実施中である。

香港のIT政策は、主に工商業・科学技術局が担当し、なかでも情報・科学技術サービス部（ITSD）が中心となって実施されている。

香港のIT政策は、1998年11月に公布された1998 Digital 21 IT Strategyから開始される。これは、行政長官のIT発展に関するビジョン「未来の情報世界におけるリーダーとしての香港の地位確立」を実現する目的で実施された。その後、このIT Strategyは各イニシアチブの成果を基盤として新たな課題に取り組むべく2001年5月に更新され、2001 Digital 21 IT Strategyとして公布された。この２つのIT Strategyにより、公共部門・民間部門双方がITおよびe-businessを活用するための能力を修得し、インフラ、環境が整備された。

現在は、過去5年間で高まった機運を維持し、ITのもたらす恩恵を企業、コミュニティおよび香港政府各々が活用するため、2001 Digital 21 IT Strategyを見直しており、2004年早々にもこのStrategyを更新した2004Digital 21 IT Strategyを発表する計画である

１０．シンガポール

シンガポールの IT 政策は、主に情報通信技術省において実施されている。特にこの管理下に設置された IDA（Infocomm Development Authority of Singapore）が中心となって IT 政策を実施する。

シンガポール政府の IT 政策は、1980 年代という世界的に見ても早い時期から実施されている。これは、歴史的に通商が盛んで、長期的に国が繁栄するためには、製造業とサービス業を軸とする知識集約型産業における世界のハブとしての地位をいち早く確立することが不可欠であるとの認識に基づくと考えられる。

最初の IT 政策としては、1980 年に「国家コンピュータ化計画（National Computerization Plan）」が実施され、IT の利用による行政の改善という本来の目的のほかに、IT への認識の拡大、IT 能力の養成促進、地方における IT 産業の需要につながった。

この後、1986 年から「国家 IT 計画（The National IT Plan）」が、1992 年から「IT2000」が、2000 年から「Infocomm 21」が実施され、現在は「Connected Singapore」という名称で実施されている。

また、シンガポールのおける e-Government 政策は、国家 IT 計画と同時期に開始され、歩調を合わせて数々のプログラム/イニシアチブを実施している。最初の e-Government 政策としては、国家コンピュータ化計画（National Computerization Plan）の一環として 1980 年に立ち上げられた CSCP（Civil Service Computerisation Programme）が挙げられる。これは、2000 年、Infocomm 21 の一環として開始された第 1 次 e-Government Action Plan によって置き換えられた。その後、第 1 次 e-Government Action Plan が成功裡に終了したことから、2003 年から第 2 次 e-Government Action Plan が実施されている。

１１．台　湾

台湾の IT 政策は、主に経済省（MOEA : Ministry of Economic Affairs）および経済省を核として組織された NICI（National Information and Communication Initiative）委員会を中心として実施されている。

台湾政府は、2002年6月に承認された「e-台湾プロジェクト（e-Taiwan project）」のほかにも、様々なIT政策を実施している。特にIT技術の開発に伴って、1999年前後からIT政策を積極的に開始した。

１２．マレーシア

マレーシアのIT政策は、NITC Malaysia（National Information Technology Council of Malaysia、国家IT協議会）を中心とし、内閣においては、主にエネルギー・通信・マルチメディア省において実施されている。

1991年2月、マハティール首相（1981年、首相就任、2003年10月同退任）によってマレーシア政府の長期経済計画であるVision 2020が発表された。これは2020年までにマレーシアを先進工業国にすることを目的とした経済社会開発構想である。このVision 2020の一環として開発されたプロジェクトがマルチメディア・スーパー・コリドーである。

１３．タ　イ

タイのIT政策は、主にNITC（National IT Committee、国家IT委員会）において実施されている。

タイ政府は、国家の経済および社会の発展ならびに競争力の強化を牽引する潜在力を持つものとしてICT(情報通信技術)をはやくから認識し、1992年にはNITC(National IT Committee、国家IT委員会）設立のためのイニシアチブを開始した。

NITCは、ICT開発および利用を推進するための政策ならびに計画策定を任務とし、1996年2月には国家初のIT政策：IT2000を発表し、内閣に承認された。このIT政策を実施した結果、技術が著しく進歩し、経済の全分野にわたってアプリケーションが普及した。

その後タイは、1997年から始まる金融危機を経て著しい変貌を遂げる一方、世界もグローバリゼーション、国境を越えた商取引、関税障壁のない新しい体制の設立など大きく変化した。これらの状況に鑑み、またタイがディジタル経済への移行を推進するため、NITCは第2段階の国家IT政策の必要性を認識した。これにより、2002年3月、NITC事務局は、政策改革センター（Policy Innovation Center）と共同で、2001年から2010年までの10年間にわたる国家IT

政策：IT2010を検討および策定した。

１４．OECD

1992年11月、OECDは「情報システムのセキュリティのためのガイドライン」（Guidelines for the Security of Information Systems）を発表した。同ガイドラインは、情報システムの急成長により必要不可欠となったセキュリティの国際的な基盤となるものであった。同ガイドラインでは、9つの原則が発表された。（①責任（Accountability）、②認識（Awareness）、③倫理（Ethics）、④多面的観点（Multidisciplinary）、⑤均衡（Proportionality）、⑥統合（Integration）、⑦適時対応（Timeliness）、⑧再評価（Reassessment）、⑨民主主義（Democracy））

2002年7月、OECDは「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン」（Guidelines for the Security of Information Systems and Networks）を発表した。これは、1992年のガイドラインに取って代わるものであり、新たに9つの原則を発表した。（①認識（Awareness）、②責任（Responsibility）、③対応（Response）、④倫理（Ethics）、⑤民主主義（Democracy）、⑥リスクアセスメント（Risk assessment）、⑦セキュリティの設計及び実装（Security design and implementation）、⑧セキュリティマネジメント（Security management）、⑨再評価（Reassessment））

１５．GBDe

GBDe（Global Business Dialogue on e-commerce）は、1998年6月に欧州委員会（European Commission）のマルティン・バンゲマン（Martin Bangemann）委員（当時）の呼びかけによってその設立のきっかけが作られ、電子商取引の経済的・社会的な利益を具現化する為に必要となる様々な法律・政策的課題を解決することを使命とする。

1999年9月、第1回総会がフランスのパリで開催され、翌年の2000年9月、第2回総会が米国のマイアミで開催された。2001年9月、第3回総会は、東京で開催され、消費者信頼、コンバージェンス(通信と放送などの融合)、文化的多様性、サイバー倫理、サイバー・セキュリティ等について提言した。第4回は、ベルギーのブリュッセルで2002年10月に開催され、有害インターネットコンテンツの規制、消費者の信頼、コンバージェンス、サイバーセキュリティ、ディジタル格差の解消等、9つの提言が発表された。

I　米　　国

I 米　国

1．米国連邦政府における情報技術政策

1．1　経緯

クリントン政権（1993年1月～2001年1月）は、政権発足当初から、国内経済の活性化に向けた情報技術（IT）を重要政策課題として位置付け、その強化に積極的に取組んできた。1993年2月、「国家情報インフラストラクチャ」（NII ：National Information Infrastructure1）を発表して、米国産業の競争力を強化するためには、情報スーパーハイウェイの重要性を強調した。さらに、1994年3月、ゴア副大統領（当時）は、ITU（International Telecommunication Union）の会合で「世界情報インフラストラクチャ」（GII ：Global Information Infrastructure）を発表して、世界規模のネットワーク推進の重要性を述べた。

インターネットの普及と伴に、これを利用した電子商取引の動きが急速に活発になってきた。1997年7月、「グローバルな電子商取引に向けた枠組」（A Framework for Global Electronic Commerce）が発表された。電子商取引発展のための民間主導による、政府規制を最低限とする以下の5原則を打出した。

① 民間部門が主導する。
② 政府は電子商取引に関する過度の規制を避ける。
③ 政府の関与が必要な場合、その目的は、予想可能で最低限の、一貫した、簡素な法的環境を支え、実現することとする。
④ 政府はインターネットに特有の性質を認識する。
⑤ インターネットを利用した電子商取引を世界的に促進する。

この「グローバルな電子商取引に向けた枠組」発表以降、米国連邦政府における電子商取引に関連する政策が活発化してきた。

例えば、電子商取引の推進の一環として、米国連邦政府内に「電子商取引 WG」（Electronic Commerce Working Group）が設置され、1998年11月、「電子商取引 WG 年次報告書（第1版）」（U.S. Government Working Group on Electronic Commerce/First Annual Report）を発表した。「グローバルな電子商取引に向けた枠組」の進捗状況の報告と5つの新たな課題を提示した。①インターネット･アクセスの有効性の向上、②消費者保護、③途上国におけるインターネットや電

子商取引の利用拡大、④インターネットや電子商取引の経済的影響の理解、⑤中小企業や起業家のインターネットや電子商取引の利用促進。

さらに、1999年12月、「電子商取引WG年次報告書(第2版)」("Towards Digital eQuality" The U.S. Government Working Group on Electronic Commerce 2nd Annual Report, 1999) を発表した。3つの課題、①平等なデジタル機会、②質の高い効率的な政府サービスの提供、③遠隔医療や遠隔学習など、社会的利益をもたらしうる他の用途へのインターネットの利用促進、を提示した。

そして、2001年1月、クリントン政権として最後の報告書となった「電子商取引WG年次報告書(第3版)」("Leadership for the New Millennium, Delivering on Digital Progress and Prosperity," the third annual report of the Electronic Commerce Working Group) を発表した。次の3項目を今後の課題としている。①デジタル機会、②電子政府、③遠隔医療・遠隔学習

一方、商務省、経済統計管理局(ESA : Economics and Statistics Administration) が、中心となって、情報技術、特に、電子商取引が経済に与える影響についての調査を行ってきた。

まず、1998年4月、最初のレポート「台頭するデジタル・エコノミー 」(The Emerging Digital Economy) が発表された。前年の1997年7月に発表された「グローバルな電子商取引に向けた枠組」(A Framework for Global Electronic Commerce) で示されたクリントン政権の電子商取引に対する取組みの一環として作成された。本レポートでは、情報技術が経済に与える影響として、①情報技術産業のGDPに占める比率、85年の4.9%から98年の8.2%、②全ビジネス機器投資に占める情報技術投資、96年には45%。③情報技術製品の価格低下、インフレ抑制に効果有り、等と分析した。

1999年6月、第2回目のレポート「台頭するデジタル・エコノミー II」(The Emerging Digital Economy II) が、発表された。本レポートでは、電子商取引と情報技術業界は、驚くべき速度で成長と変容を続け、米国の生産、消費、通信及び娯楽の手段を根本から変化させていると分析した。米国GDPの約8%を占めるにすぎないIT産業(ハード、通信機器、ソフト、サービス)が、95年～98年にかけて経済成長に平均35%寄与していると分析している。

2000年6月、第3回目のレポート「デジタル・エコノミー 2000」(Digital Economy 2000) が発表された。今回のレポートから、「Emerging」(新興) の言葉が消えている。これは、デジタル・エコノミーが今や経済全体の駆動力となっていることを反映している。本レポートでは、

IT 関連産業は、米国経済の第一の駆動力であり、インターネットは、経済再生の原因でもあり結果でもある。さらに、技術進歩によりコンピュータと通信のコストが劇的に低下したと分析した。なお、このレポートが、クリントン政権での最後の報告書となった。

2002 年 2 月には、ブッシュ政権での最初のレポート、本シリーズ第 4 番目、「デジタル・エコノミー　2002」（Digital Economy 2002）が発表された。

2002 年 2 月、行政管理予算庁（OMB：Office of Management and Budget）は「E-Government Strategy」を発表し、以下の 24 のイニシアティブを電子政府構想の具体策として明らかにした。（24 のイニシアティブとは以下の 24 の行政サービスを構築することを意味する。）

(1) レクリエーション・ワンストップ：内務省（Department of the Interior）
(2) 受給資格支援オンライン：労働省（Department of Labor）
(3) ローン・オンライン：教育省（Department of Education）
(4) USA サービス：連邦調達庁（General Services Administration）
(5) EZ 納税：財務省／内国歳入庁（Department of Treasury/Internal Revenue Service）
(6) オンライン・ルール制定管理：運輸省（Department of Transportation）
(7) 納税・賃金報告の簡素化と統一：
財務省／内国歳入庁（Department of Treasury/Internal Revenue Service）
(8) 連邦政府資産販売：連邦調達庁（General Services Administration）
(9) 貿易手続き合理化：商務省（Department of Commerce）
(10) ワンストップ・ビジネス・コンプライアンス情報：中小企業庁（Small Business Administration）
(11) 統合医療情報サービス：保健・福祉省（Department of Health and Human Services）
(12) 地理空間情報ワンストップ：内務省（Department of the Interior）
(13) 電子補助金：保健・福祉省（Department of Health and Human Services）
(14) 災害支援／危機対応ポータル：連邦緊急管理庁（Federal Emergency Management Agency）
(15) 緊急時通信用ワイヤレス・ネットワーク：財務省（Department of Treasury）
(16) 電子個人データ交換：社会保障庁（Social Security Administration）
(17) 電子トレーニング：人事管理局（Office of Personnel Management）
(18) 政府職員求人ワンストップ：人事管理局（Office of Personnel Management）
(19) 統合人事管理：人事管理局（Office of Personnel Management）
(20) 電子出張管理：連邦調達庁（General Services Administration）

(21) 統合調達環境：連邦調達庁（General Services Administration）

(22) 電子記録管理：国立公文書館（National Archives and Records Administration）

(23) 電子賃金台帳：人事管理局（Office of Personnel Management）

(24) 電子認証と電子署名：連邦調達庁（General Services Administration）

2001年の同時多発テロ攻撃をきっかけに、情報システムの保護等のサイバーセキュリティの強化を国家戦略に挙げている。2003年2月、ホワイトハウスは「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」(National Strategy to Secure Cyberspac)を発表した。戦略目標は以下の通りである。

(1) 米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止

(2) サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減

(3) サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化

さらに、重要優先課題を次のように定めている。

(1) 国家サイバー空間セキュリティ対応システム

(2) 国家サイバー空間セキュリティ脅威・脆弱性低減計画

(3) 国家サイバー空間セキュリティ意識・訓練計画

(4) 行政サイバー空間のセキュア化

(5) 国家安全保障及び国際的サイバー空間セキュリティ協力

表Ⅰ－1に米国政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表Ⅰ－1　米国連邦政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1993年2月	「国家情報インフラストラクチャ」	米国産業の競争力を強化するためには、情報スーパーハイウェイの重要性
1994年3月	「世界情報インフラストラクチャ」	世界規模のネットワーク推進の重要性
1997年7月	「グローバルな電子商取引に向けた枠組」	電子商取引発展のための民間主導による、政府規制を最低限とする5原則
1998年4月	「台頭するデジタル・エコノミー」	インターネットとデジタル技術の発達とマクロ経済、今後のインターネットと電子商取引の経済的恩恵
1998年11月	「電子商取引WG年次報告書（第1版）」	1997年7月の「グローバルな電子商取引に向けた枠組」を発表し、それ以降の進捗状況の報告と5つの新たな課題、①インターネット・アクセスの有効性の向上、②消費者保護等
1999年6月	「台頭するデジタル・エコノミー　II」	米国GDPの約8%を占めるにすぎないIT産業（ハード、通信機器、ソフト、サービス）が、95年～98年にかけて経済成長に平均35%寄与
1999年12月	「電子商取引WG年次報告書（第2版）」	3つの課題、①平等なデジタル機会、②質の高い効率的な政府サービスの提供、③遠隔医療や遠隔学習
2000年1月	「ディジタル・デバイド」	クリントン大統領、00年1月の一般教書演説で、ディジタル・デバイドの消滅
2000年6月	「デジタル・エコノミー　2000」	IT産業、米国経済の第一の駆動力
2000年10月	「Falling through the Net: Toward Digital Inclusion」（年刊）	米国民IT普及調査、インターネット世帯普及率、98年12月の26.2%から00年8月には41.5%、58.4%の増加
2001年1月	「電子商取引WG年次報告書（第3版）」（クリントン政権最後の報告書）	3項目を今後の課題、①デジタル機会、②電子政府、③遠隔医療・遠隔学習
2002年2月	「A Nation Online」（前記「Falling through the Net: Toward Digital Inclusion」の後継）（ブッシュ政権最初の報告書）	2001年9月、1億4,300万人（人口の54%）、インターネットを使用。1億7,400万人（人口の66%）、コンピュータを使用
2002年2月	「デジタル・エコノミー　2002」（ブッシュ政権最初の報告書）	景気後退にもかかわらず、米国産業は国内のIT資本ストックを形成し続け、導入したIT資本基盤をより生産的にする人的スキルやITサービスを結集して、経済基盤の持続的強化をもたらしていると結論
2002年2月	「E-Government Strategy」	電子政府戦略に関する24のイニシアティブ
2003年2月	「サイバー空間セキュア化国家戦略」(National Strategy to Secure Cyberspace)	3つの戦略目標、①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化

Source: 米国連邦政府発表資料から作成

1．2　行政機構

米国のIT政策は、各省庁独自のイニシアチブの他、多機関にまたがるイニシアチブ、連邦政府、地方政府の施策などにより、数多く交錯して実施されている。その中でも、2002年度からの国家優先課題のひとつである「国土の安全保障」に取り組む国土安全保障省、同じく「テロとの戦いに対する勝利」に取り組み、インターネット黎明期に大きな役割を果たした国防総省への予算配分が多いことから、これらの省のIT政策に果たす役割が大きいことがわかる。その他、保健・福祉省、運輸省、財務省、エネルギー省、NSF（全米科学財団)、NASA（アメリカ航空宇宙局）などでも積極的に進められている。

以下に米国政府の行政機構図を示す。（図Ｉ－１）

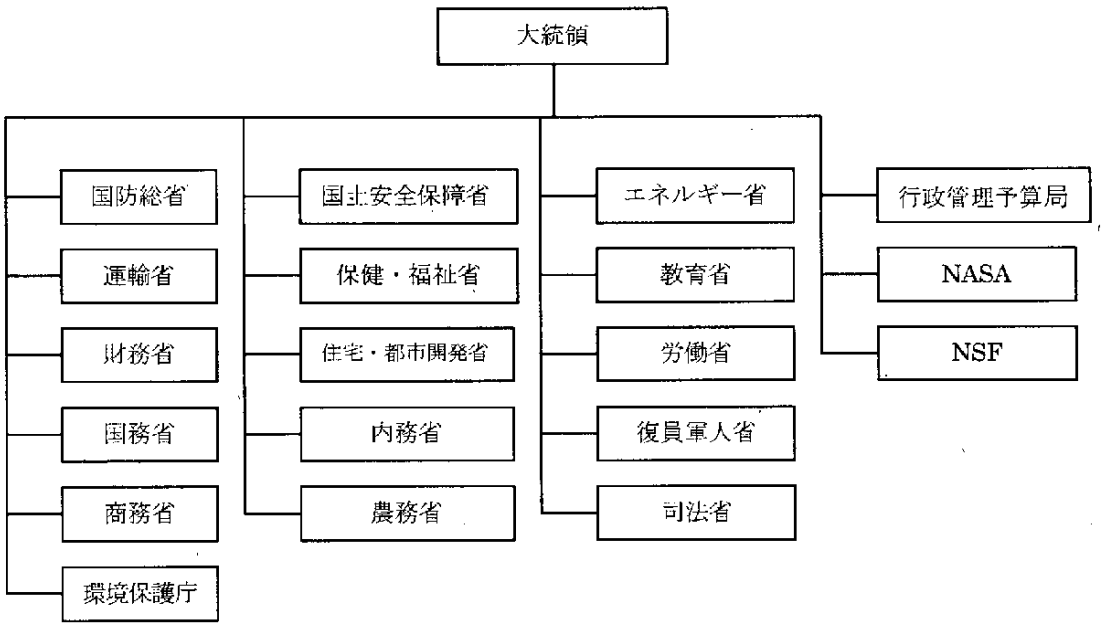

Source:米国政府発表資料など

[注釈]

- 行政管理予算局は、大統領官邸（Office of the President）に属する。
- NASA、NSFのほかに、多数の独立した行政機関が設置されている

図Ｉ－１　米国政府の行政機構

２．情報技術関連予算

２．１　2004年度予算

２．１．１　概要

2003年2月、2004年度（2003年10月～2004年9月）の予算案が発表された。行政管理予算局が発表した「Budget of the United States Government Fiscal Year 2004」によると、2004度の歳入は、1兆9,220億ドル（約231兆2,200億円、2003年6月2日為替レート：1米ドル＝約120.3円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく、歳出は2兆2,290億ドル（約268兆1,500億円）で、それぞれ前年度比約4.7%増、約4.2%増となっている。

歳入に関しては、2001年及び2002年に、過去40年以上で初めて2年連続して減少し、特に2002年には前年度比で7%の減少となり、1946年以降最も減少幅が大きい結果となった。一方、2002年から2003年では、歳出も含め若干増となっている。

財政赤字は、3,070億ドル（約36兆9,300億円）を見込み、前年度比で約1%増となっている。この財政赤字は、今後5年間（2004年度－2008年度）継続するものの、今年度をピークに赤字幅は縮小される見込みである。（表Ｉ－２）

表Ｉ－２　米国政府の財政見通し

（単位：10億ドル）

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	前年度比増減額	前年度比増減率
歳入	1,853	1,836	1,922	2,135	+86	+4.7%
歳出	2,011	2,140	2,229	2,343	+89	+4.2%
財政黒字	-158	-304	-307	-208	+3	+1.0%
実質GDP成長率(%)	---	2.9	3.6	3.5	---	---

Source: Budget of the United States Government, Fiscal Year　2004

昨年に引き続き財政赤字となった要因としては、テロとの戦いに対する勝利、国土の安全保障及び長期にわたる経済成長という3つの優先課題に対する手厚い予算配分、景気回復、並びに雇用の拡大をめざす減税政策への財源確保が挙げられる。

２．１．２　優先課題

今年度は、2002年度同様、以下に示す3つの国家の優先課題に継続して取り組む：

・ テロとの戦いに対する勝利
・ 国土の安全保障
・ 長期にわたる経済成長

このため、テロ対策及び国土安全保障政策として国土安全保障予算及び国防費の増強を、景気回復政策として減税政策及び雇用の拡充を実施する計画である。

２．２　2004年度研究開発予算

米国政府の研究開発（R&D）への支出総額は、世界で首位に位置しているのみならず、G8諸国のR&D支出総額を合算した値よりも多い。これは、R&Dが経済を成長させ、生活の質を改善させているという認識に基づくものである。

2004年度のR&D予算のハイライトを以下に示す。

・ 経済成長及び雇用創出、国防及び生活の質の向上に資する科学的発見、並びに技術革新の推進の目的のため、前年度比7%増で過去最高の1,227億ドルを拠出予定である。これは、わずか5年前の予算請求の60%以上に相当する。
・ 基礎研究に重点を置き、多機関による基礎研究に12億ドル（約1,400億円）を拠出する。これは、昨年度大幅に増額された予算よりさらに5%上乗せした額に相当する。
・ 従来のR&Dによるデータ収集よりも、より正確な新しい知識及び技術を、より安定的に創造できるとして、研究に重きをおくFederal Science and Technology （FS&T）の役割を重視し、2004度予算として前年度比2%増の589億ドル（約7兆1,000億円）を拠出する。
・ 精密機器、情報技術、通信、防衛技術、エネルギー、農業、環境といった多くの分野の発展を加速させることを期待し、自然科学部門への予算配分を手厚くする。
・ R&Dプログラムの生産性の向上を目指し、R&Dプログラムへの投資基準を改善するとともに、プログラムの実績を基にプログラムの強化または見直し、予算配分の付け替えを行う。一方、NSTC （National Science and Technology Council）の指示を仰ぎつつ、各機関は優先課題を設定し、他機関との協力関係を強化する。

2004年度研究開発予算の詳細は以下の通り。（表Ｉ－３）

表Ｉ－３　2004年度研究開発予算

（単位：百万ドル）

	2002年度推定	2003年度提案	2004年度提案	2003-2004増減額	2003-2004増減率
国防省	49,409	57,498	62,753	5,255	9%
保健・福祉省	23,497	27,466	28,031	565	2%
航空宇宙局	9,611	10,071	11,009	938	9%
エネルギー省	8,056	8,076	8,535	459	6%
全米科学財団	3,557	3,692	4,062	370	10%
農務省	2,112	1,911	1,943	32	2%
復員軍人省	1,126	1,188	1,232	44	4%
商務省	1,376	1,304	1,190	-114	-9%
国土安全保障省	266	761	1,001	240	32%
運輸省	774	627	693	66	11%
内務省	623	575	633	58	10%
環境保護庁	416	627	556	-71	-11%
その他合計	1,206	1,206	1,100	-106	-9%
R&D小計	102,029	115,002	122,738	7,736	7%
基礎研究	23,849	25,845	27,070	1,225	5%
応用研究	23,774	26,334	26,784	450	2%
開発	49,624	58,005	64,363	6,358	11%
施設/機器	4,782	4,818	4,521	-297	-6%

Source: Budget of the United States Government, Fiscal Year 2004

２．３　2004年度NITRDプログラム予算

2004年度のNITRD（Networking and Information Technology Research and Development）プログラム予算は、前年度比6%増の22億ドル（約2,600億円）を拠出する。

これにより、NITRDは以下の研究を重点的に実施する：

・ ネットワークの信頼性（セキュリティ、確実性、プライバシー）

・ 安定度の高いソフトウェア及びシステム
・ 埋め込み式マイクロ・センサー技術
・ ハイエンド・コンピューティング・プラットフォームの規模、消費電力、コストを縮小する画期的なアーキテクチャ
・ 情報技術の社会的及び経済的影響

特に、2003 年度に引き続きハイエンド・コンピューティング・システムの開発及び利用に携わる機関は、2004 年度の事業として、多機関によるハイエンド・コンピューティング技術利用のためのロードマップ作成、同システムの性能・利便性の向上、及びそれに関する協議を行う。

なお、NITRD のこれまでの主な業績は以下のとおりである：
・ エンド・ツー・エンドの光ファイバー・ネットワークの開発
・ グリッド・コンピューティングを実現する新しい技術の開発
・ ネットワーク・セキュリティ保護のための技術開発
・ ディジタル・ライブラリーの管理及び利用のための技術開発

2004 度予算における各省庁への IT 投資額については以下の通り。（表Ｉ－４）

表Ⅰ－4　米国連邦政府の情報技術（IT）投資額

（単位：百万ドル）

機関名	2002年度実績	2003年度提案	2004年度提案
国防総省内諸機関	8,961	9,857	9,639
米国陸軍	5,424	5,869	5,637
米国空軍	5,645	5,891	6,496
米国海軍	4,063	5,422	6,128
米国陸軍技術部隊	315	379	299
商務省	1,174	1,363	1,541
エネルギー省	2,278	2,517	2,509
国土安全保障省	1,755	3,008	3,753
内務省	760	859	861
司法省	1,772	1,901	1,925
労働省	398	444	417
国務省	873	851	940
運輸省	2,539	2,711	2,635
教育省	383	411	427
環境保護庁	418	431	455
保健・福祉省	4,113	4,748	4,848
住宅・都市開発省	319	412	372
連邦通信委員会	55	70	74
連邦通達庁	428	504	489
国立公文書館	63	72	91
米国航空宇宙局	2,206	2,231	2,157
原子力規制委員会	63	66	68
全米科学財団	32	40	50
人事管理局	111	134	121
社会保障局	751	856	851
中小企業庁	35	60	57
スミソニアン協会	48	61	69
財務省	2,351	2,559	2,610
国際開発局	97	99	105
農務省	1,738	2,136	2,250
復員軍人省	1,257	1,416	1,477
その他の機関（詳細は不明）	18	18	22
連邦政府のIT投資総額	**50,441**	**57,395**	**59,370**

（2003年4月現在）

Source: Report on Information Technology (IT) Spending for the Federal Government

2．4　機関毎のFS&T（連邦政府の科学技術）予算

主な機関に配分される科学技術予算は、以下の通りである。特に米国航空宇宙局（NASA）、全米科学財団、運輸省の予算の増加が顕著であり、一方、国防総省、環境保護局の予算は減少している。

- 国立衛生研究所（NIH）：279億ドル（約3兆3,600億円）、前年度比：2%増
- 米国航空宇宙局（NASA）：92億ドル（約1兆1,000億円）、前年度比：5%増
- 全米科学財団：55億ドル（約6,600億円）、前年度比：9%増
- エネルギー省：52億ドル（約6,300億円）、前年度比：3%増
- 国防総省：50億ドル（約6,000億円）、前年度比：13%減
- 環境保護局：7.8億ドル（約938億円）、前年度比：6%減
- 運輸省：6億ドル（約721億円）、前年度比：11%増
- 国土安全保障省：FS&T予算には含まれていないが、同省向けR&D予算として10億ドル（約1,200億円）を要求

なお、米国政府は、民間部門によるR&Dへの投資を促進するため、課税優遇策を実施している。2004年度の予算において、政府はR&E（研究及び実験）に対する税控除を恒久的に継続することを提案し、これにより、2004年から2008年までの5年間で約230億ドル（約2兆7,700億円）を、2013年までには680億ドル（約8兆1,800億円）を拠出する予定である。

3．国土安全保障省（Department of Homeland Security）

3．1　設立の経緯

2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件当時の反省を踏まえ、2002年6月、大統領は米国市民及び国家の安全を保障するため、省レベルの新しい行政機関の設立を提案した。2002年11月に、大統領は、同機関設立を定める"Homeland Security Act of 2002"に署名した。2003年1月、半世紀で最も大規模な政府機関の組織改正の結果、国内のテロ行為からの米国市民の保護を含む国家安全保障及び海外における国益の保護を目的として、国土安全保障省が新設され、すでに業務を開始している。

3．2　組織

この省では、22 のプログラム及び機関を統合し、17.9 万人の職員を抱えている。外部からの攻撃から国家を保護するため、緊急事態に際しては職員を即座に配置転換する権限を課長に与え、要員管理に柔軟性を持たせることとした。

同省は、主に以下の 4 つの組織から構成される。

- Border and Transportation Security（国境・運輸安全保障部）
- Emergency Preparedness and Response（緊急時予防・対応部）
- Information Analysis and Infrastructure Protection（情報分析・インフラ保護部）
- Science and Technology（科学技術部）

3．3　予算

2004 度の国土安全保障省の予算として、362 億ドル(約 4 兆 3,500 億円)を拠出予定である。なお、連邦政府による国土安全保障プログラム資金として、約 240 億ドル（約 2 兆 8,900 億円）が配分される。これは、国防総省への予算配分（約 67 億ドル）を除く国土安全保障のための予算総額：約 350 億ドル（約 4 兆 2,000 億円）の約 69%を占める。2002 年は追加予算を含め約 174 億ドル（約 2 兆 1,100 億円）を拠出し、2003 年は約 220 億ドル（約 2 兆 6,500 億円）を拠出したと推定され、同省への予算規模は大幅に拡大している。

関連 website

Budget of the United States Government, Fiscal Year 2004　: http://www.whitehouse.gov/

Analytical Perspectives, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2004　: http://www.whitehouse.gov/

Report on Information Technology (IT) Spending for the Federal Government　(spreadsheet)：http://www.whitehouse.gov/

NITRD：http://www.whitehouse.gov/

4．電子政府

「電子政府の拡大」(Expanded Electronic Government) は、2001 年 7 月に開始した政府の行政改革アジェンダ：President's Management Agenda (PMA)の目標のひとつである。

E-Government プロジェクトでは、以下の 2 つの柱に基づいた取り組みを行っている：

- e-business の原則に基づいた、政府機関内の IT 投資の近代化
- 機関をまたがる IT 投資の統合

ここでは、E-Government Strategy が発表された 2002 年 2 月以降の E-Government プロジェクトの成果、2003 年度及び 2004 年度の課題、並びにその解決に向けた戦略に焦点をあてる。

4．1　E-Government プロジェクトの成果

4．1．1　政府全体

- FirstGov.gov：3 回のクリックで行政サービスが利用可。Yahoo の非常に役立つウェブサイト上位 50 位内に位置
- Free File：納税者の 60%が無料で税申告。2003 年 4 月 9 日現在、240 万人の納税者が利用
- GovBenefits.gov：400 以上の政府の補助金給付プログラムに単一の窓口から利用。2002 年春のサービス開始から 400 万人以上が利用。"USA Today"の"Hot Sites"のひとつ
- Regulations.gov：法規則案の検索及びコメントが容易になった。2003 年 1 月のサービス開始から 260 百万人以上が利用。9,000 万ドル（約 108 億円）以上の費用削減を予測
- GoLearn.gov：わずかな料金で訓練を提供。4.5 万人以上がユーザ登録。2002 年 7 月 23 日のサービス開始から 6,000 万人以上がアクセス
- E-Payroll：22 ヵ所の政府職員への賃金計算センターを 2 つのパートナーシップに統合。12 億ドル（約 1,444 億円）の費用を削減
- FEA（Federal Enterprise Architecture）Business Reference Model：市民向けにより多くの成果をあげる IT への投資に焦点を絞る
- E-Government 法：2002 年 12 月 17 日に署名

4．1．2　政府機関内

- 復員軍人省、エネルギー省、教育省は、スコア・カードで黄色の評価。全米科学財団は緑色の評価
- 大多数の機関は、長期的問題の解決及び市民中心主義の E-Government ソリューションにおいて著しく進歩
- エネルギー省、復員軍人省及び法務省は、変革及び成果の拡大を促進するため、CIO（Chief information Officer）の役割を強化
- 復員軍人省及び国防総省は、復員軍人向けのシームレスなサービス提供のため、オンライ

ンによる患者の医療記録を統合

- 教育省は、市民との連絡業務の88%を電子的に実施
- エネルギー省は、I-MANAGEを設立し、人員管理、財務管理、調達、設備管理及び予算作成業務を統合
- 最新のシステム・セキュリティ・プランを備えたシステムは、40%から61%に増加
- 確実に安全性を認証されたシステムは、27%から47%へ増加

なお、E-Governmentプロジェクトの実施により、FEA(Federal Enterprise Architecture)[1]の必要性を認識した。

4．1．3　外部からの評価

- 2002年9月のPew Foundationによるレポート：米市民による連邦政府のウェブサイト利用者数は、2000年3月の4,000万人から7,100万人に増加
- 2002年6月の国連による"Benchmarking E-Government: A Global Perspective"レポート：昨年からのE-Governmentプロジェクトの成果において、米国は世界のリーダー
- 2003年4月のCouncil for Excellence in Governmentによる調査報告：E-Governmentユーザの75%が"E-Government"により情報入手が簡便化され、67%がオンラインでの政府との連絡を好むと評価
- Nielsen/NetRatingsのレポート：2003年2月時点で、インターネット・ユーザの3人に1人が連邦政府のウェブサイトを利用。2003年1月時点で、全企業の約半数が連邦政府とのビジネスをオンラインで利用

4．2　**2003年度及び2004年度の課題**

2003年1月、現在のE-Governmentプロジェクト・マネジャーは2001年E-Governmentタスク・フォース（Quicksilver Task Force）のメンバーとの会合で、2003年の課題として以下の項目を指摘した：

- リーダーシップへの支援：リード機関、協力機関、CIO（Chief Information Officer）及びPMC

[1] 連邦エンタープライズ・アーキテクチャ（FEA）とは、各事業に焦点を当て、連邦政府のITへの投資を調査・分析・管理する枠組みである。これを推進しているのがOMBで、GSA及びCIO評議会の支援を受ける。FEAにより、政府機関相互及び連邦政府から市・郡政府までの政府相互の協力関係が確立できる。

（President Management Council）相互の関係強化、並びにプロジェクト実施のための機関のリーダー相互の協力体制の改善

- 偏狭性の改善：自らの機関中心主義的思考を後押しする現在の政策及び予算作成に対処
- 資金提供：経済的及び人的資源を多く提供し、予算作成の透明性・効率性を向上
- コミュニケーションの強化：E-Government イニシアチブ相互の関連性を理解し、OMB（行政管理予算局）とリード機関とのインターフェースを改善し、また米国議会と結束力のある効果的な関係を構築

この他、政府機関独自のソリューションを多機関による E-Government ソリューションへ実際的に統合することも重要課題としている。

４．３　**E-Government** プロジェクトの戦略及び目標

４．３．１　**E-Government** プロジェクトの戦略

Office of E-Government and IT は、5 つの項目を戦略として掲げ、上記課題の解決をめざしている。各項目及びその詳細は以下のとおりである。

(1)　市民向け業務プロセスの単純化

e-business の原則に基づく、市民のニーズにあったシステム、データ、プロセスの統合。プログラム・マネジャー、リード機関及び協力機関との協力関係強化、関係規則の適用、PMC 及び CIO 評議会といった既存の機関の活用が成功の鍵となる。

(2)　予算プロセス及び OMB のその他要求事項の活用

IT 及び E-Government 費用を重複することなく、より効率的に利用するため、現在の予算プロセス及び 2002 年 E-Government 法で規定される権限を活用。この他、ビジネス・ケースの適用、資本の計画・投資・管理（CPIC）プロセスの活用、連邦政府の購買力強化を目的とした契約手段を確立する"enterprise licensing"の活用により、IT 投資の成果を拡大。

(3)　IT 知識の豊富な職員の募集及び維持拡大によるプロジェクト成果の改善

OMB は、人事局（OPM）、総合サービス局（GSA）及び CIO 評議会による、情報リソース管理及び人事上のニーズの分析、現在の IT 訓練プログラムの評価及び強化を支援

(4) 政府機関による市民向けビジネスに対するIT管理の近代化推進

OMBは、一年間の中で企業及び市民のニーズに沿ったIT投資の統合が可能な項目を明らかにするとともに、調査分析する時期を決定した。政府機関は独自のソリューションを作成するためのビジネス・ケースを準備する必要がある。OMBは、以下の6つの項目でのIT投資が重複していると見なしている：

- 財務管理
- データ及び統計
- 人的資源
- 補助金の給付
- 犯罪捜査
- 公衆衛生調査

(5) E-Governmentプロジェクトを支援する政府機関のリーダーシップの活用

OMB及びCIO評議会は、政府機関のリーダーの持つ知識及び経験を活用する。一方、OMBポートフォリオ・マネジャーは、プロジェクト・マネジャー及び政府機関マネジャーと協力して、プロジェクト実施の要件を明確にし、重複している費用の削減、統合計画の実施を行う。

4．3．2 E-Governmentプロジェクトの目標

(1) 全体的な目標

各政府機関のIT投資の統合を大いに推進させた要因は、E-Governmentプロジェクトをサービス提供の対象者毎に、以下の4つの共通グループに分けたことである：

- G2C（政府から市民へ）
- G2B（政府から企業へ）
- G2G（政府から政府へ）
- IEE（政府内の効果・効率化の向上）

これら4つのグループの目標は以下のとおりである。

(a) G2C：オンラインによる、各市民への情報・サービス提供の一本化。具体的には、以下を目指す。

- 市民が給付金情報の入手と給付資格を確認するまでの時間の短縮
- 貸し付け情報にアクセスするまでのクリック回数の削減

・ 税申告を電子的に行う市民の拡大
・ リクリエーションに関する情報入手までの時間の短縮

(b) G2B：情報利用の一本化及び XML を利用した電子的コミュニケーションの実現による、企業への負担の軽減。具体的には、以下を目指す。
・ 市民及び企業による、規則、並びに規定を検索し、コメントする機会の拡大
・ オンラインによる税申告の実現による、企業の負担軽減
・ 輸出書類の記入及び情報入手にかかる時間の削減
・ 規則遵守に関わる時間の削減

(c) G2G：連邦政府、州及び市・郡政府が協力して市民へのサービス提供を改善。具体的には、以下を目指す。
・ 緊急事態への対処に要する、管轄区及び部門における対応時間の短縮
・ 出生及び死亡に関する情報証明のための時間の短縮
・ 電子的に申請できる補助金給付プログラムの数を増加

(d) IEE：政府機関の費用削減のため、政府内の業務プロセスを近代化。特に、政府の業務に、産業界における最善慣行を適用することに焦点を置く。具体的には、以下を目指す。
・ 政府職員の訓練プログラムの拡充
・ 通関手続きの平均時間の短縮
・ 各機関内における E-Travel サービスの利用拡大
・ 市民による政府関係就職先を検索する時間の短縮
・ 連邦政府による物品及びサービス購入のための時間、並びに費用の削減

(2) 各イニシアチブの目標

上記のグループ毎に分類された政府の 24 のイニシアチブ及び E-Authentication イニシアチブの今後の目標は、以下の通りである。

(a) G2C：

① GovBenefits.gov：受給資格支援オンライン

2004 年第 1 四半期までに、社会保障局及び復員軍人省の給付金申請フォーマットを統合し単一のサイトから利用可能とする

② Recreation One-Stop：レクリエーション・ワン・ストップ

- 2003年5月31日までに、さらに新しい地図の利用を可能とする
- 2003年9月30日までに、リクリエーション・データ標準（RecML）を完成
- 2003年10月31日までに、多機関にまたがるオンラインでの予約システムの稼動を再開させ、公園サービス予約システムを停止

③ IRS Free Filing：無料の税申告：特になし。

④ Online Access for Loans：ローン・オンライン

- 2003年9月30日までに、eLoans Gateway（連邦機関及び民間部門の情報にリンクした、政府の貸し付けプログラム情報を提供する音声対応のウェブサイト）の設置
- 2003年9月30日までに、政府機関によるリスク軽減データのウェブ上での利用化

⑤ USA Services：USAサービス

- 2003年7月までに、USA Servicesを公開
- 2004年1月4日までに、拡充したNational Contact Centerを設立

(b) G2B：

① E-Rulemaking：オンライン・ルール制定管理

- 2003年7月までに、共通のe-docketシステムの機能強化を完了
- 2003年7月までに、古いウェブサイトを基盤とするシステム部を連邦政府全体のシステムへ統合
- 2003年7月までに、5つのウェブサイトを基盤としないシステム部を連邦政府全体のシステムへ統合
- 2004年9月30日までに、重複が明らかとなった部局の統合を完了

② Expanding Electronic Tax Products for Businesses：電子的納税

- 2004年1月までに、E-File Systemの近代化（企業による徹底的な税管理の簡便化を目的とした1120 e-fileの最初の実行)
- 2003年4月までに、インターネット上でのEIN（Employer Identification Number）アプリケーションの設置

③ Federal Asset Sales：連邦政府資産販売

- 2004年1月までに、個人の資産販売サイトの設置
- 2004年4月までに、不動産の資産販売サイトの設置
- 2004年7月までに、金融資産販売サイトの設置

④ International Trade Process Streamlining：貿易手続き合理化

- 2003 年 5 月までに、NAFTA の証明書発行を自動化
- 2003 年 4 月までに、Export.gov/Buy USA を統合
- 2003 年 4 月までに、海外農業局（FSA）のコンテンツを export.gov へ統合
- 2003 年 6 月までに、フォーマットの電子利用化及び協力機関のオンライン化の推進

⑤ One-Stop Business Compliance：ワンストップ・ビジネス・コンプライアンス情報

- 2003 年 7 月までに、トラック輸送産業のコンプライアンス・ポータルを設立
- 2003 年 5 月までに、企業による環境、保健衛生、安全、雇用、税制度に関する規則遵守を支援するための 30 の専門ツールを完成

⑥ Consolidated Health Informatics：統合医療情報サービス

- 2003 年 9 月までに、保健衛生に関する情報標準をインターネット上で公開
- 2003 年 9 月までに、標準の維持及び更新プロセスを実施

(c) G2G：

① Geospatial One-Stop：地理空間情報ワン・ストップ

- 2003 年 5 月までに、初期段階のメタデータを設置
- 2003 年 5 月までに、初期段階の宇宙空間ワン・ストップ・ポータルを設置

② Disaster Management：災害マネジメント

- 2003 年 4 月までに、Disasterhelp.gov ポータルを再設置
- 2003 年 6 月までに、エージェント ID ツールを発表
- 2003 年 6 月までに、知識マネジメント、レスポンダ・アプリケーション基本ツール、及びレベル 1 の相互運用機能を開発
- 2003 年 10 月までに、災害マネジメントに関する組織、知識、サービス及びツールにアクセスする統合チャネルを設置
- 2004 年 6 月までに、レスポンダ・アプリケーション、最新ツール、及びレベル 2 の相互運用機能を開発

③ SafeCom：緊急時の無線通信

- 2003 年 7 月までに、政府、州、市、郡、部族レベルにおける、初期段階のレスポンダの相互運用上の要件を明確化
- 2003 年 9 月までに、既存の無線システムとレスポンダの相互運用条件の相違点を明確化
- 2003 年 9 月までに、全国規模のアーキテクチャを開発

・ 2003年10月までに、相互運用性を可能とする運用の概念を案出

④ E-Vital：電子認証

・ 2004年6月までに、緊急時電子認証（EVVE）ハブの設立

・ 2003年10月までに、コロンビア州、ニュージャージー州、ニューハンプシャー州における初期段階の電子的死亡登録（EDR）記録の利用化

⑤ E-Grants：電子補助金

・ 2003年6月までに、E-Grants「申請」指針を公開

・ 2003年6月までに、FedGrants.govを再設置

・ 2003年10月までに、単一の統合補助金申請メカニズムを実装

(d) IEE：

① E-Training：電子トレーニング

・ 2003年9月30日までに、職種毎に分類されたCoPs/Knowledgeドメインを設定するモジュール3を搭載

・ 2004年9月30日までに、既存のオンラインによる訓練システムへのインターフェースを整備、または同システムの稼動を停止

② Recruitment One-Stop：政府職員求人ワン・ストップ

・ 2003年8月29日までに、求職者のデータベース・マイニングを実現。政府機関による評価ツールを完全に統合。求職者の資格を調査

・ 2003年12月31日までに、政府機関の求職エンジンを停止

③ Enterprise HR Integration：統合人事管理

・ 2003年5月1日までに、CIO評議会のアーキテクチャ委員会に対し、データ標準及び標準コンポーネントを提案

・ 2004年1月30日までに、CPDFの置換、E-payroll及びE-Clearanceを支援するEHRI（統合人事管理）レポジトリを設置

・ 2004年6月30日までに、標準化政策を確立

・ 2004年6月30日までに、Inter-Agency Employee Transfer Requirementを支援するEHRIレポジトリを設置

・ 2004年6月30日までに、RSMを支援するEHRIレポジトリを設置

④ E-Clearance：貿易手続き合理化

・ 2003年5月31日までに、全機関が経歴調査情報のイメージングを開始

・ 2003年6月30日までに、e-QIPを実施

⑤ E-Payroll：電子賃金台帳

- 2003年7月28日までに、賃金管理プロセスを標準化
- 2003年9月30日までに、エネルギー省及び環境保護局の初期段階の統合を完了

⑥ E-Travel：電子出張管理

- 2003年7月30日までに、エンド・ツー・エンドのサービス・プロバイダを確保
- 2003年12月31日までに、最初の正規機関を配置し、全ての機関をエンド・ツー・エンドのサービス・プロバイダに統合するパイロット・プロジェクトを完了
- 2003年12月31日までに、政府機関による、政府全体のデータ・ウェアハウスからの出張及び財務に関する詳細情報の取得を開始
- 2004年12月31日までに、全機関による、エンド・ツー・エンドのソリューションの完全利用、及び機関毎の既存のエンド・ツー・エンド出張システムの置換を終了

⑦ Integrated Acquisition Environment （IAE）：統合調達環境

- 2003年9月30日までに、契約ディレクトリの周知を徹底
- 2003年9月30日までに、インターフェース及びデータ交換のための e-Transactions 標準を公開
- 2003年10月1日までに、最新のマネジメント情報システムを設置
- 2003年10月1日までに、最初の政府内インターフェース及びデータ交換ポータルを設置
- 2003年12月31日までに、オンラインによる、説明書及び証明書の発行開始。契約書記入システムの統合/向上

⑧ E-Records Management：電子記録管理

- 2003年6月15日までに、事業全体の ERM（電子記録管理）システム・ガイドを配備
- 2004年9月30日までに、ERM 実施に際した統一性に関する施策を確立

(e) 多機関にわたるプロジェクト：E-Authentication（電子認証）

- 2003年4月までに、政府全体の認証に関する指針を発表
- 2003年5月までに、E-Authentication ゲートウェイ利用のための最初のアプリケーションを設置。2003年度及び2004年度を通して、さらにアプリケーションを追加
- 2003年8月までに、信頼できる有資格プロバイダのリストを作成
- 2003年10月までに、E-Authentication ゲートウェイを完全に稼動

関連 website

E-Government Initiatives：http://whitehouse.gov/omb/egov/2003egov_strat.pdf

Procedures for Requesting Funds from the E-Government Fund：

http://www.whitehouse.gov/omb/egov/egov_fund_procedures.pdf

Ⅱ　カナダ

Ⅱ　カナダ

１．　カナダにおける情報技術政策

１．１　経緯

カナダは、1999 年に世界で初めて、国内の全ての公立学校、公共図書館をインターネットに接続するなど、世界有数の IT 先進国である。

そして、カナダを IT 先進国へと導いた情報技術政策を主に推進しているのはカナダ産業省（Industry Canada）である。カナダ産業省の職務は主に、情報技術産業を含むカナダの産業の促進、研究開発の促進、電気通信政策の策定、投資や貿易の促進、カナダの市場のサポートなどである。

カナダ産業省が主に推進してきた情報技術政策の経緯は以下の通りである。

1997 年 9 月、「接続性の課題」（connectedness agenda）が、連邦政府にとって非常に優先度の高い政策課題として発表された。この情報技術政策では、2000 年までに情報知識基盤をすべてのカナダ国民にとってアクセス可能なものにすることによって、カナダを世界中でもっとも接続された国にするとの目標を定めた。

1998 年 9 月、情報技術政策の一環である電子商取引の推進として、「カナディアン電子商取引戦略」が発表された。この戦略は、①ディジタル市場における信頼の確立②市場ルールの明確化③情報基盤の強化④機会の実現といった 4 つのテーマから構成されている。

1999 年 10 月、カナダ産業省は、包括的な情報技術政策である「コネクティング･カナディアンズ」（Connecting Canadians）を発表した。この政策は、①Canada On-line②Smart Communities③Canadian Content On-line④Electronic Commerce⑤Government On-line⑥Connecting Canada to the World の 6 つの柱から構成されている。

2002 年 3 月、カナダ産業省（Industry Canada）は、「2002 - 2003 年における計画・優先的政策に関するリポート」 (2002-03 Estimates - Report on Plans and Priorities)を発表した。以下の 5 つの戦略目標に重点を置いている。

「2002 - 2003 年における計画・優先的政策に関するリポート」

① 革新－カナダの革新達成能力を向上させる

② 接続性－カナダをインターネット接続性が世界で最も高い国にする

③ 市場－公正かつ効率的な競争力のある市場を構築する
④ 投資－カナダを国内及び国外の投資に適した場所へと向上させる
⑤ 貿易－世界貿易のカナダのシェアを増やすためカナダ国民と共に一丸となって努力する

5つの戦略目標のうち、「接続性」はCANARIE（カナダ産業省等が支援する民間非営利機関。詳しくは4. を参照）によるカナダにおけるネットワーク・インフラストラクチャの開発の支援などを通して達成される。

表Ⅱ－1　カナダ連邦政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	テーマ・概　要
1997年9月	「接続性の課題」 2000年までに情報知識基盤をすべてのカナダ国民にとってアクセス可能
1998年9月	「カナディアン電子商取引戦略」 4つの戦略目標
1999年10月	「コネクティング・カナディアンズ」 1997年9月発表の情報技術の基本政策を更新。世界クラスの情報インフラ、ディジタル・コンテンツの開発、電子商取引においてカナダを世界の指導者にすること等
2002年3月	「2002－2003年における計画・優先的政策に関するリポート」 5つの戦略目標（カナダ産業省が1998年3月に発表した「1998－1999年における計画・優先的政策に関するリポート」（1998-99 Estimates, A Report on Plans and Priorities）で示した同様の5つの戦略目標を引き継いでいる。）

Source: カナダ産業省発表資料等から作成

1．2　行政機関

カナダのIT政策は、主にカナダ産業省（Industry Canada）が推進している。この中でCIO（Chief Information Officer：主席情報官）は、情報管理及び情報技術（IM/IT）に関わる事業を統括する任務を担っている[1]。
特に、IT関連の政策策定・法規則立案の権限を有するSITT（周波数、情報技術及び電気通信局）、並びに研究開発及び技術革新に対する戦略的な投資を行うTPC（技術パートナーシップ・カナダ）が、IT政策の実施にあたり中心的な役割を果たしている。
以下にカナダ産業省の組織図を示す。（図Ⅱ－1）

[1] この下部組織として、Canada Business Service Centre (CBSC)、Client Services Branch、Government On-Line (GOL) Branch、Information Management and Business Services、Infrastructure Services Branch、Strategic and Operational Planningが設置されている。

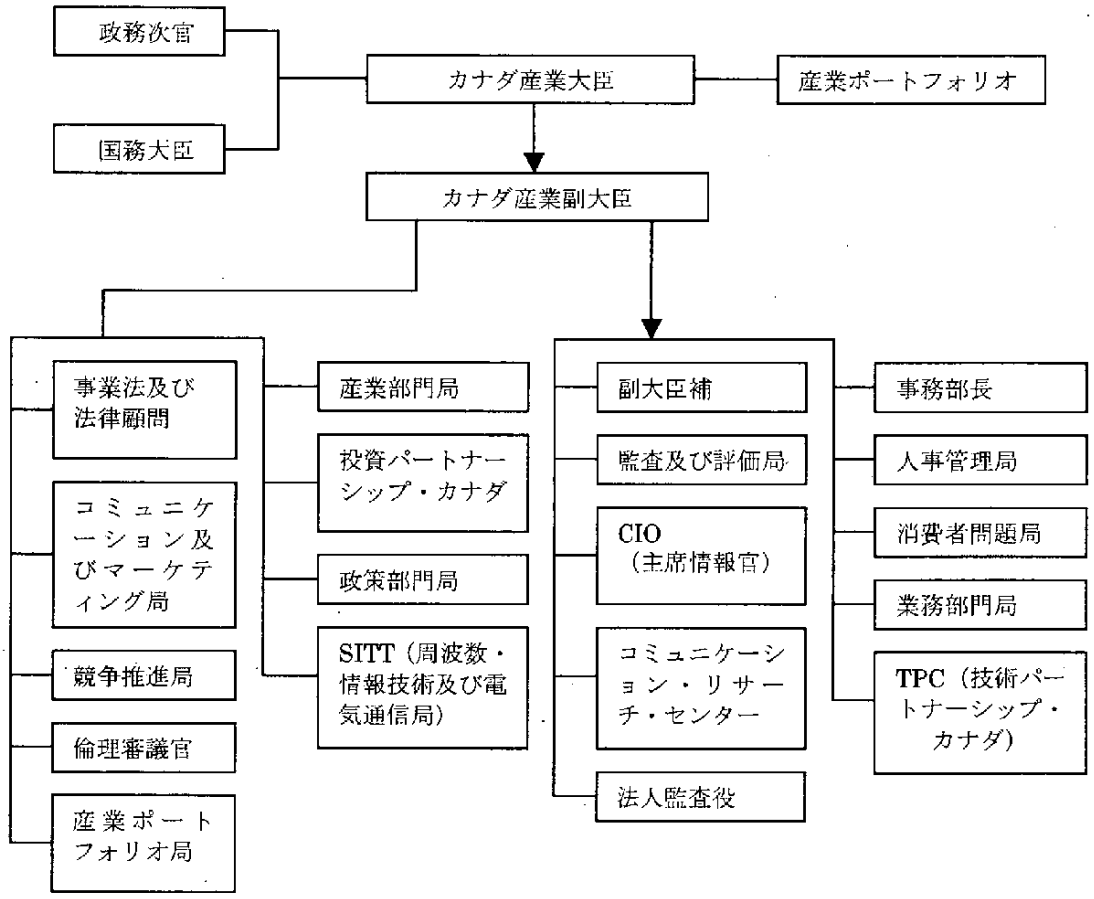

Source:カナダ政府発表資料など

図Ⅱ－1　カナダ産業省　組織図

関連 website

カナダ産業省： http://www.ic.gc.ca/

2．カナダ連邦政府の IT 関連予算

2003 年 2 月 18 日に発表された 2003 年度国家予算案（Budget 2003）では、国内需要が堅調であったことを反映して、2002 年も経済は健全に成長したことを誇らかにアピールしている。

国内の経済状況を踏まえ、OECD（Organization for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）及び IMF（International Monetary Fund：国際通貨基金）が予測しているように、2003 年もG7 諸国で最も経済成長の著しい国家となることが期待されている。2002 年 12 月に、大蔵省が民間のエコノミストを対象に行った調査によれば、米

国が 2003 年後半から 2004 年にかけて経済復興を遂げると予測し、それによってカナダの経済成長率は、2002 年に 3.3%、2003 年に 3.2%、2004 年に 3.5%を見込んでいる。

ただし、世界の経済復興はゆるやかに進むことが予測され、米国の資本市場の縮小、イラク戦争関連の地政学的影響、ベネズエラの石油生産の停止といったマイナス要因が、カナダにも影響を与えるだろうと考えられている。

2．1　2003 年度の目標

カナダ政府は、健全な経済成長が確固たる社会政策と密接に結びついていることを認識しつつ、以下の 3 つの目標を掲げて、カナダ市民が期待する国家建設を推進する：

- カナダ市民が高く評価する社会の建設。これは、国民一人ひとり、その家族及びコミュニティに対して投資を行うことで実現する。
- カナダ市民が必要とする経済国家の建設。これは、堅実な財政を維持しつつ生産性及び技術革新を促進することで実現する。
- カナダ市民が当然享受すべきアカウンタビリティ（説明責任性）の確保。これは、これまで以上に政府政策の透明性及び説明責任性を向上させることで実現する。

カナダが今後も継続して発展していくためには、G 7 諸国内でも低い生産性を向上させることが不可欠であり、この問題解決のために技術革新を進める必要があると認識している。

2．2　2003 年度の予算

2003 年度の予算は、歳入が　1,847 億カナダ・ドル（約 16 兆 3644 億円、2003 年 6 月 2 日為替レート：1 カナダ・ドル＝約 88.6 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）、歳出が 1,807 億カナダ・ドル（約 16 兆 100 億円）と見込まれる。歳出には、公債の支払いを除き 1,430 億カナダ・ドル（約 12 兆 6,698 億円）のプログラムへの支出が見込まれている。

上記目標を考慮しつつ、今年度は主に以下の項目に重点的に予算を配分する計画である。

- 医療保健システムへの投資
- 家庭及びそのコミュニティへの投資
- カナダの文化及び価値の強化への投資
- より生産性の高い持続可能な経済への投資
- 世界に貢献するための投資
- 政府支出の管理及びアカウンタビリティの改善への投資

・ 不確定な世界における健全な財政管理への投資

表Ⅱ－２　カナダ政府の財政見通し

（単位：10億カナダ・ドル）

	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005
歳入	171.7	178.7	184.7	192.9
歳出	163.5	175.8	180.7	188.0
財政黒字	8.2	3.0	4.0	5.0

Source: Budget 2003

２．３　カナダ政府の主な投資

上記の重点項目の中でIT関連は、主に「より生産性の高い持続可能な経済への投資」に含まれる。政府は、税制改革及び医療保健制度の改革の他に、研究及び技術革新の拡充、スキル及び学習支援を目的とした投資を継続する。ただし、「IT」関連を明確に示した表現はほとんど見られない。研究及び技術革新の拡充、並びにその商用化を推進するため、2002年度を含み今後3年間でさらに約15億カナダ・ドル（約1,330億円）を拠出する計画である。

２．４　**2003**年度の**IT**関連予算

直接的及び間接的にIT関連と考えられる項目への予算として、以下が挙げられる：

・CFI（Canada Foundation for Innovation）に対して500百万カナダ・ドル（約443億円）を拠出。これは最新の研究施設の建設（主に医療保健関連施設）に使用

・ SchoolNet及びCommunity Access Programに30百万カナダ・ドル（約26億5,800万円）を拠出

・ NRCC（National Research Council of Canada）に対し、2年間で70百万カナダ・ドル（約62億円）を拠出。これはIndustrial Research Assistance Programの強化、新しい地方イノベーション・センターの設立などに使用

・ 優秀な海外の技術者のカナダへの受け入れ改善及び促進のため、41百万カナダ・ドル（約36億3,200万円）を拠出

関連 website

2003年度国家予算案（Budget 2003）：http://www.fin.gc.ca/

Budget 2003 Innovation and Immigration：http://www.ic.gc.ca/

3．カナダ産業省における情報技術政策

Spectrum, Information Technologies and Telecommunications Sector（SITT）は、カナダ産業省に属する部署のひとつである。この部署は、その政策策定及び法規則立案の権限を行使し、また、市場及び産業部門振興サービスを提供することにより、以下の目的を果たす：

- Innovation Engagement Strategy を推進
- カナダ市民が、世界レベルの情報通信インフラへアクセスでき、ネットワーク社会への参加に必要なスキルを取得
- カナダの情報通信技術産業の国際競争力を強化
- 電子商取引の適用及び利用において、カナダが世界で指導的役割を果たす
- カナダ社会の全部門において、情報技術の戦略的利用を推進
- 無線周波数域を、効果的かつ効率的に使用

SITT は8つの下部組織によって構成されており、各組織はさらに小グループに分割され、独自の目標を掲げてその実現を目指している。

(1) Electronic Commerce Branch：電子商取引局

包括的な電子商取引戦略を手がけており、電子商取引環境を整え、同取引への投資及び社会全体への急速な普及に必要な支援を行うことが目的。また、多国間のフォーラム及び二国間の協定により国際社会と歩調を合わせ、電子商取引政策及び取り組みの共通化を目指している。当該部局は、信用を確立し規則を明確化する政策枠組みをさらに改善するため、民間部門、公益事業体、州及び準州政府、その他の連邦政府の省庁と共同で業務を遂行している。この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Canadian e-Business Initiative Secretariat (CeBI)

戦略的助言、調整、連絡、ロジスティクス及び政府への指示を行う。

(b) E-Business Development

中小企業による電子商取引の拡大戦略を作成。

(c) Cryptography Policy & Security of E-Commerce

内閣の指示に基づきカナダ暗号政策を実施すると共に、国内の暗号関連企業の世界市場への参入を推進。また、電子商取引に関するセキュリティ問題に対する消費者及び中小企業の啓蒙を行う。

(d) Authentication Group

国内向けには、連邦及び州政府における民間部門での電子署名に関する法律の施行状況を調査すると共に、電子認証サービスの利用及び拡大を支援する高レベルの原則を設定する。国際的には、OECD（Organization for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）、APEC（Asia Pacific Economic Community：アジア太平洋経済協力会議）といった国際機関と共に、電子認証に関する法的及び政策的枠組みの共通化、そのセキュリティ問題への取り組みに指導的役割を果たしている。

(e) International Policy Group

世界レベルで電子商取引の環境整備を推進することが目的。各国間の政策枠組み及び法規則を共通化するため、WTO (World Trade Organization：世界貿易機関)、FTAA (Free Trade Agreement of the Americas：米州自由貿易圏）といった多国間の通商フォーラム及び二国間協議により協力体制を築いている。また、OECD、G８、APEC、国連、並びに GBDe 及び WEF（World Economic Forum：世界経済フォーラム）といった民間の国際組織を通じて、電子商取引分野におけるカナダの地位向上に努める。

(f) Privacy Policy

2001 年 1 月 1 日に施行された PIPEDA（Personal Information Protection and Electronic Documents Act：個人情報及び電子文書保護法）の実施状況を監督し、また州及び準州における関連法の分析、並びに見直しを行う。

(g) Supplier Strategies

移動電話による商取引の可能性及びそれに関連する問題を調査する

(h) Economic and Research Team

カナダの e-business に関わる評価及びベンチマーキングを行う。さらに、カナダの e-business に関する情報を OECD 及び国内の関係機関に提供し、また、民間部門に対する e-business 研究及びその発表を推進する。

(2) Information and Communications Technologies（ICT）Branch：情報通信技術局

カナダの ICT 産業の競争力を強化することが目的。具体的には、主に以下の業務を行う：

- CANARIE 及び PRECARN （Pre-Competitive Applied Research Network）プログラムを発表（CANARIE に関しては、4. を参照）
- CANARIE で政府の指導的役割を果たす
- カナダ国内において、付加価値を有する多国籍企業（MNE）の経済活動を維持する戦

略を策定し、その推進プログラムを実施

- ICT 産業の発展に資する品質、標準、世界の市場開拓、戦略的提携といった分野の産業部門内における協力体制を支援
- 多国間及び二カ国間における電気通信分野の貿易拡大とともに、カナダの国益を増大させ、国内の ICT 産業の輸出市場及び海外技術へのアクセスを支援
- 情報サービス及び製品を開発し、中小企業の市場参入及びビジネス・インテリジェンスへのアクセスを拡大

この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Assistive Devices Industry Office (ADIO)

カナダ企業による障害者及び年配者向け製品、システム、並びにサービスの開発を支援

(b) ICT Innovation

Information and Communications Technologies Branch に対する政策分析、ビジネス及び経済研究、支持、並びにプログラム支援

(c) International Business Development – Investment

ICT 分野への投資の維持拡大及び戦略的パートナーシップ構築の推進、並びに国内における同分野への投資環境の魅力を維持改善

(d) International Business Development – Trade

国内の ICT 企業による、海外市場への製品及びサービスの輸出を支援

(e) Sector and Corporate Analysis

ICT 分野における国内の産業部門の世界進出力を分析すると共に、企業に対する関連情報の発信、及び知識管理問題に対する ICT Branch の取り組みを支援

(3) Information Highway Applications Branch (IHAB) : 情報ハイウェイ・アプリケーション局

インターネット及びその他の情報通信技術へのアクセス、並びに利用を拡大することにより、カナダ市民及びそのコミュニティの技術革新への対応力を強化することが目的。この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Innovation and Inclusion

市民及びコミュニティの生活の質を向上させるため、情報技術の利用を、具体的には以下のプログラムにより支援。

- Smart Communities：医療サービスの向上、より良い教育及び訓練の提供、並びにビジネスの発展のため、最新技術を活用する機会を最大限にする。
- Francommunautés virtuelles：Canadian Content On-line のプログラムのひとつであり、フランス語圏及びアカディア（Acadian）地方のコミュニティにおいて、インターネット上でのフランス語によるアプリケーション、サービス、並びにコンテンツを作成することで、情報通信技術の利用を促進する。
- Web-4-all：障害者及び情報技術の知識に乏しい市民向けのインターネット・アクセス拡大のためのパイロット・プロジェクト

(b) Community Access Program（CAP）

カナダの全市民のインターネット・アクセスを実現する目的で 1995 年に設立。インターネットへの公共アクセスを推進するため、政府、民間部門、コミュニティの機関とのパートナーシップを結んでいる。2001 年末現在で、8,800 ヶ所のインターネット・アクセス・サイトを設立、または承認している。

(c) Canada's SchoolNet

カナダ全土の教育機関及び学生双方に対する教育リソース。学生のインターネットによる研究及びコミュニケーションの最新スキルを身につけるための学習と情報技術との統合を奨励することを目的とする。これに関連する情報提供のほか、以下のイニシアチブを実施している。

- 教師に対する、オンライン・プロジェクトを拡大するための資金援助
- 教育機関に対する最新のコンピュータ・ハードウェアまたはソフトウェア購入支援
- 学習と情報技術を統合させた最高の事例の紹介

(d) Learning Access

高品質のオンライン製品の開発を支援し、学生による情報技術へのアクセスを拡大することで、カナダ市民の学習の機会及びスキルの向上を目指す。具体的には Computers for Schools プロジェクト、Canada's Digital Collections プロジェクトといったプロジェクトを通して実現する。

(e) Broadband for Rural and Northern Development

2005 年までにカナダの全コミュニティでの高速ブロードバンド・インターネット・アクセスを実現するためのパイロット・プロジェクト。農村部及び遠隔地域における遠隔

医療、遠隔教育、電子的手段による行政サービス提供、並びに e-business が可能となる。

(f) Information Technology Skills Development

国内・国際を問わず、教育、国際社会の発展、及び若年層のスキル向上といった分野での情報技術の利用を推進

(4) Radiocommunications and Broadcasting Regulatory Branch (DGRB)：無線通信・放送規制局

Radiocommunication and Broadcasting Acts に基づき、周波数管理に関する規則上及び運用上の政策、並びに手続きを策定するとともに、国内の運用事業者及び無線通信のライセンス保持者による無線周波数利用の計画立案、並びに管理、放送施設の認証を行う。

この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Directorate of Automated Applications (DAA)

周波数管理の認可、ライセンス付与、資金運用を支援するため、自動システムの開発、運用を行うとともに、Spectrum Direct Web Site 及び SITT のポータルを開発・管理。また、代替サービスの提供及び収益モデル作成を支援するため、新システムを研究開発。

(b) Broadcasting Application Engineering

Radiocommunication and Broadcasting Acts に従い、全ての AM 及び FM ラジオ局、テレビ局、ケーブル TV システムに対して技術評価を行い、放送サービスを認可。また、多国間及び二国間協定に基づき、TV、AM、FM の周波数割り当てに関して技術評価を行うとともに、諸外国と情報を交換

(c) Regulatory Policy and Planning (DRP)

周波数管理に関する戦略を策定し規制措置を実施

(d) Space and International Regulatory Activities (DSIR)

カナダの衛星システムへのライセンス付与及びカナダ人による海外の衛星システム利用への認可を行うとともに、国際的にカナダの周波数割り当てを確保し周波数管理に関するカナダの規則上及び手続き上の国益を維持拡大

(e) Spectrum Management Operations

カナダ国内の無線周波数の利用を最大化するため、国家の政策、標準及び法的枠組みを策定、並びに施行。また、全国規模での統一した周波数標準の拡大、無線周波数域利

用のためのライセンス付与手続きを実施

(5) Spectrum Engineering Branch（DGSE）：周波数エンジニアリング局

周波数管理及び電気通信エンジニアリング・プログラムの効果的かつ効率的な実施に求められる全ての技術的な問題を解決し、その標準を策定。また、干渉評価及び調査プログラム用の情報技術ツール、並びにエンジニアリング・システムを開発。さらに、無線周波数の共同利用に関する二国間及び多国間協議、適合評価に関する多国間の相互認可協定の締結、並びに貿易相手国との電気通信分野に関わる取り決めについて協議を行うと共に実施。

この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Automated Spectrum Management Systems

周波数管理及び周波数測定の効果を拡大し、効率化を進める自動ツールを開発

(b) Broadcast, Multimedia Planning and Technical Policy

放送及び固定衛星分野における周波数エンジニアリング、技術に関する政策・標準・規則の作成、新技術及び国際問題に関わる協議を管轄

(c) Spectrum Engineering Program Operations

賃金に関するデータの維持及び予算の評価のほか、全ての部局の情報を共同利用するための調整を担当

(d) Spectrum Planning and Engineering

無線電気通信標準の制定、無線周波数利用計画策定、無線通信の国際標準及び規則に関する協議、干渉評価、周波数研究プログラムの実施、電磁波の適合性分析などを担当

(e) Telecom Engineering and Certification

カナダ市場に出回っている全てのテレコム製品について認証、試験、市場調査などを行うほか、ネットワーク・セキュリティを重視した通信プロトコルを分析及び開発。また、適合評価に関し、多国間での相互認可協定を協議及び実施。さらに、電気通信及び情報技術に関する標準を作成し、端末機器への規則を制定

(6) Spectrum/Telecom Program Renewal：周波数／電気通信プログラム更新局

Spectrum/Telecom Program に関わる義務事項、サービス、組織など全ての項目を根本的に刷新し、また人的資源の保持及び拡大を容易にするツールを開発。

(7) Strategic Policy and Planning Branch：戦略的政策策定局

接続性に関する枠組み及び政策を含めた、セクター毎の戦略的政策の策定、並びにその調整。

(8) Telecommunications Policy Branch（DGTP）　：電気通信局

電気通信に関する政策、勧告、規則及び法律を公式化。また、電気通信産業の構造、並びにカナダの電気通信施設及びネットワークの国内外での開発・利用を促進する政策案を作成。この他、電気通信産業の規則に関する政策提案や、その決定事項の分析などを実施。

この部局に属する組織は以下の通りである。

(a) Business and Regulatory Analysis（DBR）

電気通信サービスの競争力及び技術革新力の向上、並びに広範囲にわたる低価格での利用を含む、電気通信の重要政策を維持拡大。また、インターネットの安全性向上政策を推進すると共に、インターネットのドメイン・ネーム制度に関わる国内外の政策策定にカナダの見解及び国益を反映させる。

(b) Industry Framework Policy

貿易協議、GATS（General Agreement on Trade in Services）の施行を含む電気通信に関わる枠組み政策を維持拡大。

(c) International Telecommunications Policy and Coordination

カナダの電気通信政策を策定及び分析すると共に、国際社会において、多国間及び二国間の共同枠組み条約を締結し、電気通信産業の通商政策を策定

(d) Spectrum and Radio Policy

政府、産業界及び市民による無線通信サービス利用を支援するため、周波数の割り当て、利用、並びにサービスに関わる政策を策定。

関連 website

カナダ産業省： http://www.ic.gc.ca/

4．CANARIE

CANARIE（Canadian Network for the Advancement of Research, Industry and Education Inc.）は、カナダにおける最新のインターネット・インフラ及びアプリケーションの開発、並びに利用を推進する目的で1993年に設立された民間の非営利機関である。競争力を維持するため、企業はいわゆる「情報革命」と取り組み、自らの企業規模を拡大する方策を探求しなければならないという認識に基づき、CANARIEは、最新のブロードバンド・ネットワークに適した革新的なアプリケーション及び技術を開発する様々なイニシアチブを支援している。CANARIE は、産業省の支援を受けつつ、産業界、研究教育機関との協力体制により業務を遂行する。その主な内容は以下の通りである。

4．1　実績

- カナダの研究機関におけるインターネットの通信速度を、1993年以降約100万倍に改善
- 200以上の最新インターネット・アプリケーション・プロジェクトに融資。これには500社以上の企業が関係し、2,250以上のハイテク関連の雇用が創出された

4．2　今後の計画

- 今後5年間で、国内の最新インターネット・インフラの開発及び利用を推進
- 上記の関係機関との連携により、特に生涯教育及び電子商取引といった重要な部門における最新インターネット技術の広範な利用を推進
- 最先端アプリケーションの構造上の障害を解決するアプリケーションを開発
- CA*Net 4の推進

4．3　CANARIEの融資するプログラム

CANARIEの融資するプログラムの概要は以下の通りである。（表Ⅱ－3）

表Ⅱ－３：CANARIE の融資するプログラム

プログラム名	融資総額（単位：百万カナダ・ドル）	実施期間	最高/一般的な利用金額（単位：千カナダ・ドル）	プログラムの目標
ANAST[2]	8	1999.6.29-2002.3.31	500/350	・高性能のネットワーク構築のための革新的なアプリケーション開発 ・教育、E-business 及び保健衛生サービスの新しい提供方式を試験ならびに評価するための同ネットワークの利用
CA*net Institute	0.9	2001.1.1-2002.12.31	100/80	最新かつ独自の方法でインターネットの能力を拡大
指示された研究	1.2	2002-2004	250/150	CA*net 4 のネットワークを使って Lightpaths を管理及び制御を可能とする革新的なソリューションの実施を奨励
E-business	28	1999-2004	2000/1000	最新の E-business アプリケーション及びサービスの開発を促進するプロジェクトを奨励
E-contents	6	2001-2004	1000/200	双方向メディアの研究及びアプリケーション開発を支援し、最新のネットワークで接続されるコンテンツの開発を促進
E-health	5	1999-2004	500/200	最新のネットワークによるすぐれた遠隔医療アプリケーション及びサービスの採用及び実施を促進する研究開発プロジェクトを奨励
E-learning 及び OLT[3]	29	1999-2004	2000/1000	教育及び訓練におけるブロードバンド・ネットワークの開発ならびに利用を奨励

Source: CANARIE の R&D Program ウェブサイトより

この他、CANARIE は 2003 年 6 月 3 日に、ARIM Program[4]の 9 つのプロジェクトに対して、総額 150 百万カナダ・ドルを融資すると発表。

---

2 ANAST: Advanced Network Applications, Services and Technologies

3 OLT: Office of Learning Technologies

4 ARIM（Applied Research in Interactive Media）Program は、CANARIE 及び Canadian Heritage (カナダ民族遺産省)が共同で設立したプログラムで、ブロードバンドを利用したカナダのコンテンツ及び文化の配信を拡大することを目的とする。CANARIE 及びカナダ民族遺産省の Canadian Culture Online Program が各々75 百万カナダ・ドル（約 66.5 億円）を拠出する。

4．4　CA*net 4

CA*net 4 は、CA*net 3 の後継ネットワークである。

CA*net 3 は、1993 年の連邦予算によって資金援助された、光ファイバーを利用する世界初の研究・教育用インターネット・ネットワークであったが、ネットワーク・トラフィックの急速な拡大及び超高速帯域のグリッド・プロジェクトの計画により、新しいネットワークの建設が求められた。このため、2001 年 12 月 14 日、政府は CA*net 4 の設計、敷設及び運用にかかる費用として、CANARIE に 110 百万カナダ・ドル（約 97.5 億円）を拠出することを発表した。現在、このネットワークは、地方の研究ネットワークを相互接続し、さらにそれを通して大学、研究センター、政府の研究所、学校及びその他の施設を相互に接続するとともに、世界の同等のネットワークとも接続されている。CA*net 4 は、その多くを OC-192(10 Gbps)の速度で稼動し、初期段階では合計で CA*net 3 の 4 倍から 8 倍のネットワーク規模となる。

CA*net 4 は、「ユーザ主導のネットワーク」という概念を具体化させ、ユーザにネットワーク・リソースのアロケーション及びネットワーク基盤型アプリケーションの技術開発の権限をこれまで以上に委ねる予定である。

CA*net 4 に関しては、さらに文書が記述されればウェブサイトに掲載するとしており、まだウェブサイト情報は少ない状況にある。現在は、CA*net 3 に関する文書が CA*net 4 用に修正されるまで、CA*net 3 の文書を CA*net 4 用に読み替えるとしている。

関連 website

CANARIE : http://www.canarie.ca/

R&D Program : http://www.canarie.ca/funding/index.html

CA*net 4 : http://www.canarie.ca/canet4/index.html

ARIM Program : http://www.canarie.ca/press/releases/03_06_03.html

Ⅲ　欧州連合

Ⅲ　欧州連合

１．欧州連合における情報技術政策

１．１　経緯

欧州連合（EU : European Union）における情報技術（IT）政策は、主に、欧州委員会（European Commission）の情報社会総局（Information Society DG）と研究総局（Research DG）が中心となってその政策を実施してきている。前者が情報社会の推進、後者が IT を含む研究開発の推進を担当していている。

EU における情報社会への取り組みとしては、1993 年に欧州委員会が、発表した「成長･競争力･雇用に関する白書」において情報通信インフラの重要性が指摘されたことが出発点といえる。さらに、1994 年には、「欧州とグローバル情報社会」（バンゲマン･レポート（Bungemann Report と呼ばれている。同氏（欧州委員会委員（産業問題／情報電気通信技術担当）（当時））を委員長とするタスクフォースのレポート）が発表され、IT 政策の基本的方向性が提示された。1996 年には、「グローバル情報社会の最前線　欧州：ローリングアクションプラン」、1997 年には、「電子商取引に関する欧州イニシアチブ」、1997 年には、「第 5 次フレームワークプログラム」が発表され、1999 年には、「eEurope イニシアチブ」、「電子署名指令」、2000 年には、「欧州委員会と米国商務省によるセーフハーバー協定」、「電子商取引指令」、「eEurope 2002　アクションプラン」、2002 年には「第 6 次フレームワークプログラム開始」、「eEurope 2005　アクションプラン」等の主要な政策を打出してきた。（表Ⅲ－１）

表Ⅲ－１　EU における主要な情報技術政策

発表時期	情報技術政策
1993 年 12 月	「成長･競争力･雇用に関する白書」
1994 年 5 月	「欧州とグローバル情報社会」（バンゲマンレポート）
1995 年 10 月	「データ保護指令」（1995 年 10 月採択、1998 年 10 月発効）
1996 年 11 月	「欧州におけるグローバル情報社会へのアクションプラン」
1997 年 4 月	「電子商取引に関する欧州イニシアチブ」
1997 年 4 月	「第 5 次フレームワークプログラム」（1998 年～2002 年）発表
1999 年 12 月	「eEurope イニシアチブ」
1999 年 12 月	「電子署名指令」（1999 年 12 月採択、2000 年 1 月発効、加盟国は、2001 年 7 月 19 日までに本指令を遵守するために必要な法律、政令、規則を発効（第 13 条））・
2000 年 5 月	「欧州委員会と米国商務省によるセーフハーバー協定」
2000 年 6 月	「電子商取引指令」（2000 年 6 月採択、2000 年 7 月発効）
2000 年 6 月	「eEurope 2002　アクションプラン」
2002 年 5 月	「eEurope 2005　アクションプラン」発表
2002 年 6 月	「第 6 次フレームワークプログラム」（2002 年～2006 年）閣僚理事会採択

Source: EU発表資料より作成

1．2　EU の組織

EU の IT 政策は、立法機関としての閣僚理事会・欧州議会、行政機関としての欧州委員会など、様々な機関が絡み合って実施されている。規則、指令などは欧州委員会の提案により、閣僚理事会及び欧州議会の採択後に施行される。また、欧州委員会は提案作成において、欧州議会、経済社会評議会などに諮問し答申を受ける。欧州理事会は、EU 各国の首脳及び欧州委員会委員長により構成されており、一般的な政治指針を策定し、閣僚理事会の立法過程に対して影響を与える。採択された IT 政策は、欧州委員会の下部組織である各担当部門において実施される。IT 政策の中核的実施組織である情報社会総局は、政策部門に属する。

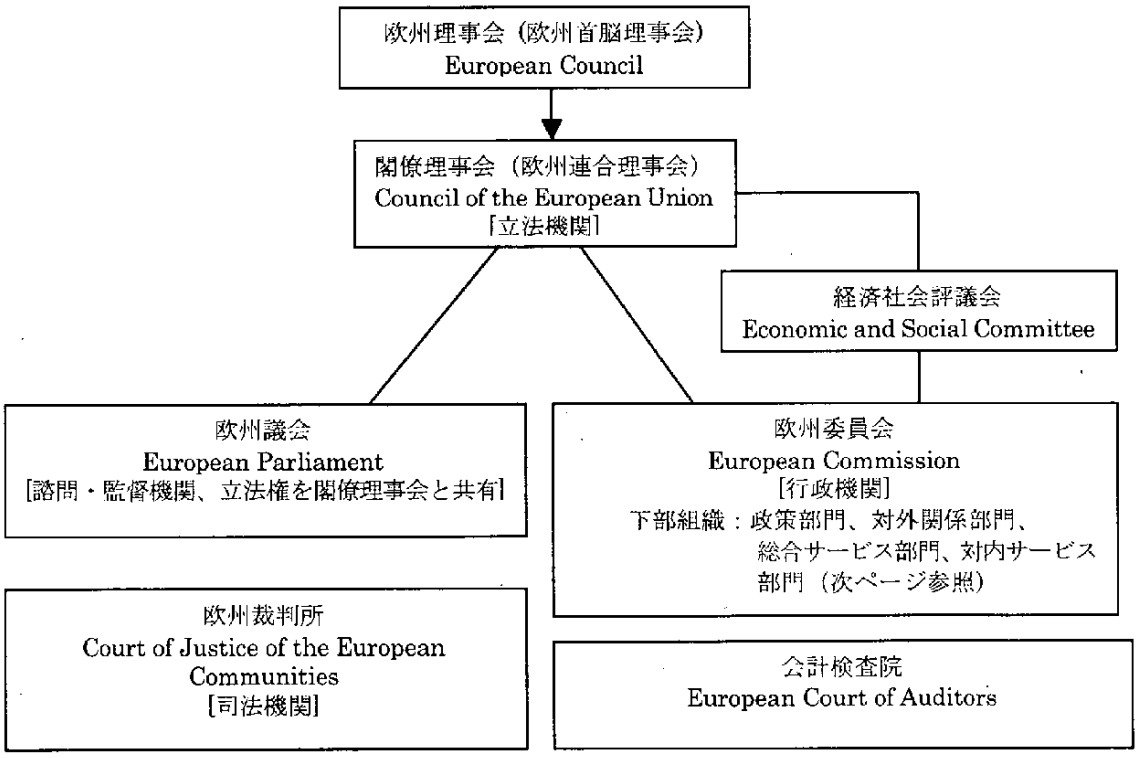

＊諮問機関：

経済社会評議会（European Economic and Social Committee）

地方評議会（Committee of the Regions）

＊　金融機関：

欧州中央銀行（European Central Bank）

欧州投資銀行（European Investment Bank）

図Ⅲ－1　EU の組織

政策部門

農業総局
競争総局
経済・金融総局
教育・文化総局
雇用・社会問題総局
エネルギー・運輸総局
企業総局
環境総局
漁業総局
保健・消費者保護総局
情報社会総局
域内市場総局
共同研究センター
司法・内務総局
地域政策総局
研究総局
税制・関税同盟総局

対外関係部門

開発総局
拡大総局
欧州援助協力局
対外関係総局
人道援助総局
通商総局

対内サービス

予算総局
政策諮問局
内部監査局
合同通訳・会議局
法務局
人事・総務総局
翻訳局

総合サービス部門

欧州不正対策局
統計局（Eurostat）
報道・コミュニケーション局
出版局
事務総局

Source：EU の発表資料など

図Ⅲ－２　欧州委員会の下部組織

関連 website

欧州委員会　情報社会総局: http://europa.eu.int/information_society/indcx_en.htm

欧州委員会　研究総局: http://europa.eu.int/comm/dgs/research/index_en.html

２．研究開発フレームワーク・プログラム

2002 年 6 月 22 日、The sixth framework programme ：第 6 次フレームワーク・プログラムが採択された。これは、1984 年から EU が開始した、多年度にわたる研究技術開発のためのフレームワーク・プログラムで、1998 年－2002 年を対象とする第 5 次フレームワーク・プログラムの後継プログラムである。

表Ⅲ－２　第５次、第６次フレームワーク・プログラムの比較

項目	FP5（1998-2002）	FP6（2002-2006）
重要課題	・社会的、経済的問題への影響力の強化 ・問題解決への取り組み ・学問分野及び部門のネットワーク化	・ERA(European Research Area)の実現 ・ヨーロッパの研究事業の集中化及び統合化による影響力の強化 ・国家、地方及びその他のヨーロッパレベルでのイニシアチブの関係強化
構成	基盤： ・インフラ関連事業を含む４つの垂直的テーマ別プログラム ・３つの水平的プログラム； - 国際社会における役割 - 技術革新と中小企業 - 人間の潜在的可能性及び社会経済的知識基盤	３つのグループのアクション： ・ECの研究事業の集中化及び統合化（７つのテーマ別優先分野及び特定の事業を含む） ・ERAの構造化（技術革新、人的資源、インフラ関連事業を含む） ・ERAの基盤強化
戦略	・中核となるアクション（異なるプロジェクトの取り組みのネットワーク化） ・テーマ毎のネットワーク化	・プロジェクトの統合化（長期的な高レベルでの自主的管理を含む） ・すぐれた研究機関のネットワーク化（多分野にまたがる長期的目標、高レベルでの自主的管理を含む） ・プログラムの共同実施（国家及び地方レベルのプログラム） ・中小企業を対象とする産業同盟などによる共同研究プロジェクトの実施
参加者	・国、EC 及び国際レベルの法律に基づいて設立されたいかなる自然人及び法人 ・特別条件を満たす準加盟国	・国、EC 及び国際レベルの法律に基づいて設立されたいかなる自然人及び法人 ・加盟国と同じ条件を満たす準加盟国
規則	・資金援助の原則：適正な費用 ・事前管理	・全体的な予算への助成金または統合化助成金 ・主に実施中及び実施後における管理 ・パートナーの共同財務責任 ・パートナーの決定によるパートナーシップの変更
予算	149.6 億ユーロ（約 2.1 兆円） EU 全体の 4%（1999 年）	175 億ユーロ（約 2.4 兆円） EU 全体の 3.9%（2001 年）

Souece：EU の発表資料

第６次フレームワーク・プログラムは 2003 年１月１日から 2006 年 12 月 31 日を対象期間とし、ERA（European Research Area ：欧州研究エリア）の設立及び技術革新を目標とする。ERA 設立の目的は、ヨーロッパの研究能力開発を推進し、経済、社会及び科学など様々な分野間の協力関係を改善することにより、科学の卓越性、競争力及び技術革新力を強化するとともに、

世界の研究界を牽引する経済社会としてのヨーロッパの地位を確立することである。

この目的を実現するため、EU は複数の加盟国が実施している研究プログラムへの参加を計画している他、当該フレームワーク・プログラムでは、以下の 2 つのアプローチを導入する：

- すぐれた研究事業のネットワーク化：「仮想的な」"centers of excellence"（中核的研究拠点）を通して研究事業を徐々にネットワーク化する
- プログラムの統合化：科学的及び技術的目的の明確化に焦点を当てつつ、成果を生み出すクリティカル・マス単位に研究事業を統合する

このフレームワーク・プログラムは、以下の 5 つの特別プログラムから構成される：

- ERA の統合及び強化
- ERA の構造化
- JRC（Joint Research Centre：共同研究センター）の事業
- 原子力
- JRC （EURATOM：European Atomic Energy Community：欧州原子力共同体)用の事業

これらの主なプログラム、情報社会技術（IST）分野の戦略目標、及び予算の概要は以下の通りである。

２．１　主なプログラムの概要

２．１．１　ERA の統合及び強化

これは、以下のテーマ別優先分野毎に分けて実施する。

(1) 保健衛生に関わるライフ・サイエンス、ゲノミクス及びバイオテクノロジー

これは、次ぎの 2 つを目標とする：

- ヨーロッパにおいて、生物のゲノム解析の成果を公衆衛生目的に利用することを支援
- ヨーロッパのバイオテクノロジー産業の競争力を強化

(2) 情報社会技術

ヨーロッパ市民が知識基盤型社会の発展により十分にその恩恵を享受できるよう、ハードウェア／ソフトウェア技術及びアプリケーションの開発の推進を目的とする。

(3) ナノテクノロジー、知識基盤型の多目的用素材及び新しい生産プロセス

ヨーロッパが、超分子アーキテクチャ、高分子、及びこれらのアプリケーションに関する研究を化学、保健衛生などの分野で発展、並びに利用できる十分な段階に到達することを目的とする。

(4) 航空及び宇宙

安全性の向上及び環境保護の改善を目的として、ヨーロッパ航空宇宙産業の科学技術基盤の強化を目的とする。

(5) 食品の安全性及び健康へのリスク

より安全で体によい種類の豊富な食糧を生産及び流通するために必要な科学技術基盤の構築を目的とする。

(6) 持続可能な開発、地球の気候変動及び生態系

環境上、経済上及び社会上の目的を統合しつつ、再生エネルギー、運輸、並びにヨーロッパの土地及び海洋資源の持続可能な管理を含めた、持続可能な開発を行うことを目的とする。

(7) 知識基盤型社会における市民および統治に対する研究

知識基盤型社会の確立に向けた、経済学、政治学、社会学、人文科学の分野におけるヨーロッパの研究能力向上を目的とする。

(8) 広範囲にわたる研究を対象とする特定事業

① 政策支援及び将来の科学技術のニーズへの対応：テーマ毎優先分野においては十分対応できない場合に、ECによる政策の策定及び実施を支えることにより、ECの根本的な目標達成を目指す

② 中小企業を含めた水平的研究事業の実施：従来及び新興の中小企業による技術能力の向上、並びにヨーロッパ及び世界規模の能力開発への支援を目的とする

③ 国際協力を支援する特別措置の実施：開発途上国及び地中海沿岸諸国の国際的な研究への協力を目的とする

④ 原子力とは無関係のJRCにおける事業の支援：ヨーロッパの科学界、国立研究機関、大学及び企業との協力関係により、科学技術支援を独自に行うことを目的とする。

２．１．２　ERA の構造化

これは、以下の分野毎に分けて実施する。

(1) 研究及び技術革新：EC 全体、特に開発が進んでいない地方において、技術革新、研究成果の活用、知識及び技術の移転、技術関連ビジネスの立ち上げ推進を目的とする。

(2) 人的資源及び移動性：訓練目的の国境間の人的移動による人的資源の開発（マリー・キュリー・フェローシップ）、及び知識移転の推進を目的とする。

(3) 研究インフラの構築：ヨーロッパにおいて、よりアクセスが可能な研究インフラの骨組みの構築を目的とする。

(4) 科学及び社会：倫理上の問題、予防原則などに関する重要な検討のみならず、科学と社会との間の協調関係の拡大を目的とする。

２．１．３　ERA の基盤強化

これは、ヨーロッパにおける、一貫した研究技術革新の推進政策及び事業の計画支援、並びに協力関係の強化を目的とする。

(1) 国家事業の調整：保健衛生、バイオテクノロジー、環境及びエネルギーといった分野の事業の調整を目的とする。

(2) ヨーロッパ・レベルにおける協力関係：COST（Cooperation in the field of scientific and technological research）、ESO（European Southern Observatory）、EMBL（European Molecular Biology Laboratory）といった科学機関の主導によるイニシアチブの設立を目的とする。

２．２　情報社会技術分野における戦略目標

2000 年に採択されたリスボン戦略では、雇用の機会が拡大し、社会的結束力が強化された持続可能な経済成長を可能とする、競争力のあるダイナミックな知識経済への加速的移行を目標としている。これには、全ての経済部門、公共部門及び社会全体における、IST（Information Society

Technologies：情報社会技術）のアプリケーション、並びにサービスの普及、拡大、利便性の向上が不可欠である。

このため、当該フレームワーク・プログラムの情報社会技術分野においては、総合技術及び応用技術におけるヨーロッパの主導権を確保しつつ、ヨーロッパの企業及び産業界の技術革新力、並びに競争力を強化し、全てのヨーロッパ市民に対する恩恵を拡大することを目標とする。

具体的には、以下の4つの目標に取り組む：

- 産業界での主導権及び技術面での主導権を確立している分野における、ヨーロッパの優位性の強化（例：移動/無線通信、マイクロエレクトロニクス、マイクロシステム、内蔵システム、並びに保健衛生、運輸及びビジネス・サポート・ツールなどへのISTの応用）
- ヨーロッパの競争力強化、及び社会的問題への対処に重要な役割を果たす分野の弱点克服（例：総合的なソフトウェア及びコンピューティング・システム、コンテンツ開発ツール）
- 新しい機会の利用及び新しいニーズへの対応（例：最先端の相互作用技術、新しいセンサー、マイクロシステム、GRID[1]基盤型システムなど）
- 技術及びアプリケーションの相互作用による高性能化

この他、FET（future visions and emerging technologies：将来の見通しと新技術）分野の研究も支援する。

特に、当該フレームワーク・プログラムの前半期にあたる2003－2004年においては、ERAの目標実現を意識した、ヨーロッパ・レベルで取り組む必要のある、限られた戦略目標に焦点を当てる。この戦略目標は、研究事業の募集を行う段階毎に明らかにされている。当該フレームワーク・プログラムの前半期において、研究事業の募集は2003年に2回、2004年に1回を予定している。

２．３　予算

第6次フレームワーク・プログラム（2003年1月1日－2006年12月31日を対象とする）に対する予算は、総額175億ユーロ（約2.4兆円、2003年7月2日為替レート：1ユーロ＝約139.6円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）である。これは、第5次フレームワーク・プログラムの予算（149.6億ユーロ）の17%増となっている。このうち、EC割当分は162.7億ユーロ（約2.3兆円、同上）、Euratom割当分は12.3億ユーロ（約1,700億

[1] GRID：汎用コンピュータ及び通信インフラの構築に世界規模のインターネットを利用した広範囲の汎用コンピュータシステム

円、同上）である。特に、IT 政策に直接関わる情報社会技術分野の予算は、約 36.3 億ユーロ（約 5,100 億円、同上）である。

分野毎の予算額については以下の通り。（表Ⅲ－３）

表Ⅲ－３　第 6 次フレームワーク・プログラムの予算

（単位：百万ユーロ）

項目	金額		
1. EC における研究事業の集中化および統合化			**13,345**
・テーマ別優先分野 [2]		**11,285**	
保健衛生に関わるライフ・サイエンス、ゲノミクスおよびバイオテクノロジー	2,255		
情報社会技術 [3]	3,625		
ナノテクノロジー、ナノサイエンス、知識基盤型の多目的用素材、新しい生産プロセスおよび機器	1,300		
航空および宇宙	1,075		
食品の品質および安全性	685		
持続可能な開発、地球の気候変動および生態系	2,120		
知識基盤型社会における市民および統治	225		
・広範囲にわたる研究を対象とする特定事業		**1,300**	
政策支援および将来の科学技術のニーズへの対応	555		
中小企業を含めた水平的研究事業の実施	430		
国際協力を支援する特別措置の実施	315		
・JRC における原子力分野とは無関係の事業支援		**760**	
2. ERA の構造化			**2,605**
研究および技術革新	290		
人的資源および移動性	1,580		
研究インフラの構築 [4]	655		
科学および社会	80		
3. ERA の基盤強化			**320**
事業調整への支援	270		
整合性のとれた政策策定への支援	50		
核エネルギープログラム（Euratom）			**1,230**
合計			**17,500**

Souece：EU の発表資料

[2] 国際協力の目的に、285 百万ユーロを含む。
[3] Géant および GRID の開発強化のため、最高で 100 百万ユーロを含む。
[4] Géant および GRID の開発強化のため、最高で 200 百万ユーロを含む。

関連 website

6th Framework Programme (2002-2006)：http://europa.eu.int/pol/rd/index_en.htm

6th Framework Programme budget(2002-2006)：http://fp6.cordis.lu/fp6/home.cfm

6th Framework Programme (Official Journal of the European Communities)：

ftp://ftp.cordis.lu/pub/documents_r5/natdir0000029/s_1831005_20021107_150652_6FPL021654en.pdf

2003-2004 Workprogramme for Information Society Technologies in the 6th Framework Programme：

http://www.cordis.lu/fp6/whatisfp6.htm

3． eEurope

2002 年 6 月、セビリアでの欧州理事会（ヨーロッパ首脳会議）において、eEurope Action Plan 2005 が採択された[5]。この Action Plan は、2000 年 6 月にフェイラでの欧州理事会で承認された eEurope 2002 action plan の後継プランである。eEurope は、2010 年までに EU を雇用環境が改善され、社会的結束力が強く、また最も競争力のあるダイナミックな知識基盤型経済社会にすることを目標としたリスボン戦略[6]の一部を構成するものである。

これにより、eEurope 2005 は、最終的に広い地域で利用可能なブロードバンド・インフラを基盤とする安全なサービス、アプリケーション及びコンテンツの活性化を目標とする。この目標に従い、eEurope 2005 の具体的なアクション・プランでは、以下の 4 項目を目的とする：

- 民間投資及び雇用の創出に好ましい環境の整備
- 生産性の向上
- 公共サービスの近代化
- 全ての人々に対する世界的な情報社会への参加機会の提供

生産性及び生活の質の向上、雇用の創出といった情報社会のもたらす潜在的可能性の実現に重要な鍵を握るのが、ブロードバンド及びマルチプラットフォーム・アクセスの技術開発といったインフラの充実、並びにマルチメディア・サービスの開発である。eEurope 2005 は、これらの需要・供給双方の局面に同時に取り組む数多くの政策を実施する。2005 年の実現を目途とした、具体的な政策は以下の通りである：

---

[5] 2002 年 3 月、バルセロナで開催された欧州理事会では、欧州委員会に対して、以下の項目に重点的に取り組む eEurope Action Plan の作成を求めた：EU 全体のおけるブロードバンド・ネットワークの利便性の向上及びその利用拡大を 2005 年までに実現；インターネット・プロトコル：IPv6 の開発；ネットワーク及び情報のセキュリティの確保；eGovernment；eLeaning；eHealth；eBusiness

[6] 2000 年にリスボンで開催された特別欧州理事会で合意された、ヨーロッパの社会モデルを基本とする経済、社会および持続可能な開発をめざす 10 ヶ年計画

・ 公共サービスのオンライン化
・ ダイナミックな e-business 環境の整備
・ 競争価格によるブロードバンド・アクセスの利用拡大
・ 安全な情報インフラの構築

eEurope 2005 作成の基礎となった eEurope 2002 の成果、及び eEurope 2005 の詳細な政策は以下の通りである。

3．1　**eEurope 2002** の成果

eEurope 2002 のほとんどの目標は達成されており、未達成の項目は 2002 年末までに終了する見込みである。eEurope 2002 の実施期間における具体的な成果は、以下の通りである：

・ 家庭におけるインターネット普及率は 2 倍に増加
・ 電気通信の枠組みを構築
・ インターネット・アクセス価格が下落
・ ほぼ全ての企業及び学校がインターネットに接続
・ ヨーロッパは世界で最も高速の研究バックボーン・ネットワークを備える
・ e-commerce の法的枠組みをほぼ構築
・ 政府サービスのオンライン化を推進
・ スマートカードのインフラの発展
・ 加盟国によるウェブサイトのアクセス性に関するガイドラインの採択及び勧告

3．2　**eEurope 2005** の政策

eEurope 2005 の目標には、"information society for all"：「全ての市民を対象とする情報社会」など eEurope 2002 の目標を踏襲したものも多いが、さらにそれをより高い発展段階で実施することに務めている。

3．2．1　公共サービスのオンライン化

(1) e-government

(a) 背景

・ 2001 年 11 月、欧州委員会及び議長国ベルギーは e-government conference を開催。参加閣

僚は、基本的な公共サービスのオンライン化についての好事例の交換、同サービスの普及及びセキュリティの確保の必要性に関する宣言を採択

- 2001 年 10 月、閣僚理事会は、e-inclusion に関する決議を採択
- 2002 年 3 月、"Web Accessibility Initiative guidelines"の実施を加速化する決議を採択
- IDA（Interchange of Data between Administrations）プログラムにより、総務関連事務手続きの相互運用性、ヨーロッパ全体におけるサービスの標準化及び提供を支援
- IST（Information Society Technologies）プログラムにより、研究事業に資金援助
- バルセロナでの欧州理事会において、各国首脳は単一窓口による"European Job Mobility Information Web Site"の開設を決定。これと EU のポータルにより、多言語による情報及びサービスへのオンライン・アクセスが可能

(b) 今後のアクション・プラン

- ブロードバンド接続：2005 年までに加盟国は、全公共機関をブロードバンドで接続
- 相互運用性の推進：2003 年末までに欧州委員会は、ヨーロッパ全体における e-government サービスの提供を支援する相互運用性の枠組みに関する合意事項を発表。これにより、情報コンテンツの問題と取り組み、EU 全体の行政機関に関する情報統合のための技術政策及び仕様についても勧告
- 双方向性を持つ公共サービスの提供：2004 年末までに、ブロードバンド・ネットワーク及びマルチプラットフォームの機能を利用した、基本的な公共サービスの双方向性を確保し、場合によって全ての関係者のアクセスを可能にする。これにより、総務関連部門の再編成、障害者及び高齢者などのアクセス問題に対処
- 公共調達の実施：2005 年末までに、加盟国は大部分の公共調達のオンライン化を実施。閣僚理事会及び欧州議会は、調達に関する法律案を可及的速やかに採択
- 公共インターネット・アクセス・ポイント（PIAPs）の設置：全ての市民による、地方自治体での容易な PIAP へのアクセスを実現（ブロードバンド接続が望ましい）。欧州委員会は、研究プログラムの技術開発、及び PROMISE プログラム（ヨーロッパの情報社会推進のための多年度にわたる支援プログラム）の後継プログラムを通して好事例の紹介を支援
- 文化及び観光業の振興：欧州委員会は、ヨーロッパの振興及び利用しやすい公共の情報提供を目的とする e-service を決定。これは、相互運用が可能なインターフェースを基盤とし、ブロードバンドを利用した全てのディジタル端末からのアクセスを可能とするサービスで、2005 年までに実現

(2) e-learning services

(a) 背景

- バルセロナで開催された欧州理事会において、2003年末までにEUの学校における教育目的のコンピュータを生徒15名に1台配置する目標を設定
- 欧州委員会は、ISTプログラム、eLearningイニシアチブ、及びeLearning Action Planに基づくその他の事業に対して資金援助
- EUによる支援策として、機器の提供、好事例に関する情報交換、教師への訓練、教育学的研究、e-learningコンテンツ及びサービスの開発を実施

(b) 今後のアクション・プラン

- ブロードバンド接続：2005年末までに加盟国は、全ての学校及び大学においてブロードバンド接続による教育目的のインターネット・アクセスを実現。美術館、図書館、アーカイブなどでもブロードバンドに接続
- e-Learning プログラムの実施：2002 年末までに、欧州委員会は、e-Learning 特別プログラム案（2004－2006 年を対象）を採択。また、欧州委員会は、ヨーロッパの e-learning 市場に関する分析を発表
- 全学生向けの仮想キャンパスの実現：加盟国は、e-Learning プログラムおよび eTEN プログラム（以前の TEN-Telecom プログラム）の支援により、2005年末までに全大学が学生及び研究者にオンライン・アクセスを提供することを確認
- 大学及び研究機関のコンピュータによる協力体制の実現:2003年末までに欧州委員会は、高性能のコンピュータ・インフラ及び GRID（汎用コンピュータおよび通信インフラの構築に世界規模のインターネットを利用した広範囲の汎用コンピューティングシステム）技術を基盤とした、ヨーロッパ全体におけるコンピュータ・ネットワーク及びプラットフォームの構築を可能とする研究、並びに試験的事業を開始
- 知識社会に向けたスキルの取得：2003年末までに加盟国は、失業者及び再就職を目指す女性など成人を対象に、知識社会に必要な重要なスキルを提供

(3) e-health services

(a) 背景

- 10年以上の研究開発により、地方における保健衛生情報ネットワークの統合、電子的医療保険記録の標準化、信頼性・効率性の高い遠隔医療、市民向け健康状態の管理サービスを実現
- 薬事関連規則制度におけるテレマティクスの利用改善

・ eEurope では、アクション・プラン実施後に明確な成果を得るため、複数の事業をひとつの戦略に統合

(b) 今後のアクション・プラン

・ 電子的な健康保健カードの発行：バルセロナでの欧州理事会での合意に基づき、欧州委員会は、2003 年春の欧州理事会開催までに、EU 内の加盟国で治療を受ける際に必要とした、紙面による健康保健カードを電子化する提案を提出。また、この実現に向けた支援を行う

・ 医療保健情報ネットワークの構築：2005 年末までに、加盟国は、医療に関わるポイント（病院、研究所、家庭）間の医療保健情報のネットワーク化を実現（ブロードバンド接続が望ましい）。同時に、欧州委員会は、ヨーロッパ全体の公衆衛生に関するデータのネットワークの構築、及び健康を脅かす問題に対してヨーロッパ全体で早急に対応する共同事業の実施を計画

・ 保健衛生サービスのオンライン化：2005 年末までに、欧州委員会及び加盟国は、市民向けの保健衛生サービスをオンライン化。欧州委員会は、加盟国による同サービスの提供状況を調査

３．２．２　ダイナミックな e-business 環境の整備

(1) 背景

・ 1997 年に e-commerce に関するコミュニケが発表されて以来、欧州委員会は、包括的な政策を作成。例としては、情報社会におけるサービス提供のための域内市場の構築を目標とする数々の指令、自己規制を推進する法律によらないイニシアチブ、中小企業支援のための"Go Digital"イニシアチブ、e-commerce に適した課税制度の実施などが挙げられる

・ 欧州委員会は、消費者に対する将来の政策、規則及び施行に関し意見交換を実施

・ 欧州委員会は、プライバシーを保護しつつ情報通信技術、人的資源及び新しいビジネスモデルへの投資を通じて、ヨーロッパにおける e-business を支援

(2) 今後のアクション・プラン

・ 法的問題への対処：欧州委員会は、2003 年開催予定の e-business summit を契機に、企業による e-business の利用を妨げる要因の明確化及び排除を目的とした関係法の見直しを実施

・ 中小企業への支援：2003 年末までに、欧州委員会は、ヨーロッパの e-business 支援ネットワークを構築

・ e-skills の分析：2003 年末までに、欧州委員会は、ヨーロッパにおける e-skill の需給状況の

分析を発表

- 相互運用性の実現：2003 年末までに、民間部門は、欧州委員会及び加盟国の支援により、商取引、セキュリティ、署名、調達、清算に関する相互運用が可能な e-business ソリューションを実現
- 信用及び信頼性の醸成：2003 年末までに、欧州委員会は、民間部門、消費者団体及び加盟国と共同で、ヨーロッパ全体における紛争解決制度のオンライン化を検討。また、欧州委員会は、法的問題に関するオンライン情報システムの構築を支援するとともに、消費者の電子商取引への信頼性に関する勧告を鑑み、信頼性認証の要件を検討
- ".eu company"の検討：2003 年末までに、欧州委員会は、.eu ドメインネームに関連する付加的な機能、及び信用制度を例とするその他の支援業務をヨーロッパの企業に提供する可能性を検討

３．２．３　安全な情報インフラの構築

(1) 背景

- EU では、ネットワーク・セキュリティ、インターネット犯罪、現在及び将来の電子通信に関わるデータ保護の方向性に関するコミュニケを基に、包括的な戦略をすでに実施。これは、2002 年 1 月 28 日の閣僚理事会決議により、また、同年 4 月の欧州委員会による情報システム犯罪に関する Council Framework Dicision への提案により拡大
- 上記 1 月の決議を基に実施された数多くのイニシアチブ（サイバー・セキュリティ・タスクフォースの設立、啓蒙キャンペーンなど）は 2002 年末に終了予定。安全なスマートカード・インフラをさらに拡充し、アプリケーションを積極的に利用
- セキュリティに関する EC の研究事業は、第 6 次研究開発フレームワーク・プログラムにより継続。この優先分野は、新技術によるネットワーク及び情報インフラの信頼性向上、インフラの脆弱性及び相互依存性の明確化である

(2) 今後のアクション・プラン

- サイバー・セキュリティ・タスクフォース（CSTF）の設立：2003 年半ばまでに、CSTF の運用開始。閣僚理事会及び欧州議会は、部門にまたがるネットワーク・情報セキュリティを考慮に入れた、必要な法的措置を採択
- 「セキュリティ文化」の醸成：2005 年末までに、情報通信関連の製品設計及び製作に、「セキュリティ文化」の概念を組み入れる。欧州委員会は、全てのユーザに関わるセキュリティ上のリスクについての意識向上に務め、またそのプロジェクトを支援。進捗状況に関す

る中間報告は2003年末に、また最終評価は2005年末までに報告

- 公共サービスの安全な通信環境の整備：2003年末までに、欧州委員会及び加盟国は、政府情報の情報交換を目的とする安全な通信環境の整備について検討

3．2．4　競争価格によるブロードバンド・アクセスの利用拡大

(1) 背景

- バルセロナでの欧州理事会において、「EU全体で、ブロードバンド・ネットワークの有用性の向上及び利用の拡大を2005年までに実現する」ことを確認
- 欧州委員会は、「加盟国は、ヨーロッパにおけるブロードバンド・ネットワークの開発を加速化するため、市内電気通信ネットワークの効果的な競争を実現する」ことを勧告
- 公共政策では、競争化推進を焦点とし、投資の拡大、技術革新及び低価格化を目指す
- 2003年7月から全加盟国に適用される新しい規制の枠組みは、ブロードバンドの持つ統合性を十分考慮しつつ、インフラへの効果的な投資の拡大及び技術革新の推進を目指す
- 欧州委員会は、第6次フレームワーク・プログラムにより、科学界でのブロードバンド・ネットワーク利用を支援。具体的には、光ファイバー・ネットワーク技術、並びにブロードバンドによる移動無線サービス及び衛星システムのアップグレード、IPv6への移行など固定及び移動通信ネットワークの統合、セキュリティ及びプライバシー問題への取り組みなどが挙げられる
- 欧州委員会はすでに、IPv6に関するコミュニケにおいて、次世代インターネットの支援に必要とされる措置を開始

(2) 今後のアクション・プラン

- 無線周波数政策：欧州委員会は、W-LANsなど無線ブロードバンド・サービス用の周波数の有用性及びその効果的な利用、並びに加盟国による同サービスの導入に際しての協力関係の構築を目的として、新しい無線周波数政策の規則枠組みを活用
- 恵まれない地域へのブロードバンド・アクセス：加盟国は、恵まれない地域、特に遠隔地方におけるブロードバンド・アクセスの提供を支援。必要に応じ構造的基金または奨励金を利用
- ブロードバンド提供への障害の縮小化：加盟国は、法律上の規制を解除することにより送電線用地、支柱、導管へのアクセス性を緩和。欧州委員会は、農村部及び地方における実施例の情報交換、並びに官民間のパートナーシップの強化を奨励
- マルチプラットフォーム・コンテンツの提供：加盟国の公共機関及び民間部門は、双方向

ディジタル TV、第 3 世代移動通信（3G）といった異なる技術プラットフォームにおけるコンテンツの提供を目指す。欧州委員会は、デモンストレーション及び研究プロジェクトを支援し、またディジタル TV を双方向サービスに利用する上での規制上の障害を明確化

・ ディジタル化：加盟国は、ディジタル TV への移行を加速化するため、ディジタル化の条件を明確にし、2003 年末までに実施計画、市場調査などを含めディジタル化を表明

３．３　eEurope 2005 の後方支援

３．３．１　好事例の開発、分析及び普及

商用及び公共のアプリケーションの開発、支援プログラムの実施、試験的アプリケーションの利用といった事例は知識の源となることから、eEurope 2005 では、これらの事例は eEurope の目標実現のための基盤として、政策を補完する役割を担う。この事例の活用には、以下の 3 段階の取り組みが提案されている：

・ 好事例の明確化及び選択
・ 選択された好事例の適用性の向上、及び好事例のテンプレートまたはガイドライン作成を目的とする分析の実施
・ 好事例及びプロジェクト分析結果の普及（これは、会議／ワークショップの開催、ネットワーク支援、ウェブサイト設立を基に実現）

３．３．２　ベンチマーキングの充実化

(1) 背景

ベンチマーキングは、政策策定を目的とする。eEurope のベンチマーキングは、以下の 3 段階のプロセスを経るが、eEurope 2005 においてもそれを踏襲する：

・ インジケータの定義：政策目標の改正に合わせて、eEurope 2005 のインジケータも修正。特に、eEurope +が終了する 2004 年以降は、新しいインジケータ・リストが加盟候補国の基本インジケータとなる
・ インジケータの評価分析：eEurope 2005 のインジケータ評価の品質強化を目的として、Eurostat などの公式統計をより積極的に活用。欧州委員会は、2002 年末までに、加盟国による比較可能な定期的データ収集のための法的措置を提案。また、インジケータ分析は政策策定に重要な鍵を握っていることから、加盟国による自らの分析を可能にする目的で各分析結果を eEurope ウェブサイトに定期的に掲載。欧州委員会及び加盟国は、地方におけるベンチマーキングの拡大を奨励

・ 政策策定：欧州委員会は、政策策定の好事例を明らかにする目的で、ベンチマーキングの結果を分析

(2) 今後のアクション・プラン

・ 2002 年末までに、閣僚理事会は、インジケータ・リスト及びベンチマーキングの手順を採択
・ 2003 年始めまでに、欧州委員会は、eEurope 2002 アクション・プランの評価を発表し、cEurope 2005 の進捗状況評価のための分析基盤を提供
・ 欧州委員会は、ベンチマーキングを実施し、2004 年前半に中間報告を発表するとともに、eEurope ウェブサイト上で定期的にベンチマーキング・データを更新

関連 Website

eEurope 2005: An information society for all：http://europa.eu.int/information_society/index_en.htm

eEurope 2002: An information society for all: http://europa.eu.int/information_society/index_en.htm

Ⅳ　英　国

Ⅳ 英 国

1．英国政府における情報技術政策

1．1 経緯

1996年2月、英国政府による最初の包括的な情報技術（IT）政策である「情報社会イニシアティブ」が発表された。ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5か年計画（1996-2000年）として開始した。

その後、「情報社会イニシアティブ」は、2000年9月に新たに「UK Online」というIT政策に置き換わり、現在ではこの「UK Online」が、英国政府における包括的なIT政策と位置付けられている。

1998年12月、白書「競争の未来：知識集約型経済の構築」が発表された。政府の課題を次のように設定した。

① 2002年までに英国を電子トレーディングにとって最適の環境にする。
② ITを活用することによって、英国の中小企業をG7の中でもトップのレベルに引き上げる。

1999年3月、「政府近代化白書」が発表された。白書は、政府がIT戦略を確立する予定であることを明らかにした。この戦略のもとに、市民や企業に電子サービスを提供し、「情報時代に向けた中央/地方地方の協約」を設定する。さらに、データ標準、ディジタル署名、スマートカード、ディジタルTV、Webサイト、政府のゲートウェイとポータル、企業向けのオンライン・サービスなど、さまざまなテーマについて枠組みとなる政策とガイドラインを導入する。また市民と政府の間の決済についても電子化し、データの保護を図る。ターゲットは2008年に定められた。

1999年9月、内閣府の業務推進・刷新部門（Performance and Innovation Unit in the Cabinet Office）は、報告「e-commerce@its.best.uk」を発表した。この報告には、上記の「競争の未来：知識集約型経済の構築」白書において設定された、電子商取引に関する政府目標達成のための戦略を明確にした。

2000年9月、「UK Online年次レポート　2000年」（第1版）が、発表された。このレポートはe-Ministerのパトリシア・ヒューイット（Patricia Hewitt）（2003年1月現在、貿易産業大臣（The Secretary of State for Trade and Industry）・e-Minister）とe-Envoyのアレックス・アラン（Alex Allan）（当時）（2003年1月現在、e-Envoyは、アンドルー・ピンダー（Andrew Pinder））によって監修され、政府や産業界のパートナーとの協力のもとに作成された。本レポートは英国をオンライン化するための戦略を詳細に定め、以下の5つのゴールを提起している。

5つのゴール

① 自信に満ちた人々：情報通信技術へのアクセスに加えて、情報通信技術を使う上での信頼、スキル、モチベーションが必要になる。
② ビジネスの成功：経済の各分野で情報通信技術をビジネスに利用して成功している企業。
③ 見本としての政府：公共セクターにおける最先端のテクノロジーの活用。
④ 世界一級の供給センター：IT、電子、通信の供給センター。イノベーティブでダイナミックで常に成長していること。
⑤ 近代的な市場：消費者（企業や政府との関係における個人）を保護し、企業の競争とイノベーションを促進する市場の枠組み。

2000年9月、「UK Onlineキャンペーン」が発表された。3つのイニシアティブによって構成されている。(1)国民をオンラインにつなぐ、(2)企業をオンラインにつなぐ、(3)政府をオンラインにつなぐ、である。この政策において、2005年までに政府のサービスをすべてオンライン化すると目標を定めている。

2001年11月、「UK Online年次レポート　2001年」（第2版）が、発表された。（注：英国内閣府のe-Envoy局（Office of the e-Envoy）のサイトでは、本年次レポートは2001年12月発表とあるが、実際のレポートでは11月発行と記述されている。本資料では実際のレポートの記述を優先した）①市場の近代化、②国民の能力向上、③企業の活性化、④政府のオンライン化、⑤世界的水準のサービス提供という5つの重要課題を取り上げており、下記の3つの目標を表明した。

① 2002年までに英国を電子商取引の世界でもっとも整備された安全な環境にする。
② 2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

③　2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにする。

2002年11月、「UK Online年次レポート　2002年」（第3版）が、発表され、下記の3つの目標を表明した。

①　英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。
②　2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにし、重要なサービスにおいては高いレベルでの使用を実現させる。
③　2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

表Ⅳ－１に英国政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表Ⅳ－１　英国政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1996 年 2 月	情報社会イニシアティブ	英国政府による最初の包括的な取り組みであり、ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5 か年計画（1996-2000 年）として開始、5,800 万ユーロの予算
1998 年 12 月	「競争の未来：知識集約型経済の構築白書」	・2002 年までに英国を電子トレーディングにとって最適の環境にする。 ・IT を活用することによって、英国の中小企業を G7 の中でもトップのレベルに引き上げる。
1999 年 3 月	「政府近代化白書」	市民や企業に電子サービスを提供し、「情報時代に向けた中央/地方地方の協約」を設定、ターゲットは 2008 年
1999 年 9 月	e-commerce@its.best.uk	内閣府の業務推進・刷新部門による。上記の「競争の未来」において設定された、電子商取引に関する政府目標達成のための詳細な戦略
2000 年 9 月	UK Online 年次レポート 2000 年　第 1 版	e 大臣のパトリシア・ヒューイットと e 公使のアレックス・アランによって監修され、政府や産業界のパートナーとの協力のもとに作成 5 つのゴール ・人々の自信：情報通信技術へのアクセスに加えて、情報通信技術を使ううえでの信頼、スキル、モチベーションが必要になる。 ・ビジネスとしての成功：経済の各分野で情報通信技術をビジネスに利用して成功している企業 ・見本としての政府：公共セクターにおける最先端のテクノロジーの活用 ・世界一級の供給センター：IT、電子、通信の供給センター。イノベーティブでダイナミックで常に成長していること ・近代化された市場：消費者（企業や政府との関係における個人）を保護し、企業の競争とイノベーションを促進する市場の枠組み
2000 年 9 月	UK Online キャンペーン	3 つのイニシアティブ ・国民をオンラインにつなぐ：家庭や職場から誰もがアクセスできるオンライン・トレーニングコース「learndirect」を設置 ・企業をオンラインにつなぐ：面談やオンライン、あるいは電話による専門家のアドバイスを提供することにより、企業が新しいテクノロジーを活用するのを助ける。2000 年に 1,650 万ユーロ、その後 2 年間に 2,490 万ユーロを支出（旧名称：the Information Society Initiative） ・政府をオンラインにつなぐ：2005 年までに政府のサービスをすべてオンライン化。今後 3 年間に 17 億ユーロの予算
2001 年 11 月	UK Online 年次レポート 2001 年　第 2 版	市場の近代化、国民の能力向上、企業の活性化、政府のオンライン化、世界的水準のサービス提供という 5 つの重要課題。3 つの目標を表明
2002 年 11 月	UK Online 年次レポート 2002 年　第 3 版	3 つの目標を表明。（①電子ビジネス、②オンライン行政サービス、③国民のインターネット・アクセス　に関する目標）

Source: 英国政府等発表資料から作成

１．２　DTI の組織

英国の IT 政策は、e-Minister を兼務する貿易産業省大臣を頂点とした DTI（Department of Trade and Industry：貿易産業省）が中心となって実施している（DTI は、市民、企業などすべての顧客に対する効率的なサービス向上のため、組織を変更した）。

このほかに、1999 年に内閣府内に設立された Office of the e-Envoy（OeE）が、直接首相、IT 政策関連の報告（例：UK Online の進捗状況）を行う。（図Ⅳ－１）

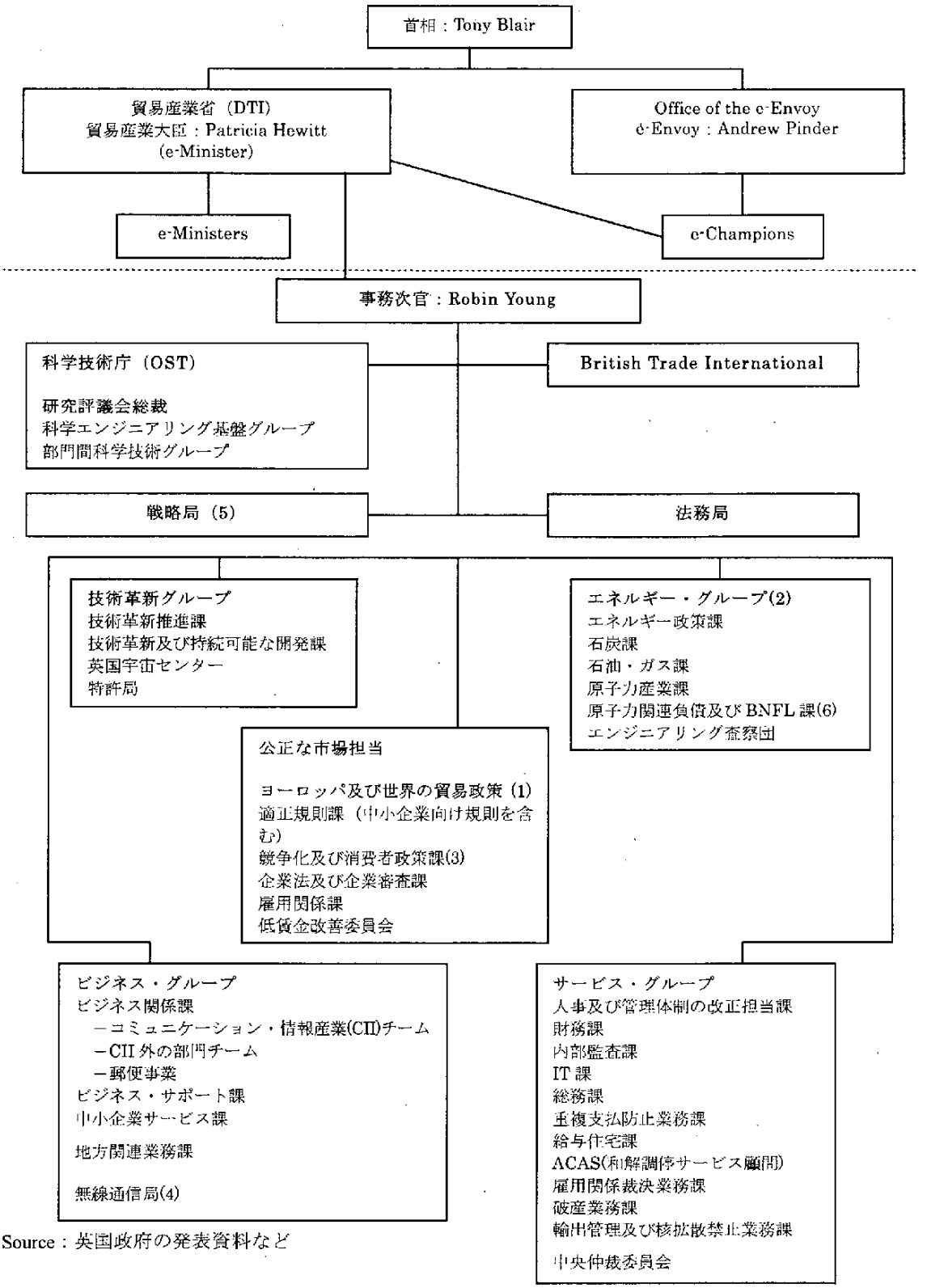

Source：英国政府の発表資料など

図Ⅳ－1　**DTI**　組織図

(1) ヨーロッパ及び世界の貿易政策グループの局長は、FM グループ内で、公正な市場グループの局長と同等の権限を有する。2 つのポストは 2003 年 6 月まで存在

(2) 目的は、2004 年までにエネルギー・グループの移行を実施することである。

(3) 競争化政策及び消費者問題グループは、統合の過程にある。

(4) 後に OFCOM（Office of Communications、情報伝達局）に移動される。

(5) まもなく新しい最高経済顧問が任命される予定である。

(6) BNFL：英国核燃料株式上場会社

関連 website

内閣府 e-Envoy: http://www.e-envoy.gov.uk/

貿易産業省: http://www.dti.gov.uk/

２．UK online

2000 年 9 月に英国政府が UK online を発表して以降、年次報告書（Annual Report）は、2002 年 11 月に報告された 2002 UK online Annual Report ：「2002 年 UK online 年次報告書」で第 3 版を迎える。この年次報告書は、今日の世界経済におけるリーダーとしての英国の地位を確立するという包括的な目標に基づいて、政府、企業及び市民という主要分野毎に設定された UK online 戦略の進捗状況、並びに今後の課題、ひいては将来の UK online 戦略について記載している。

今般発表された 2002 年 UK online 年次報告書では、以下の 2 点でこれまでの報告書とは異なる：

- e-Government 政策による公共サービス提供の変容及び政府自体の業務の効率化という別々の課題を、政府全体による公共サービスの包括的改革として統合した。
- 英国を世界の電子商取引に最適な国として位置付ける上での、重要なデータを提示している。つまり、昨年度実施した調査により、政府、企業及び市民の IT 能力に影響を与える重要な要因が明らかにされ、英国は、世界における電子商取引の最適環境を備えた国として米国に次いで第 2 位を占めていることが示された。

政府、企業及び市民の分野では、各々以下の目標を定めており、それに沿った戦略を策定している：

政府の目標：全行政サービスの電子的利用を 2005 年までに実現。特に重要なサービスの利用を推進

企業の目標：e-business の分野における世界的リーダーとしての英国の地位確立

市民の目標：インターネット・アクセスを希望する市民全員へのアクセス提供を 2005 年までに実現

以下に、この分野毎に設定された戦略、その進捗状況及び今後の計画を示す。

２．１　政府

２．１．１　戦略

(1) 政府の変革

これは、以下により実現する：

- 行政サービスのオンライン化に対する政府の役割についてのビジョンの見直し
- 行政サービスの利用方法の変更及び政府自体の業務の効率化
- 2005 年以降の e-Government プログラムの方針に関する長期的なビジョンの作成

(2) ユーザ中心の政府

これは、以下により実現する：

- 国レベル及び地方レベルにおける重要な行政サービスの充実化
- 中核となる e-Government プログラムを確実に提供するとともにリスクを最小化するため、中央政府によるリーダーシップの発揮
- 変革を妨げる障害の克服
- 市民の求める方法による行政サービスの提供
- 民主主義的プロセスの強化

(3) 政府自体の業務の効率化

これは、以下により実現する：

- 重要な行政サービスの利用を促進
- 仲介業者を経由した、ユーザの選択する方法での行政サービス利用の促進
- サービス提供基準の共通化
- 政府間における共通インフラの提供

２．１．２　進捗状況

(1) 2003 年 3 月－7 月現在まで

- DTI（Department of Trade and Industry：貿易産業省）は、6 月 19 日に締結した EU Directive on Privacy and Electronic Communications：「プライバシー及び電子的コミュニケーションに関する EU 指令」の施行に関わる協議を実施。これは spam（迷惑メール）の対処に関するもので、英国ではこの指令を 10 月末前までに施行することが義務付けられている
- 7 月 1 日、All Party Internet Group の主催により"Spam Summit"を開催。EU 及び米政府代表者も参加
- 6 月、Radiocommunications Agency（無線通信局）は、3.4GHz の無線ブロードバンド・ライセンスの競売を成功
- 6 月、e-GIF（e-Government interoperability Framework：e-Government 相互運用性に関する枠組み）の第 5 版を発行。これは、公共部門における全ての ICT システムに対する技術ガイドライン及び仕様を示すものである。今回、新たにスマートカード、e-learning、無線ネットワークの実現に関する助言といった分野を追加
- 6 月の月次報告作成時点における OeE（Office of e-Envoy）の最新の調査によれば、省庁の 63%のサービスがオンライン化。これは 2002 年春の調査時より 10%以上改善
- 5 月末時点においてブロードバンド利用者は 2 百万人を超え、週に約 3 万人のペースで新規利用申込み者が増加。一方、同時点において、100 社以上のインターネット・サービス・プロバイダが ADSL を提供
- 5 月 29 日、OeE は、e-Government サービス提供における仲介業務の枠組みに関する公的諮問文書を発表。これは、全ての省庁が各々の包括的な e-Government 戦略の一環として仲介業務に関わることを目的とする。仲介業務は、ユーザが自ら望む方法及び機関によって行政サービスを利用することを可能にする。
- 5 月、DTI 内に Rural Broadband Team を新設し、DEFRA（Department for Environment, Food and Rural Affairs：環境食糧省）及び RDA（Regional Development Agencies：地方開発局）との共同によるブロードバンド利用推進アジェンダを支援
- 100%の行政サービスのオンライン化を 2005 年までに実現する目標に対し、DTI の進捗状況に関する最新調査結果を発表。これによれば、2002 年夏の調査以降、2002 年末までに 63%のサービスがオンライン化
- 5 月の地方選挙において、17 の e-voting パイロット・プロジェクトを実施。全体の 5 分の 1 の有権者が電子投票を利用
- 電子サービス提供小委員会は、e-Government 提供プログラムの将来計画を承認。同時に、

電子サービス提供に関するPSA目標の実現状況調査に対する、より正式な手続きを導入

- 初期段階における全行政サービスの利用状況を明らかにし、他の2つの省庁とともにその利用戦略に関する試験的ワークショップを開始
- 5月、英国全体の地方政府に関して包括的な調査結果を発表。この中で、地方政府によるe-Governmentの実施方法及び直面する問題を概説
- 5月、仲介業務に関する明確な政策枠組みを発表。この中で、政府と仲介業者の共同事業に関する規則及び原則を概説
- 4月、DotP（Delivering on the Promise：多数の政府ウェブサイトをホストする中心的インフラ）プラットフォームを設立

(2) 2002年11月－2003年2月

- 電子サービス提供小委員会は、e-Governmentサービス提供プログラムの設立を承認
- 1月、プログラム理事会は、多機関にまたがるe-Governmentの重要分野（リーダーシップ、信用、ユーザ利用、マーケティング及びコミュニケーションなど）の諸問題に対処するための初期計画を承認
- 1月31日までの1年間で、電子的方法を利用したSA（Self Assessment）による確定申告数は約69万件で、前年の4倍以上に増加。このうち、約32万件がインターネット経由、その残りが内国歳入局の電子サービス経由である
- 11月27日、National Strategy for Local e-Government（地方におけるe-Government国家戦略）を発表
- 英国政府は、OSS SIG（Open Source Software Special Interest Group）をとおしてOSS政策（2002年7月にその第1版を発表）に対する啓蒙活動を積極的に実施

2．1．3　今後の計画

6月2日付けのUK online Action Plan発表時点における今後の計画は、以下の通りである：

- 6月初旬、OeEは、サービス利用戦略及びその予測に関する省庁全体のワークショップを開催
- OeEは、省庁及び地方政府向けにディジタルTVコンテンツに関するガイドラインを作成
- ODPM（Office of the Deputy Prime Minister）は、全ての評議会による主要な電子サービス及び技術インフラへのアクセスに関する国家プロジェクトを実施
- OeEは、単一決済エンジンの初期利用に向けた業務を推進

２．２　企業

２．２．１　戦略

(1) 企業の変革

これは、UK online for business 事業をとおして、企業の e-commerce から e-business [1]への移行を支援することで実現する。

(2) ブロードバンドの開発

これは、産業界と共同で英国のブロードバンド市場の規模拡大及び競争力強化を継続することで実現する。

(3) 枠組み構築への支援

これは、e-economy のニーズを満たすため、英国の法規則上及び財政上の枠組みを近代化することで実現する。

(4) スキルの強化による生産性の向上

これは、英国が ICT スキル提供の第一人者として、生産性向上のための戦略を実施することで実現する。

２．２．２　進捗状況

(1) 2003 年 3 月－7 月現在まで

- 7 月現在、UK Broadband Taskforce は、DTI 内にブロードバンド統合プロジェクトを作成中。これは、ブロードバンド・サービス利用の要望を統合して調達を行うメカニズムを構築することにより、市民のブロードバンドの利便性拡大及びブロードバンド接続に関わる費用削減を目指す。これを推進するための法的機関：Design of SPV（Special Purpose Vehicle）を現在設立中
- 4 月、予算において、ICT に対する初年度の資本控除をさらに 1 年延長
- 4 月、OFCOM（Office of Communications：通信庁）は Content Board を設立し、OFCOM の副議長を務める Richard Hooper（リチャード・フーパー）氏を議長に任命

---

[1] これまで、英国政府は e-commerce という表現を使っていた。しかしこれは、主にオンライン上での商取引を意味するもので、ICT を顧客管理、調達、サプライ・チェーンなどのより広範な分野において利用するという観点から、e-business という表現に変更された。

- 3月、DTIはEU Directive on Privacy and Electronic Communicationsの実施に関わる公的協議会を開催
- 3月、内務省は、プライバシー及び尊重と犯罪からの市民保護との両立を目指す2つの公的諮問文書："Access to Communication Data" 及び"Consultation on a Code of Practice for voluntary retention of communications data"を発表
- 3月－4月、UK online for businessは、ビジネスへのブロードバンド利用がもたらす利点に対しての啓蒙キャンペーンを実施
- 4月、OFTEL (Office of Telecommunications：電気通信局) は、7月に施行予定のEC Directives on electronic communications ：「電子的コミュニケーションに関するEC指令」に関する業務の一環として、ブロードバンドの卸売市場に関するレビューを発表
- 4月、e-Skills UK 及びSEMTA（ICT分野におけるエレクトロニクス及びエンジニアリングを担当する機関）がSector Skills Councilsとしてのライセンスを取得。これにより、両者はICT産業におけるスキルのニーズの明確化及び開発を付託された。
- 5月、Stephen Timms（ステファン・ティムズ）氏、Alun Michael（アラン・マイケル）氏が農村部へのブロードバンド導入に関し、DEFRAに対して証言し、また、二氏による共同声明書を発行
- 3月、3Gサービスの利用において、英国は、イタリアとともに初めて主要な市場となる

(2) 2002年11月－2003年2月

- Business Link Organisationsを通じて行われる助言の継続、及びe-business clubの設立
- UK online for Business による Local Government On line National Project： "Delivering e-Procurement"への支援
- 1月、OFCOM理事会を設立し、Stephen Carter（ステファン・カーター）氏を理事長に任命
- UK Broadband Taskforceを設立（11月－1月の期間中。明確な時期は不明）。この目的は英国全土におけるブロードバンドの利用推進
- 1月、大規模なIT分野における女性会議を開催
- 11月、大規模なブロードバンド会議を開催。公共部門、民間部門からの代表者が参加。

２．２．３　今後の計画

6月2日付けのUK online Action Plan発表時点における今後の計画は、以下の通りである：

- 6月、OFTELは、ダイヤル・アップ及びブロードバンドによるインターネット・アクセスのベンチマーキングに関する報告を発表

- 7月、この報告に基づいたインターネット・アクセスの見直し後、OFTELは、ブロードバンド卸売市場に関する最終提案を発表
- 6月、Radio Communication Agencyは、15の地方における固定無線アクセスのライセンスの競売を実施
- 6／7月、OFCOMが実務開始
- 6月、ブロードバンド統合プロジェクトでは、公共部門におけるブロードバンド利用への要望の統合方法に関する最終的な見通しを立てる
- 公的諮問に従い、DTIは、プライバシー及び電子的コミュニケーションに関するEU指令の施行のため、第3四半期に英国議会に対して規則案を提出

２．３　市民

２．３．１　戦略

(1) インターネットに関する啓蒙

これは、市民がアクセスできる行政サービス及びその場所について、市民に情報提供することで実現する。

(2) 家庭、職場、移動中及びコミュニティ内でのインターネット・アクセス環境の充実

これは、PC、ディジタルTV及び公共のインターネット・アクセス・ポイントを含めた様々なアクセス・チャネルの提供を支援することで実現する。

(3) ICTスキルの向上

これは、インターネットを利用する上で必要なスキル及び自信を得る機会を市民に提供することで実現する。

(4) インターネットに対する信頼性の醸成

これは、インターネットを安全に利用する最善方法を市民に広め、消費者の信頼性を向上させる整合性のとれた規則枠組みを構築することで実現する。

２．３．２　進捗状況

(1) 2003年3月－7月現在まで

- 5月、市民によるインターネット利用を促進する"Get Started Campaign"を実施

・ 5月－6月、"Get Started Campaign"の一環として、Arriva、BT、Dixons、BBCなどが各々宣伝広告、移動センターの提供などを行う
・ 5月、e-serviceの提供を支援するUK onlineセンター（コミュニティ内に設立される無料または低料金でインターネット・アクセスが可能な施設）に関する調査事業を入札にかける
・ 5月、ALP（Adult Learners Portal）を設置。Adult Learners週間をとおして、この利用促進を実施
・ 3月、New Opportunities Fundが正式に150のディジタル・コンテンツ・プロジェクトを開始。このプロジェクトは、生涯教育を支援する革新的なコンテンツの提供を目的とする

(2) 2002年11月－2003年2月
・ 1月6日、内務省は、第2段階の児童保護に関するオンライン・キャンペーンを実施。これは、2003年3月まで継続
・ 2002年後半、インターネットの初期段階の利用を推進するUK online "first steps"の最初のパイロット・プロジェクトを実施
・ 11月、DTIは第2段階の"Safe Internet Shopping"キャンペーンを開始。これは、2003年5／6月まで継続

2．3．3　今後の計画

6月2日付けのUK online Action Plan発表時点における今後の計画は、以下の通りである：
・ 6月、DfES（Department for Education and Skills、教育雇用訓練省）は、ICTスキルの役割の見直しを含めたNational Skill Strategyを発表
・ OcEは、職員による家庭でのPC購入を促進する政府—産業界共同のワーキング・グループを設立
・ 7月、e-serviceの提供を支援するUK onlineセンターの能力に関する調査を開始
・ 第3四半期に、OcEは、インターネットの利用及び利点に関する行政サービスのガイドライン改正事業を推進

2．4　**UK online** 戦略の進捗状況

UK online annual report 2002発表当時のUK online戦略の進捗状況は、以下の通りである：
・ 英国の従業員の91%がインターネットに接続された企業に雇用されている
・ 企業の73%が業務をオンライン化

- 企業の 62%がウェブサイトを設立
- 企業の 51%がオンライン上で購入を経験
- 企業の 30%がオンライン上で販売を経験
- 電子商取引の取引高は 184 億ポンド（約 3.7 兆円、2003 年 7 月 2 日為替レート：1 ポンド＝約 201.8 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）に上る
- 一般家庭の 45%がインターネットに接続
- 昨年 38%だった習慣的にインターネットを利用する成人の割合が 47%に増加
- 2000 年 9 月に 2,000 ヶ所だった UK online センターを、6,000 ヶ所に増設
- インターネットと PC との普及率の格差が 4 年前の 23%から約 11%に縮小

関連 website

UK Online Annual Report 2002: http://www.e-envoy.gov.uk/

UK Online Action Plan: http://www.e-envoy.gov.uk/

UK Online Monthly Report: http://www.e-envoy.gov.uk/

３．e-Envoy

Office of e-Envoy（OeE）は、PIU（Performance and Innovation Unit）のレポート：e-commerce@its.best.ukの勧告に従い、1999 年 9 月に内閣府内の Prime Minister's Delivery and Reform team の一部として設立された組織である。OeE は、2005 年までに全市民のインターネット・アクセスを実現するという英国政府の目標に基づき、オンライン化した政府サービスを統合することによって、市民、企業など英国全体に提供する公共サービスを改善し、長期的に費用を削減することをその主な任務としている。2001 年 1 月には、Andrew Pinder 氏が e-Envoy に任命され、現在に至るまで OeE を指揮している。

OeE の主要な業務分野は以下の通りである：

- e-Communications
- e-Delivery
- e-Economy
- e-Government strategy
- e-Democracy
- Getting government online

上記の業務分野の主な内容は以下の通りである。

３．１　e-Communications

３．１．１　目標

e-Communications グループは、以下の５つの目標を設定している：

- 多数のチャネルにより、UK オンラインの双方向サービスの開発及び提供
- Knowledge Network （KN）インフラを提供することにより、政府内の情報共有化を拡大
- OeE 内外及び政府内において OeE のコミュニケーション推進力を強化
- UK オンライン・プログラム（特に市場開発、ブランド化及びキャンペーン）の指揮
- 全政府のウェブサイトの品質を向上するための共同事業の調整、最善慣行及び技術革新の推進、e-communicators による専門組織の設置

３．１．２　実績

e-Communications グループは、2005 年を目標とする政府サービスのオンライン化に指導的役割を果たしている。同グループは、Marketing Communications team、Digital Products team、Knowledge Network team に分かれている。各々のチームの実績は以下の通りである。

(1) Marketing Communications team

- UK オンラインをブランドとして立ち上げ、TV、ラジオ、インターネットでのマーケティング及び宣伝キャンペーンを実施。これにより、2001 年に 33%だった UK オンラインの認知率は 45%に上昇
- 内務省のインターネット上での児童の安全性キャンペーン、DTI のインターネットでの安全なショッピング・キャンペーンなど、UK オンラインによる企業及び省庁の共同キャンペーンを実施
- 2001 年秋、UK オンライン推進キャンペーンとして"Let's all get on campaign"を実施

(2) Digital Products team

- 全政府のポータル：www.ukonline.gov.ukを管理
- 2002 年春、アクセス性、利便性向上のため ukonline.gov.uk を再設計
- 2001 年 4 月、UK オンラインによる双方向のディジタル TV ウェブサイトを設置
- 2002 年、Guideline for UK Government Website を発行

(3) Knowledge Network team

- 政府機関相互のリアルタイム情報共有化の推進
- 政府向けに効率的な法律業務を提供する LION（Lawyers Information Online Network）の構築

３．２　**e-Delivery**

３．２．１　目標

- 政府サービスの改善に資する、政府変革のための技術提供
- リアルタイムのウェブサイト運用管理業務の支援により、高品質な政府のウェブサービスを提供

３．２．２　実績

e-Delivery team（eDt）は、OeE によるプロジェクトの実施及び運用を任務とする。

- Government Gateway、ukonline.gov.uk、及び DotP（Delivering on the Promise）イニシアチブの推進
- 規模の経済、最高技術の提供及び政府のウェブサービスの加速化を実現する共通の e-government インフラを開発

３．３　**e-Economy**

e-Economy は、主に e-Economy グループと e-Strategy グループが担当する。e-Economy グループは、e-Minister（Patricia Hewitt）及び e-Envoy（Andrew Pinder）に対して広範な分野にわたる e-Economy の責任事項に関する戦略的支援を行う。また、首相に対して月次報告及び年次報告を提出し、アクション・プランの更新、e-champions ネットワークを管理する。
一方、e-Strategy グループは、公共機関、民間機関及び任意団体、並びに国際機関と共同で、英国政府による電子ビジネス環境の最善化を進める。e-Strategy では、インターネット・アクセス、市場の近代化及び市場分析の 3 つの分野に注目している。この 3 分野における業務は以下の通りである。

３．３．１　インターネット・アクセス

これは、Marketing Development team が管轄する。同チームは、他の省庁及びパートナーの協力により、2005 年までの全市民へインターネット・アクセスの実現に向けた政策を策定し、プロジェクトを実施する。

３．３．２　市場の近代化

これは、Marketing Analysis team が管轄する。同チームは、政府の政策決定が信頼できる正確な e-Commerce 調査及び分析に基づいて確実に行われるよう支援する。

３．３．３　市場分析

これは、Marketing Framework team が管轄する。同チームは、適切な規制環境を整え消費者の信頼性を向上させることに焦点を当てた Marketing Framework Policy を策定する。これにより、e-Commerce を活用した活気と競争力のあるビジネス界を構築する指導的役割を果たす。また、同チームは、首相に対して月次報告及び年次報告を提出し、アクション・プランの更新、e-champions ネットワークを管理する。

３．３．４　その他

上記の業務の他、Ministerial Business 局は、全般的な職務に対する連絡業務及び OeE のヘルプデスク管理を行う。Private Office は、e-Envoy に対して行政上及び戦略上の支援を行う。

３．４　e-Government strategy[2]

e-Government Strategy チームは、e-Government プログラムの中心となる政策及び戦略的方針の策定を任務とする。また同チームは、他の省庁と協力して e-Government プログラム及び公共サービスの長期的包括的ビジョンを作成するとともに、その実現方法を検討する。これまでにも、OeE と大蔵省との関係を改善し、また内閣の電子サービス提供小委員会（sub-committee on Electronic Service Delivery）による作業プログラムの作成及び共同の概要説明において、OeE の指導的役割を果たした。

また、Security and Authentication Unit は、e-government サービスの信頼性を保証するため、必要な認証政策を策定するとともにセキュリティ上の枠組みを構築する。

３．５　e-Democracy

これは、電子投票による市民の投票機会の拡大、インターネットを通じた政府情報の収集及び意見交換、並びに政府及び英国議会による市民の意見、知識、経験に関する情報入手のための新しい場を提供する。e-Democracy の政策案には、以下の３つの目標が示されている：

- 市民による民主主義的プロセスへの参加を拡大：市民による公共情報の入手、行政手続き、政治問題に関する議論、政府事業の調査、投票などの簡便化
- 民主主義的コミュニケーションの新しいチャネル導入による市民参加の拡大
- 市民と国会議員との関係強化による市民参加の高レベル化

３．６　Getting government online

政府による e-Government を提供するための現在の主なプロジェクトは、以下の通りである。

---

[2] Government Strategy は、主に以下の政府発表において明らかにされている：

- 1999 年 3 月発行の Modernising Government White Paper：公共サービスの近代化及び新技術利用に関する政府ビジョン、ならびに 2008 年の政府サービスのオンライン化実現を示す
- 2000 年 3 月 30 日開催の知識経済に関する閣議により、首相は政府サービスのオンライン化実現を 2008 年から 2005 年に前倒しすることを決定
- 2000 年 4 月発表の e-Government Strategic Framework：全省庁に e-business 戦略に関する詳細な実施方法の明示を義務付ける
- 2000 年 9 月発表の e-gov: Electronic Government Service for the 21st Century：電子的なサービス提供の
- 潜在的可能性の実現に向けた包括的戦略を示す

３．６．１　**e-Business Strategies**

全省庁は e-business 戦略の策定が義務付けられている。e-Business Strategies には、各省庁の詳細な e-Business 戦略の実施方法が明らかにされている

３．６．２　**ESD** 報告書の作成

OeE は、2005 年の政府サービスのオンライン化実現に向けた事業の進捗状況を示す ESD（Electronic Service Delivery）報告書を年に 2 回作成する。

３．６．３　地方政府のオンライン化

地方政府も中央政府と同様にオンライン化を推し進める[3]。

３．６．４　**Government Gateway**

政府のゲートウェイに登録することで、インターネットによる英国政府のサービスを利用可能とする。

３．６．５　**ukonlinegov.uk** 市民向けポータル

現在オンライン化されている政府の情報及びサービス全てを利用するための主要な窓口となるウェブサイトを提供する。

３．６．６　**Knowledge Network（KN）**

KN は、省庁を電子的に接続し、政府関連情報へのアクセスをより拡大する。また、省庁内

---

[3] Local e-gov Strategy は、主に以下の政府発表資料で明らかにされている：

- 2001 年 12 月発表の White Paper - Strong Local Leadership: Quality Public Services - : 中央政府及び地方政府間のパートナーシップを基にした 21 世紀初頭の地方行政サービスのビジョンを示す
- 2002 年 4 月発表の諮問文書e-gov@local: Towards a national strategy for local e-government : 地方政府の e-government サービス提供の枠組みを示す
- 2002 年 11 月発表の new national strategy for local e-government – www.localegov.gov.uk : 地方政府のオンライン化戦略及びそれを支援するプログラムを示す。

外の協力関係を強化し、オンライン化された情報及び知識を共有するためのサイトを設立する。

３．６．７　情報化時代に適した法律の近代化

成文法では、書面における署名、文書作成などが規定されており、e-commerce 及び e-government の障害となっている。このため、2000 年の Electronic Communications Act によりこれらの障害を排除するとともに、より効率的かつ安価な方法への移行を進めている。

関連 website

e-Envoy：http://www.e-envoy.gov.uk

UK online Strategy：http://www.e-envoy.gov.uk

V　ドイツ

V　ドイツ

1.　ドイツ連邦政府における情報技術政策

1．1　経緯

1996 年 2 月、ドイツ連邦政府は、ドイツにおいて情報社会を実現するための最初のアクション・プランを発表した。このアクション・プランには「インフォ 2000：情報社会へのドイツの道」というタイトルが付けられた。

1999 年 11 月、連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）が、連邦教育研究省と共同で「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用（Innovation and jobs in the Information Society of the 21st Century）」というアクション・プログラムを発表した。これは 2005 年までの 5 か年計画であり、30 億ドイツマルクの予算が配分された。

1999 年 12 月、連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）は、「情報社会」と題する新しいフォーラムを発足させた。これは、1996 年にスタートした「フォーラム・インフォ 2000」を引き継ぐものである。フォーラムは、6 つの作業グループ（教育、民主主義／行政、女性、文化、高齢者、最新技術）のもとにその活動を続けている。

2000 年 3 月、ドイツ政府と IT 業界は、共同で緊急のアクション・プログラムを設定し、外国人技術者がドイツで臨時的に働くことを許可した。この行動プログラムは「グリーンカード」イニシアティブと呼ばれ、その骨子は IT 関連の学位を持つ 20,000 人の外国人プログラマーやエンジニアに 3 年から 5 年の労働許可を与えることにある。

2002 年 2 月、連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）と連邦教育研究省は「Information Society Germany」を発表した。この報告書では「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の 7 つの中心的アクション・プログラム（□新しいメディアへのアクセス、□教育におけるマルチメディア、□機密性とセキュリティ、□革新的雇用 － 新しいアプリケーション、□技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、□近代的行政に向けた電子政府、□欧州及び国際協力）における進捗状況を評価している。

2002 年 2 月に、連邦教育研究省は、情報通信技術分野の研究助成プログラム、IT Research 2006（IT-Forschung 2006）を発表した。連邦教育研究省は、IT Research 2006 プログラムの

枠内で、2002～2006年の5年間に、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じるほか、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資する予定である。

2003年3月14日、シュレーダー首相は、ドイツ連邦議会で「Agenda 2010」を発表した。これは、労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラムである。このプログラムは、以下の9つの主要分野に分けて具体的な政策を実施している：

- 労働市場
- 産業
- 課税制度
- 医療保健及び年金
- 環境
- 家庭及び児童
- 統合及び移民
- 教育及び研究
- 官僚主義の削減

表Ｖ－１にドイツ連邦政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表Ⅴ－1　ドイツ連邦政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1996年2月	「インフォ2000：情報社会へのドイツの道」アクション・プラン	情報社会を実現するための最初のアクション・プラン。テレコミュニケーション市場の開放、技術の研究開発が不可欠、国境を越えたテレコミュニケーションと情報サービスの発展等を強調。
1999年11月	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」アクション・プログラム	連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）が教育科学研究技術省と共同発表。2005年までの5か年計画であり、30億ドイツマルクの予算が配分。7つのアクションプラン。□新しいメディアへのアクセス、□教育におけるマルチメディア、□機密性とセキュリティ、□革新的雇用 － 新しいアプリケーション、□技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、□近代的行政に向けた電子政府、□欧州及び国際協力
1999年12月	情報社会フォーラム	連邦経済技術省（現　連邦経済労働省）、「情報社会」と題する新しいフォーラムを発足。これは、1996年にスタートした「フォーラム・インフォ2000」を引き継ぐもの6つの作業グループ（教育、民主主義/行政、女性、文化、高齢者、最新技術）から構成
2000年3月	グリーンカード・イニシアティブ	IT関連の学位を持つ20,000人の外国人プログラマーやエンジニアに3年から5年の労働許可を付与
2002年2月	Information Society Germany	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラムの進捗状況を評価
2002年2月	IT-Research 2006	2002年から2006年までに、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じ、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資
2003年3月	Agenda 2010	労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラム

Source: ドイツ連邦政府等発表資料から作成

1．2　行政機構

ドイツの IT 政策は、主に経済労働省及び教育研究省で実施されている。これらの省及び内閣の組織は以下の通りである。

1．2．1　内閣

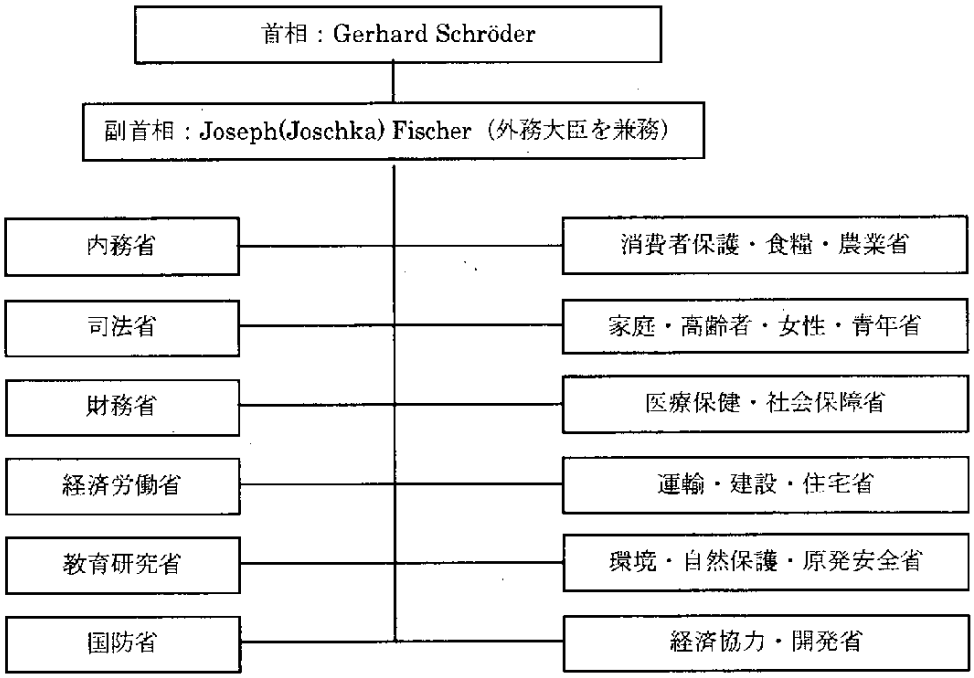

Source: ドイツ連邦政府の発表資料

図Ｖ－１　内閣　組織図

1．2．2　経済労働省の組織

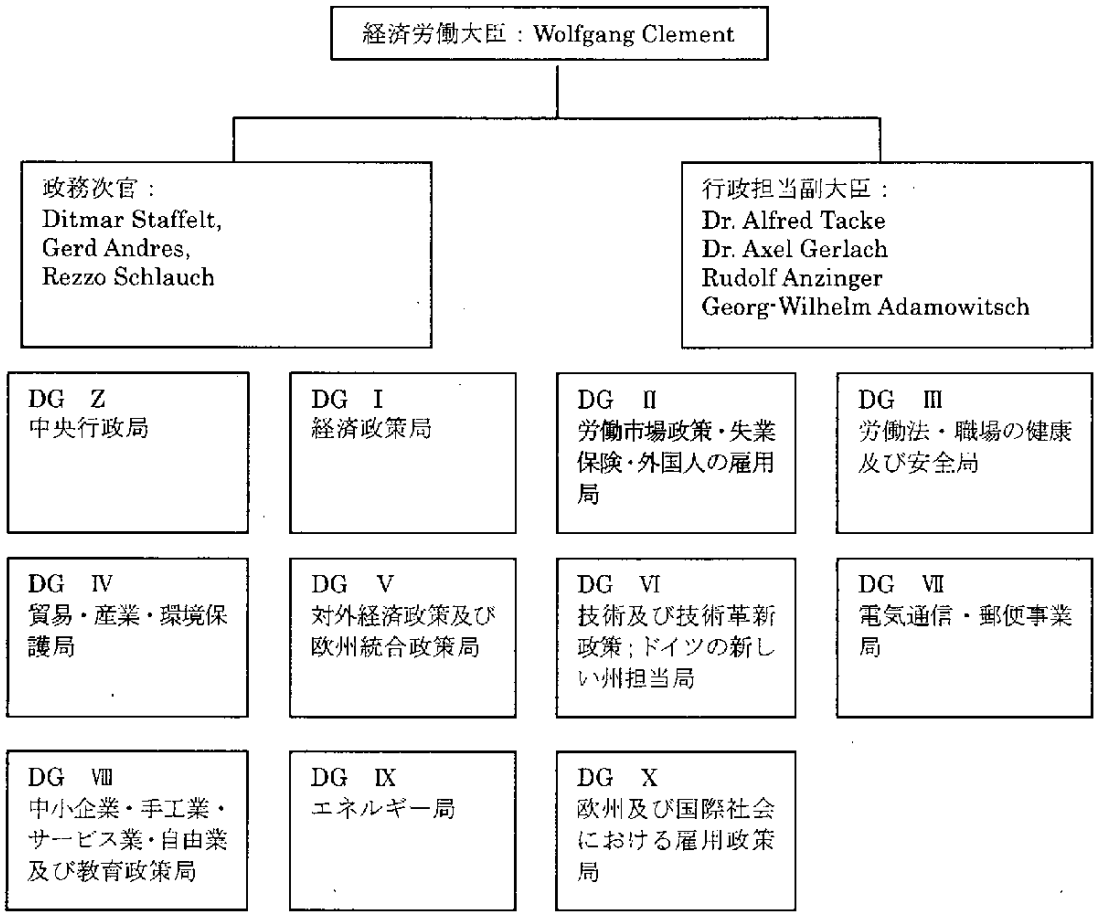

Source: ドイツ連邦政府の発表資料

［参考］これらの DG（総局）は Ministerialdirektor（局長）を最高責任者とし、最大 4 つの部局（Ministerialdirigent：副局長を責任者とする）を下部組織として有する。各部局は課に分かれている（総数約 150 課）。

図Ｖ－２　経済労働省　組織図

1．2．3　教育研究省の組織

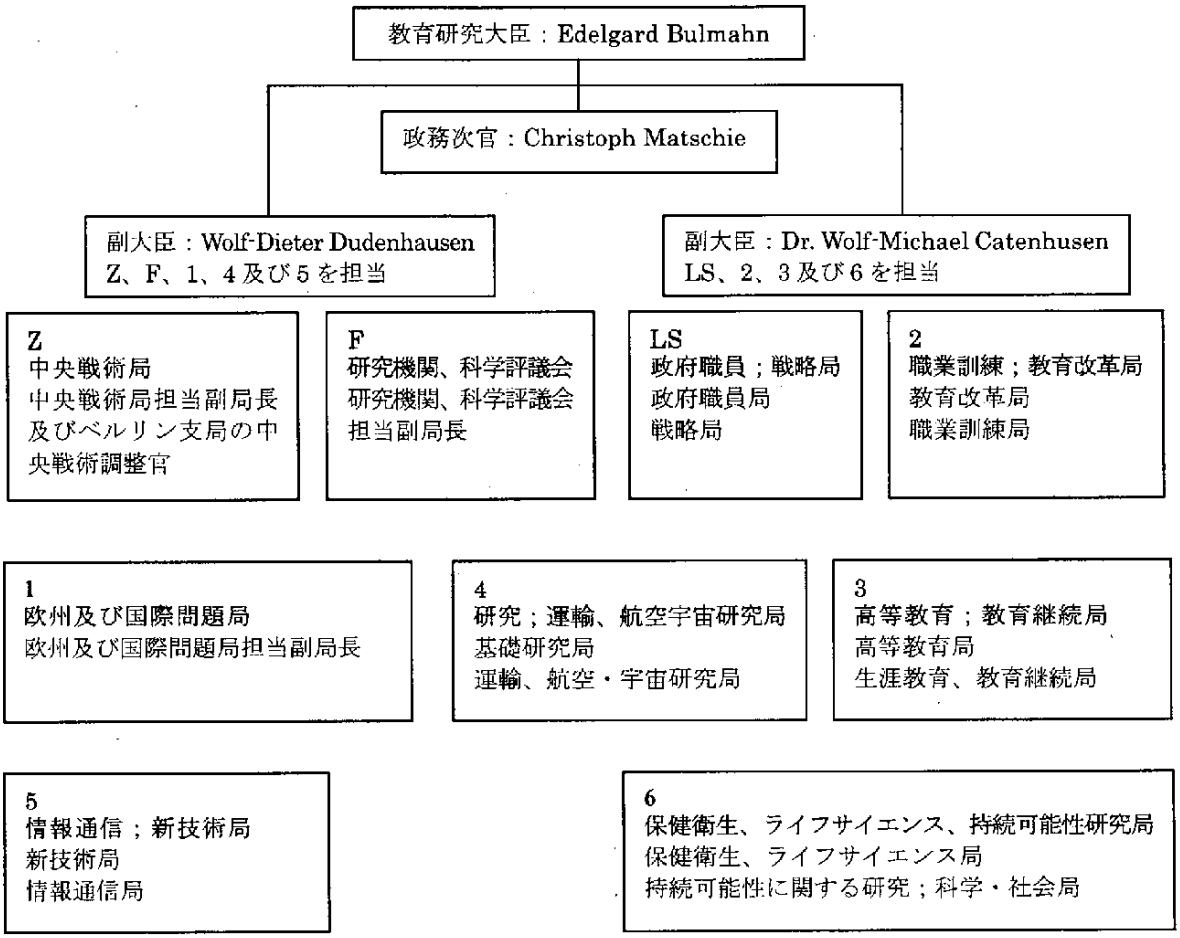

Source: ドイツ連邦政府の発表資料（http://www.bmbf.de/pub/orgplan_eng.pdf、2003年7月1日現在）

図V－3　教育研究省　組織図

関連 website

連邦教育研究省（BMBF）：http://www.bmbf.de/

連邦経済労働省（BMWA）：http://www.bmwi.de/Homepage/Startseite.jsp

2．Agenda 2010

2003年3月14日、シュレーダー首相は、ドイツ連邦議会で「Agenda 2010」を発表した。これは、経済成長の推進、長期的な社会保障体制の確立、ビジネス拠点としてのドイツの地位強化を目指す包括的な政府プログラムである。

このプログラムの具体的な目標は、ドイツ経済の活性化、雇用の創出、社会制度の近代化及び賃金コストの削減である。

このプログラムは、以下の9つの主要分野に分けて具体的な政策を実施している：

- 労働市場
- 産業
- 課税制度
- 医療保健及び年金
- 環境
- 家庭及び児童
- 統合及び移民
- 教育及び研究
- 官僚主義の削減

このうち、IT政策に関連した政策を実施しているのが、産業、医療保健及び年金、統合及び移民、教育及び研究、官僚主義の削減の分野である。上記主要分野の概要及びIT政策に関わる事項は、以下の通りである。

２．１　労働市場

雇用の創出及び失業者の縮小化、PSA (Personnel Service Agency) の設置、関連法の整備、失業保険／社会保障給付金の付与規則に関する改正及び統合化を行う。

２．２　産業

２．２．１　中小企業

中小企業とは、最高499人の従業員を抱え、年間売上が最高50百万ユーロ（約68億円、2003年8月4日為替レート：1ユーロ＝約136.5円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）までの企業を示す。

ドイツでは、全労働者数の約70%にあたる2,000万人以上が中小企業に雇用されており、若年層全体の80%にあたる130万人に近い青年が、同企業で訓練を受けている。しかしながら、需要の落ち込み、費用の増加、少ない資本金など、経済活動のマイナス要因の影響を大幅に受けるのも事実である。

このため連邦政府は、これらの企業に対する事業推進及び支援プログラム："promittelstand"

programme を実施する。その内容は以下の通りである：

- 官僚主義的な規則及びガイドラインの最小化
- 行政の近代化
- 課税制度の改革を含む長期的財政支援
- リベート法の廃止及び不当な競争防止法の改正など

IT 政策関連としては、以下を実施する：

- 中小企業の技術革新及び将来の技術イニシアチブ (Innovation und Zukunftstechnologien im Mittelstand)；これにより、新興のテクノロジー企業は財政基盤を確保できる一方、中小企業の研究ネットワーク及び技術産業部門の技術移転が改善される
- e-magazine、 e-economy における中小企業イニシアチブ (Mittelstandsoffensive)

2．2．2　投資

連邦政府は、「将来の債務ではなく、将来への投資」をモットーに、インフラ、教育及び科学分野に対し、高レベルの投資を継続する。具体的な投資内容は以下の通りである：

- 旧東ドイツ都市再建プログラム (Stadtumbau Ost)；2002 年－2007 年に約 27 億ユーロ（約 3,700 億円、同上）を拠出予定
- 旧東ドイツ再建一括政策への継続支援のため、2005 年－2019 年に総額 1,566 億ユーロ（約 21 兆円、同上）を拠出
- 都市再開発及び住宅再建のため、150 億ユーロ（約 2 兆円、同上）を拠出予定
- 2003 年、移動性に関する将来のプログラム (Zukunftsprogramm Mobilität) に対して 900 億ユーロ（約 12 兆円、同上）を拠出し、道路整備に投資
- 2004 年の研究政策への支援として再度、マックス・プランク研究所及びその他の研究機関の予算を年間 3%増額
- 手工業法の近代化により、手工業部門における個人の起業を推進

IT 政策関連としては、以下を実施する：

- 連邦政府は、バイオテクノロジー、情報技術、保健衛生研究といった将来の重要分野における研究支援を拡大する。なお 2002 年、教育研究省は、ドイツ連邦成立以来最高の 84 億ユーロ（約 1.1 兆円、同上。1998 年度比；15%増）の自由裁量予算を得た

２．３　課税制度

第二次世界大戦以降最大の税制改革（例：中流及び下層階級の家庭、並びに中小企業向け減税政策）を実施する。

２．４　医療保健及び年金

2003年1月に施行した「保険金負担率保持に関する法律（Beitragssatzsicherungsgesetz）」により、健康保険の財政基盤強化及び健康保険サービス構造の近代化を目指す。特に、IT政策関連としては、以下を実施する：

- 健康保険カードの電子化
- 薬局で入手できる医薬品のオンライン販売
- 2006年までに医療保健記録の電子化を実施（2003年3月14日の政府声明による）

２．５　環境

2000年4月1日に施行された「再生エネルギー利用法」及び2002年に施行された「原子力エネルギー利用停止に関する法律」に基づき、原子力エネルギーの利用停止、並びに再生可能なエネルギー利用を推進する。原子力発電は2020年に全廃、再生可能なエネルギー発電は2010年に全体の12.5%を占めることを目標とする。また、京都議定書の早期批准に努める。この他、自然環境の保護、環境及び体にやさしい食糧の生産を推進する。

２．６　家庭及び児童

新育児手当法の承認、児童手当、育児手当及び教育訓練支援法（BAföG）の改正により、勤労者の育児支援、児童手当の充実、27歳までの子供への訓練手当の支給を推進する。

２．７　統合及び移民

連邦政府は、2003年1月に移民法（Immigration Act）の再法制化に着手した（2003年5月、ドイツ連邦議会において最終的な法案の協議を予定）。この法律は、難民収容プロセスのスピードアップ、新しい移民の流入制限、就労目的の移住プロセスの柔軟性拡大、EU市民及び高度な資格を保持する外国人を優遇する規則の適用を目的とする。これにより、高度な資格

を有する外国人のドイツ国内での就労が容易になる。この他、2000 年 1 月の近代化された新ドイツ国籍法の施行により、伝統的な血統主義のみならず、出生地主義に基づく国籍付与が可能となる。また、成人した外国人は、これまでの 15 年から 8 年の国内居住後に帰化する資格を与えられる。

IT 政策関連としては、上記の移民法の再法制化による、高度な資格を有する外国人のドイツ国内での就労を推進するとともに、すでに実施している Greencard Initiative（海外の優秀な技術者の国内就労推進イニシアチブ）の充実化を図る。

2．8　教育及び研究

ドイツでは、全人口に占める大学卒業人口の割合が非常に小さい。また、大学進学へのインセンティブの不足、大学研究の国際的な方向付け及び応用の機会が非常に乏しいこと、研究機関の設備不足などにより、高度な資格を有する研究者は海外へ流出する傾向にある。
一方、ドイツ国内における高度な資格を有する人材への需要は、2015 年までで 240 万人に膨れ上がる。このうちほぼ 100 万人分が学士以上の高度な資格を有する人材への需要である。このため、IT 政策関連としては、以下により上記の問題に対処する：

- ドイツ教育訓練支援法（BAföG）及び大学フレームワーク法の改正
- 大学設立への投資、博士号以上の学位取得者への財政支援
- 高度な資格を有する人々の大学入学への門戸を開放

2．9　官僚主義の削減

2003 年 2 月 26 日、連邦内閣は、官僚主義を廃するイニシアチブの重要項目：中小企業の事業推進、雇用の創出、市民社会の強化（Mittelstand fördern – Beschäftigung schaffen – Bürgergesellschaft stärken）を採択した。今後、このイニシアチブを効率的に実施するため、常設の State Secretary Committee を設立する予定である。この機関は、戦略及び個々のプロジェクトを策定し、その実施状況を調査し、内閣に定期的に報告書を提出する。このイニシアチブにおける、IT 政策関連の主なプロジェクトは以下の通りである：

- 所得税の申告手続きの近代化：これは電子コミュニケーションを広範に利用することにより、所得税の申告、税控除のための申告、申告内容の査定を簡素化する
- 公式な統計提供の簡素化：これは、統計資料のオンライン化、薬局で入手できる医薬品のオンライン販売、健康保険カードの電子化などにより実施

・ E-government initiative BundOnline 2005：これは、行政サービスのオンライン化を通じて業務のスピードアップ及び簡素化を目指す。連邦政府は、すでに 170 の行政サービスをオンライン化済みである。

関連 Website

Agenda2010 ：http://eng.bundesregierung.de/frameset/index.jsp

3． 連邦教育研究省の IT 政策

1999 年 9 月 22 日、ドイツ連邦政府は、「21 世紀の情報社会における技術革新及び雇用」と題するアクション・プログラムを採択した。これが、ドイツの研究教育政策の骨子となるプログラムである。

これに基づき、教育研究省では、必要な組織の設立及び拡大、教育方針の作成、並びに個人及び団体への支援など様々な形で、教育・研究政策を実施している。

教育部門においては、活用できる優秀な才能の開発及び利用を最重要目標とし、訓練への支援（BAföG）及びその充実化（AFBG）、博士課程以上研究者の海外での研究に対する財政支援などを行っている。

一方、研究部門においては、特別財政支援プログラムにより、技術革新プロジェクト及びアイディアへの支援を行っている。

以下に、「21 世紀の情報社会における技術革新及び雇用」アクション・プログラム、並びに上記の教育部門及び研究部門における IT 政策関連のプログラムの概要を示す。

3．1 「21 世紀の情報社会における技術革新及び雇用」アクション・プログラム

1999 年 9 月 22 日、ドイツ連邦政府は、「21 世紀の情報社会における技術革新及び雇用」と題するアクション・プログラムを採択した。このプログラムは、以下に示す主要な 4 分野における、将来を視野に入れた研究教育政策を段階毎に示したものである：

・ IT 教育
・ IT 技術
・ IT サービス
・ IT インフラ

この主な内容は以下の通りである：

3．1．1　IT 教育

2000 年 3 月 20 日、「教育におけるメディア」と題するプログラムを開始した。これは、学校、高等教育機関及び職業訓練機関における教育学習ソフトウェアの開発、試験、並びに広範な利用を目指すものである。しかし、この実現には、全教育機関におけるマルチメディア・コンピュータ及びインターネットの接続、高品質の教育用ソフトウェアの利用、高度な IT 技術専門家の派遣、新しいマルチメディアを基盤とする教育学習方法の開発及び利用といった課題を解決する必要がある。
このプログラムの一環として、"Schools Online"、"Marketplace for Schools"、"Internet Classroom"などのプロジェクト及び産業界の支援サービスを実施することで、高品質のハードウェア、インターネット接続が実現する。また、「情報社会における潜在的な雇用の可能性」と題する対話での合意内容に基づき、IT 訓練の機会を増やし、IT 訓練の財政的支援を拡大することで、情報技術分野の高度な IT 技術を有する人材不足への対策を実施する。なお、これらの政策は、連邦政府のグリーンカード・イニシアチブを通して支援を受けている。

3．1．2　IT 技術

データ・トラフィックの急速な拡大、ユーザのより高速で効率的かつ高品質の情報移転への需要に対応するため、コンピュータ・システム及び情報技術の基本的な技術分野における研究開発事業が非常に重要な役割を担っている。このため、教育研究省では、当該分野の研究開発に財政支援を行っている。これによって、特に、より高速かつ効率的なコミュニケーション・ネットワーク、インテリジェント・インターネット技術に対する技術基盤の構築をめざす。

3．1．3　IT サービス

他の先進諸国と比較して、IT 分野の雇用が伸び悩んでいる。このため、教育研究省では、2000 年初頭に開始した「知識集約型サービス」と題する優先的融資事業により、従来型サービスにおける情報技術を近代化する。また、科学界とサービス産業界との協力関係を強化し、初級及びそれ以上のレベルにおける訓練用の新しいコンテンツ、並びにプロセスを開発・試験する。

３．１．４　ITインフラ

情報社会では、マルチメディア・アプリケーションを可能とし、ネットワークにおけるデータ・トラフィックの拡大に十分対応できるコミュニケーション・ネットワークの構築が最も必要とされている。特に、遠隔教育、遠隔医療、メタ・コンピューティング、ヴァーチャル・リアリティ分野では、高品質の帯域及び安定したサービス品質が求められる。
このため、ドイツ研究ネットワークを、初期段階において毎秒 2.5 ギガビットの伝送速度を持つ全国レベルの高性能ネットワークに拡大する。これによって、科学界の新しいネットワーク・アプリケーションの開発推進、ネットワーク技術及びサービス分野における経験の蓄積が期待される。

３．２　教育研究省の教育政策

教育研究省の中核となる目標は、青年（障害者を含む）、障害を持つ児童、外国籍の児童、東欧諸国からの移住者、女性に対して平等な教育の機会を提供することである。
特に、教育政策においては、新メディアに対する適切な能力の習得を重要な目的として掲げつつ、マルチメディア教育訓練プログラムの作成を推進し、教育訓練システムでのコンピュータ利用を拡大する。教育研究省が財政支援を行う具体的なプロジェクトは以下の通りである。

３．２．１　教育分野における新メディアの利用

この目標の１つは、新メディアが引き金となるドイツの構造改革のスピードアップである。この分野の具体的なプログラムは以下の通りである。

(1) 教育分野における新メディアの利用
これは、2000 年 3 月に開始した同名の融資プログラムを基とする。

(a) 学校向け
学級指導のための、教育／訓練用ソフトウェアの開発

(b) 職業教育及び訓練用
雇用主及び労働組合間で合意により選択された職業分野の教育／訓練ソフトウェアの開発

(c) 高等教育向け

研究プログラムの一環として、一般教養教育のための教育／訓練ソフトウェアの開発

(2) 一般教養教育における新メディアの利用

これは、「教育における新メディア」融資プログラムに基づく、高等教育機関における新マルチメディア教育／訓練形態の導入、開発及び試験プロジェクトである。融資は、高等教育機関及び部門、並びに一般教養担当の教師向けに行われる。特に、パートナーが自ら有する技術開発／移転の専門知識、教育経験、ノウハウなどをマルチメディアによるコンテンツ開発に利用できる、ワークシェアリングを基本として組織される協力体制に対して優先的に融資する。

(3) Schools Online

これは、学校における電子的手段／マルチメディアによる情報利用化プロジェクト（InfoSCHUL）である。同プロジェクトでは、中等教育レベルの授業おける電子的手段／マルチメディアによる教材の体系的導入を目的とする教育方針及び一連の教授法の開発・試験的実施、並びに容易な知識移転及び普及を目的とするマルチメディア教育の成果に関する文書の作成に対して融資する。

(4) マルチメディア・ブック

これは、マルチメディアの知識に関する科学的・技術的書籍作成の充実化プロジェクトである。同プロジェクトでは、テキスト、画像、音声及び動画を統合した機能的なマルチメディア製品を作成するため、既存の書籍の静的な形態を高度化することを目的とする。

(5) 情報及び図書館サービスの専門化

この基本概念は、世界規模で利用可能な科学情報への瞬時の包括的アクセスを容易にするディジタル・ライブラリーの段階的な建設である。このプログラムにおいては、知識へのアクセス及び利用の推進、研究開発の品質及び効率の改善、並びに科学及び産業における技術革新を目的とした研究開発の活用促進のためのプロジェクトに対して融資する。具体的な融資事業は以下の通りである：

- "Global Digital Library"のための科学的・技術的情報ストラクチャの開発推進
- 科学蔵書の電子的情報サービス及び文書配送サービスの拡大
- 電子的手段及びマルチメディアによる出版
- 研究能力及び電子情報利用の拡大

(6) 連邦政府及び州政府委員会による遠隔教育

これは、遠隔教育課程及び遠隔教育用教材の開発、並びに試験、一般教養教育におけるテレコーポレーション及び管理のためのコンピュータ・ネットワークの利用といったプロジェクト、また、その協力的な組織形態に対して融資する。特に、地方における遠隔教育学生への助言及び指導、遠隔教育学生と教師間の連絡体制の確立、大学における遠隔教育プロジェクトに関する情報の普及などに対して融資する。

(7) 教育訓練プロセスにおけるメディア及び情報通信技術の体系的統合（SEMIK）

このプロジェクトの最も重要な目的は、学生による自発的な生涯教育の実現である。これは、メディア及び情報通信技術を積極的に活用した、持続可能な新しい学習、並びに学校文化の拡大プロジェクトに対して融資する。これは、以下の５つの優先分野に分けられる：

- 教育課程の作成
- 教師への訓練及び現職教育
- 学校の拡大
- 教育理念
- 技術的なツール

３．２．２　技術革新支援

一般教育制度内での技術革新支援パイロット・プロジェクトは、連邦政府及び州政府の共同事業である。これは、1970年１月１日に施行された基本法（Basic Law）第91条に基づく、教育計画及び研究推進のための連邦政府及び州政府委員会（BLK）の管轄下で実施される。特に、教育的側面及び教育政策の観点から包括的に取り組む必要がある重要な問題への対策に焦点を当て、技術開発の成果の早期利用及び実施、これらの成果の広範な経済的・社会的利用の長期的支援に対して融資する。一般教育における分野毎の研究では、経済及び社会における持続的・加速的構造変化から生じる問題に取り組む。主なプログラムは、以下の通りである。

(1) 一般教育を提供する学校

BLKは、５年間のパイロット・プログラムとして、以下の６つの優先的プログラムを支援：

- 教育訓練プロセスにおけるメディア及び情報通信技術の体系的統合（SEMIK）
- BLKのプログラム：「メディア時代の文化的教育」
- 数学及び科学における学校教育の効率化（SINUS）
- 学校及び学校制度の品質向上（QuiSS）

・ BLKによる「21」プログラム－持続可能な発展のための教育
・ 「学校－経済／労働生活」と題するプログラムに基づいた青年向け職業訓練の推進を目的とする技術革新支援

(2) 職業教育及び訓練

(a) BLKによる教育計画及び研究推進のためのパイロット・プログラム

これは、職業学校における革新的で、より一般的に採用される教育方針の策定に対して融資する。

(b) 職業訓練に対する企業のパイロット・プログラム

初期段階及び継続的な職業訓練の品質改善に資する、会社業務の革新的な理念の策定に対して融資する。

(3) 高等教育機関における技術革新

(a) 高等教育部門のモジュール化

これは、BLKの「モジュール化」プログラムで、新しい情報通信メディアの利用支援、並びに新しい構造的アプローチの開発及び試験を優先事項とする。

(b) BLKの「新学習過程」プログラム

これは、教育界及び産業界の協力関係による新しい訓練形態による教育過程、並びに勤労学生のための定時制による教育過程の開発及び試験的実施を優先事項とする。

(c)「高等教育機関におけるコンピュータ・サイエンス学習課程の作成のための緊急アクション・プログラム」

これは、2000年6月19日、教育計画及び研究推進に関するBLK会合において、連邦政府及び州政府が共同で採択した、情報技術分野における高度なIT技術専門家不足に対処するためのプログラムである。

(4) 一般教育の継続

以下の分野における革新的な措置に対して融資する：

・ 生涯学習、自発的学習、能力開発学習のためのインフラ改善
・ 一般教育の継続制度改革
・ できるだけ多くの市民による教育及び生涯学習活動継続のための動機付け、並びにその実現
・ 成人の一般教育における新メディアの利用
・ 継続教育関係者間の協力関係の緊密化

・ 政治教育、外国語といった社会的発展に特に重要な分野の発展拡大

３．３　教育研究省の研究政策

研究政策の主な分野は、基本的科学研究、持続可能な開発、新技術、情報通信技術及び教育における新メディア、ライフサイエンス、運輸、宇宙事業、技術革新支援及び技術移転などである。IT 政策としては、主に情報通信技術及び教育における新メディア分野、並びに技術革新支援及び技術移転分野の研究政策が関係する。この主な内容は以下の通りである。

３．３．１　情報通信技術及び教育における新メディア

(1) 情報通信技術における基本的技術の開発

これは、基本技術の研究開発及び革新的なシステム開発に対して融資する。具体的には、以下の事業に融資する：

(a) 革新的な光通信ネットワーク

光学的及び光電子通信手段による情報の送信、交換、処理及び格納のための技術開発を行う。このアプリケーションの分野としては、新しいブロードバンドによる光学的システム及びネットワーク・インフラが挙げられる

(b) 移動通信システム

マルチメディア・サービスへのアクセスを容易にするブロードバンドの移動通信システムの開発及びこれらの新しいディジタル移動通信サービスの開発を行う

(c) ディスプレイ技術

平面ディスプレイの開発及びその応用分野への参入を検討する

(d) 新技術分野

大きなエネルギー・ギャップを有するセミコンダクタ及び新しい量子構造を開発する

(2) 情報通信アプリケーション（ICT アプリケーション）－インターネット技術

インターネット技術のアプリケーション (e-services) の研究及び将来のニーズへのインターネット技術利用を目的とした通信インフラ開発の充実化に対して融資する。特に、インテリジェント・インターネット技術及びドイツ研究ネットワークに関わる研究に重点を置く。

(a) インテリジェント・インターネット技術

・ 特別なネットワーク構築：インターネット上でのイントラネット／インフラネットの開発、既存のネットワークへの設備、通信媒体、機器及びロボットの即時的統合、標準の

設定などへ融資

- 新興企業向けのインターネット技術支援：インターネット・スキルの向上及びビジネス・アイデアの発案を目的として、主に大学及び研究機関に対して融資。また、科学者及び学生による新ビジネス分野の開拓、並びにICT分野での起業に対して融資
- "Mobile Agent"：2000年夏に開始予定の"Mobile Agent"の財政支援。これは、複雑なオンライン業務を遂行する団体に対して融資

(b) ドイツ研究ネットワーク

教育研究省の支援により、ドイツ研究ネットワーク推進委員会（DFN）は2.5ギガビットの帯域を持つ全国レベルの研究ネットワークを設立。これは、高等教育機関、応用科学の研究を行う大学、大学以外の研究機関、学校及び図書館のような小規模の研究教育機関を相互接続している。将来は、汎用のメインフレーム・コンピュータに接続される計画である。

(3) ソフトウェア技術（情報通信システム）

ドイツの情報技術研究の科学的・技術的基盤の強化及び新しい科学的発見の商用化を目指し、情報処理、ソフトウェア開発、新しい情報技術システム、関連するプロトタイプ・アプリケーションの革新的方法の開発に対して融資。具体的には、以下の事業に融資する：

(a) ソフトウェア技術

制御可能で信頼性のある安全なソフトウェアの効率的開発のための方法及びツール、既存のアプリケーション・ソフトウェアの保守及び再利用方法の開発、並びに技術製品のソフトウェア開発ツールに対して融資する

(b) 高性能コンピューティングのアプリケーション

アプリケーション関連のより効率的なシミュレーション・モデル、ヴァーチャル・リアリティ法、改良した数学的方法、全国レベルでの高性能コンピューティングのアクセスに対して融資する

(c) インテリジェント・システム

情報技術分野の複雑なタスクのソリューションに対応した実際的なアプリケーションにおけるナレッジ・プロセッシング法の活用、画像の分析及び評価、技術システム及び処理の管理、並びに設計、知識管理及び機能低下に対する技術的要因の認識、非特定のフレームワーク上の条件に基づくアクション・プランニング及び管理に対して融資する

(d) スピーチ・テクノロジー

自然な発話の自動認識及び翻訳のための自動言語処理、並びにスピーチ・テクノロジーに対して融資する

(e) ヒューマン・コンピュータの双方向性に関するプロジェクト

自然な発話、身ぶり、物まね及び触覚による情報の発信／着信、実際に近い形態での複雑な環境のヴァーチャルな表現といった分野における、人間の感覚の効率的な利用及び合成技術に対して融資する。現在、5 つの主要なプロジェクトにおける、人間と情報技術システムとの新しい相互作用に関する開発研究に対して融資している

(f) ヴァーチャル／拡大リアリティ

ヴァーチャル／拡大リアリティ分野における革新的システム及びアプリケーション開発の発案支援に対して融資する

(g) 生物学的原則に従った情報処理

生物学的進化によって自然に発達した人間のスキル及びメカニズムの情報処理への利用、並びに情報の格納、検索及び処理に対して融資する。

(4) 教育分野における新メディア

2000 年 3 月に開始した「教育分野における新メディア」融資プログラムに基づいた、学校教育、職業教育、高等教育におけるマルチメディア教育コンテンツの開発プロジェクトに対して融資する。具体的には、以下の事業に融資する：

- 学校教育：授業における教育学習ソフトウェアの開発
- 職業教育：雇用主及び労働組合間で選択に合意した職務部門の教育学習ソフトウェア
- 高等教育：教育課程の一環としての高等教育のための教育学習ソフトウェア

(5) IT 情報サービス

新しい知識の最適な処理及び提供、研究開発プロセスの品質向上及び効率化、科学界及び産業界の改革のための研究開発成果の商用化推進プロジェクトに対して融資する。これは、ディジタル・ライブラリーの建設を指針とする。具体的な融資先は以下の通りである：

- "Global Digital Library"の科学的・技術的情報ストラクチャの開発推進
- 電子的な情報サービス及び科学ライブラリーの文書提供サービスの拡大
- 電子的手段及びマルチメディアによる出版
- 電子情報の研究及び利用に要するスキルの開発支援の充実化

3．3．2　技術革新への支援及び技術移転

(1) 発明及び特許への支援

発明品／知的財産権の保護強化及び利用推進、並びに一般市民による発明家及び特許への理

解の浸透を目的とする措置に対して融資する。具体的には、以下の事業に融資する：

- INSTI 技術革新
- ドイツ研究のためのブラウンホーファー特許センター（Patentstelle für Deutsche Forschung）による発明促進
- INSTI ネットワーク
- 中小企業による特許申請
- INSTI 利用

(2) InnoRegio

1999 年、教育研究省は、ドイツ連邦共和国の新しい州を対象とする InnoRegio コンテストを開始。これは、地方の技術革新の可能性及び能力開発を目的とする。具体的には、教育界、研究界、経済界及び行政間の協力関係を推進することにより、地方における新製品、プロセス及びサービスの共同開発、並びに新ビジネス及び雇用の拡大を目指す。これに関連するプロジェクト及び事業に対して、2005 年までで総額 255 百万ユーロ（5 億ドイツマルク。約 348 億円、2003 年 8 月 4 日為替レート：1 ユーロ＝約 136.49 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく)の財政支援を行う。InnoRegio コンテストは、資格認定段階、開発段階及び実施段階の 3 つの段階から成り立っている。

(3) 革新的な地方の発展のための中心的事業

革新的な地方の発展を目的とする中心的事業の一環として、旧東ドイツ地域における技術革新を目的とした連合組織に対して融資する。

(4) EXIT－大学を基盤とする起業

この「EXIT－大学を基盤とする起業」プログラムでは、革新的な企業の設立を支援し、大学と、大学が設置されている地方の産業界及び研究界における外部パートナーとの協力関係の強化に取り組んでいる。このプログラムの主な 4 つの目標は以下の通りである：

- 大学の教育、研究及び管理部門における持続可能な「起業家精神文化」の創造
- 科学研究の成果の、経済的な付加価値としての体系的な商用化
- 大学及び研究機関において潜在するビジネス・アイディア、並びに起業家の蓄積の、体系的な拡大支援
- 革新的な企業の設立支援及びそれを誘因とする新しい安全な雇用の創生

(5) 高等教育及び研究への第3次特別融資プログラム並びに追加施策

このプログラムでは、以下に示す5つの優先分野の政策を支援する：

- 高等教育体制の改善
- 応用科学分野の大学の拡大
- 欧州及び国際レベルでの協力関係の強化
- 若い科学者への支援
- 女性の地位向上

この他、2001年から2003年において、以下のプログラムを実施する：

- 女性による教育及び研究分野への平等な参加機会の確保
- 応用科学分野の大学の拡大推進
- 新しい州及びベルリンにおける革新的な研究体制の推進
- 高等教育における革新的な組織の構築推進
- 大学で利用する新しい教材の開発支援
- 大学院レベルの教育課程の充実化支援

(6) 女性による教育及び研究分野への平等な参加機会の拡大支援

これは、女性による教育及び研究分野への平等な参加機会の拡大を目的とした、戦略的政策、並びに体制の構築に対して融資する。現在は、以下の事業に対して融資している：

- 教育、科学及び研究分野への女性の就学
- 科学、研究及び技術分野への女性の平等な参加機会の拡大事業
- 国際的な女性大学「技術及び文化」
- 情報社会における女性、女性のオンライン利用（女性によるインターネット利用推進キャンペーン）など
- 訓練及びキャリア開発に対する女性の機会の拡大政策
- 平等な機会取得及び新しい啓蒙のための効果的な戦略の開発、並びに試験的実施

関連 Website

教育研究省：http://www.bmbf.de/en/index.php3

4．連邦経済労働省の IT 政策

ドイツ連邦政府は、新しい情報通信技術がドイツのグローバルな競争力と雇用の拡大に多大

な影響を持つという認識に立ち、情報社会の実現に向けた一連の政策を実施している。その骨子となるのが、1999年9月、ドイツ連邦政府が旧経済技術省 (BMWA, 2002年10月以降、経済労働省として組織改正、以下同様) 及び教育研究省 (BMBF) の監督下により作成・発表した、「21 世紀の情報社会における革新と雇用のためのアクション・プログラム：Aktionsprogramm "Innovation und Arbeitsplätze in der Informationsgesellschaft des 21. Jahrhunderts"」である。この目標は、デジタル時代におけるリーダー的存在としてのドイツの地位確立、将来を見すえた高レベルの雇用水準の達成及び全市民の情報社会への参加である。

これは、政治・経済・社会が一体となって今後5年間で実現する、以下の7つの行動方針から構成される：

- 新しいメディアへのアクセス拡大
- 教育におけるマルチメディア活用の助成
- 法整備による信頼性及び安全性の強化
- 革新的な雇用の創出
- テクノロジー及びインフラにおける最高の地位確立
- 全国規模の近代化推進
- 欧州内及び国際社会における協力

これらのアクション・プログラムの目標を具体的に示しているのが、2000年9月18日に連邦首相が提出した10項目からなる「全市民にインターネット」プログラム： "Internet für Alle" である。

この後、2002年3月6日、連邦内閣は、旧経済技術省と教育研究省が作成した進捗状況に関する報告書「情報社会としてのドイツ： "Informationsgesellschaft Deutschland"」を通過させた。これは、上記の連邦政府のアクション・プログラムの成功について報告すると同時に、情報社会の今後の展開についての考察、及び将来に向けた中心的政策課題を示したものである。また2002年8月、連邦政府はCDU/CSU（キリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟）から提出された質問文書「デジタル経済におけるドイツのチャンスと展望 (情報技術、マルチメディア、インターネット、テレコミュニケーション) ： "Chancen und Perspektiven der digitalen Wirtschaft (Informationstechnologie, Multimedia, Internet, Telekommunikation) in Deutschland"」に対し、上記の進捗状況に関する報告書に基づいた、2002年夏までのドイツ情報社会の順調な発展及び将来のIT政策の重点事項について回答した。

４．１　「21 世紀の情報社会における革新と雇用のためのアクション・プログラム」

この行動方針の概要は以下の通りである。

４．１．１　新しいメディアへのアクセス拡大

規制緩和の拡大によるインターネット・アクセス料金の値下げ、経済労働省の「情報社会フォーラム」を一例とする対策などにより、全市民による情報社会への参加を目指す。

４．１．２　教育におけるマルチメディア活用の助成

公共部門と民間部門が協力して行った「学校にインターネット」プログラムにより 2000 年末までに新たに 2 万校でインターネット接続が可能になった。すべての教育分野においてこのマルチメディアの活用を継続していく予定である。

４．１．３　法整備による信頼性及び安全性の強化

電子商取引、消費者保護、データ保護、電子署名の分野において迅速な法整備を行うとともに、特に、ミュラー連邦経済大臣により発足された「安全なインターネット経済とともに」プログラムを継続し、この問題に取り組む企業の自主的な努力（イニシアティブ D-21）を助成する。

４．１．４　革新的な雇用の創出

特に、「電子商取引推進センター」を通じて中小企業への助言と情報提供を継続実施する。起業活動については、特に「マルチメディア起業コンテスト」や、毎年 CeBit で授与される「ドイツ・インターネット賞」により支援する。さらに、企業へのテレワーク導入を促進する。

４．１．５　テクノロジー及びインフラにおける最高の地位確立

この重要な分野は、無線インターネットを可能にする第三世代移動通信（UMTS）、デジタル・ラジオ、研究機関を結ぶ最高速ネットワークの構築の他、半導体、インターネット検索エンジン、新しいソフトウェアといった基礎技術開発に対する個別支援である。

4．1．6　全国規模の近代化推進

ドイツの情報社会化には、国が先駆的役割を担う必要がある。その一環として、すでに、オンライン確定申告システムを導入し、現在はヴァーチャル・コミュニティにおいてMedia@Komm パイロット・プロジェクトを実施中である。まもなく公的部門の電子的発注を実施する予定である。

4．1．7　欧州内及び国際社会における協力

連邦政府は、欧州及びその他の世界のパートナーとの協力関係をインターネット戦略の基本要素とみなし、欧州の情報社会確立を目指す EU の e-Europe 行動計画、世界のデジタル格差是正を目指すG8 の沖縄憲章への支持を表明している。
また、OECD（経済協力開発機構）、WTO（世界貿易機関）、欧州委員会、グローバル・ビジネス・ダイアローグ (GBDe)といった機関において、特に「サイバー犯罪」、「自由貿易とインターネット」、「消費者保護」というテーマについて協議している。インターネットの管理に関しては、ICANN 政府委員会に協力している。
これらの施策を通じて、国際的な情報社会におけるドイツの指導的地位を確立するとともに、全市民の情報社会への参加及び持続的な雇用創出を目指す。

4．2　「全市民にインターネット」プログラム

4．2．1　デジタル・インテグレーション（市民のデジタル社会参加促進）

(1) デジタル・インテグレーション・キャンペーン

これは、2001 年、旧経済技術省が実施した、一般市民のインターネット社会への参加推進を目的とするキャンペーンである。

(2) デジタル・チャンス・ネットワークの構築

ドイツ赤十字との協力による高齢者向けのインターネット教育センターの設立、ブレーメン大学におけるデジタル・チャンス・ネットワークの構築など幅広い事業を展開している。

(3) ベルリンにおける相談窓口の新設

これは、ドイツ全域におけるインターネット・アクセス及び教育を可能にする教育センターを福利厚生施設内に設立する民間福祉団体を支援するプロジェクトである。このプロジェクト

は、旧経済技術省の「赤十字でインターネット!」事業の延長線上にあり、ドイツの20の赤十字地方支部において2001年秋から無料のインターネット・コースが設けられている。

(4) バリアフリーのインターネット

これは、障害者による新しい情報技術利用の推進を目的とする。2001年9月、旧経済技術省は障害者のインターネットに対する期待と障害について広範囲にアンケート調査を実施し、その結果を冊子として公表した。

4．2．2　情報社会フォーラム

これは、情報提供、問題提起、モデル開発及び市民が幅広く参加して討論を行う場として位置づけられている。

4．3　その他の情報社会政策

4．3．1　eビジネスの推進

電子商取引（eビジネス）は、新しいデジタル情報通信技術の応用分野の中でも最も重要な分野のひとつである。経済労働省は、これを推進するため、以下を中心とする種々のプログラムを実施している。

(1) 中小企業に対する助言と情報提供

経済労働省は1998年以来、中小企業による電子商取引推進を目的としてドイツ全域における4つの地域電子商取引推進センターのネットワークを支援している。中小企業及び手工業者は、地元に設置されたこの電子商取引推進センターにおいてeビジネス参入のための中立的な助言、研修及び具体的で専門的な支援を無料で受けられる。これは2000年に地域をまたぐ3つの分野別センター（旅行、商業、自由業）に統合された。2003年中頃からは、基本的な助言（情報提供、助言、セミナー）の他、重点項目及びeロジスティック、ITセキュリティ、オンライン関連法、電子市場など、新しい応用分野に関する専門的な情報提供も行う。この他、電子商取引に対する不安感を取り除き、中小企業の電子商取引参入を促進するため、「電子商取引ガイド　中小企業のために」と題するパンフレット及び「電子商取引：中小企業が電子商取引でインターネットを活用する際の実用ガイド」を発行した。また、MediaMitプログラム（ドイツ商工会議所連合会が行うプログラム）により、電子商取引のチャンスについて中小企業向けの催し物で情報を提供している。

(2) モデル計画支援

経済労働省は、「中小企業における電子商取引支援のためのモデル計画」(2000年4月開始)を推進。これは、中小企業及び手工業者のニーズを考慮した電子商取引分野における革新的なモデル・ソリューションの開発を目的とする。

(3) 法的枠組みの整備

連邦政府は、革新的な経済セクターである情報通信サービス部門の法律の近代化を目的として、情報通信サービス関連の法律を見直した。この法的基礎となるのが、情報通信サービス法(IuKDG)とメディア・サービス州間協定(MDStV)である。これに関係する主な法律は以下の通りである(なお、これらの法的基礎の公式文書については、「情報通信サービス法(IuKDG)ガイド」に示されている)。

(a) 電子商取引法(EGG)

2001年12月21日に発効。これにはテレサービス法(TDG)及びテレサービス・データ保護法(TDDSG)の重要な変更が含まれる

(b) テレサービス法(TDG)

これは、許可不要の原則、サービス提供者の責任及び符号に関して規定

(c) テレサービス・データ保護法(TDDSG)

当該法は、データ保護法にさらに新しいテレサービス分野(システム・データ保護、データ提供回避、匿名性/偽名性、電子的同意)の個別の規定を追加した法律である

(d) 署名法

2001年5月21日に発効。これは、電子署名の枠組み及びその他の規定変更に関する法律である。EUの電子商取引に関する指令をEU域内で最初に国内法化したのが新署名法である

(e) アクセス制限付サービス及びアクセス制限サービスの保護に関する法律(ZKDSG)

これは2002年3月23日に発効

(f) その他

民法の形式に関する規則の見直し、並びに価格割引法及び景品令を廃止した。

現在は、情報通信サービスの分野の状況変化への適応、その他の分野(特に連邦データ保護法)の規定変更への対応及びEU指令の国内法化の必要性に鑑み、新しいサービスに関する法規定に向けた準備作業を実施している。

(4) 電子商取引に関する一般的な情報提供

(a) 電子商取引に関する情報提供パンフレット（e-facts - Informationen zum E-Commerce”）
これは、経済労働省が電子商取引の可能性、危険などの疑問に対して回答した冊子である

(b) ECIN　電子商取引情報ネットワーク（ECIN - Electronic Commerce Info Net）
ここでは、最新のニュース及びレポートの提供、電子商取引の現状に関する専門家の意見の掲載により、インターネット上で電子商取引に関するあらゆる情報が入手可能

(c) e ビジネス標準調査報告書（Standardstudie E-Business）
これは、ドイツの e ビジネス標準が明らかにされた報告書である

４．３．２　マルチメディア支援

経済労働省において、マルチメディアは行動計画の基本要素として重要分野のひとつを成す。その目的は、最新の情報通信技術の活用及び拡大推進、インターネットによる起業の機会の積極的活用である。経済労働省は、以下に示す基本方針に従いつつ、重点分野に対して予算の許す範囲で財政支援を行っている。

(1) 基本方針

- 技術政策的に革新性の高いプロジェクト計画に対して、公募による財政支援を行う
- 一定の条件を満足した、マルチメディア分野におけるその他の革新的プロジェクト・アイデアに対して財政支援を行う。

(2) 重点分野

現在、重点が置かれている分野及びその具体的事業は、以下の通りである。

- 起業の促進：マルチメディア起業コンテスト、マルチメディア起業ガイド
- パイロット事業例及び最善慣行例の普及：MEDIA@Komm、電子的発注、MobilMedia、ドイツ・インターネット賞など
- テレコーポレーション及びテレワークの拡充：中小企業におけるテレワーク、OnForTe（テレワーク・オンライン・フォーラム）、DATEL、LERNET など
- 技術によるセキュリティ及び操作性の向上：MAP、MUMASY、VERNET、FairPay、電子投票など
- ナレッジ・マネジメント：効率的な知識開発と知識処理のための新しい手法
- ヴァーチャル・カンパニー：テレコーポレーション・ネットワークのソリューションのた

めの新しい技術と組織

- ブロードバンド・サービス：ブロードバンド・ネットワークにおける複雑なアプリケーションのための新しいマルチメディア・サービス

関連 Website

経済労働省の IT 政策：Informationsgesellschaft（情報社会）：http://www.bmwi.de/Navigation/Service/english.html

Ⅵ　フランス

VI　フランス

1．フランス政府における情報技術政策

1．1　経緯

フランス政府は、1994 年 9 月にミニテル[1]の発案者であるフランス・テレコムの元総裁ジェラルド・テリに情報技術政策レポートの作成を依頼した。同レポート「フランスにおける情報ハイウェイ・サービス」では、光ファイバに開発に向けた野心的な計画を提唱し、サービスの展開を国家がサポートすべきであると述べている。

1997 年 8 月、リオネル・ジョスパン（Lionel Jospin）首相（当時）が「野心的なアクション・プラン」を発表した。ジョスパン首相は「政府は一連の提言を通じて、行政機関やその他の社会組織のために優先度を設定し、具体策を実施し、基準を用意して、国家の側から目的のはっきりした持続的な介入を実現する」と述べた。同首相はさらに「技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる」と指摘した。

1998 年 1 月、最初の情報社会のための省庁間委員会が開かれ、「情報社会のための政府アクション・プログラム（PAGSI: Programme d'Action Gouvernemental pour la Société de l'Information）」が発表された。国家が果たす役割として、

- 触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。・規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。
- 主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間の関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。

を挙げている。また、6 つの分野を優先事項とした。① 教育、② 文化、③ 公共サービス、④ 企業、⑤ 産業の現代化と技術革新、⑥規制の枠組み。

2000 年 7 月、フランス政府は、情報格差（ディジタル・デバイド）を解消するために、以下の政策を発表した。これに関連した予算として、3 年間に 6 億 1,300 万ユーロを計上した。

---

[1] ミニテル：インターネット以前にフランスが世界に誇っていた情報通信端末、1983 年にフランスの国営企業フランス・テレコムが、紙製電話帳の代りにフランス全土で約 450 万台を無料で配布した。この端末機の名前がミニテル、電話回線に接続された小型ディスプレイ、キーボードで各種情報がオンラインで入手することができた。

- 教育
- 国民全員のインターネット接続
- 新しい雇用と ICT トレーニング
- ICT と第三セクター
- IP ローカルループのアンバンドリング
- 国際協力（南北問題）
- e-Europe に向けた新しい道をフランス政府が提案
- ICT の新しい用途に関する研究開発

2002 年 6 月、シラク大統領の直系と言われる右派のジャン・ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 氏を首相とする第 2 次ラファラン内閣が発足した（2002 年 5 月に発足した第 1 次内閣は左派のジョスパン前首相辞任に伴う暫定内閣)。この政権交代により、「情報社会のための政府アクション・プログラム（PAGSI)」はその役割を終えた。

2002 年 11 月、ラファラン首相は、* "Electronic Business Group（EBG）"[2] に向けた演説の中で、新しい情報技術政策、「情報社会におけるディジタル共和国構想：RE/SO 2007」(Pour une REpublique numérique dans la SOciété de l'information) の概要を発表した。この構想は、従来の PAGSI を引き継ぎながらその問題点を改め、フランス社会の情報化に新たな活力を与えることで、「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、「全国民のための情報社会を実現する」ことを二大目標としている。特に、2003 年のアクション・プログラムとしては、RE/SO 2007 の継続実施及び各省庁間サービスを前提とした電子行政の大改革を掲げ、新しい機関の設立により RE/SO 2007 の充実化をめざしている。

表 VI－１にフランス政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

---

[2] "Electronic Business Group" ：インターネットを事業に活用しているフランス企業と外国企業 300 社以上から成る団体。

表VI－1　フランス政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1994年9月	「フランスにおける情報ハイウェイ・サービス」	ジェラルド・テリにIT政策レポートの作成を依頼、テリはフランス・テレコムの元総裁であり、「国民すべてにミニテルを」のプロジェクトの発案者 光ファイバに開発に向けた野心的な計画を提唱し、サービスの展開を国家がサポートすべき
1997年8月	「政府による野心的なアクション・プラン」	技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる
1998年1月	「情報社会のための政府アクション・プログラム」（PAGSI）	国家がはたす役割 ・触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。 ・規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。 ・主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間の関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。 6つの分野を優先 1. 教育,2. 文化,3. 公共サービス,4. 企業,5. 産業の現代化と技術革新,6. 規制の枠組み
2000年7月	ISプログラムの今後の優先課題	ディジタル・デバイド解消の政策 - 教育 - 国民全員のインターネット接続 - 新しい雇用とICTトレーニング - ICTと第三セクター - IPローカルループのアンバンドリング - 国際協力（南北問題） - e-Europeに向けた新しい道をフランス政府が提案する - ICTの新しい用途に関する研究開発 予算 3年間に6億1,300万ユーロ
2002年11月	「情報社会におけるディジタル共和国構想：RE/SO 2007」	二大目標。 「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、「全国民のための情報社会を実現する」

Source: フランス政府発表資料から作成

関連 website

internet.gouv.fr: http://www.internet.gouv.fr/francais/index.html

１．２　行政組織

2002 年 5 月 7 日、ジャック・シラク大統領後継者である、ジャン・ピエール・ラファラン（Jean-Pierre Raffarin）首相が就任し、同年 6 月、ラファラン内閣が誕生した。

フランスの IT 政策は、主にテーマ毎に分けた省庁間委員会において実施されている。各省庁がこの委員会に参加することにより、その目標実現に向けて政府全体で IT 政策を実施している。内閣、各省庁委員会及び IT 政策に関連する機関の組織は以下の通りである。

１．２．１　内閣

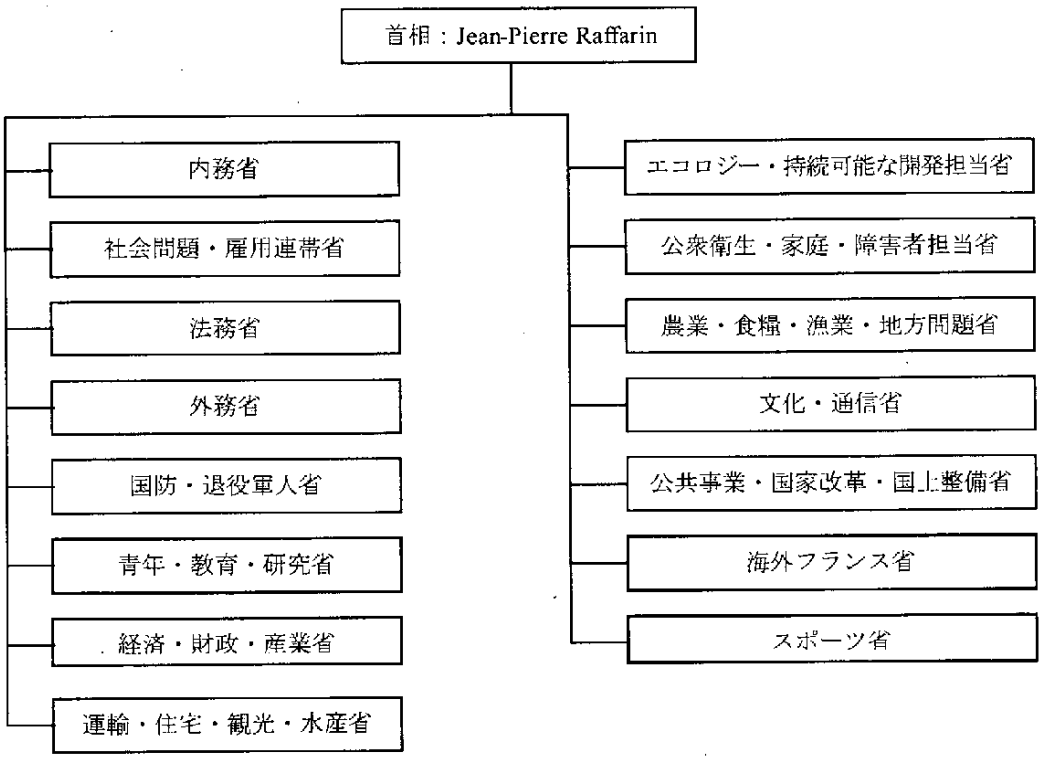

Source:フランス政府の発表資料（2002 年 6 月 17 日現在）

図Ⅵ－１　内閣　組織図

１．２．２　情報社会実現のための省庁間委員会

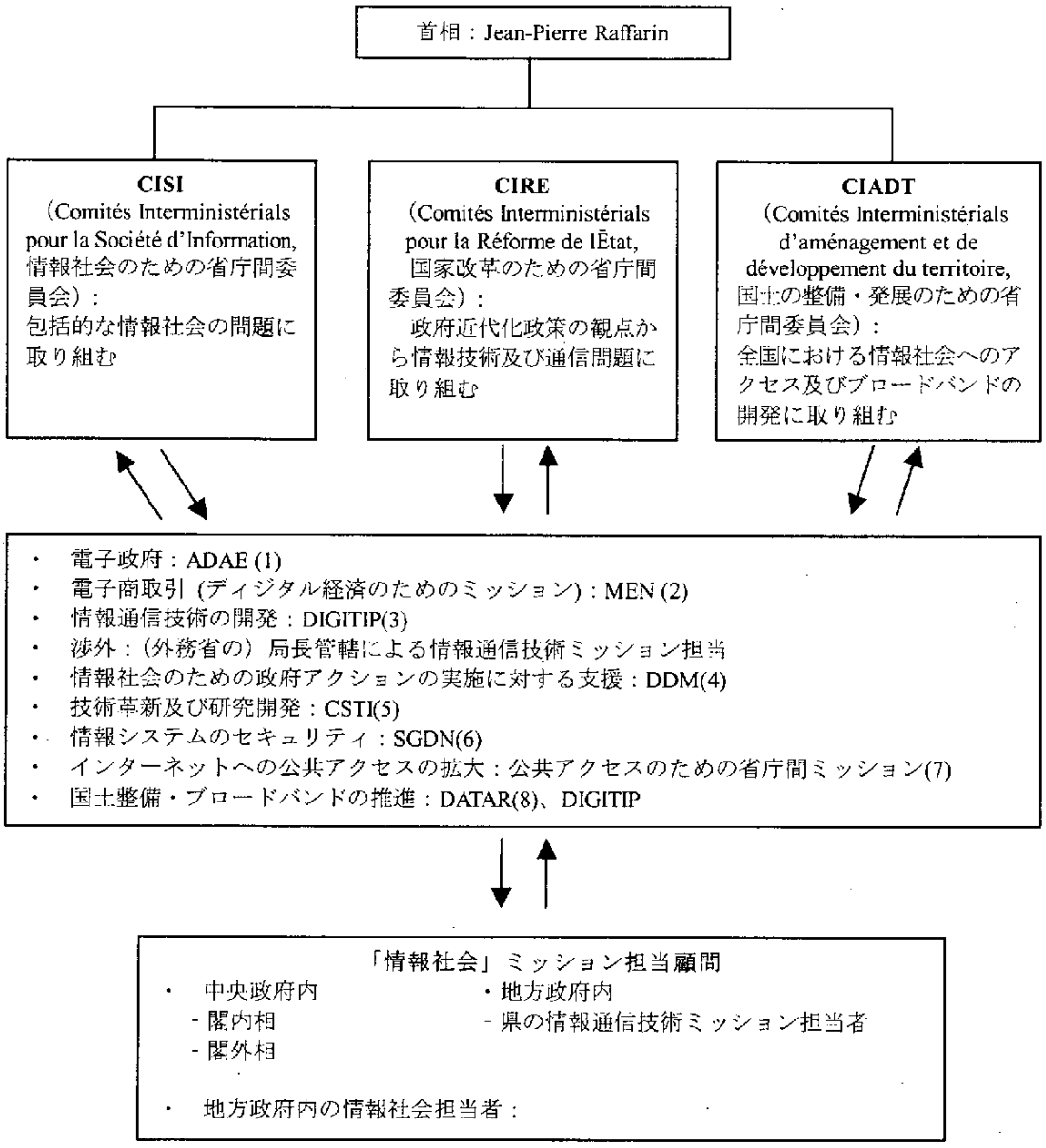

Source:フランス政府の発表資料

(1) ADAE: Administration électronique et e-gouvernment、電子行政及び e-government （詳細については、後述の１．２．４　ADAE を参照）

(2) MEN: Commerce électronique Mission pour l' économie numérique、ディジタル経済のための電子商取引ミッション

(3) DIGITIP: Direction Générale de l'industrie, des technologies de l'information et des Postes、産業・情報通信・郵便

電信総局（詳細については、後述の１．２．５　経済・財政・産業省及び１．２．７　DIGITIP を参照）

(4) DDM: Direction de Développement des Médias、メディア開発局

(5) CSTI: Conseil Stratégique des Technologies de l'Information、情報技術戦略会議（詳細については、後述の３．CSTI を参照）

(6) SGDN: Secrétariat Général de la Défense Nationale、国防事務総局

(7) Mission interministérielle pour l'accès public à la micro-informatique, à l'internet et au multimédia、ミクロ情報科学・インターネット・マルチメディアへの公共アクセスのための省庁間ミッション

(8) DATAR: Délégation à l'aménagement du territoire et à l'action régionale、国土整備・地域事業諮問委員会（組織図については、後述の１．２．３　公共事業・国家改革・国土整備省を参照）

(1) 各省庁間委員会の活動

各省庁間委員会の活動の概要は、以下の通りである。

(a) CISI

「ディジタル共和国」目標の実現に向けた施策として、2003 年 7 月 10 日、首相は 3 年ぶりに、しかも現政権誕生以来初めて、第 4 回 CISI を召集した。同会合は、研究・新技術担当大臣補佐のクローディ・エニェール（Claudie HAIGNERE）氏が家庭問題担当大臣補佐クリスチャン・ジャコブ（Christian Jacob）氏及び国家改革担当閣外大臣アンリ・プラニョル（Henri Plagnol）氏の協力を得、またメディア開発局の支援を受けて開催されたことからもわかるとおり、政府全体が情報社会の発展に関与する姿勢を表している。

CISI は、情報技術の普及と一般化を主要な任務としており、特に国民及び家庭のインターネットに対する信頼性強化、並びにより多くの国民による情報技術の利用を目標とする 70 件以上の様々な措置を実施している。

(b) CIRE

国家改革は政府の優先事項であるとの認識に基づき、2003 年 2 月 19 日の閣僚会議において、国家改革を目的とする新しいサービス機関の設立が決定された（詳細については、後述の２．２　電子行政の大改革を参照）。その後の閣僚会議などで国家改革の具体的な準備が整えられる一方、この秋に開催される CIRE では、電子行政の発展に関する戦略計画が採択される予定。

(c) CIADT

2003 年 9 月 3 日に開催された CIADT では、地方における電子行政の立ち遅れに対処するため、政府は、4 年以内の実現目標として以下の項目を設定した：

① 都市部人口の 99%を対象とする移動電話の利用環境整備

② 行政の支援を受けていなかった 15 百万人のフランス人を対象とする、ブロードバンドによるインターネットの自由な接続

③ 商業地域及び幾つかの人口密集地に対するブロードバンドの提供

(2) 各省庁間委員会の運営

各省庁間委員会は、首相が議長を務め、大臣、大臣補佐、担当の高級官僚で構成されている。会合で決定された事項は、閣議に報告される。なお、各省庁間の事務調整のため、以下の会合が毎日召集される：

① 各省庁間会合：首相が主催する閣僚会議のメンバーまたは首相官邸事務局長が議長を務める会合で、明確な議題に関係する各省庁事務局のメンバーによって構成される

② 特別委員会：大統領またはその権限によって、首相、大臣、高級官僚が招集され、各省の特別委員会または閣僚会議で論議されることになる特定の議題を協議する

③ 各省庁間委員会：特定の分野に絞って、関連する大臣と高級官僚を招集し協議する。

関連 Website

CISI：http://www.internet.gouv.fr/rubrique.php3?id_rubrique=213及びhttp://www.recherche.gouv.fr/cisi/2003/index.htm

CIRE：http://www.internet.gouv.fr/rubrique.php3?id_rubrique=212及び

http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?ref=40426#2

CIADT：http://www.internet.gouv.fr/rubrique.php3?id_rubrique=204、

http://www.internet.gouv.fr/article.php3?id_article=1016及び

http://www.datar.gouv.fr/datar_site/datar_framedef.nsf/webmaster/ciadt_framedef_vf?OpenDocument

1．2．3　公共事業・国家改革・国土整備省

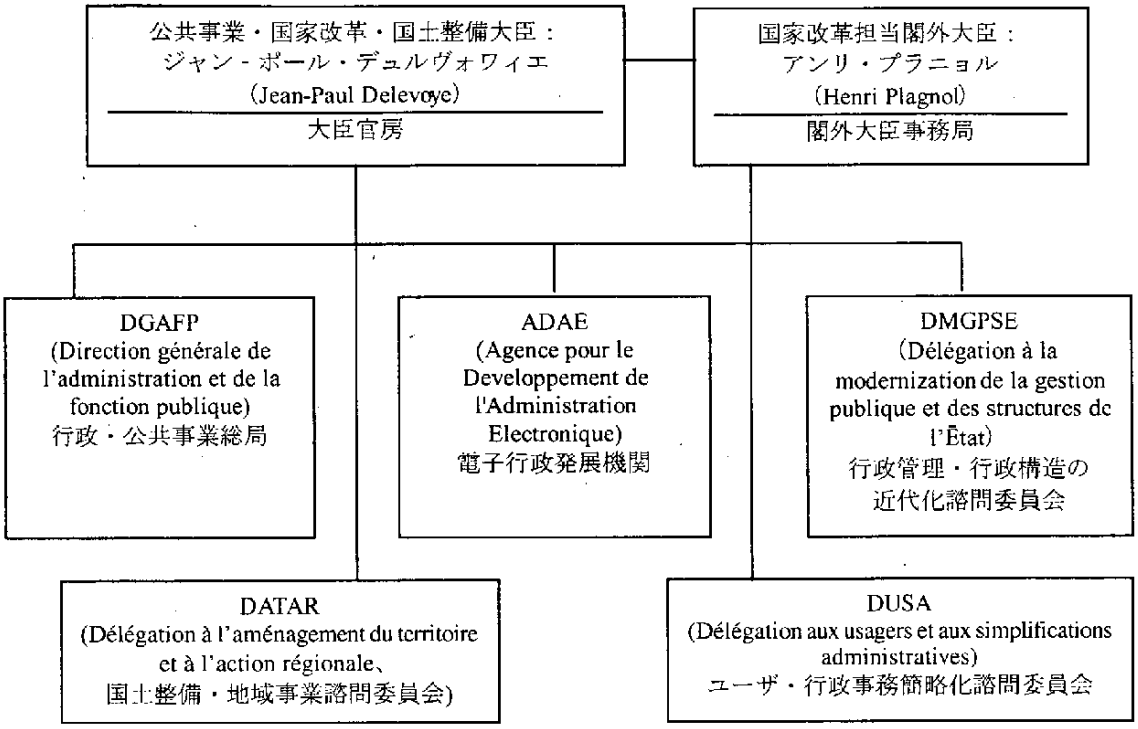

Source: フランス政府の発表資料

図VI－2　公共事業・国家改革・国土整備省　組織図

1．2．4　ADAE

ADAE（Agence pour le Developpement de l'Administration Electronique ：電子行政発展機関）は、2003 年 2 月 21 日付け政令に基づいて設立された各省庁間サービス機関のひとつである。この機関は、技術機関としての ATICA (Agence pour les Technologies de l'Information et de la Communication dans l'Administration：政府機関内情報通信技術推進局)、並びに行政担当機関としての DIRE（Délégation Interministérielle à la Réforme de l'État：国家改革のための省庁間諮問委員会）及び Cosa（Commission de Simplification administrative：行政事務の簡略化委員会）を統合して組織された。

ADAE は、国家改革担当閣外大臣が管轄し、ジャック・ソレ（Jacques SAURET）氏が理事長を務める。この機関は、理事会と 4 つの部門から構成される。この機関の方針は、各省庁、地方自治体、公共機関、利用者、企業のそれぞれの代表及び専門家で構成される方針決定会議において決定される。

ADAE の主な業務は以下の通りである：

- 情報システムの開発を奨励
- イニシアティブの推進、調整及び評価
- ニーズの明確化、プロジェクトの構想などに関し、政府機関を支援
- 行政手続きの電子化及び情報システムの相互接続性に向けた措置を提案
- ファイル転送、ドメイン名の管理、メッセージ機能、ディレクトリー、情報アプリケーションへのアクセス、ディジタル・リソースのレジストリーといった分野における、相互接続及び共有リソースのオペレーション・サービス業務を管理

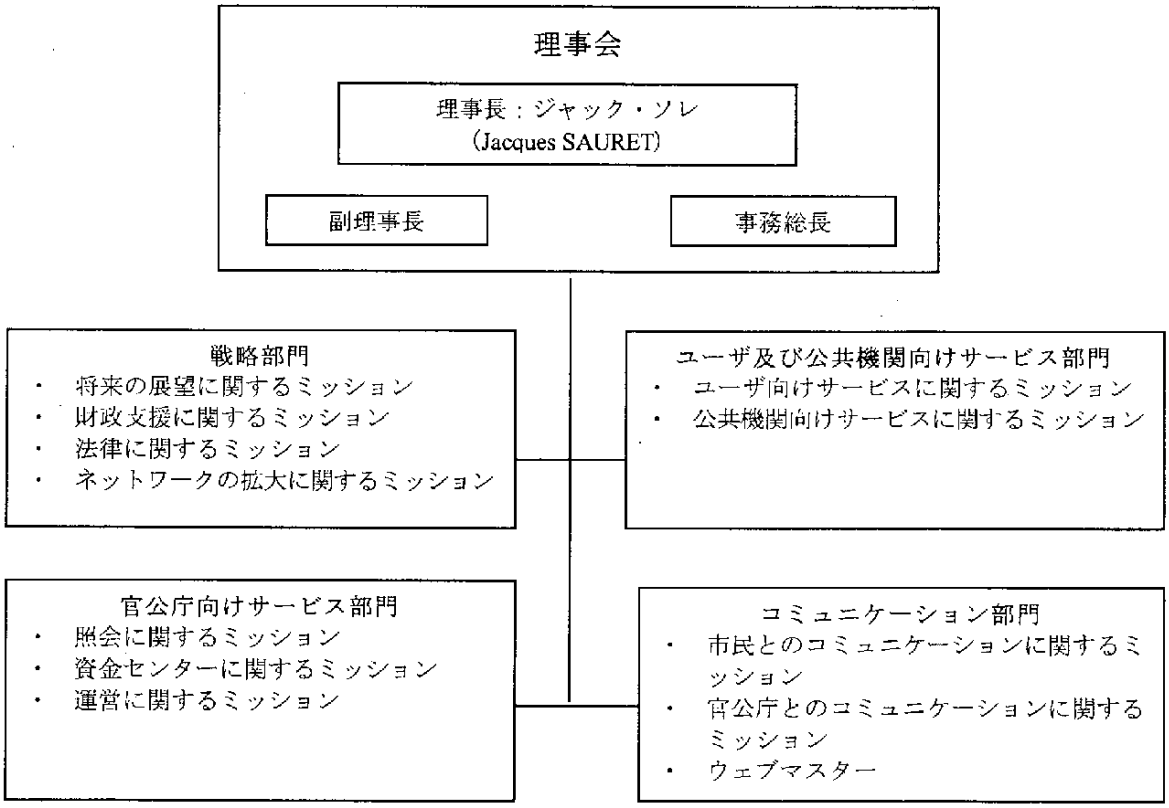

Source: フランス政府の発表資料

図Ⅵ－３　**ADAE**　組織図

関連 **Website**

ADAE：http://www.adae.pm.gouv.fr/spip/index.php3

1．2．5　経済・財政・産業省

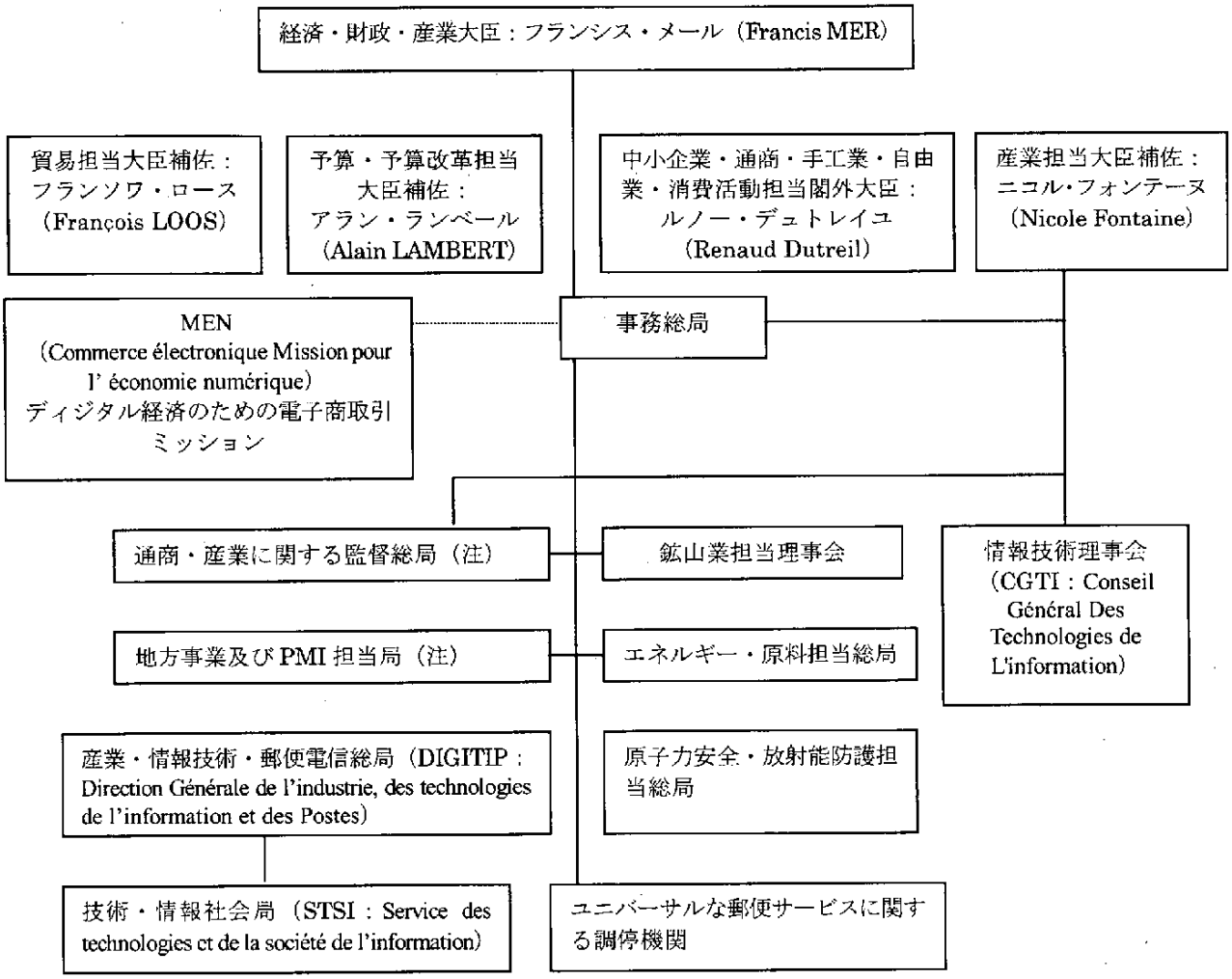

（注）貿易担当大臣補佐、予算・予算改革担当大臣補佐、中小企業・通商・手工業・自由業・消費活動担当閣外大臣及び事務総局にも、各々関係する下部組織が設置されている。

Source: フランス政府の発表資料

図VI－4　経済・財政・産業省　組織図

1．2．6 DIGITIP 及び STSI

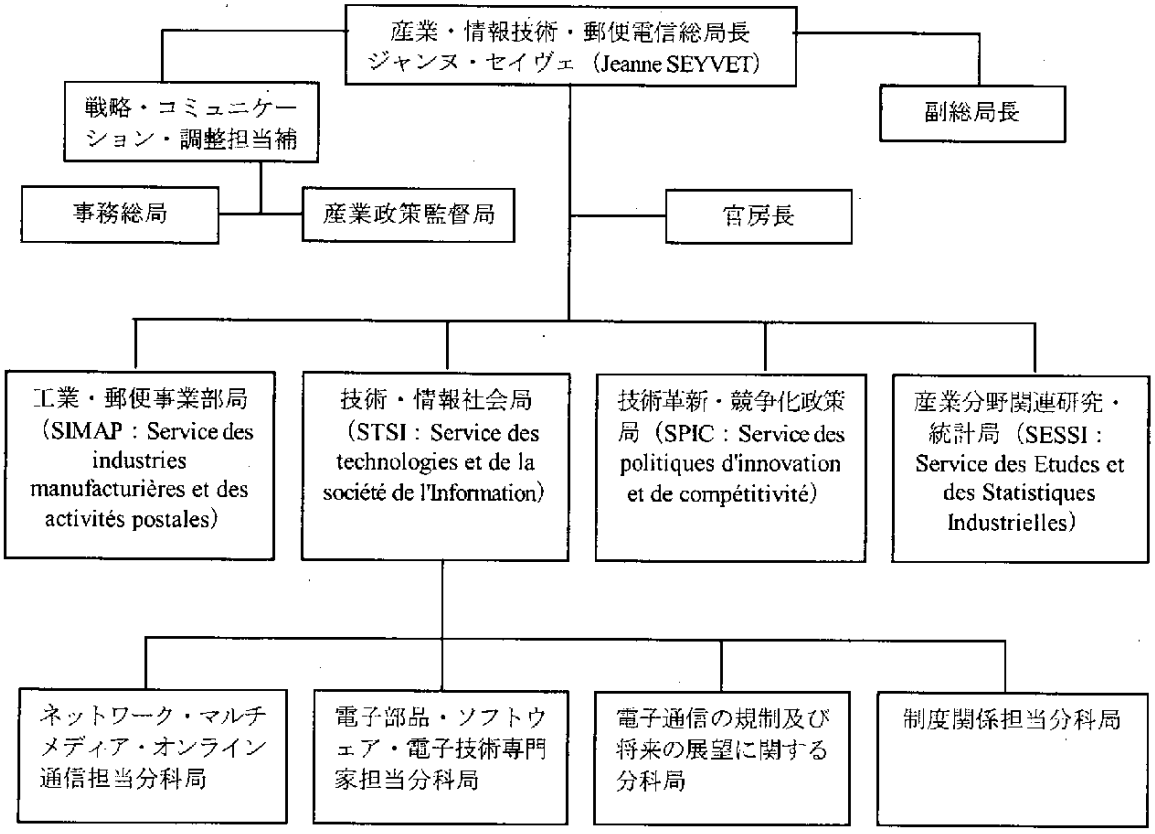

（注）SIMAP、SPIC 及び SESSI にも、各々関係する下部組織が設置されている。

Source: フランス政府の発表資料

図VI－5　産業・情報技術・郵便電信総局

（DIGITIP: Direction Générale de l'industrie, des technologies de l'information et des Postes）

組織図

1．2．7 DIGITIP

DIGITIP（Direction Générale de l'industrie, des technologies de l'information et des Postes、産業・情報技術・郵便電信総局）は、1998 年 11 月 2 日、経済・財政・産業省内に設立された。この目標、組織及び具体的業務は以下の通りである。

(1) 目標

以下の項目に関する特別事業の提案及び実施を目標とする：

- フランス国内の産業発展に好ましい環境の創生
- フランス国内における産業の競争力の強化
- 工業・郵便・通信分野におけるフランス企業の国際競争力の強化

(2) 組織

以下の4つの局から構成される：

- 工業・郵便事業部局(SIMAP : Service des industries manufacturières et des activités postales)
- 技術・情報社会局（STSI : Service des technologies et de la société de l'Information）
- 技術革新・競争化政策局（SPIC : Service des politiques d'innovation et de compétitivité）
- 産業分野関連研究・統計局（SESSI : Service des Etudes et des Statistiques Industrielles）

(3) 具体的な業務

- 国内外の産業分野の長期的な発展に関する研究
- 研究省及び公共機関との連携により、産業における研究・技術革新の発展に関わる全政策の提案、並びに実施
- 社会問題・雇用連帯省及び公共事業・国家改革・国土整備省との連携により、雇用の拡大に関する研究、並びに推進
- 標準化政策の監督、品質向上化事業の提案及び実施
- エコロジー・持続可能な開発担当省との連携により、持続可能な開発を推進
- 郵便及び電気通信分野の政府政策の立案、並びに監督
- 郵便及び電気通信分野に関する規則の立案、並びに実施
- 地方中小企業局（DARPMI: Direction régionale de la petite et moyenne industrie）との連携により、地方産業・研究・環境局（DRIRE: Direction régionale de l'industrie, de la recherché et de l'environnement）の事業推進など

関連 Website

DIGITIP : http://www.telecom.gouv.fr/presentation/index.htm

1．2．8　STSI

STSI（Service des technologies et de la société de l'information、技術情報社会局）は、DIGITIP の下部組織である。その組織及び任務は以下の通りである。

(1) 組織

以下の4つの分科局から構成される：

- ネットワーク・マルチメディア・オンライン通信担当分科局
- 電子部品・ソフトウェア・電子技術専門家担当分科局
- 電子通信の規制及び将来の展望に関する分科局
- 制度関係担当分科局

(2) 任務

- 電子部品、エレクトロニクス、情報、オーディオビジュアル、電気通信、インターネットの産業分野に関する将来性の分析
- 技術及び情報社会のための政府政策の構想化、並びに実施を支援し、この分野における需要と供給の拡大を促進
- 電気通信産業の活動に対する規制の検討及び実施
- 情報社会分野プログラムの管理に関わる他の省庁とともに、国際活動及び EU 域内活動に参加。具体的な例としては以下が挙げられる：

  PCRD（EU 研究開発プログラム）

  TEN Telecom（EU 電気通信ネットワーク・プログラム）

  PROMISE（情報社会の促進プログラム）

  IAP（安全なインターネットを目指す行動計画プログラム）

  ディジタル・コンテンツの発展を目指す e-Content プログラム

関連 Website

STSI：http://www.telecom.gouvfr/presentation/index.htm

2．　2003 アクション・プログラム

フランス政府の IT 政策は、リオネル・ジョスパン（Lionel Jospin）前首相の政権下においては PAGSI（Programme d'action gouvernemental pour la société de l'information：情報社

会のための政府アクション・プログラム）を柱として実施されてきた。

その後、2002 年 6 月に、シラク大統領の後継と見なされるジャン＝ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 氏を首相とする新政権が誕生した。同年 11 月、首相は、「情報社会におけるディジタル共和国構想：RE/SO 2007」を発表し、情報社会の実現に向けた様々な政策を実施している。

前政権下において PAGSI に基づく政策及び事業の中には終了したものもあるが、現在継続中のものもあり、フランス政府の IT 政策は、新政権の誕生とともに中断されることなく PAGSI から RE/SO 2007 へと引き継がれている。さらに RE/SO 2007 では、PAGSI で決定されなかった事項及び新しい政策を追加し、さらに積極的に IT 政策を進めている。

現在、政府は情報社会の発展に向けたアクション・プログラム (L'action de l'État pour le développement de la société de l'information) の柱として、次の 3 項目を掲げている：

- 法律及び規制上の枠組みの改正及び採択
- 全国民のためのインターネットの普及
- 情報社会の当事者としての国家の直接介入

特に、2003 年のアクション・プログラムとしては、RE/SO 2007 の継続実施及び各省庁間サービスを前提とした電子行政の大改革を掲げ、新しい機関の設立により RE/SO 2007 の充実化を目指している。

RE/SO 2007 の実施内容及び電子行政の大改革の概要は以下の通りである。

2．1　RE/SO 2007

2002 年 11 月 12 日、ジャン・ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 首相は、RE/SO 2007 (pour une REpublique numérique dans la SOciété de l'information：情報社会におけるディジタル共和国構想) を発表した。このプランの目標は、「自由、平等、博愛」の精神に基づく、「ディジタル共和国」の建設及び繁栄である。これは、以下の 3 つの基本戦略から構成される：

- 技術革新による付加価値の保証
- 情報社会当事者のエネルギーの自由な発散
- 全ての市民のための情報社会

各項目の概要は以下の通りである。

２．１．１　技術革新による付加価値の保証

技術革新によって、市民、企業、民間機関、市民社会などの持つ創造的活力に新たな息吹を吹き込むことが期待できる。さらにこれを推進するため、またディジタル・ヨーロッパの発展にも貢献するため、2003 年、フランス政府は、以下に関する EU 指令の国内法化を目的とした 3 つの法律案を提出する：

- 電子商取引
- 新しい技術の普及と適合化
- テレコム関連一括指令

２．１．２　情報社会当事者の活力の自由な発散

これは情報社会の「提供者」を対象とするものであり、主に研究開発の当事者、公共部門及び民間部門のパートナーシップを対象とする、研究、投資、技術革新に適した環境の整備を目標とする。具体的には、インフラ、コンテンツ及びサービスの提供拡大に好ましい環境を整備するため、以下の項目を中心的政策として実施する：

- 起業の振興
- 信頼性の向上
- 技術革新への支援

２．１．３　全ての市民のための情報社会

これは、情報社会の「利用者」を対象とするものである。フランス政府は、ディジタル領土整備の枠内において、障害者を含む全ての市民に対するインターネット／新技術利用への適応及び拡大を、学校、並びに「生涯学習」における優先事項として位置付けている。
2007 年までの目標は、以下の通りである：

- 全てのフランス国民がインターネット及び電子政府を基盤とするサービスの利用を可能とする
- コンピュータを国公立及び私立の高等中学校における 3 人の生徒に対して 1 台、大学では 2 人の学生に 1 台、就学児童のいる各家庭に 1 台の割合で普及させる
- 全企業がインターネットに接続し、電子商取引を行う企業数を 3 倍に拡大する

2．1．4　RE/SO 2007 のこれまでの実績

- 2002 年 12 月 18 日付閣僚会議で「経済イニシアティブに対するアクション」法案を採択
- 2002 年 12 月 13 日付特別各省庁連絡会でディジタル領土整備促進のための新方針を採択
- 2002 年 12 月 11 日付閣僚会議で、青年起業家による研究開発支援のための技術革新プランを採択
- 2002 年 12 月、中小企業・通商・手工業・自由業・消費活動担当閣外大臣：ルノー・デュトレイユ（Renaud Dutreil）氏は起業の振興を目的とする法案を提出（2003 年 7 月 21 日に採択）
- 研究開発及び技術移転サービスに関する考察、発案、事業の活性化、特にフランス経済を全体的に発展させるダイナミックなディジタル・エコノミーの実現を目指す、以下の包括的措置を実施：
  - ニコル・フォンテーヌ（Nicole Fontaine）産業大臣補佐はディジタル・エコノミーの信頼性向上のための法案を提出（2003 年 1 月 15 日付閣僚会議で採択）
  - 中小企業に対する情報通信技術分野における研究網の開放
  - 優先的研究分野の明確化
- 2003 年春、情報社会に関する以下の 2 つの新しい法案を前期国会に提出：
  - 情報社会における著作権及び著作隣接権に関する法案
    この法案は、2001 年 5 月 22 日付け EU 指令を国内化するもので、ジャン・ジャック・アイヤゴン（Jean-Jacques Aillagon）文化・通信大臣が起草
  - 新しい技術の普及と適合化問題に関する法案
    この法案はクローディ・エニェール（Claudie Haignere）研究・新技術担当大臣補佐によって提出される予定で、特に障害者に対する行動計画は、2003 年 4 月 25 日に発表された
- その他、以下に関するプログラムを多数実施：
  - テレビ・ゲーム産業の支援
  - 障害者によるインターネットの利用拡大
  - ディジタル共和国における学校の統合化推進

2．2　電子行政の大改革

2003 年 2 月 19 日付の閣僚会議において、RE/SO 2007 は、情報社会の実現のために政府を「電子政府に向けた第二段階」に移行する時期にきていることを確認した。

第一段階では、首相に直属する 7 つのサービス機関、すなわち、国家改革の各省庁間代表に

よる5つのミッション、行政事務の簡略化を目指す委員会、行政における情報通信技術を担当する機関が、国家改革に関する方針に従って業務を遂行してきた。しかし、この組織体制では行政上の作業を調整することが困難になっており、特に行政の簡素化及び電子行政双方のサービスでは多くの業務が重複している。

このため、2003年2月21日、国家改革担当閣外大臣は、国家改革を目的とする省庁間サービス機関の設立に関する政令を提出した。この政令の目的は、政府が採択し大統領が声明で確認した国家改革に関する方針を、憲法で定められた行政諸機関に導入すること、並びに国家改革政策を実施する首相直属のサービス機関の明瞭性及び効率性を改善することにある。
第二段階では上記の政令に従い、首相に直属する国家改革を目的とした3つのサービス機関（DUSA、DMGPSE及びADAE）が新設され、国家改革担当大臣が監督する（これらの組織については、前述の１．２．３　公共事業・国家改革・国土整備省を参照）。これらのサービス機関は、既存の7つのサービスに代わり、以下に示す基本的優先事項に対応した新しいサービスの提供を目指す：

- 行政の近代化：行政管理を近代化し、行政構造を新しい地方分権の形態に適合させる
- 市民の側に立ったサービス提供：電話、電子メール、窓口での対応、サービスの品質及び即応性の改善、並びに行政文書の簡素化と明瞭化を目指す
- 新しい情報通信技術の利用拡大：電子行政の発展を目的とする機関は、RE/SO 2007に従い、電子手続きの年間計画を実行する

特に、行政・国家改革担当省は、国家改革担当閣外大臣事務局の主導により、以下に示す5つの課題に積極的に取り組むことを決定した：

- プロジェクト“mon service public.fr”
- 日常生活のためのサービス一覧表：“Carte de Vie Quotidienne”
- 住所変更手続き
- 関連団体のための補助金請求
- 公共サイトでの電子メールの管理

この課題の概要は以下の通りである。

２．２．１　プロジェクト“mon service public.fr”

これは、特にユーザに対する行政関連情報及びサービスの電子化プロジェクトである。ポータルの設立により、公共情報及びサービスへの電子的アクセスを可能にすることで、電子行政

の拡大及びユーザと行政機関との間の関係改善を目指す。

２．２．２　日常生活のためのサービス一覧表："Carte de Vie Quotidienne"

これは、村及び地方に住むユーザに対して、このサービス一覧表により利用が容易になる一連の地方行政サービスの提供を目的とする。なお、このテーマに関して、ADAE（Agence pour le Developpement de l'Administration Electronique：電子行政発展機関）はキャンペーンを実施。

２．２．３　住所変更手続き

このプロジェクトは、電話及びインターネットにより、ユーザの住所変更を簡素化することを目的とする。

２．２．４　関連団体のための補助金請求

このプロジェクトは、補助金請求手続きの短縮化を目指す。これは、補助金請求の特別用紙、その取り扱い方法の統一化、根拠となる書類の縮小化のほか、特にインターネット利用により実現する。

２．２．５　公共サイトでの電子メールの管理

省庁内での電子メール管理担当表を作成し、電子メールの取り扱い状況が明確でない点を明らかにする。複数の機関で一貫した対応を行うため、役に立つ通信プロトコル、システム、論理的プラットフォームを明示する。

関連 Website

アクション・プログラム 2003：http://www.internet.gouv.fr/sommaire.php3

国家改革のための省庁間サービス機関：http://www.internet.gouv.fr/sommaire.php3

３．　CSTI　情報技術戦略会議

CSTI (Conseil Stratégique des Technologies de l'information：情報技術戦略会議) は、2000 年 7 月 10 日、主に情報技術分野における諮問及び調査を行うことを目的として、情報社会に関す

る政府委員会によって設立された機関である。最終的な目標は、国際社会におけるIT分野のリーダーとしてのフランスの地位確立であり、これは、「すべての市民へのインターネット－しかもいますぐに！」というスローガンで言い換えられる。この機関の概要は以下の通りである。

3．1　任務

この機関の任務は、ITに関する技術革新及び研究開発の戦略的方向性について調査するとともに政府に勧告し、情報技術の訓練及び教育に関して助言することである。特に、以下を遂行する：

- 産業界との活発な対話の継続
- 民間及び公共部門の研究者間、並びに公共機関の研究者と産業界との間の協力関係の強化
- 国家の優先事項の効率的かつ正確な決定及び必要な措置を強化すべき分野の明確化を目的とした、製造業者と研究者との間及び前者と行政官との間における直接的情報交換

3．2　組織

- 議長：ジャン・ピエール・ラファラン（Jean-Pierre Raffarin）（首相）
- 事務総長：ジャン・ミッシェル・ユベール（Jean-Michel Hubert ）（CGTIの副総裁）
- 作業部会：以下の4つの課題を各々担当する作業部会から構成される
  - A-　インフラ及びネットワーク
  - B-　アプリケーション及びサービス
  - C-　専門技術者の必要性
  - D-　研究開発
- 委員の構成：産業界及び研究機関の優秀な人材
- CSTI の事務作業：常設の行政機関である CGTI（Conseil général des technologies de l'information：情報技術理事会）が行う

組織図を以下に示す。

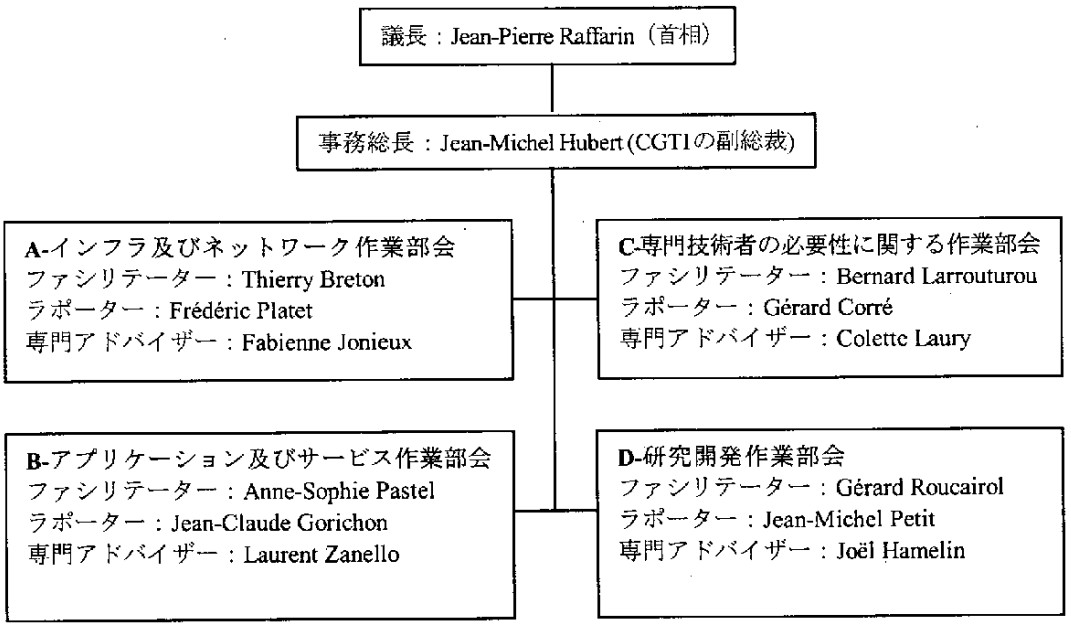

Souece: フランス政府の発表資料

図VI－6　CSTI　組織図

3．3　ワーク・プログラム

これは、CGTI の提案に基づき 2001 年 4 月 11 日の会合において決定され、CSTI に委託されたもので、各々担当する作業部会が実施する。

3．3．1　インフラ及びネットワーク

(1) インターネット・アクセス及びユニバーサル・サービス

- ユーザに対し、ニーズに応じた通信速度で、かつ低料金のインターネット・アクセス・サービスをできるだけ短期間に提供する。このため、ユーザに保障する通信速度、並びにそれを提供するまでの期間及び技術、ブロードバンド提供の必要性、アクセスの方法などについて検討する
- 家庭の PC 台数の増加、低価格で利用が簡単な端末機器利用の推進

(2) 将来のインターネット・プロトコル

現在の IPv4 の後継プロトコルとして、ヴァージョンアップした IPv4 または新しい IPv6 へ

の移行を検討する。なお、これに関する研究開発は、RNRT（Réseau National de la Recherche en Télécommunications：国立電気通信研究ネットワーク）、RNTL（(Réseau National des Technologies Logicielles：国立ソフトウェア技術ネットワーク)及び RIAM（Recherche et Innovation en Audiovisuel et Multimédia：オーディオビジュアル及びマルチメディアの研究・技術革新ネットワーク）で実施されている。

３．３．２　アプリケーション及びサービス

一般市民、中小企業、大企業及び政府の全てのレベルにおけるインターネット利用を促進するため、政府は、産業界とのパートナーシップにより、全面的な支援策を実施している。CSTI は、具体的に以下を実施する：

- フランス最大の就職斡旋機関として、実績を示す
- コンテンツの作成及び情報交換を促進するための、平等な競争条件を確立する
- 産業界が参入できる市場環境の整備を目的とする様々な機関と共同の事業を行う
- ブロードバンドなどの技術革新を支援する一方、情報技術へのアクセスを拡大する
- 公共のサイトにより市民と政府間の対話及び交流を推進する（e-government 関連）
- 信頼性の確立、技術のわかりやすい説明などにより、市民の技術理解を推進する
- フリーウェア、シェアウェアなど利用が簡単なプログラムに対する消費者の理解及びアクセスを促進する
- 特に知識及び学習分野におけるディジタル・デバイドを是正するため、インターネットを活用する
- 一般市民のスキル向上のため、IT による訓練を促進する（教育関連）
- スキルに乏しい労働者を労働力として組み入れ、経済発展及び成長を推進する（雇用関連）

３．３．３　専門技術者の必要性

今後の IT 専門技術者の市場は不透明ではあるが、現在、ネットワーク、電気通信及びインターネット利用分野の専門技術者が非常に不足しており、現在の初期レベルの訓練では近い将来の需要に間に合わない。

また、IT 専門技術者の活動は、経験豊かなユーザと密接につながっている。産業界及び政府は日常的に IT を利用し、また児童も IT 利用に必要なスキルを難なく身に付けていることから、この２つのグループが情報社会発展のペースメーカーとしての役割を担っている。一方で、教育界、特に教師は、IT を取り入れる方法の検討を求められている。

ITを初期段階及び継続的に教育分野に組み入れるためには、授業形態を大幅に変更し、また関連するディジタル・コンテンツ、利用が簡単なソフトウェア及びハードウェアを取り入れることが必要となる。E-learningにおいては、経済の全ての部門が関わり、地方政府と中央政府との間の協力関係を強化することが求められる。

これらのことに鑑み、IT専門技術者養成のため、産業界、行政機関など各関係部門の協力を得つつ、ITを利用した教育環境を整えることが早急に対処すべき課題となっている。

3．3．4　研究開発

研究開発及びその成果である技術革新は、IT分野の競争力を維持する重要な鍵である。この認識に立ち、これまでフランスは、公共の研究機関であるCNET（Centre National d'Etudes des Télécommunications：国立電気通信研究センター）により、その維持につとめてきた。今日、その役割の一部を共同研究ネットワーク[3]に移行し、さらに研究開発及び技術革新に力を注いでいる。

このほか、以下の課題に取り組む：

- 国家及び欧州レベルで他の競争相手国と比較しつつ、フランスのIT研究開発への適正な投資規模を検討
- 市場の動向を考慮しつつ資金の適切な提供を目的とする、適正な資金管理手法の確立
- 研究成果を十分活用する企業の設立に対する効果的な支援

これらの課題に対しては、政府全体としても、IT分野への支援をより効果的に実施するための施策を検討する必要がある。

3．3．5　その他：ワーク・プログラムの基盤

ワーク・プログラムは、EUのIT政策を基盤とし、これに沿った目標を設定し、プログラムを実施するとともに、評価を行う。その例は以下の通りである：

---

[3] このネットワークは、公共機関［INRIA (Institut National de Recherche en Informatique et en Automatique：フランス国立情報処理自動化研究所)、GET（Groupe des Ecoles des Télécommunications：電気通信学校グループ）、CNRS（Centre national de la recherche scientifique：フランス国立科学研究センターなど］及び企業の研究所における研究開発員相互の交流を推進するため、近年設立されたネットワークである。

・ 情報技術アクセス及び利用の進捗状況の評価：2000 年 6 月フェイラで採択された eEurope プログラムに従った、評価インジケータを採用
・ 優先目標の設定：第 6 次 RTD フレームワーク・プログラムに沿った優先目標を設定

3．4 CGTI

CGTI （Conseil Général Des Technologies de L'information：情報技術理事会）は、1996 年の電気通信分野における組織拡大の一環として設立され、現在、経済・財政・産業省の組織下にある。この機関の概要は以下の通りである。

3．4．1 目的及び任務

・ 電気通信、郵便、コンピュータ技術及びマルチメディア問題に関わる担当省庁の業務支援、並びに IT 分野に関する高度な専門知識の提供及び助言を行う当該省庁の能力の強化
・ 以下の 3 つの機関からなる電気通信分野の高等教育組織 GET（Groupe des Ecoles des Télécommunications：電気通信学校グループ）の監督：
  Ecole Nationale Supérieure des Télécommunications：国立電気通信専門学校;
  Ecole Nationale Supérieure des Télécommunications de Bretagne：国立ブルターニュ電気通信専門学校;
  Institut National des Télécommunications：国立電気通信研究所
・ 公共機関の研究政策への積極的参加
・ CSTI の監督
・ フランス内外の IT 分野に関する助言、研究、情報収集、評価など

3．4．2 組織

・ 理事会総裁：産業大臣
・ 最高経営責任者（副総裁）：総合エンジニアの中から任命。GET の理事会総裁を兼任
・ 電気通信分野の Engineer Generals（総合エンジニア）：10 名程度
・ Inspector Generals（総合監督官）：15 名程度（行政機関出身者）
  Inspection Committee：議長は総合監督官、事務総局及び 3 つの部門（経済・法律部門、科学技術部門、技術革新・起業部門）から任命
・ その他：外部の機関も、上記の部門の事業に参加可能である。

関連 Website

CSTI：http://www.csti.pm.gouv.fr/uk/home-uk.html

CGTI：http://www.cgti.org/

Ⅶ　スウェーデン

Ⅶ　スウェーデン

1．スウェーデン政府における情報技術政策

1．1経緯

スウェーデンは、情報技術、通信、ニューメディアで世界をリードしており、米国をもしのぎ世界最強の情報技術国と言われている。

1994 年 3 月、情報技術委員会が創設された。首相を議長とし、「国民の生活を豊かにし、スウェーデンの国際競争力を強化するために、情報技術の利用を促進する」ことを目的とした。

1994 年 8 月、情報技術委員会は「情報技術：人間の能力を飛翔させるもの」と題するレポートをまとめた。このレポートは情報社会へ向けたスウェーデンのビジョンを明らかにし、「教育と研究」、「法制」、「一般行政」、「保健医療」、「通信ネットワーク」、「商工業」「情報技術リサーチ」の 7 つの領域について提言している。

1996 年 3 月、情報技術委員会による提言に基づき、政府は議会に情報技術議案を提出した。これはスウェーデンとしての最初の情報技術戦略を定義するものであり、情報技術の普及と発展のための政策を提起した。

1996 年 3 月、運輸通信大臣を議長とする第三期の情報技術委員会がスタートした。1996 年の 6 月には、政府の情報技術議案の結果として、情報技術委員会に新しい「枠組み」が提起された。

1998 年、第四期情報技術委員会がスタートした。委員会の議長は産業雇用通信省が務める。任期は 3 年から 5 年に延長され、より長期的なベースで活動できるようになった。委員会は政府と協議して、年間プログラムを作成する。政府とは定期的に協議し、毎年活動レポートを作成する。委員会事務局は各分野で活動する作業グループを助け、協力する。最終レポートは 2003 年 5 月までにまとめる。

1996 年から 1999 年にかけての情報技術イニシアティブの主なものとしては、(1)教育における情報技術「スウェーデンの学校に情報通信技術 ICT を導入するための国家アクション・プラン」、(2)文化における情報技術「カルチャーネット・スウェーデン」、(3)行政における情報技術

「行政の電子化」と「24時間×7日の政府サービス」等がある。

2000年3月、政府は情報技術の急速な発展に対応するため、「全国民のための情報社会」（IT Bill： "An Information Society for All"、1999/2000:86）と題する法案において、将来の情報技術政策案を発表した。（スウェーデンの国会は2000年6月、「全国民のための情報社会」を可決した。）

2003年6月、情報化社会の発展に向けて、戦略的なさらなる取り組みの必要性を認識し、IT政策戦略グループ（IT Political Advisory Group）を選任した。その後、2003年12月、同グループは活動計画を発表し、任期が終了する2006年11月までの同グループの活動、役割、ビジョン、目標に関する方針、重点分野を提示した[1]。

表Ⅶ－1にスウェーデン政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

[1] この計画は、成長政策研究協会（ITPS: Institutet för tillväxtpolitiska studier）のIT政策の評価、2003年10月の同グループによる2つの公聴会「IT政策とは（Vad är IT-politik）」、並びにIT委員会の最終報告書「デジタル・サービス － その場合は（Digitala tjänster - hur då?）」を特に考慮して作成された。なお同計画は、任期中に毎年改定される予定である。

表Ⅶ－１　スウェーデン政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1994年3月	情報技術委員会創設	首相を議長とし、「国民の生活を豊かにし、スウェーデンの国際競争力を強化するために、情報技術の利用を促進する」ことを目的。
1994年8月	情報技術委員会「情報技術：人間の能力を飛翔させるもの」レポート	情報社会へ向けたスウェーデンのビジョンを明らかにし、「教育と研究」、「法制」、「一般行政」、「保健医療」、「通信ネットワーク」、「商工業」「情報技術リサーチ」の7つの領域について提言。
1996年3月	情報技術議案提出	スウェーデンとしての最初の情報技術戦略を定義。 優先課題 ・法律制度 ・教育 ・社会全体に対する情報の提供
1996年3月	運輸通信大臣を議長とする第三期情報技術委員会スタート	1996年の6月には、政府の情報技術議案の結果として、情報技術委員会に新しい「枠組み」が提起。
1998年	第四期情報技術委員会スタート	委員会の議長は産業雇用通信省。任期は3年から5年に延長され、より長期的なベースで活動できるようになった。政府とは定期的に協議し、毎年活動レポートを作成する。最終レポートは2003年5月。
1999年	教育における情報技術 「スウェーデンの学校にICTを導入するための国家アクション・プラン」	2001年まで続き、学校の通信インフラストラクチャの強化を目的。 ・政府の助成によって学校のインターネット接続をより高速にする（特に地方自治体の開発努力を支援する）。 ・生徒と教師が全員自分の電子メール・アドレスを持つようにする。 ・義務教育と高校の教師60,000人（全体の40%）を支援して、教育スキルの向上に努める。
1998年	文化における情報技術 「カルチャーネット・スウェーデン」	実験段階を終了して、「スウェーデン文化に関する全国協議会」が常設の「カルチャーネット・スウェーデン」を運営。 「カルチャーネット・スウェーデン」は1997年-1999年にわたる3か年のプロジェクトとしてスタートし、スウェーデンの文化資産へのおよそ5,000のリンクが張ってある。
1999年	行政における情報技術 「行政の電子化」	「スウェーデン行政開発庁」の監督のもとに、各省庁はいっせいに行政の電子化に乗り出した。
2000年1月	行政における情報技術 「24時間x7日の政府サービス」	全国民に開かれた「24時間×7日の政府サービス」のプロジェクトをスタート。
2000年3月	情報技術議案「全国民のための情報社会」法案発表	政府は情報技術の急速な発展に対応するため、将来の情報技術政策案を発表した。
2000年6月	情報技術議案「全国民のための情報社会」法案可決	3つの優先政策、①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策

Source: スウェーデン政府等発表資料から作成

関連 website

産業雇用通信省：http://naring.regeringen.se/inenglish/index.htm

１．２　行政組織

スウェーデンの IT 政策は、主に IT 政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）によって実施されている。これは情報社会の発展に戦略的に取り組む作業部会として、2003 年 6 月に設立された。スウェーデンの内閣、産業雇用通信省及び IT 政策戦略グループの組織は以下の通りである。

１．２．１　内閣

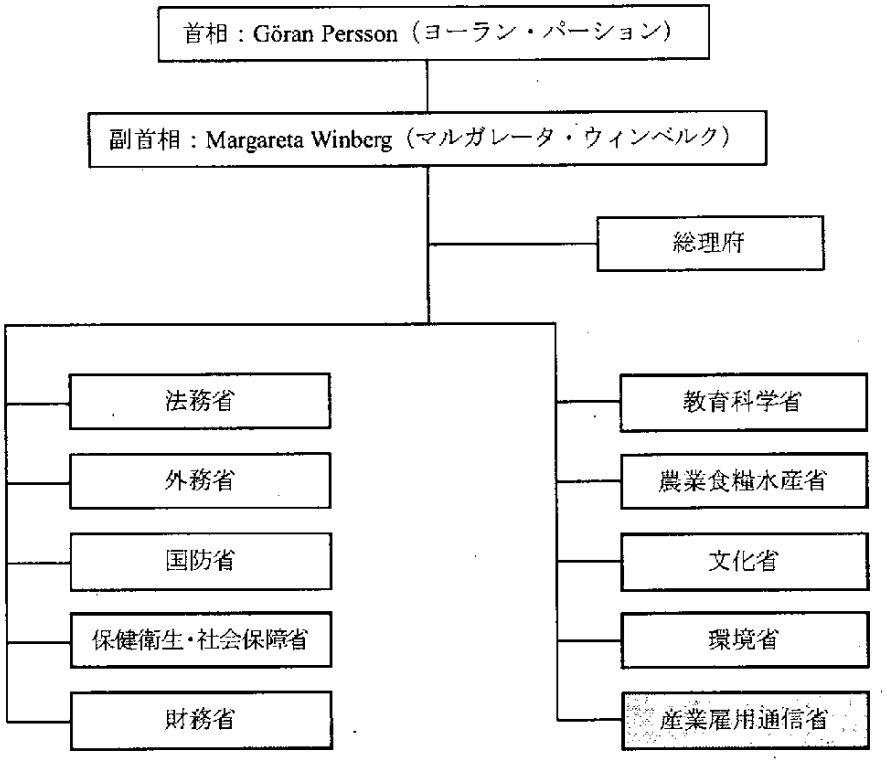

Source:スウェーデン政府の発表資料

図Ⅶ－１　内閣　組織図

1．2．2　産業雇用通信省

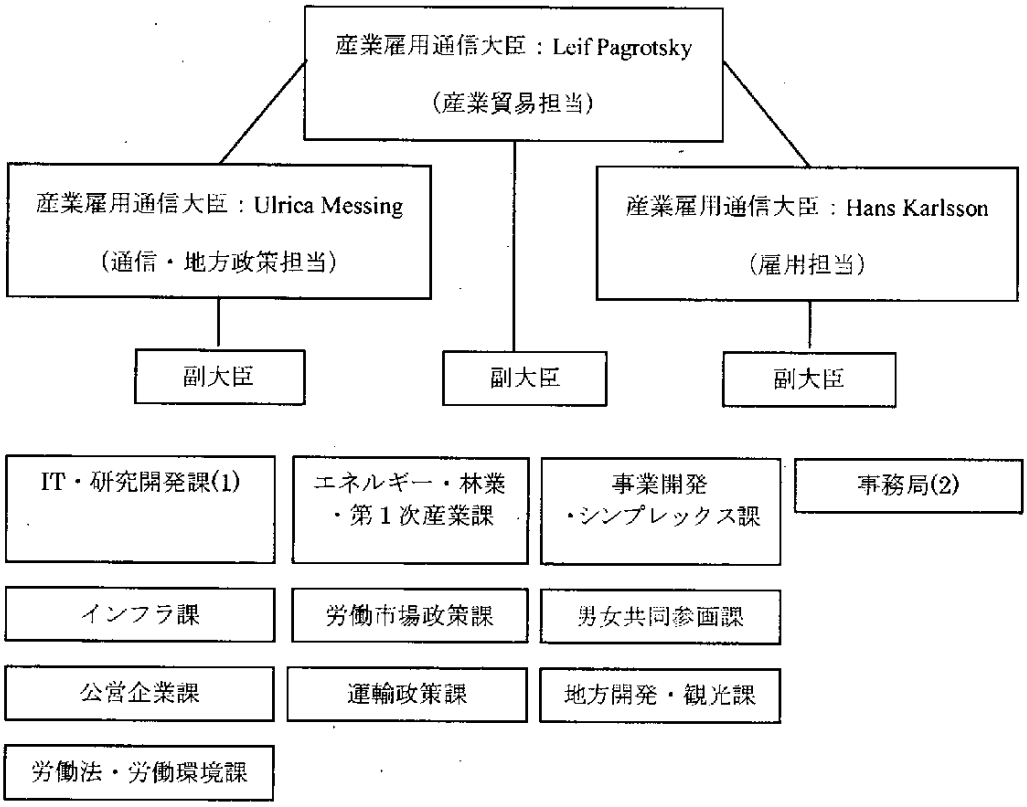

(1) IT 政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）はこの下部組織と類推される。

(2) 事務局の下部組織は、行政サービス局、研究分析局、情報・広報局、欧州・国際協力局、予算局、調整局により構成される。

Source:スウェーデン政府の発表資料

図Ⅶ－２　産業雇用通信省　組織図

２．IT 戦略グループ

スウェーデンは、国会年度 2000 年に策定された IT 政策目標として「国として初めて情報社会となる」ことを掲げた。現在は、この地位を維持し、かつ将来的にも強化することが求められている。このため、スウェーデン政府は、情報社会の発展に向けて戦略的に取り組む作業部会を指名する必要性を認識した。この結果、2003 年 6 月、政府は IT 政策戦略グループ（IT Political

Strategy Group）を選任した。その後 2003 年 12 月 4 日、同グループは活動計画を発表し、任期が終了する 2006 年 11 月までの同グループの活動、役割、ビジョン、目標に関する方針、重点分野を提示した。

この活動計画に基づく同グループの活動の概要は以下の通りである。

２．１　ビジョン

IT 政策戦略グループは、以下のビジョンを掲げている：

「スウェーデンの IT 政策は、社会の発展を目指す政策の本質的部分を成すものであり、あらゆる政策分野と社会部門における IT 政策の取り組みは最優先され、共通の方針の下に推進されている。スウェーデンの意思決定責任者は、今日すでに経済学と法律学が市民権を得ているようにごく当然のこととして IT を考慮することになる。」

２．２　目標

２．２．１　短期的目標

- 成長しつつある情報社会について民主的な議論を促す
- あらゆる社会部門の IT と IT 政策に前向きな見解をもたらすための世論を形成する
- 内部的には部門間の協力体制を築く
- 対外的には（特に作業部会を通じて）産業界、地方自治体及び州評議会との協力体制を築く
- すでに実施済み及び現行の公共／その他の業務の再検討を行う
- 将来の課題と長期的業務の必要性について概略を示す
- 成長をもたらす IT 活用の優れた実例のカタログ／データベースを作成する
- 国際社会におけるスウェーデンの存在感を高める

２．２．２　長期的目標

- IT 政策を他のあらゆる政策分野に統合する
- IT 政策目標を達成するために政府が役割を果たすべき分野を特定する
- 作業部会は、それぞれの活動について特定目標の実現を助ける手段を定期的に提案し、関

係部門と共に実施を促す

2．3　任務

IT 政策戦略グループは、上記の「国として初めて情報社会となる」という IT 政策目標の実現、国民の成長及び利益の長期的維持を目的とした、スウェーデン情報社会の継続的な発展の推進をその任務とする。具体的には以下の任務を担う：

- IT を基盤とした連携体制及び協調的環境の活性化による、競争力、並びに革新性向上への支援
- 自由市場の枠組みの中で、アクセス性、競争上／技術上の中立性を持つ電子通信ネットワークの構築
- 本来いずれの機関や当局の責任目標にも該当しない部分のブロードバンド拡大促進を目的とする、国家が役割を果たすべき分野の特定
- IT の信頼性向上のための、国が役割を果たすべき分野の特定
- 生活の質、共同体、文化などを促進する必要性に配慮し、情報社会の社会的及び文化的影響に関するリスク、並びに可能性の判断
- IT 政策と情報社会の概念についての将来の展望に関する提案

2．4　戦略

同グループは、その活動の主要戦略として次の 3 項目を挙げている：

- 活動の重点分野（グループの作業で最優先される IT 政策分野）の特定
- 特定され優先された IT 政策分野に対する、包括的視野の重点項目に沿った作業部会の組織化（この作業部会は、戦略グループの活動に関連付けられ、戦略グループのメンバーが少なくとも 1 名各作業部会に加わる。作業部会の他のメンバーは、作業部会の重点分野に直接対応する機関と活動から集められる。各作業部会は、その活動に対して、関係部門との協議により作成される特別な指示を受ける）
- 作業部会及び関係部門との共同による、個々のプロジェクト、並びに IT 政策目標への定量的かつ測定可能な詳細目標の設定

2．5　作業の方法

作業の中核を成すのが、「調整及び助言」、並びに「情報、世論の形成及び討論」の 2 つの方

法である。その概要は以下の通りである。

２．５．１　調整及び助言

この内容としては、以下が挙げられる：

- 当局、産業界、研究界、その他公共部門／機関及び委員会による調整を目的とした会合の設定、並びに調整グループの設置
- 公共サービス部門及び民間サービス部門の統合のための環境整備
- IT による公共情報の利便性向上への支援

今後、以下の具体的なプロジェクトの実施を目指す：

- あらゆる政策分野の IT に対する閣僚基盤の強化
  各政策分野における IT 政策の側面に注目を集めるため、全閣僚に対して、体系的かつ構造的に、基礎データ及び IT 政策情報を提示
- 国務次官との対話
  IT 政策プロジェクト及び活動に関して、各種部門の国務次官に定期的に情報を提供
- 政策専門家との対話
  通信・地方政策担当大臣ウルリッカ・メッシング（Ulrica Messings）の IT 政策担当政治専門家の諮問を受けつつ、それぞれの政策分野における IT 政策の取り組みについて、他部門の政治専門家と討論
- 部門内の IT 政策調整グループの活用
  他の部門の窓口担当者との積極的なフォーラムを設置。IT 統計の必要性について他の部門内の認識を強化
- 公共部門内の調整に貢献
  関係官庁間、地方自治体、その他公共部門間の協力をサポートする「公共電子サービスのための委任」を支援
- 作業部会の設置
  優先的 IT 政策分野の重点項目に基づく作業部会を組織化
- 情報セキュリティの課題に関する認識の確実な向上
  OECD の情報セキュリティのための基本理念（riktilinjer för informationssäkerhet）をスウェーデン語に翻訳

２．５．２　情報、世論の形成及び討論

この内容としては、以下が挙げられる：

国内世論を肯定的な方向に向け、スウェーデンの情報社会の可能性と起こりうる問題に対する認識を高めることに努め、具体的には以下の事項を行う：

- 国内外へのスウェーデンのIT政策の取り組みに関する情報を公開
- 国内外に対する情報社会としてのスウェーデンの高い評価の印象付けを強化
- IT社会の発展、並びにその長所及び短所についての公開討論の場を設け、予測、将来の分析、その他討論の基礎となる事実を提示
- 世論を形成し、産業界と社会におけるITの役割について肯定的な見解をもたらす

今後、以下の具体的なプロジェクトの実施を目指す：

- 討論番組の制作

  Web及びラジオ、テレビで配信される、世論の形成、IT政策課題の重要性、その課題への取り組みなどに対する認識向上を目的とする、IT政策の重点分野に関わる討論番組の制作を提案する
- 国際会議 Network Society Forum の開催

  4年連続で世界トップの「情報社会」（IDC Information Society Index の評価）として、世界の政治家、産業界リーダー、学術界有識者が集う、年次会議の最適なホスト役を務める
- インターネットのIT政策ポータル

  関連組織との協力により、あらゆるIT政策プロジェクト及び関連情報を集める総合ポータルを http://www.regeringen.se/に開設
- 公聴会／セミナー／討論記事

  教育と世論の形成を目的とした、公聴会及びセミナーの開催、並びに重点分野についての討論記事作成に関する必要性を検討

２．６　重点分野

IT政策戦略グループは、活動計画の重点分野として以下の8項目を掲げている：

- 利便性と信頼性
- 成長
- 環境とエコロジーに配慮した社会
- 医療と社会福祉

・ 民主主義
・ 学校と教育
・ 文化
・ 開発援助政策とデジタル・デバイド

この中でも、任期初年度に作業部会で活動を開始するのは、以下の４項目である：

・ 利便性と信頼性
・ 成長
・ 医療と社会福祉
・ 学校と教育

これらの重点分野の概要は以下の通りである。

２．６．１　利便性と信頼性

(1) 戦略

・ IT の信頼性及び IT インフラの利便性向上のために国が役割を果たすべき分野の特定
・ 信頼性に関する措置の効果測定方法の開発促進
・ 電子通信に関する法の適用に従い、取り組みが可能な分野を指摘
・ 自由市場の枠組みの中でアクセス性、競争上／技術上の中立性を持つ電子通信ネットワークの構築を目指す、話し合い、共同作業、自発的合意のためのフォーラムの開催
・ 基準を形成し、IT とインターネットが作り出す社会的／文化的モデルへの国民の信頼性向上のための情報を普及
・ 共通の論理的インフラ構築を支援

(2) 活動

・ IT インフラ及びブロードバンドの課題に取り組む作業部会の指名
・ インターネットの信頼性向上など、インターネット政策に関する作業部会の指名（産業雇用通信省の IT、研究開発担当部署及び他の関連部門との共同取り組み）
・ ネットワーク・オペレーター、ネットワーク管理者など IT インフラ関連企業に対する、IT インフラの定期的コンサルティング
・ ネットワーク構造、役割、ネットワーク階層の開発
・ 家庭及び企業の持つ公開 IP アドレスの重要性、効果及び必要性の分析、並びにブロードバ

ンド製品にありうる制約事項の調査

2．6．2　成長

(1) 戦略

- IT を基盤として研究、革新性、競争力を強化する、部門をまたがった連携体制及び協調的環境を活性化
- 新たな成長分野、サービス、製品を作り出すための IT 活用支援
- 効果及び生産性の向上、産業部門／公共部門間の共同作業増強のための、IT 活用方法の明確化
- 「国民のための情報社会」のフォローアップを可能にする定量的かつ測定可能な目標設定の支援
- 労働力不足時代に対応できる、さらに有効な IT の活用
- 公共情報の利便性向上による、すべての国民及び企業への新たな情報サービス提供
- IT 政策と IT 概念、及び情報とサービスの社会についての将来の展望に関する提案

(2) 活動

- IT 分野における研究及び技術革新推進のための重要な要因の明確化
- 発展を促進するリソースとしての IT のための作業部会の指名
- スウェーデンの IT 及び通信部門の国際競争力強化のための作業部会の指名
- 中小規模企業における IT 能力及び IT 活用の促進

2．6．3　環境とエコロジーに配慮した社会

(1) 戦略

- IT が持続可能な社会の発展に貢献できる目標の設定
- IT 及び環境保護団体のフォーラムでの作業に参加
- 環境基準目標及び持続性のある生産／消費基準の達成のための効果的なツールとしての IT の活用支援

(2) 活動

- IT 及び環境のための作業部会の指名

２．６．４　医療及び社会福祉

(1) 戦略

- 医療及び社会福祉におけるIT活用のための共通の全国的ビジョン、戦略、アクション・プランの作成を支援
- 医療及び社会福祉部門のIT能力の向上を推進
- 同部門におけるIT活用を目指す定量的かつ測定可能な目標設定への協力
- 同部門におけるオープンなITインフラ、並びにサービスを目指す協力体制の強化

(2) 活動

- 医療及び社会福祉における全国的ビジョン、戦略、アクション・プログラムの推進を目的とする、ITに関する作業部会の指名

２．６．５　民主主義

(1) 戦略

- 国内外に対する、民主主義の変革へのITの作用の明確化
- IT社会の発展、その民主主義についての公開討論の場を設け、予測、将来の分析、その他討論の基礎となる事実の提示に寄与
- IT政策による民主主義と公平性、生活水準、機会均等と多様性の拡大を推進

(2) 活動

- ITと民主主義に関する作業部会への支援
- デジタル・デバイド緩和戦略作業部会の提案に関する知識の深化及び普及
- 情報社会の新たな社会的構造に関する公聴会／セミナーの開催
- 特別需要のあるグループを対象としたIT活用拡大のための作業プログラムの提出促進

２．６．６　学校及び教育

(1) 戦略

- 教育及び学校の場における、教育活動、並びにその教育プロセスへのITの利活用を継続させる目標の設定
- 教育活動における、ITの活用拡大への支援

・ 教育部門におけるIT能力の向上
・ 教育分野のための柔軟なインフラの拡大及び調整への寄与
・ 教育ツールとしてのITの活用方法についての知識の深化、並びにその活用促進

(2) 活動
・ 学校及び教育におけるITに関する作業部会の指名（ここでは、ITiSプロジェクト以降の継続的な国内政策を策定する方法について提案を行う）

２．６．７　文化

(1) 戦略
・ 文化活動に対するITの有用性に関する特殊な目標設定の必要性を分析
・ デジタル文化遺産の長期的保存のための条件を分析
・ 国民のための情報社会を目指す先進国としてのスウェーデンの役割強化を目的とした、世界の言論の自由及び民主的プロセスに対するITの役割を注視

(2) 活動
・ 文化及びITに関する作業部会の指名
・ スウェーデン・ラジオ（Sveriges Radios）、スウェーデン・テレビ（Sveriges Televisions）、教育ラジオ（Utbildningsradio）のアーカイブのデジタル形式での保存及びその利用化

２．６．８　開発援助政策とデジタル・デバイド

(1) 戦略
・ 開発途上国における、スウェーデンでのITに関する経験の有用化
・ 開発途上国におけるITの統合及び活用化、並びにその支援による先進情報社会としてのスウェーデンの地位確保
・ スウェーデンが、優れたIT機能拡大への支援を行う先進情報社会であることを国際社会において実証
・ 先進情報社会としての地位確保を目指す、国際社会における優れたIT機能拡大への積極的支援

(2) 活動

- 外務省、SIDA（The Swedish International Development Authority：スウェーデン国際開発局）などとの協力関係強化を目的とするフォーラムの設置（ここでは、EU の統合、開発途上国における IT 発展について討議）
- 開発途上国における IT 知識の提供方法に関する会議

Ⅷ　フィンランド

Ⅷ　フィンランド

1．フィンランド政府における情報技術政策

1．1　経緯

1994 年末、フィンランド政府は、同国最初の IS 戦略「情報社会に向かうフィンランド－国家戦略」を発表した。5 つのアクション・ラインを提示した。

アクション・ライン **1**：民間及び公共部門の更新において、ツールとして機能する情報技術及び情報ネットワーク

アクション・ライン **2**：経済活動の重要部門となるべき情報産業

アクション・ライン **3**：情報通信技術のプロフェッショナルな専門知識を全体的に高いレベルで維持し、特に抜きん出た分野をいくつかもつこと

アクション・ライン **4**：全国民が、情報社会のサービスを利用する機会を与えられ、サービスを利用するための基本的なスキルを身につけること

アクション・ライン **5**：競争力を発揮し、高品質のサービスを提供できるようになるための情報インフラ

1996 年 5 月、情報社会問題国家委員会が設立された。民間、公共部門、研究部門の代表者で構成されている。委員会の委員長はジョウニ・バックマン行政大臣、事務局は大蔵省に設置された。

委員会の業務は、以下の通りである。

－情報社会の発展と影響に関する情報と討議の促進

－情報社会に焦点を当てた国家レベルの開発プロジェクトの推進

－新しい構想を目指した開発と活動

－国内及び国際的な協力の推進

1997 年の春、1994 年発表の IS 戦略が幅広く見直された。当初の情報社会戦略は、国民ではなく技術や競争力に重点を置きすぎているとう批判を受け、また、地域や地方の局面を無視しているだけでなく、さまざまな国民層－高齢者、障害者、失業者のニーズも無視しているという批判を受けてのものである。

1998年12月、フィンランド研究開発国家財団（S情報技術RA）は、「クオリティ・オブ・ライフ、知識、及び競争力ーフィンランドの情報社会の戦略的発展のための前提条件と目的」を発表した。この戦略の基盤は、以下の4つのキーワードでまとめられる。

・国民に照準：情報社会の発展は、国民のニーズを基盤にしていることが明らかでなければならない。

・地方分権：情報社会は地方分権の形で発展する。発展の調整を行うことは不可能であり、調整する必要もない。ただし、中央集権的な方法も一部、必要である。

・改修：発展速度が早いため、戦略は常に改修する必要がある。

・協力：フィンランド国内及び国際的な状況における公共部門と民間部門間、個人間、企業間、業界と行政間の徹底的な協力が重要である。

1999年4月、文部省は、新しい情報戦略プログラム「2000年－2004年　教育のための国家戦略」を発表した。

・国民のための情報社会スキル
・ティーチング・スタッフのための訓練
・情報技術産業及びディジタル情報専門家のための訓練
・バーチャル大学
・バーチャル・スクール
・情報ネットワーク及びコンテンツの作成に関する学習環境

1999年に発表された「最先端プロジェクト」の実現が、2000年の初めに実際に開始された。最先端プロジェクトにはそれぞれ独自の担当組織があり、この組織が、関連する省庁、企業、研究機関、その他の組織と協力してプロジェクトを推進する。

9つの最先端プロジェクト

1.電子翻訳サービス/電子政府
2.パーソナル・ナビゲーション・サービス
3.電子学習
4.地方の情報社会
5.コンテンツ産業
6.知識集約型労働

7.テレワーキング
8.環境を損なわない情報社会
9.ビジネス・ネットワーキング

2000年6月、情報社会諮問委員会（ISAB：Information Society Advisory Board）は「情報社会としてのフィンランド」（Finland as an Information Society）を発表した。報告書の目的は、フィンランドにおけるISの発展の全体的な展望を示し、開発及びアクションのためのプロポーザルを作成することである。提案された実現するべき一連の対策が詳細に述べられている。これらの対策は、政府プログラムのISプロジェクトを補佐し、eEurope構想をサポートするものである。

優先順位
1.教育、知識、及び研究の強化
2.通信インフラ
3.運用及び規制環境
4.情報社会からの疎外の防止
5.公共部門のサービスとカスタマーとしての公共部門

2001年6月、情報社会諮問委員会は「情報社会諮問委員会による2001年レポート」（Report Of the Information Society Advisory Board 2001）を発表した。同レポートでは、「情報社会としてのフィンランド」における提言の実施状況の評価と新たな政策提案を行っている。情報社会諮問委員会は2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用、②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）において新たに提言を行った。

2001年12月、情報社会諮問委員会は、電子政府計画に関するレポート、「新世紀の公共サービス - オンライン政府推進のための2002～2003年アクション・プログラム」（Public Services in the New Millennium - Programme of Action to Promote ONLINE GOVERNMENT, 2002-2003）を発表した。同レポートでは、オンライン政府の実現を妨げる4つの問題領域（①オンライン・サービスの開発、実装、配信、②オンライン・サービスへの需要とサービス品質、③アクセス性、有用性、利用者のサービス活用能力、④オンライン・サービス開発の先導と調整）とオンライン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）について記している。

2002年末、情報社会諮問委員会は、2003年3月の選挙後成立する次期政府において、一人

の閣僚の監督下で情報社会プログラムを実施することを提言した。これを受けて、2003 年 9 月 4 日、マッティ・ヴァンハネン新内閣は、首相官邸における情報社会評議会（Information Society Council）の設置を決定した。

2003 年 6 月 23 日に首相に就任した Matti VANHANEN（マッティ・ヴァンハネン）によるフィンランド政府は、政府プログラムを策定し、省庁横断的に関連する最も重要な分野として 4 つの政策プログラムを立ち上げた：

- 情報社会政策プログラム（担当機関：首相）
- 雇用政策プログラム（担当機関：労働大臣）
- 起業政策プログラム（担当機関：通商産業大臣）
- 市民参加政策プログラム（担当機関：法務大臣）

表Ⅷ－１　にフィンランド政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表Ⅷ－１　フィンランド政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1994 年末	「情報社会に向かうフィンランド－国家戦略」	フィンランド最初の IS 戦略。 5 つのアクション・ライン 1. 情報技術及び情報ネットワーク,2.情報産業,3. 情報通信技術のプロフェッショナルな専門知識,4.全国民の情報社会のサービスを利用する機会,5.高品質の情報インフラ
1996 年 5 月	「情報社会問題国家委員会」	民間,公共部門,研究部門の代表者で構成。 情報社会に焦点を当てた国家レベルの開発プロジェクトの推進,新しい構想をめざした開発と活動等。
1997 年春	1994 年発表の IS 戦略の見直し	フィンランド研究開発国家財団（S 情報技術 RA）,1994 年に制定したフィンランド情報社会戦略の大々的な評価と見直し。
1998 年 12 月	「クオリティ・オブ・ライフ、知識、及び競争力－フィンランドの情報社会の戦略的発展のための前提条件と目的」	4 つのキーワード。 ・国民に照準 ・地方分権 ・改修 ・協力
1999 年 4 月	「2000 年－2004 年　教育のための国家戦略」	文部省、2000 年から 2004 年にかけての新しい情報戦略プログラムを発表。 ・国民のための情報社会スキル ・ティーチング・スタッフのための訓練 ・情報技術産業及びディジタル情報専門家のための訓練 ・バーチャル大学 ・バーチャル・スクール ・情報ネットワーク及びコンテンツの作成に関する学習環境
2000 年初め	最先端プロジェクト	アクション・ラインを具体化すべき 9 つのプロジェクト。

2000年6月	「情報社会としてのフィンランド」	フィンランドの情報社会の利点、問題及び課題を明記。優先順位としては、教育、知識、及び研究の強化等。eEurope構想をサポートするもの。
2001年6月	「情報社会諮問委員会による2001年レポート」	「情報社会としてのフィンランド」の評価と2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）における新たな提言
2001年12月	「新世紀の公共サービス･オンライン政府推進のための2002～2003年アクション・プログラム」	オンライン政府の実現を妨げる4つの問題領域とオンライン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）
2003年6月	「情報社会政策プログラム」	情報技術の効果的利用及び情報社会サービスの振興を通じて、以下の目標実現をめざす： ・ 産業界、行政、教育、医療保健及び日常生活における情報社会サービスの利用推進による一般市民の福祉の向上 ・ 一般市民による、基本的情報技術のスキル、メディア・リテラシー、及び情報技術サービスの利用に必要なスキルの取得 ・ 2005年末を目途とした、一般市民による広範囲にわたる高速通信網への低料金でのアクセスの実現 ・ 電子商取引/データ・ネットワークの安全性、及び市民の電子サービスへの信頼性確保 ・ 公共/民間部門のサービス・レベル、事業の生産性/効率性、及び競争力の改善 ・ 全労働者による情報社会に必要な高レベルのスキルの取得、及び短期的に求められる訓練を受けた労働力の供給確保 ・ 行政機関相互及び関係機関との協力による、経費削減、リアルタイムでの運営を目的とした、顧客志向型公共サービスの提供 ・ 研究及び製品開発への投資拡大、並びにその効果的な利用による、最先端の情報社会発展国としてのフィンランドの地位の維持 ・ 国際的に高い評価を得るフィンランドの地位確保、及び国際社会発展のための独自の情報社会政策の活用

Source: フィンランド政府等発表資料から作成

1．2　行政組織

フィンランドのIT政策は、主に情報社会評議会（Information Society Council）が実施している。これを補佐する機関として、特に過去には財務省（例：国家情報社会委員会の設立）、現在は運輸通信省、通商産業省、教育省が挙げられるが、フィンランド政府の情報社会政策においては、各省庁及び地方政府による独自の電子サービス（ES：electronic services）戦略、並びにアクション・プランの作成が義務付けられていることから、行政全体でのIT政策を推進する姿勢が明確になっている。

フィンランドの内閣、情報社会評議会及び関連機関の概要は以下の通りである。

1．2．1　内閣

2003年6月19日、ヤーッテーンマキ内閣が総辞職した後、同月24日、マッティ・ヴァンハネン（Matti VANHANEN）を首相とする新政府が誕生した。

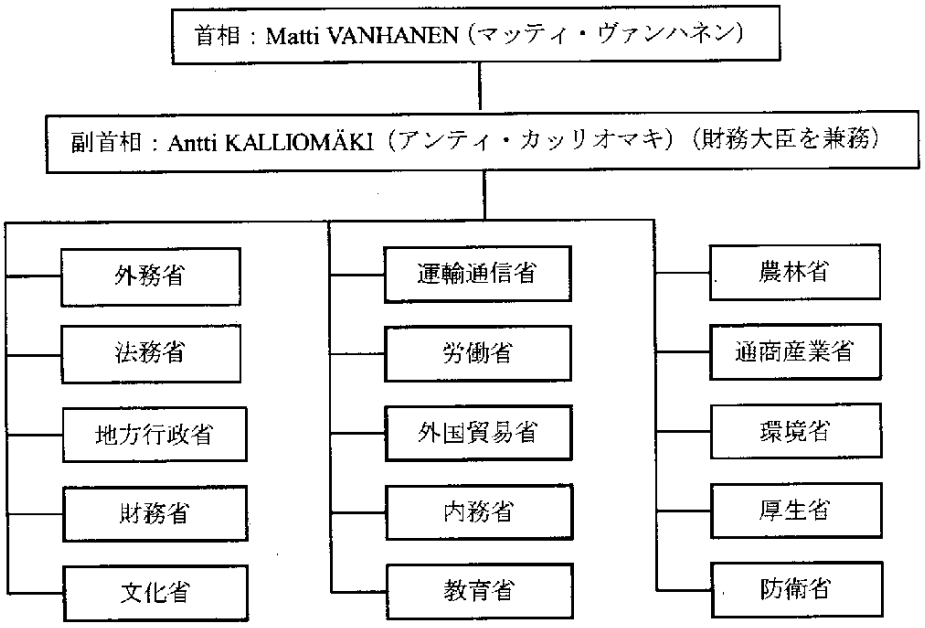

Source:フィンランド政府の発表資料

図Ⅷ－1　内閣　組織図

1．2．2　情報社会評議会（**Information Society Council**）

2002年末、情報社会諮問委員会［以下、1．2．3　(1)情報社会諮問委員会（ISAB：Information Society Advisory Board）を参照］は、2003年3月の選挙後成立する次期政府において、一人の閣僚の監督下で情報社会プログラムを実施することを提言した。

これを受けて、2003年9月4日、マッティ・ヴァンハネン新内閣は、首相官邸における情報社会評議会（Information Society Council）の設置を決定した。これは、旧情報社会協議会（Consultative Committee on the Information Society）の後継機関で、政府プログラムにおいてその選任が合意された。この機関の任期は、ヴァンハネン内閣の任期と同じで、その任務は以下の通りである：

- 情報社会の発展の主要政策に関する検討
- 情報社会の発展、その影響、可能性、脅威に関する調査研究及び評価、並びに省庁間の協力関係を強化するためのイニシアチブの推進
- 情報社会の発展に関する省庁横断的なイニシアチブ及び法律提案についての検討
- 国際的な情報社会の発展との協調及びフィンランドの政策に関する提案の提出
- 情報社会の発展プロジェクトにおける企業と行政機関との間の相互関係の強化
- 情報社会プログラム及びその進捗状況に関する評価、国の情報社会発展状況に関する政府への報告

同評議会の構成は以下の通りである：

- 議長：首相
- 総裁
- 常任専門官
- その他の構成員：運輸通信大臣、財務大臣、国防大臣、教育大臣といった閣僚をはじめとして、医療保健、地域振興、研究開発、地方教育、産業振興、起業、消費者問題など、関係する分野の機関の職員及び関連企業の代表者

関連 Website

Information Society Council：http://www.vnk.fi/vn/liston/base.lsp?r=41389&k=en

１．２．３　情報社会を推進するためのその他の関連機関

(1) 情報社会諮問委員会（ISAB：Information Society Advisory Board）

1996 年に、フィンランド政府の情報社会政策の策定及び評価を支援する目的で設立。同委員会は、閣僚が議長となり、事務次官、中央及び地方政府における上級職員のほか、IT 産業のリーダーによって構成される。

(2) フィンランド技術庁（TEKES：National Technology Agency of Finland）

フィンランドの大学及び企業における研究開発プロジェクトに対して資金援助を行う機関。これらの資金は、通商産業省を通じ国家予算から配分される。同庁の年間予算は、380 百万ユーロ（約 520 億円、2004 年 1 月 5 日為替レート：1 ユーロ＝136.79 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）で、約 2,000 件のプロジェクトに割り振られる。

なお、フィンランド技術庁は、海外にもオフィスを設立し、そのひとつは東京に設立されて

いる。ここでは、フィンランドと日本双方の企業、大学、研究機関の技術協力の推進に努めている。主な専門分野としては、以下が挙げられる：

情報技術

エレクトロニクス

製造及び材料技術

プロセス技術（紙パルプ・化学工業）

環境技術

バイオテクノロジー

(3) フィンランド情報社会発展センター（TIEKE： Finnish Information Society Development Center）

情報社会において利用できる IT ツール及び専門知識の創造を目的とした公共／民間部門の事業支援を行う中立的立場に立った非営利機関として、公共／民間部門相互のネットワークを構築する役割を果たす。

2． 情報社会政策プログラム

2003 年 6 月 23 日に首相に就任した Matti VANHANEN（マッティ・ヴァンハネン）によるフィンランド政府は、政府プログラムを策定し、省庁横断的に関連する最も重要な分野として 4 つの政策プログラムを立ち上げた：

- 情報社会政策プログラム（担当機関：首相）
- 雇用政策プログラム（担当機関：労働大臣）
- 起業政策プログラム（担当機関：通商産業大臣）
- 市民参加政策プログラム（担当機関：法務大臣）

この政策プログラムの中で IT 政策に関係するものは、情報社会政策プログラム（Information Society Policy Programme）である。この政策プログラムでは、情報社会の発展には他の政策分野との協力が不可欠であることが広く認識されている。また、世界規模で情報通信技術が発展する状況においては、EU、OECD（経済協力開発機構）、その他のフォーラムとの協力関係が重要と考えており、特に EU のリスボン戦略及び eEurope 2005 アクション・プラン[1]に対して、

[1] EU は、全市民のための情報社会に向けた eEurope 2005アクション・プランの実施を採択した。このアクション・プランは、e-government, e-learning サービス, e-health サービス、ダイナミックな e-business 環境、低料金でのブロードバンド・アクセスの利用拡大、安全な情報ストラクチャを主な項目としている。

政府は積極的にその実現に努めている。

この情報社会政策プログラムの概要は以下の通りである。

2．1　目標

フィンランド政府は、情報社会の発展、並びにそれがもたらす情報技術及びスキルが持つ潜在能力が、福祉社会の構造を現代化させる牽引役となり、またサービスの提供手段となると考え、特に、情報技術の効果的利用及び情報社会サービスの振興を通じて、以下の目標実現を目指す：

- 産業界、行政、教育、医療保健及び日常生活における情報社会サービスの利用推進による一般市民の福祉の向上
- 一般市民による、基本的情報技術のスキル、メディア・リテラシー及び情報技術サービスの利用に必要なスキルの取得
- 2005 年末を目途とした、一般市民による広範囲にわたる高速通信網への低料金でのアクセスの実現
- 電子商取引／データ・ネットワークの安全性及び市民の電子サービスへの信頼性確保
- 公共／民間部門のサービス・レベル、事業の生産性／効率性及び競争力の改善
- 全労働者による情報社会に必要な高レベルのスキルの取得及び短期的に求められる訓練を受けた労働力の供給確保
- 行政機関相互及び関係機関との協力による、経費削減、リアルタイムでの運営を目的とした、顧客志向型公共サービスの提供
- 研究及び製品開発への投資拡大、並びにその効果的な利用による、最先端の情報社会発展国としてのフィンランドの地位の維持
- 国際的に高い評価を得るフィンランドの地位確保及び国際社会発展のための独自の情報社会政策の活用

2．2　情報社会政策プログラムの実施計画

情報社会政策プログラムは次の 8 つの分野から構成される。

- 電気通信インフラ及びディジタル TV
- 市民による情報社会の活用力向上及び情報社会サービス利用推進方法
- 訓練、労働生活及び研究開発

- 行政機関における電子サービス
- 社会福祉及び医療保健
- 電子商取引及びディジタル・コンテンツ／サービス
- 政府によるITサービス
- 法的措置

各分野のプログラム実施計画は以下の通りである（括弧内は担当省庁）。

2．2．1　電気通信インフラ及びディジタルTV

- 2003年末までに、技術上中立的なブロードバンド戦略を立案（運輸通信省）
- ブロードバンド戦略を実施し、2005年中に全市民による低価格の高速通信回線利用を実現（同上）
- 学校、図書館及び公共サービス窓口における高速通信回線の段階的導入（教育省、内務省）
- 2004年9月30日を期限とする、アナログTV運用の停止、ディジタルTVへの移行及びフィンランド放送会社の位置付けに関する議会内委員会の報告書作成（運輸通信省）
- ディジタルTVによる行政サービスの普及及びその実施計画に関する報告書作成（総理府、財務省）

2．2．2　市民による情報社会の活用力拡大及び情報社会サービス利用推進方法

- 様々な教育部門におけるメディア教育の拡充（教育省）
- 基本的情報技術のスキル、情報管理、メディア・リテラシー、電子サービスの利用といった情報技術スキルを証明するツールの作成（同上）
- 電子サービスへの啓蒙推進及び同サービス改善のための情報キャンペーンの実施（同上、ただし産業界及び地方当局との共同による）
- 学校、図書館、公共サービス窓口、政府機関、市役所などにおける一般市民へのサービス窓口の開放、並びにインターネット接続及び相談サービスの提供（教育省、内務省）
- 電子認証の方法及びその展望、並びに新法制定の必要性に関する報告書、実施プログラム、提言の作成、（運輸通信省、財務省、内務省、外務省、法務省、教育省、総理府、ただし産業界との共同による）
- 国家情報セキュリティ戦略の実施
- データ保護オンブズマンへの財源の追加（法務省）

２．２．３　訓練、労働生活及び研究開発

- 高度のスキルを有する労働力供給のため、教育機関における能力協定の活用（教育省）
- 情報通信技術訓練への資金割当（労働省）
- 労働者への訓練の補充及び情報技術分野への配置転換訓練の提供（教育省、労働省）
- 労働生活の改善に伴う、組織上の手続き変更の促進（労働省）
- 教育における情報通信技術の利用拡大及びインターネット教育（バーチャル大学／専門学校／職業学校など）のコンテンツの改善（教育省）
- ネットワーク支援による公共セキュリティ機関への訓練の実施及び共同のバーチャル教育機関へのサービス提供（防衛省）
- 公共部門への研究開発資金提供についての全体的な状況に関する報告書及びそれを基にした提案の作成（通商産業省、教育省）
- 公共部門への研究開発資金の増額及び基盤の強化（同上）

２．２．４　行政機関における電子サービス

- 2004 年内を目途とする、インターネットなどで提供される／地方自治体のサービスに関する戦略の作成及び報告（総理府、内務省、財務省、ただし地方自治体などとの共同による）
- 公共機関において合意されたネットワーク・サービスの定義及び導入（財務省、内務省）
- 公共機関の共同サービス・チャネルとしての Suomi.fi ポータルの拡充及びその普及（財務省）
- 双方向サービスの情報源としての EnterpriseFinland.fi ポータルの拡充（通商産業省）
- 特に地方当局における Lomake.fi ポータルの利用拡大（財務省、内務省）
- TYVI サービス（企業と公共機関との情報フロー）の拡充及び中小企業に対する市場開拓（財務省）
- 地方における情報社会パイロット・プロジェクトへの支援（内務省、総理府）
- 全図書館に対する共同の全国情報ポータルの段階的開発（教育省）
- 徴兵サービスの電子化（防衛省）
- 電子的な法手続き及び顧客サービスの拡大（法務省）
- ディジタル／ビデオ技術の試験的利用の促進（法務省）
- 電子的雇用サービスの拡大（労働省）
- 選挙情報サービスの拡大（法務省）
- 税関連事業の電子化（財務省）

- KELA（フィンランド社会保障機関）サービスの電子化
- 公共機関へのXML戦略の実施（財務省）
- フィンランドのビザ制度の最新化及びシェンゲン協定[2]によるビザ制度との調整（外務省）

2．2．5　社会福祉及び医療保健

- 社会福祉及び医療保健の一貫したシームレスなサービスの実施（厚生省）
- 電子カルテ及び紹介－治療フィードバック・システムの導入推進、並びに互換性強化（同上）
- 処方箋情報の電子化パイロット・プロジェクトの実施（同上）
- 情報通信技術の利用による自立した生活の推進方法に関する研究及びその実施計画の作成（厚生省、総理府）
- 医療保健分野における電子的運用モデル（例：ディジタル画像処理）の導入推進（総理府、厚生省）

2．2．6　電子商取引及びディジタル・コンテンツ／サービス

- 情報社会プログラムの最善慣行ウェブサイトの設立（総理府）
- 首相による各年度の最善慣行賞の表彰（同上）
- 国家の電子商取引制度の現状及び将来の課題に関する報告書作成、並びに全産業分野での新しい技術、スキル、実務方法を活用するための戦略の作成及び実施（通商産業省、運輸通信省、総理府）
- 電子インボイス及び関連標準の導入促進［通商産業省、財務省、総理府、ただしTIEKE（フィンランド情報社会発展センター）との協力による］
- 中小企業における情報通信技術、新ビジネスモデル、業務運用方法の導入推進（通商産業省、労働省）
- 電子サービス・センターの設立推進（財務省、内務省、総理府）
- 公共部門における情報の再利用及び商用化に関する報告書作成（財務省、教育省、運輸通信省、法務省、農林省）
- 全ての食糧生産チェーンを網羅する食糧の品質及び安全性に関する情報の管理、並びに相

---

[2] 1995年3月26日、ルクセンブルグのシェンゲンにおいて締結されたEUの協定。この協定により、協定国間での国境における出入国審査が廃止されることとなった。

互利用プロジェクトの実施（農林省）

- 全国的な地理情報戦略の作成（同上）
- オーディオビジュアル・コンテンツ制作の推進（教育省）
- 著作権制度及び知識基盤の拡充業務の開始（同上）
- 国家文化遺産のディジタル化プロジェクトの実施（同上）

２．２．７　政府による IT サービス

- 政府文書の電子管理及び情報システムへの適合
- 政府ネットワーク・サービスの共通識別及びユーザ管理に関する報告書、並びにその実施計画の作成
- 政府の財務管理の電子化及び情報システムへの適合、また必要に応じた電子サービス・センターによる同財務管理（財務省）
- 情報システムへの政府の人事管理の適合化、また必要に応じた電子サービス・センターによる同管理（同上）
- 政府調達業務の電子化
- 政府部門への情報技術の調達に関するさらに詳細な指示
- 営利企業による政府データ転送サービスの利用及び治安当局間の情報転送のための国有データ転送会社の活用
- 電子商取引の管理手続き、アーキテクチャ、インターフェースの明確化
- 基本登録の互換性、機能性の強化
- 情報セキュリティ向上のための政府プログラムの作成及び実施（同上）
- 緊急時の政府情報管理のための指示書作成（防衛省、財務省、通商産業省）
- 政府情報管理手続きの作成及び全体的な協力体制の推進（財務省、防衛省、総理府）

２．２．８　法的措置

- 2003 年中に、労働生活におけるデータ保護に関する法律を最新化（労働省）
- 2003 年中に、電子商取引に関するデータ保護法を施行（運輸通信省）
- 著作権に関する法律を最新化（教育省）
- シームレス・サービス・チェーンの試験的利用のための法律の適用範囲を拡大（厚生省）
- 欧州評議会（Council of Europe）によるサイバー犯罪協定の実施（法務省）
- 当局との電子商取引に関する規則の制定

２．３　政策プログラムの運営

これらの政策プログラムの実施命令及び調整は、総理府のプログラム・ディレクターの補佐を受けつつ、首相を議長とする大臣レベルのグループ組織が担当する。一方、その行政上の決定は政府が行う。また、政策プログラムの策定及び実施に関わるその他の省庁は、その任務を担当する政府職員を任命することができる。さらに、これらの大臣レベルのグループ組織及びプログラム・ディレクターは、政策プログラムの作成、実施、調査を担当する部署及びその組織についての決定を行う。

なお、情報社会評議会（Information Society Council）が、情報社会の発展を牽引し、行政機関相互、並びに行政機関、任意団体及び企業間の協力関係を強化するための交渉機関としての役割を果たしている。

上記の政策プログラムの目標達成状況に関しては、政府及び外部の関係機関が、国独自の指標及び EU による情報社会の発展度を判断する指標を使って、毎年調査を行う。この政策プログラムの実施の促進及び調査は、以下の機関が担当する：

- 首相を議長とする、情報社会プログラムに関する大臣レベルのグループ
- 情報社会評議会
- 情報社会プログラム運営調査グループ（構成：プログラム・ディレクター、政策プログラムの担当省庁の代表者）
- 政府情報管理を担当する運営組織、政府及び地方当局
- 各プログラム分野の作業部会

２．４　政府戦略ドキュメント（**Government Strategy Document**）

政府プログラムの実施及び調査については、政府戦略ドキュメント（Government Strategy Document）において明確に示されている。このドキュメントは、政策プログラム、その他の省庁横断的な政府政策、並びに政府プログラムの年間計画及び施策から構成され、各々のプログラム及びプロジェクトなどの具体的な目的を明らかにしている。なお、これは、これまで政府プログラムの調査に際して扱ってきた政府プロジェクト・ポートフォリオ（Government Project Portfolio）の後継である。

ヴァンハネン内閣は、2003 年 6 月に、現内閣初の政府戦略ドキュメントの構成について検討

し、2003年9月、同ドキュメントを採択した。

Ⅸ　中国

Ⅸ　中国

1．　中国政府における情報技術政策

1．1　経緯

中華人民共和国政府のIT政策は、1986年の「七五」（第7次5ヵ年計画）から開始する。この計画においては、12の全国的情報システムの構築が決定された。その後、1991年から「八五」（第8次5ヵ年計画）、1996年から「九五」（第9次5ヵ年計画）を実施し、現在は、2001年から開始された「十五」（第10次5ヵ年計画）を実施中である。

表Ⅸ－1に中国政府における主要情報技術政策を示す。

表Ⅸ－1　中国政府　主要情報技術政策経緯

発表時期	政　策	概　要
1986年	第7次5カ年計画	(1) 12の全国的情報システムの構築を決定 ・ 国家情報システム ・ 郵電部（郵政省）通信システム ・ 宇宙空間測定制御システム ・ 電力ネットワーク監視システム ・ 気象情報システム ・ 科学技術情報検索システム ・ 公安情報システム ・ 軍事用システム ・ 財政税務システム ・ 金融情報システム ・ 鉄道部（鉄道省）業務処理システム ・ 中国民航・乗客サービス・システム (2) 科学技術部では、1986年3月からハイテク分野の研究開発を推進する863計画を実施。この主な目標は以下の通りである： ・ 世界のハイテク産業レベルとの格差是正 ・ 次世代における高レベルの科学技術分野の人材育成 ・ ハイテク産業の科学技術開発推進 ・ 21世紀の経済/社会発展のための高度な技術基盤の構築、ハイテク技術開発に好ましい環境の形成 ・ これらの成果をその他の拡大／/応用プログラムに利用し、短期間における生産力の向上、経済効果の拡大を導く なお、2003年の現在でも第2次863計画の下で、8分野20項目にわたるプログラムが実施されている。 (3) 国務院は電子工業生産発展専用基金を設け、IC、コンピュータ、電子交換機、ソフトウェアの4品目に限って資金を供給することを決定
1991年	第8次5カ年計画	科学技術部は以下のプロジェクトを策定及び実施 ・ EDI及び関連する情報化取り組みプロジェクト ・ CADの応用プロジェクト技術開発及び応用モデル ・ CIMS応用モデルプロジェクト ・ 都市流通分野の電子商取引技術研究開発及びモデルプロジェクト
1993年	三金計画	三金計画とは、中国近代化促進プロジェクトで、以下の3つの計画から構

		成される： ・ 金橋工程（金融ネットワーク計画） ・ 金関工程（税関のネットワーク計画） ・ 金カード工程（クレジットカードに関する計画）
1996年	第9次5カ年計画	(1) 第8次5カ年計画の科学技術部によるプロジェクトの継続 (2) 第9次5カ年計画の一環として、1995年12月に国家半導体プロジェクト「909計画」を策定
1998年	情報産業部の設置	大規模な省庁再編。電子工業部と郵便･電気通信部が「情報産業部」に統合。電子情報産業、通信業、ソフトウェア産業の振興を図る
2001年	第10次5カ年計画	(1) 情報産業関連 [目標] ・ 情報化によって工業化を促す ・ 情報産業の市場規模：2倍 ・ 固定電話及び移動電話網の容量：世界第1位 ・ 全体の電話契約数：5億契約 ・ 電子情報産業販売高：1.5兆元（約20兆円） ・ インターネットの普及：利用者；2億人超、年平均成長率；76% ・ 電信、テレビジョン、インターネット網の融合、波長分割多重、第三世代移動通信・IP技術の利用、高速・広帯域情報網の実現 [政策] ・ 情報産業の育成及び振興（特に、IT、バイオテクノロジー、新素材等のハイテク産業の発展；ソフトウェア産業の発展；ITインフラの強化等） ・ 関連法規の制定/整備 ・ 標準化及び規格化 (2) 電子政府関連 [プロジェクト] ・ 電子政務モデルプロジェクト ・ 12項目の金字プロジェクト（金税プロジェクト、金関プロジェクトなど） (3) 電子商取引 [政策] ・ 電子商取引及び現代物流に関する、政府のマクロコントロールと市場運用の有機的な結合の推進 ・ ハイテク技術産業開発区を総合応用モデルの重要基地とする、電子商取引の全面的な発展の推進 ・ 区域性のある電子商取引及び現代物流の情報プラットフォームの構築 ・ 電子商取引に関する法律、法規、スタンダード及び規格の強化 ・ 金関プロジェクトを重点とする、対外経済貿易電子政務の構築ペースを加速化 ・ 対外経済貿易公共情報サービス体系の構築を強化 ・ 国際電子商取引応用の宣伝と育成を強化 [プロジェクト] ・ 電子商取引及び現代物流技術の研究開発モデルプロジェクト (4) IT教育 [目標] ・ 天網地網（衛星ネットワークと地上ネットワーク）の全国的構築 ・ 情報技術教育の普及、全国民の情報設備応用能力の向上などによる、国の経済及び社会の発展 ・ 健全かつ完全な教育情報化の管理体制及び運用メカニズムによる、現代化国民生涯教育体系の構築 ・ 教育情報化のレベル向上 [プロジェクト] ・ 現代遠隔教育プロジェクト

		・　小中学校の「校校通（＝学校間通信）」プロジェクト (5)　IT 運輸 [目標] ・　交通産業のグレードアップ ・　交通情報資源の整合性向上及び開発を強化 ・　地方、市レベル以上の交通主管部門の主要な事務手続きの電子化、ネットワーク化を実現 ・　五大情報システムの建設を完全化 ・　インテリジェント型交通の発展の加速化 ・　交通企業の生産、管理、マーケティング方式の最適化 ・　ソフト環境開発事業の発展

Source: 中国政府発表資料から作成

１．２　行政組織

中国の IT 政策は、各々の政策分野により、科学技術部、信息産業部（「信息」は日本語の「情報」に相当、「部」は日本語の「省」に相当）、教育部、交通部などを中心に実施されている。なお、情報通信産業に関しては、特に国務院情報化産業指導グループを設けている。中国の行政機関及び科学技術部の組織は以下の通りである。

１．２．１　　行政機関

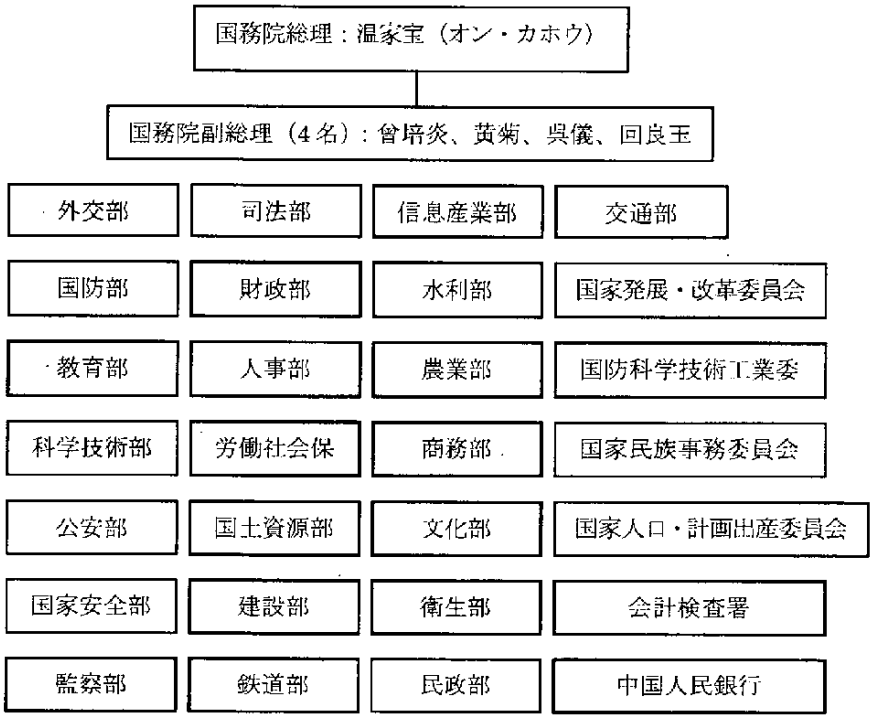

Source:中国政府の発表資料

図Ⅸ－１　中国政府　行政機構

[参考]

中国の行政機関は、中央人民政府及び地方人民政府からなる。国務院は、中央人民政府であり、国の最高行政機関に位置付けられる。国務院は、国務院弁公庁、29の部及び委員会などのほか、17の直属機構、8つの執務機構、その他の直属事業部門によって構成される。上記は、国務院に属する部、委員会、行、署を示す。

1．2．2　科学技術部の組織

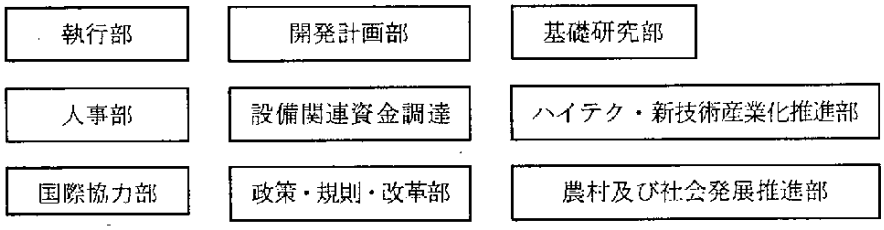

Source:中国政府の発表資料

図Ⅸ－２　科学技術部　組織図

1．2．3　情報通信産業に関連する行政組織

・ 国務院情報化産業指導小グループ

2002年1月、国務院情報化指導小グループは第一回会議を開催し、国家情報化専門家諮詢委員会の設立を決定。

2002年7月、国務院情報化指導小グループは第二回会議を開催し、中国初の情報化発展計画である「我が国電子政務建設の指導意見」、「国民経済と社会情報化専門計画」を採択。さらに、第10次5ヵ年計画の実施期間における三大任務（情報技術の推進、拡大、応用、現代情報インフラ設備の建設及び電子情報産業の発展の加速化、並びに完成）を明確にした。

・ 信息産業部

電子情報産業の育成（旧電子工業部）

通信事業に関する規制（旧郵電部）

・ 国家発展・改革委員会（高技術産業発展司）

情報産業に関するマクロ政策

携帯電話・ディジタルテレビジョンなどの基本戦略

大型プロジェクトの推進（3,000万ドル以上、認可、資金配分）

・ テレビラジオ総局

テレビジョン、ラジオ、映画などの放送運営管理

・ その他

公安部（コンピュータ情報セキュリティ）

安全部（国家秘密保守）

2． 第10次5ヵ年計画

中国政府は、「第10次5カ年計画」（2001年～2005年）において、ハイテクとその産業化の発展を重点的におしすすめ、情報技術、バイオテクノロジー、先進的な製造技術、新素材技術、航空及び宇宙開発技術、新エネルギー技術、海洋技術などの発展を目指す。とりわけ経済の発展を支え、世界における競争力を高め、国力及び国の経済と社会の安全とかかわりのある戦略的技術等を重点的に発展させる。

特に、2002年11月に開催された十六大（＝中国共産党第16回全国代表大会）において、今後5年間は「情報化をもって工業化をもたらし、工業化をもって情報化を促進する」という発展戦略が提出され、併せて「情報産業を優先的に発展させ、経済及び社会の領域で広範に情報技術を応用する」ことが強調された。

政府は、この情報産業の生みだす先進的情報技術をフルに利活用することにより、電子政務（電子政府）、教育及び運輸をはじめとするIT化を進めている。

「第10次5カ年計画」の概要は以下の通りである。

2．1 情報産業

中国では情報産業を、通信サービス業、電子情報製品製造業（コンピュータ、通信機器、映像機器、部品を含むハードウェア産業、ソフトウェア産業、サービス産業）の2分野からとらえ、その発展及び応用に尽力している。

2．1．1 目標

・ 情報化によって工業化を促す

・ 情報産業の市場規模：2倍

・ 固定電話及び移動電話網の容量：世界第1位

- 全体の電話契約数：5 億契約（移動電話加入者：2.6～2.9 億、電話普及率：40%）
- 電子情報産業販売高：1.5 兆元（約 20 兆円、2003 年 11 月 15 日為替レート：1 中国元＝約 13 円（100 円＝7.6577 中国元、China Economy: http://ce.cei.gov.cn/ より）。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）
- インターネットの普及：利用者；2 億人超、年平均成長率；76%
- 電信、テレビジョン、インターネット網の融合、波長分割多重、第三世代移動通信・IP 技術の利用、高速・広帯域情報網の実現

特に、2003 年は以下を目標として掲げる：

- GDP に占める情報産業拡大：5.9%（6,320 億元）（約 8.2 兆円、同上）
- 新規電話契約：8,500 万件契約、固定；3,300 万件、携帯；5,200 万件
- 電子情報産業販売収入：19%増の 1.64 兆元（(約 21 兆円、同上）

2．1．2　政策

情報産業の主体は企業であり、政府はその発展を支援する役割を担っている。政府は、各分野の情報産業の育成及び振興のほか、関連法規の制定／整備、標準化及び規格化、人材育成、並びに研究開発に注力する。

(1) 情報産業の育成及び振興

(a)　携帯電話

- 移動体通信事業における競争導入
- 電話製造事業における国産化の推進
- 次世代携帯電話の研究開発への支援

(b) ソフトウェア

- 財政金融面の支援（ベンチャー資金、政府のインフラ整備など）
- 税制面での支援（関税免除、企業所得税減免など）
- 直接金融環境の整備（ベンチャーキャピタル、店頭市場・上場基準の整備）
- 人材の育成（教育機関の整備、社会人教育の強化、留学・研修制度、起業化の促進）
- 雇用政策（能力に応じた処遇、ストックオプションの奨励）
- 知的財産権政策（著作権の登録制度、海賊版の取り締まり）

(2) 関連法規の制定/整備

これまで、コンピュータ、インターネット、電信産業などに関連する法規を制定してきたが、今後さらに以下を実施する：

- 「電信業務分類目録」を更新（2003年4月1日施行）
- 電信法を制定
- 政府ソフトウェア調達弁法を発表

(3) 標準化及び規格化

- 電子商取引及び現代物流に関する標準の研究及び確立
- 情報セキュリティに関する技術標準の確立
- 国内産業の各分野の標準とグローバルスタンダードとの整合化
- 資源ライブラリーの構築などによる、技術標準に関わるオンライン情報の提供

2．2　電子政務（電子政府）

2002年7月、「第10次5カ年計画」の国家重大科学技術取り組み項目として、科学技術部は「電子政務モデルプロジェクト」を正式に発足させた（これに先立ち3月、「電子政務モデルプロジェクト」指導小グループが成立し、同プロジェクトの事務作業を担当している)。同月、国務院情報弁公室が公布した電子政務建設に関する指導書において、以下の三大措置が明記されている：

- 2つの統一した電子政務ネットワーク・プラットフォームを建設
  内部ネットワーク処理事務手続き、外部ネットワーク処理部門間及び企業、公衆サービス義務
- 12項目の金字プロジェクト（金の字の入ったプロジェクト）の建設の推進
  金税プロジェクト、金関プロジェクト（輸出入許可証発行及び管理、輸出商品割当て入札、加工貿易オンライン審査許可、輸出入貿易統計などのネットワーク化)、金財プロジェクト、金審プロジェクト、金衛プロジェクト（遠隔医療、病院管理システムの向上など）他（これら金字プロジェクトは2005年12月に終了予定)
- 重要な戦略的データベース構築のペースの加速化
  人口情報ライブラリー、農業情報ライブラリーなどの構築など。

なお、電子政務の構築は、電子商取引の発展にとっても重要な意義をもっている。政府の管理及びサービス機能のオンライン化を通じて、政府の管理機能及び業務フローを規定し、企業

が電子商取引を順調に実施できるよう保証しなければならない。また政府は、企業の情報化建設及び電子商取引の応用にとって模範的な役割を率先して果たす必要がある。

２．３　電子商取引

中国における電子商取引は1990年代初めのEDI（電子データ交換）に始まる。これは、1998年、インターネットを基礎とした発展段階に進んだ。
政府は、電子商取引の発展の重要性を認識しており、江沢民前国家主席は「電子商取引は未来の貿易の発展方向を代表」することを明確に指摘している。また、李嵐清前副総理も、1999年に開催された中国国際電子商取引博覧会の席上で「中国政府は電子商取引を大々的に発展させる」と明言している。

今後は、国内のみならず、世界においても電子商取引を発展させることが、中国の経済発展の鍵となる。この電子商取引発展を牽引するのは産業界である一方、それを推進するのが政府である。そのため、政府及び産業界が各々、または共同して電子商取引発展のための課題に取り組む必要がある。政府の政策、これまでの実績及び今後の課題は以下の通りである。

２．３．１　政策

- 電子商取引及び現代物流に関する、政府のマクロコントロールと市場運用の有機的な結合の推進
- ハイテク技術産業開発区を総合応用モデルの重要基地とする、電子商取引の全面的な発展の推進
- 区域性のある電子商取引及び現代物流の情報プラットフォームの構築
- 電子商取引に関する法律、法規、スタンダード及び規格の強化
- 金関プロジェクトを重点とする、対外経済貿易電子政務の構築を加速化
- 対外経済貿易公共情報サービス体系の構築を強化
- 国際電子商取引応用の宣伝と育成を強化

２．３．２　実績

科学技術部は、「第8次5カ年計画」及び「第9次5カ年計画」において、国際的な発展の動態と趨勢を追跡することを基礎とし「応用を掴み、環境を創り、発展を促し、効果を見る」

という原則に従い、EDI 及び関連する情報化取り組みプロジェクト、CAD の応用プロジェクト技術開発と応用モデル、CIMS 応用モデルプロジェクト、都市流通分野の電子商取引技術研究開発及びモデルプロジェクトなどを策定／実施した。

「第 10 次 5 カ年計画」において、同部は、電子商取引技術発展の全体計画を策定し、重大科学技術取り組み項目として「電子商取引及び現代物流技術の研究開発モデルプロジェクト」を実施した。これは、以下を全体目標としたものである：

- 「応用を掴み、環境を創り、発展を促し、効果を見る」という原則に従うこと
- 電子商取引、現代物流、企業の情報化システム・インテグレーションとをもって発展の糸口とすること
- 各部門及び地方の資源、並びに力を生かし、システム・インテグレーション及びモデル応用を通じて、一連の重大な応用技術に集中的に取り組むこと
- 流通、製造業、国際貿易などの業界及び若干の典型地域の電子商取引と現代物流との応用モデルプロジェクトを組織すること
- 国情、地域、業界の特色に適した電子商取引及び現代物流発展のための技術サポート体系の初歩を築くこと
- プロジェクト組織の運用メカニズムを創造・革新し、プロジェクトの成果である産業化と市場化発展のための基礎を打ち立てること

これら一貫した電子商取引発展政策により、以下に示す通り電子商取引の取引額は大幅に拡大した：

- 2002 年電子商取引の取引額：1,809 億元（約 2.4 兆円、同上）[2001 年：同 1,088 億元（約 1.4 兆円、同上）、66%増]
- B2C 取引額：2001 年が 13.15 億元（約 171 億円、同上）、2002 年が 25 億元（約 325 億円、同上）、年成長率は 90%
- B2B 取引額：2001 年が 1,075 億元（約 1.4 兆円、同上）、2002 年が 1,784 億元（約 2.3 兆円、同上）、年成長率は 60%

２．３．３　今後の課題

(1) 政府による取り組み

- 明確な発展戦略と有力な技術、経済政策の策定
- 電子商取引に関する法律、法規、スタンダード及び規格の継続強化

・ 電子商取引の市場経済環境、運用環境の完備
・ 電子政務の構築推進

(2) 企業による取り組み
・ 企業による合理的かつ長期的な視野に立った電子商取引発展計画の策定
・ 企業管理メカニズムの市場経済の要求への適応
・ 現状に立脚した正確な措置を講じ、企業の当面の主要な任務と応用の重点を確定
・ 企業資源の有効活用、業務フローの再構築、内部管理の最適化を含む企業改革の深化
・ 企業の情報化及びコンピュータ応用水準の向上

2．4　IT 教育

中国政府は、教育の情報化及び現代遠隔教育事業を非常に重視しており、「中共中央国務院の教育改革を深化し、素質教育を全面的に推進することに関する決定」では「教育技術手段の現代化レベル及び教育の情報化の程度を大幅に向上させる」と明確に指摘している。教育部は「21 世紀に向けた教育振興行動計画」の一環として、「現代遠隔教育プロジェクト」を立ち上げた。1999 年 1 月 13 日、国務院は関係機関のサポートを得るべく、これを各関係機関に通知した。この結果、教育情報化のためのインフラ設備の建設、ネットワーク教育学院のモデル、教育資源の開発などの面において、教育情報化の発展のペースを大幅に速めることとなった。

教育部は、教育情報化建設事業に対する一括した計画とマクロ管理をより一層強化し、教育情報化の発展のペースを速めるため、国家情報化発展の方針と要求に基づいて『教育情報化「十五（第 10 次 5 カ年計画）」発展計画（綱要）』を制定し、教育情報化発展の全体目標を明確に打ち出した。この全体目標及びこれに基づいた「第 10 次 5 カ年計画」の具体的な目標、これまでの実績及び今後の課題は、以下の通りである。

2．4．1　目標

(1) 全体目標

2010 年の実現を目途とした全体目標は以下の通りである：
・ 天網地網（衛星ネットワークと地上ネットワーク）の全国的な構築
・ 情報技術教育の普及、全国民の情報設備応用能力の向上、情報化人材への需要を満足することにより、国の経済及び社会を発展

・ 健全かつ完全な教育情報化の管理体制及び運用メカニズムが、国の経済及び社会の発展需要に適応する現代化国民生涯教育体系を構築
・ 大量の教育ソフトウェア産業の開発拠点と情報産業集団が形成され、教育情報化の初期レベルと発展段階レベルを発展途上国の中では最も進んだレベルに推し上げ、普通高等学校と発達地域の小中学校のそれを先進国のレベルに持ち上げること

(2) 「第 10 次 5 カ年計画」の具体的な目標
・ 農村のセンタースクール（初級中学）コンピュータ・ネットワーク情報サイトの建設を推進（合計 1 万ヶ所）：これにより、二つのセンター（基礎教育及び職業育成の遠隔教育センター、農村経済及び農村政務の情報センター）としての役割を果たす
・ 教育政務の情報化システムを構築：具体的には、事務手続き情報網（例：関係機関相互の業務のオンライン化）、業務資源網（例：遠隔教育、学歴認証）、公衆情報網（例：ウェブサイト建設）、情報資源ライブラリーの建設など
・ 情報インフラ設備建設の継続的強化：具体的には、中国教育及び科学研究コンピュータ網（CERNET）の拡大プロジェクトの実施など
・ ネットワーク教育学院の建設及びネットワーク教育の学校経営レベルの向上
・ 教育情報資源の開発及び教育ソフトウェア産業の発展の加速化：産官学による共同体制を構築し、大量の優秀な教育教学ソフトウェア及びその他の教育情報資源を開発するほか、教育資源の整合性向上及び共有を実現

２．４．２　実績

(1) 初期段階における包括的な現代遠隔教育ネットワークの確立
・ 中国教育及び科学研究コンピュータ網（CERNET）が迅速に発展
・ 中国教育テレビ衛星ブロードバンド・マルチメディア伝送プラットフォームと CERNET との高速コネクションを実現

(2) 教育情報技術の学校教育における広範な応用
・ 全国の 70%前後の高等教育機関で、様々なレベルや規模で校内ネットワークを構築（オンラインによる遠隔授業、デジタル図書館／博物館、事務手続きの自動化など）
・ 公共情報資源応用体系やサービス体系の構築が迅速に推進（オンライン採用、オンライン学歴証書電子登録及びオンライン図書館など）
・ 小中学校教育の情報化（小中学校のコンピュータ保有率: 1999 年末の 121 人に 1 台から 2001

年末で 51 人に 1 台に改善)

- 辺境地域、特に貧困地域の教育情報化レベルの向上（1 万ヶ所に現代遠隔教育教学受信局を建設）

(3) 情報化人材育成の飛躍的加速化

- 2000 年 11 月、教育部は小中学校に情報技術課を開設し、小中学校の「校校通（＝学校間通信）」プロジェクトを全面的に実施するという目標を発表
- 高等学校の情報化人材育成として、2001 年から教育部が選抜した 35 の高等学校でソフトウェア学院モデル事業が進行し、ユニバーサルモデルによる高レベルなソフトウェア人材を育成

２．４．３　今後の課題

- 教育情報化のためのインフラ設備建設の強化
- 教師の情報化レベル、特に中西部における教師の情報化レベルの向上
- 教育情報資源の開拓及び共有、教育ソフトの開発推進
- 農村における小中学校のコンピュータ・ネットワークの普及
- 教育情報化発展への投資拡大

２．５　IT 運輸

交通の情報化は、1997 年に設立された「金交」プロジェクトに始まる。これは、中国交通運輸情報ネットワーク（CTInet）の構築を主な目的としたプロジェクトで、この完成により、道路、水路交通業界の情報化は大きく発展した。一方、組織、法規、人材、技術などの分野に解決すべき課題もまだ山積されている。この交通情報化の全体的な目標、これまでの実績及び今後の課題は、以下の通りである。

２．５．１　目標

- 現代情報技術を利用した産業構造調整による、交通産業のグレードアップ
- 交通情報資源（特に道路、水路の基礎的なデータベース）の整合性向上及び開発を強化
- 政務の情報化建設を強化し、地方、市レベル以上の交通主管部門の主要な事務手続きの電子化、ネットワーク化を実現

・ 都市間の旅客高速運輸、大都市旅客運輸、コンテナー運輸、大口貨物運輸及び特殊貨物運輸など五大情報システムの建設を完全化
・ 情報化、ネットワーク化をもって基礎とし、インテリジェント型交通の発展を加速化
・ 情報技術を利用し、交通企業の生産、管理、マーケティング方式の最適化を実現
・ 情報化を深め、ソフト環境開発事業を発展

上記目標に基づく重点施策は以下の通りである：
・ 運輸情報システム及び電子商取引の開発研究の加速化
・ インテリジェント・トランスポート・システムの開発と応用の加速化
・ 交通情報化標準体系の確立及び関連標準の制定の加速化

2．5．2　実績

・ 交通部のウェブサイトをインターネット上に開設
・ 道路、水路インフラ設備建設分野の情報化の飛躍的進展
・ 道路運輸企業の情報システムの実用化
・ 港湾及び航空運輸企業の情報化レベルの向上
・ 船舶検査情報化建設
・ 情報資源ライブラリーの構築

2．5．3　今後の課題

交通の情報化を推進するためには、特に以下の分野を保障／強化する必要がある。

(1) 組織
・ 情報化指導小グループの権限強化（例：計画策定、意思決定機能など）
・ 各地の交通部門における指導機構及び実施機構の設立
・ 企業、事業単位における率先した情報化

(2) 政策及び法規
・ 政府部門のオンライン事務手続きを逐次実現
・ 交通情報化の健全な発展を推進するための各法規及び政策の制定、情報資源の開発利用及び情報の共有化を促進

・ 早期における交通情報化スタンダード、規格の整備、普及及び実行
・ 交通情報化発展の体制、メカニズム、法制、セキュリティといった重要問題の研究を深化させ、意思決定のレベルを向上

(3) 資金
・ 情報化資金の調達計画及び合理的な使用を強化
・ 投入生産比率を向上させ、情報化建設資金の分散投入、分散使用、分散管理を回避

(4) 人材
・ 高レベルの情報技術専門家を多数採用し、相応の人材奨励機構を確立
・ 多種多様な教育機関における情報技術教育の実施
・ 各レベルのコンピュータ・レベル証明書に基づく就業制度を実施し、交通業界の就業人員の全体的な素質を向上

(5) 技術保障
・ 交通情報化応用技術の研究開発を強化
・ 協同スタンダード管理部門による、ネットワーク・セキュリティ管理強化、インフォメーション・セキュリティ・スタンダードの組織化及び制定
・ 協同認証部門による、インフォメーション・セキュリティ測定評価認証及び市場許可を完成

関連 Website

中国政府ホームページ：http://www1.cei.gov.cn/govinfo/english/default1e.shtml

China Internet Information Center：http://www.china.org.cn/english/index.htm

Serchina：http://searchina.ne.jp/

People's Daily：http://j.people.ne.jp

中国関連英語サイト：http://english.peopledaily.com.cn/ywzd/home.html

３．香港特別行政区政における IT 政策

３．１　経緯

香港特別行政区政府の IT 政策は、1998 年 11 月に公布された 1998 Digital 21 IT Strategy から開始される。これは、行政長官の IT 発展に関するビジョン「未来の情報世界におけるリーダー

としての香港の地位確立」を実現する目的で実施された。その後、この IT Strategy は各イニシアチブの成果を基盤として新たな課題に取り組むべく 2001 年 5 月に更新され、2001 Digital 21 IT Strategy として公布された。この 2 つの IT Strategy により、公共部門・民間部門双方が IT 及び e-business を活用するための能力を修得し、インフラ、環境が整備された。

現在は、過去 5 年間で高まった機運を維持し、IT のもたらす恩恵を企業、コミュニティ及び香港政府各々が活用するため、2001 Digital 21 IT Strategy を見直しており、2004 年早々にもこの Strategy を更新した 2004 Digital 21 IT Strategy を発表する計画である

表Ⅸ－２に香港特別行政区政府における主要情報技術政策を示す。

表Ⅸ－２　香港特別行政区政府　主要情報技術政策経緯

開始月日	IT 政策名	目的及び重要課題
1998 年 11 月	1998 Digital 21 IT Strategy	(1) 目的：世界をつなぐディジタル都市としての香港の確立 (2)重要課題： ・ 高機能を持つ通信システムの構築 ・ 電子商取引のセキュリティ確保のための共通のソフトウェア・インターフェース開発 ・ IT を有効に利用できる知識を有する市民の育成 ・ 創造力を豊かにし IT 利用を促進する文化的環境の形成
2001 年 5 月	2001 Digital 21 IT Strategy	(1)目的：インターネットで接続された世界において、世界有数の e-business コミュニティかつディジタル都市としての香港の地位を確立 (2)重要課題： ・ e-business 環境の改善 ・ e-Government の確立 ・ IT 労働力の拡充 ・ ディジタル世界を有効活用するコミュニティ機能の強化 ・ 将来性のある技術利用の強化
2004 年年初（予定）	2004 Digital21 IT Strategy	(1)目的：インターネットで接続された世界において、世界有数の e-business コミュニティかつディジタル都市としての香港の地位を確立 (特に、IT 技術の潜在的能力の誘導による、香港の知識基盤型社会への移行の促進) (2)重要課題： ・ 政府のリーダーシップ ・ 持続可能な e-Government プログラム ・ インフラ及びビジネス環境 ・ 組織の再編成 ・ 技術開発 ・ IT 産業の繁栄 ・ 知識経済における人材資源 ・ ディジタル・デバイドの是正

３．２　行政組織

香港特別行政区政府の IT 政策は、主に工商業・科学技術局が担当し、なかでも情報・科学技術サービス部（ITSD）が中心となって実施されている。香港の行政機関、工商業・科学技術局

及び情報・科学技術サービス部（ITSD）の組織は以下の通りである。

3．2．1　行政機関

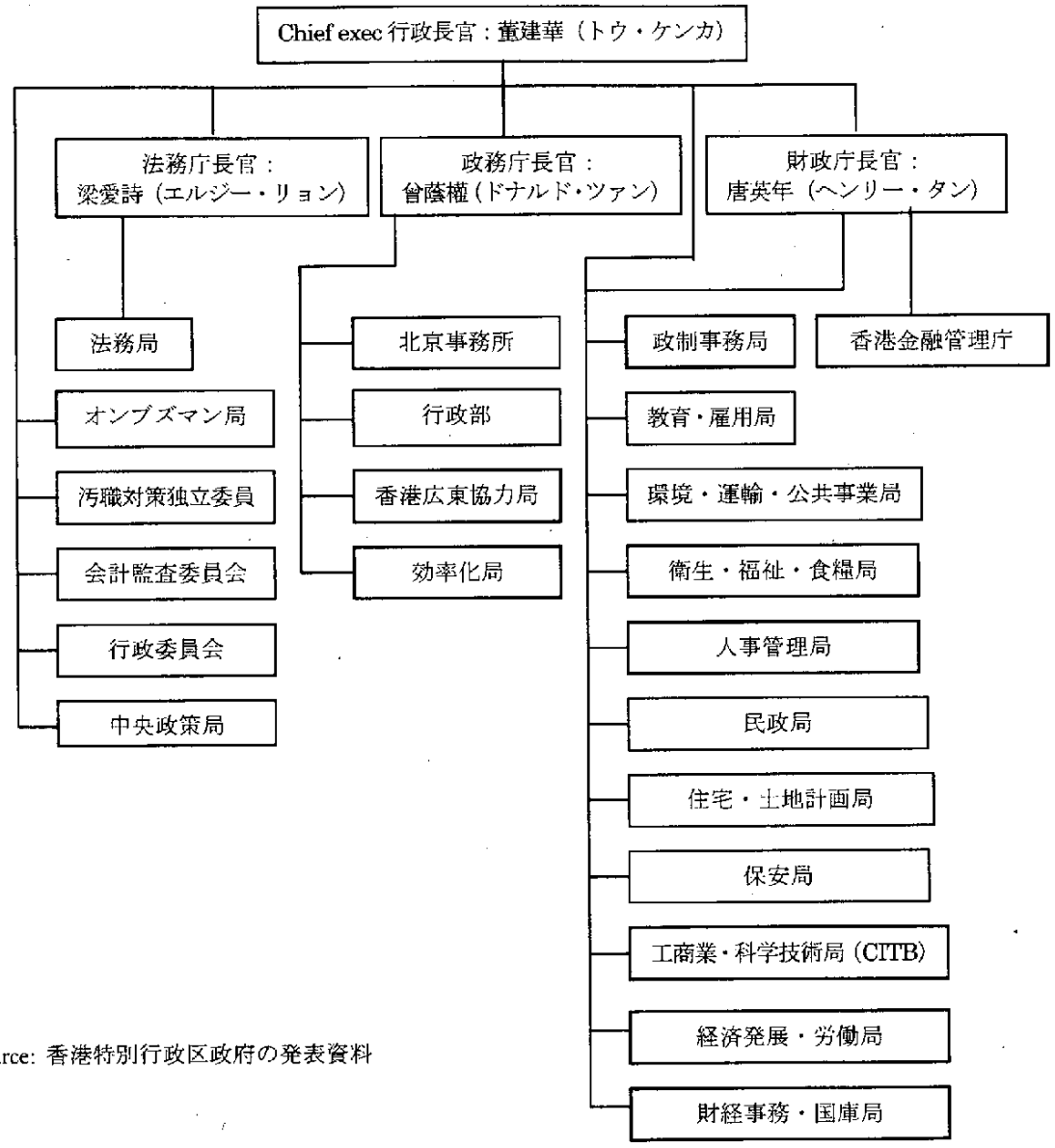

Source: 香港特別行政区政府の発表資料

図Ⅸ－３　香港特別行政区政府　行政機構

３．２．２　工商業・科学技術局（CITB）

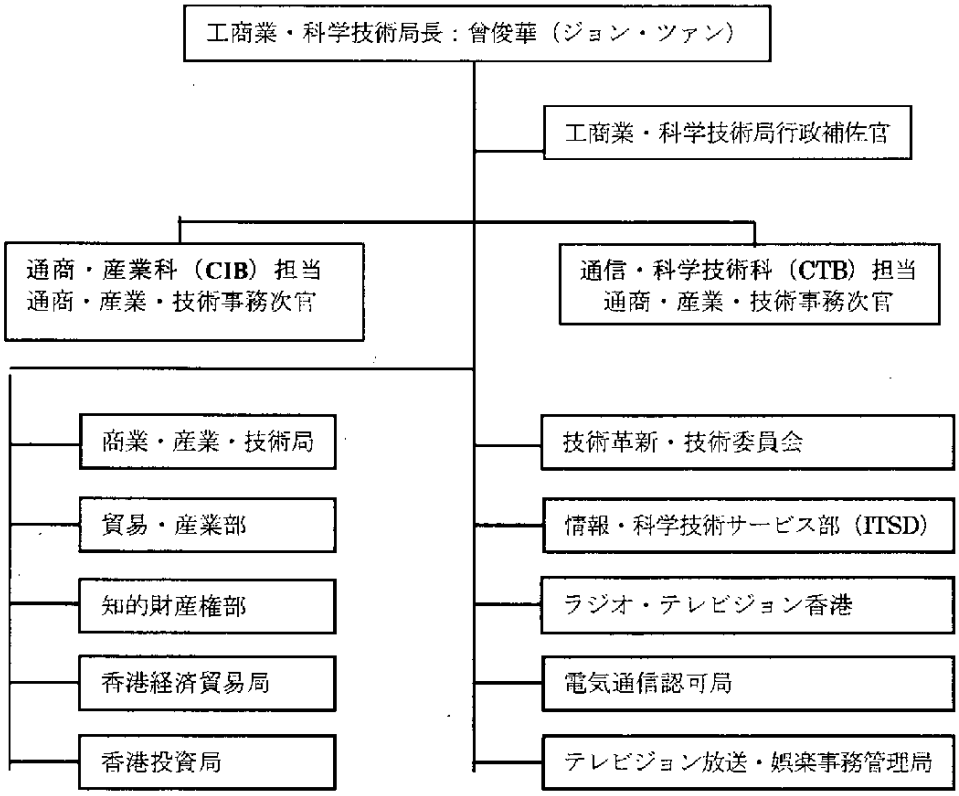

Source:香港特別行政区政府の発表資料

図Ⅸ－４　工商業・科学技術局（CITB）　組織図

３．２．３　情報・科学技術サービス部（ITSD）

情報・科学技術サービス部（ITSD）は、香港特別行政区政府における IT 政策の実施機関である。この機関の組織及び任務の概要は以下の通りである。

(1) 組織

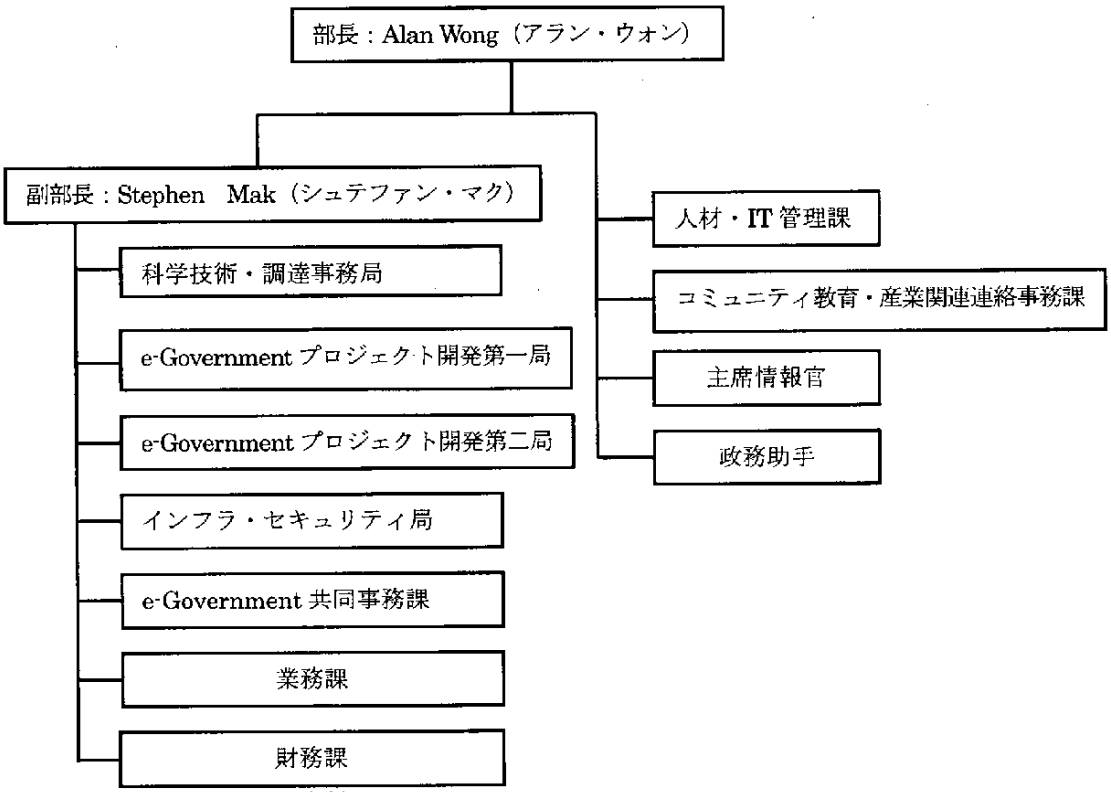

Source:香港特別行政区政府の発表資料

図Ⅸ－５　情報・科学技術サービス部（ITSD）　組織図

(2) 任務

ITSD のビジョンは、IT に関する世界レベルの助言及びサービスを香港特別行政区政府に提供し、e-Government 及びディジタル社会の発展のため、他の政府機関、産業界、コミュニティとの協力関係により業務を遂行することである。このビジョンに基づく同部の任務は、以下の通りである：

- 香港の IT 戦略及び e-Government プログラムを支援するため、香港の IT インフラ及び情報システムのセキュリティ、並びに統合性を世界最高標準に維持／向上する
- IT の相互運用標準を設定/維持し、安全かつ効率的な IT サービス/施設を提供する

・ 政府省庁の IT を十分利用した業務計画及びサービス提供に対して積極的に支援する
・ ビジネス・パートナーとの協力関係により、香港の健全で活気ある IT 産業を育成する
・ 情報化時代の恩恵を享受するコミュニティの実現のため、政府施策を支援する
・ 世界レベルの相談サービス及びプロジェクト管理サービスを提供するため、職員を養成し権限を強化する。

関連 Website

Information Technology Services Department：http://www.itsd.gov.hk/itsd/index.htm

4． Digital 21 IT Strategy

4．1 1998 Digital 21 IT Strategy

この IT Strategy は世界をつなぐディジタル都市としての香港を目指し、情報インフラの構築、e-business を推進するための適切な環境の形成に力を注ぐ。特に、目標の実現に大きな鍵を握る以下の 4 つの重要課題に取り組む：

・ 高機能を持つ通信システムの構築
・ 電子商取引のセキュリティ確保のための共通のソフトウェア・インターフェース開発
・ IT を有効に利用できる知識を有する市民の育成
・ 創造力を豊かにし IT 利用を促進する文化的環境の形成

各課題に関連するイニシアチブは以下の通りである。

4．1．1 重要課題

各重要課題のイニシアチブは以下の通りである。

(1) 高機能を持つ通信システムの構築
・ 電気通信インフラ
・ 電子サービス配信インフラ
・ アジア太平洋インターネット・トラフィック・ハブ

(2) 電子商取引のセキュリティ確保のための共通のソフトウェア・インターフェース開発
・ 中国語とのインターフェース

・ 公開鍵インフラ
・ 規制及び法律制定
・ 2000 年問題

(3) IT を有効に利用できる知識を有する市民の育成
・ 教育における IT の活用
・ IT 能力を有する人材の派遣

(4) 創造力を豊かにし IT 利用を促進する文化的環境の形成
・ 政府による IT の利活用
・ テレビジョン市場
・ アジア太平洋インターネット・コンテンツ・ハブ
・ 中国語アプリケーション
・ IT 産業の支援
・ IT への投資
・ IT の卓越性強化
・ IT 及び情報サービスに関する知識、並びに認識
・ コミュニティにおける IT の利活用

4．1．2　成果

この成果としては以下が挙げられる：
・ 競争力の強化、消費者の選択範囲の拡大、サービス品質の向上のため、電気通信分野及び放送分野の市場自由化
・ 世界レベルの電気通信インフラ、e-business のための安全な枠組みの構築
・ 政府サービスのオンライン化の推進
・ IT 産業の活性化と e-culture の振興
・ 1999 年 6 月、Digital 21 ウェブサイトを設立。これは、政府が Digital 21 IT Strategy の実行に関する情報を普及し、進捗状況を報告するための専門チャネルとしての役割を果たす。

4．2　2001 Digital 21 IT Strategy

この IT Strategy は、2001 年 5 月から開始した。これは 1998 Digital 21 IT Strategy の後継戦略

で、インターネットで接続された世界において、世界有数の e-business コミュニティかつディジタル都市としての香港の地位を確立することを目的とする。このため、以下の 5 つを重要課題とした：

- e-business 環境の改善
- e-Government の確立
- IT 労働力の拡充
- ディジタル世界を有効活用するコミュニティ機能の強化
- 将来性のある技術利用の強化

この中でも、e-Government の確立に注力する。各重要課題の概要は以下の通りである。

4．2．1　重要課題

(1) e-business 環境の改善

(a) 目的

- 世界レベルの e-business インフラ及び環境の提供による民間部門への支援
- e-business の拠点として国際投資家及び企業を香港に誘致
- 国内の e-business 企業の海外進出支援及び将来の海外ビジネス・パートナーとの協力関係強化

(b) イニシアチブ

- 世界における Digital 21 の推進
- e-business のインフラ及びマルチメディア・コンテンツの開発継続
- Cyberport における新情報インフラの構築/運用（Cyberport は、IT 企業の戦略的クラスターの形成、並びに新技術、アプリケーション、サービス及びコンテンツの開発を支援する最新の IT、電気通信、ディジタル・メディア設備を提供する場である）
- e-business 導入の奨励
- 電気通信分野の自由化及び競争化の推進
- 地域の放送分野のハブとしての香港の地位向上
- 中国の WTO（世界貿易機関）への加盟に対する支援（参考：2001 年末に加盟）

(2) e-Government の確立

(a) 目的

- IT による業務変更を実施し、全ユーザに対する公共サービスを改革

・ ITによる政府のサービス配信メカニズム、プロセス及び構造を変革

(b) イニシアチブ

・ 包括的e-Government政策の制定

・ ESD（電子サービス配信）計画の継続実施

・ 政府調達のためのe-procurementの導入

・ e-Governmentに必要なインフラ、ツール、スキルの開発

・ 政府によるITプロジェクトのアウトソーシング化の継続

(3) IT労働力の拡充

(a) 目的

・ 緊急に必要なITスキルを確保するため、短期及び中期的な措置の実施

・ ITに長けた労働力を養成する環境の形成

・ ITスキルを有する将来の労働力確保のための長期的かつ持続可能な解決策を実施

(b) イニシアチブ

・ IT人材開発特別委員会（タスクフォース）の設立

・ 教育及び訓練によるIT人材の拡充

・ 海外からのIT専門技術者の派遣の拡大

・ 青年層による情報経済社会に役立つ知識・スキルの修得

(4) ディジタル世界を有効活用するコミュニティ機能の強化

(a) 目的

・ 高齢者、主婦、障害者を含むコミュニティによる、革新的なITアプリケーションを導入できる文化的環境の形成を推進

・ コミュニティの全ての領域における、インターネット、コンピュータ及びその他のIT機器へのアクセスの確保

(b) イニシアチブ

・ コミュニティでのITに関する認識及び知識の向上

・ IT利用の促進

・ オンライン・サービス利用のための最善慣行に関するガイドラインの作成及び公表

(5) 将来性のある技術利用の強化

(a) 目的

・ e-business関連の新技術への認識及び導入における、世界のリーダー的地位の確立

・ これらの新技術を利用したアプリケーション、コンテンツ及びサービスにおいて、世界の中心的開発センターとしての地位確立

(b) イニシアチブ

・ 次世代の無線通信技術の開発
・ スマートカード技術の利用
・ ディジタル地上放送の開発及び導入
・ 香港政府の次世代インターネット技術開発への積極的参加

4．2．2 成果

この成果としては以下が挙げられる：

・ 2001年、インターネット・ドメインネーム登録サービスを提供する非営利機関を設立
・ 2002年4月及び12月、Cyberportの第1段階／第2段階が各々終了
・ 2002年6月、Science Parkの第1段階を開始
・ 2003年1月1日、電気通信市場を全面自由化
・ 2003年6月、電子商取引令の改正を施行
・ 2003年6月、マルチ・アプリケーションのスマートカードの導入
・ 2003年末までに、政府調達の83%を電子的手段で実施
・ 2003年末までに、電子配信が可能な公共サービスの90%でe-optionが利用可能
・ 香港のIT及びe-businessインフラの更新プロジェクトに対しITF（技術革新基金）から3.5億香港ドル（約51億円、2003年11月4日為替レート：1香港ドル＝約14.67円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）を資金援助
・ 50以上の政府部門及び公共機関が提供する約170のサービスは、現在ESD（電子サービス配信）計画により利用可能
・ Common Look and Feel Website Design、Business Entry Portalなど政府全体のプロジェクトの実施
・ 全学生向けのIT訓練の実施及び海外のIT専門技術者による国内への高品質なIT人材の適切な供給
・ コミュニティにおけるITへの認識向上及びIT利用促進のための、訓練、プログラム、キャンペーンなどの実施

４．３　**2004 Digital 21 IT Strategy**

2004 Digital 21 IT Strategy は、2001 Digital 21 IT Strategy の後継戦略であり、これまでの実績を基に、かつ残された課題に対処すべく、著しく変化する技術革新、経済・社会環境に歩調を合わせて策定されつつある戦略である。現在、2004 Digital 21 IT Strategy の草案の検討を重ねており、12 月 10 日を期限として市民、企業からの意見を募集している。最終的に 2004 年早々に完成版を発表する予定である。

2004 Digital 21 IT Strategy では、特に以下の 8 つの分野に注力する：

- 政府のリーダーシップ
- 持続可能な e-Government プログラム
- インフラ及びビジネス環境
- 組織の再編成
- 技術開発
- IT 産業の繁栄
- 知識経済における人材資源
- ディジタル・デバイドの是正

４．３．１　政府のリーダーシップ

政府は、情報技術及びそのアプリケーションの利用推進のため、以下を継続する：

- ダイナミックなディジタル都市としての香港のイメージを世界へ浸透
- IT のアウトソーシング・プログラムの促進
- 革新的な技術アプリケーションの開発
- e-Government プログラムによる e-commerce の振興
- 創造的産業としてのディジタル・エンターテインメント産業及び放送産業の発展

４．３．２　持続可能な **e-Government** プログラム

このプログラムの目標は、e-option の提供である。すでに効果を上げている e-Government をさらに推進するとともに、以下の課題に取り組む：

- e-Government 戦略の見直し
- e-Government サービスの利用促進

・ CRM（customer relations management）のための顧客との接点強化
・ e-Government を通じた情報技術活用の推進

4．3．3　インフラ及びビジネス環境

世界レベルのインフラ及びビジネス振興に適した環境は、ディジタル都市及び競争力のある経済社会の発展に非常に重要な要因である。香港の傑出した外部接続性、ブロードバンド・アクセスの普及、国際標準による移動通信ネットワーク・サービスの利用などの恩恵を最もこうむったのは電気通信分野である。これらの利点をさらに拡大するとともに、必要に応じ、以下の産業分野及び重要項目に活用する：

・ 放送産業
・ ディジタル地上放送
・ 技術インフラの最大利用
・ e-business の利用推進

また、情報セキュリティに関する世界的な懸念に対しては、法的枠組み、セキュリティに対する政策／慣例といった見地から安全な環境の維持に務める。さらに、コミュニティ内のセキュリティ確保のため、最善慣行に関する情報の共有を継続する。

4．3．4　組織の再編成

政府プログラムを関係省庁の協力により効率よく実施するためには、組織の再編を継続実施することが必要である。2004 年には、特に以下の 3 項目に焦点をあてる：

・ 政府組織のさらなる統合化及び CIO（最高情報責任者）の設置の検討
・ IIAC（Information Infrastructure Advisory Committee）の役割の見直し
・ 放送分野と電気通信分野における各規制当局統合化の検討

4．3．5　技術開発

情報技術を適用及び応用できる能力を向上させ、革新的なアプリケーション及びサービスの開発力を拡大するため、以下の課題に取り組む：

・ 研究開発への支援（資金供与、産業界と公共の研究開発機関との関係強化など）
・ 無線通信技術、ディジタル・エンターテインメント、OSS（オープン・ソース・ソフトウ

ェア）の分野における革新的アプリケーション及びサービスの開発支援

・ 技術革新を推進する知的財産権のアウトソーシング及び利用

4．3．6　IT 産業の繁栄

香港経済の多様性の拡大を目的として、競争力のある、技術革新を推進する IT 産業を発展させる必要がある。このため、以下を実施する：

・ 中国本土と香港特別行政区政府との間の経済パートナーシップ協定（CEPA）による財及びサービスの自由なフロー化
・ PRD（Pearl River Delta）地帯（香港と広東省間の領域）における経済同盟による IT 産業振興のための協力関係の強化
・ 中国本土における IT 産業の国際競争力強化を目的とする中国本土との共同事業の実施
・ 香港 TDC（貿易開発協会）との協力関係による、香港産業の知名度及びブランドの浸透
・ ソフトウェア販売企業及び中小企業への資金提供による、IT 産業の品質改善及び機能向上
・ 調達／アウトソーシング戦略
・ 政府の IT システムに対する知的財産権の自由な利用

4．3．7　知識経済における人材資源

労働者層及び次世代の市民層を対象とする訓練及びスキル向上のため、政府は教育機関、職業訓練機関及び産業界とともに共同教育事業を実施する。特に今後は、以下に力を注ぐ：

・ 学生に対する、生涯学習において効果的に IT を活用できるスキル、知識などの提供
・ 市場のニーズにあった人材養成のため、第三機関による教育／訓練プログラムの見直し
・ 教育／訓練の品質保証メカニズム及びそれに関連する資格付与枠組みの構築

4．3．8　ディジタル・デバイドの是正

全市民が IT の活用により生活の品質を向上させるために、政府はこれまでに実施した“IT Hong Kong”キャンペーンのほか、以下の新しいイニシアチブを実施する：

・ 高齢者及び聴覚障害者のための、音声による政府情報の提供
・ 視覚障害者のための、点字・音声によらない電子出版物の利用を支援する、中国語によるディジタル・ライブラリー設立の検討
・ 150 台以上のコンピュータを公共図書館に設置

- e-Government サービスの提供、市民による IT 利用推進などのための無線通信プログラムの追加
- IT Easy Link（公共の無料問合わせサービス）提供の 1 年延長

関連 Website

香港特別行政区政府のサイト：http://www.info.gov.hk/

IT Strategy （Digital 21 Strategy）：http://www.info.gov.hk/digital21/e_index.html

Hong Kong IT policy：http://www.info.gov.hk/digital21/e_index.html

X　シンガポール

X　シンガポール

1．　シンガポールにおける情報技術政策

1．1　経緯

シンガポール政府の IT 政策は、1980 年代という世界的に見ても早い時期から実施されている。これは、歴史的に通商が盛んで、長期的に国が繁栄するためには、製造業とサービス業を軸とする知識集約型産業における世界のハブとしての地位をいち早く確立することが不可欠であるとの認識に基づくと考えられる。

最初の IT 政策としては、1980 年に「国家コンピュータ化計画 (National Computerization Plan)」が実施され、IT の利用による行政の改善という本来の目的のほかに、IT への認識の拡大、IT 能力の養成促進、地方における IT 産業の需要につながった。

この後、1986 年から「国家 IT 計画（The National IT Plan)」が、1992 年から「IT2000」が、2000 年から「Infocomm 21」が実施され、現在は「Connected Singapore」という名称で実施されている。

また、シンガポールのおける e-Government 政策は、国家 IT 計画と同時期に開始され、歩調を合わせて数々のプログラム／イニシアチブを実施している。最初の e-Government 政策としては、国家コンピュータ化計画（National Computerization Plan）の一環として 1980 年に立ち上げられた CSCP (Civil Service Computerization Programme) が挙げられる。これは、2000 年、Infocomm 21 の一環として開始された第 1 次 e-Government Action Plan によって置き換えられた。その後、第 1 次 e-Government Action Plan が成功裡に終了したことから、2003 年から第 2 次 e-Government Action Plan が実施されている。

表Ｘ－１にシンガポール政府の国家 IT 計画を示す。

表X－1　シンガポール政府　国家IT計画経緯

実施時期	国家IT計画名 目的、主なプロジェクト／イニシアチブ等
1980-1985	国家コンピュータ化計画 目的：ITの効果的利用による行政の改善
1981	**NCB（National Computer Board ）**を設立。これはIT関連政策及び開発を担当する貿易産業省に属する法的機関
1986-1991	国家IT計画 (1)目的：行政機関をまたがるワンストップ・サービス（単一窓口による行政サービス）の提供 (2)イニシアチブ：Tradenetなど
1992-1999	**IT2000** (1)目的：世界のITハブとしてのシンガポールの地位確保 (2)イニシアチブ：Singapore ONEなど
1999	**MCIT（Ministry of Communications & Information Technology）**を設立。また、NCBとTAS（Telecommunications Authority of Singapore）を統合し、**IDA（Info-communications Development Authority）**を新設
2000-2003	**Infocomm 21** (1)目的：世界的なInfocomm Capital（情報通信拠点）としてのシンガポールの地位確保 (2)プログラム： ・ Connected Homes ・ Wired With Wireless program ・ Ultra-Wideband Programmeなど
2001	**MITA（Ministry of Information and The Arts）**は、ICT関連業務を新たに任務とし、名前を**Ministry of Information, Communications and The Arts**と変更。IDAはMITA監督下の法的機関となる。
2003-2006	**Connected Singapore** (1)目的：世界的なInfocomm Capital（情報通信拠点）としてのシンガポールの地位確保 (2)4つの戦略： ・ 接続性・創造性・協力体制向上のための情報通信 ・ ディジタル情報交換 ・ 成長のための起動力 ・ 変化を起こす呼び水 (3) プログラム ・ 情報通信インフラ拡大プログラム ・ Creative Connections プログラム ・ FastTrack@School Program ・ Got to Be Connectedプログラム ・ "Made in Singapore and Proud of IT"プログラム ・ "Overseas Development"プログラム ・ e-Governmentプログラム（eCitizen、GeBIZを含む。詳細はe-GAP IIを参照） ・ e-transformationプロジェクトなど

1．2　行政組織

シンガポールのIT政策は、主に情報通信技術省において実施されている。特にこの管理下に設置されたIDA（Infocomm Development Authority of Singapore）が中心となってIT政策を実施する。シンガポールの内閣、情報通信技術省及びIDAの組織は以下の通りである。

1．2．1　内閣

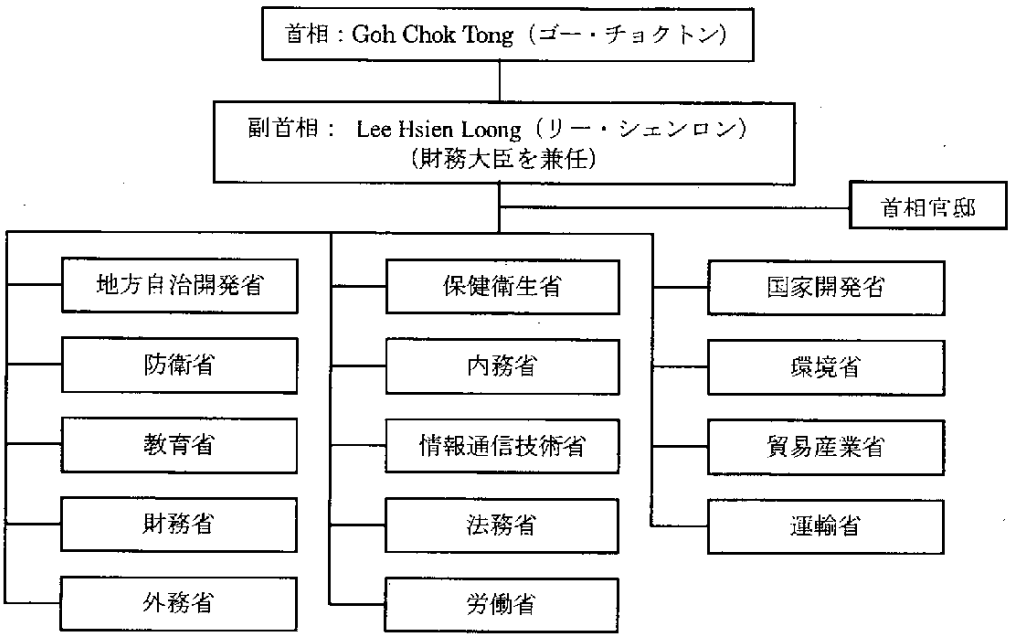

Source:シンガポール政府の発表資料

図X－1　内閣　組織図

1．2．2　情報通信技術省

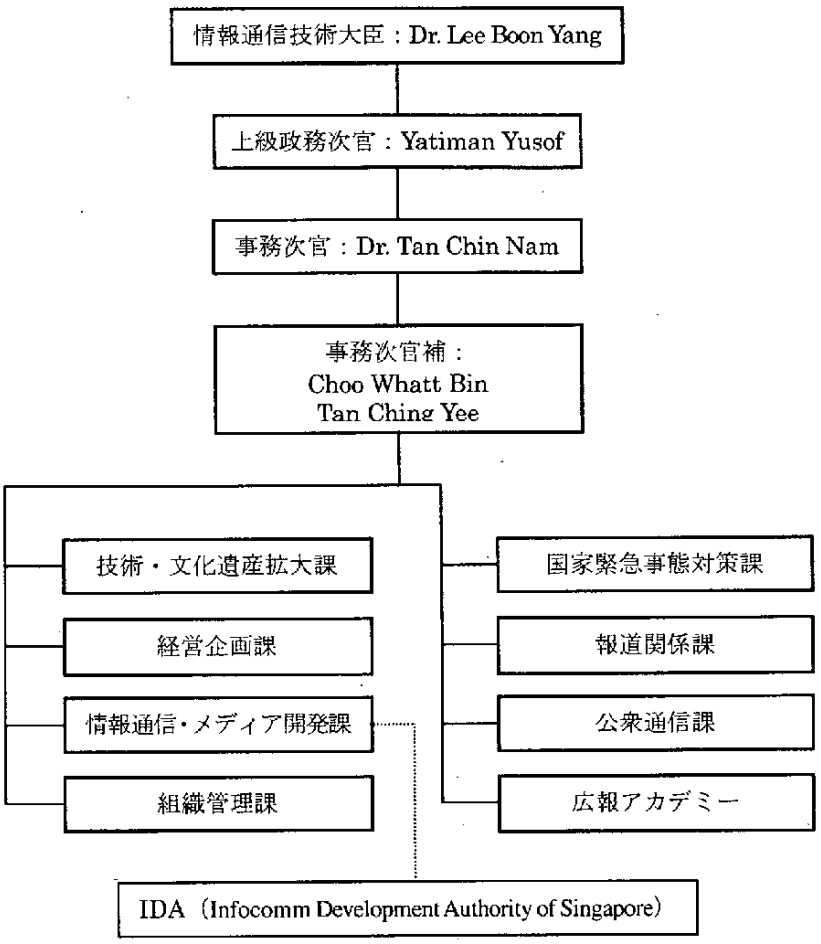

注：各課には、IDA を例として下部組織が各々設置されている。

Source:シンガポール政府の発表資料

図X－2　情報通信技術省　組織図

1．2．3　IDA

IDA（Infocomm Development Authority of Singapore）は、1999 年 12 月、Telecommunications Authority of Singapore と National Computer Board が統合して設立された。この機関は、情報通信技術省（MITA）の監督下にあるシンガポール政府の情報通信産業の発展、e-Government 及び e-Lifestyle の推進を目指す法的機関である。その任務及び実施プログラムの概要は、以下の通りである。

(1) 任務

- シンガポールにおける世界クラスの情報通信産業の競争力強化
- 「新経済」社会において国民が生活し労働する上で適した環境の整備
- 市民志向型の e-Government サービス提供への誘導
- 政府の IT インフラ構築及び運用

(2) プログラム

(a) 情報通信産業の開発

IDA は、情報通信産業をシンガポール経済発展の鍵を握る産業と位置付け、最新の情報通信インフラ構築、技術／製品開発力の強化、国内企業の世界市場進出など、情報通信産業の成長及び技術革新の推進といった様々なプログラムを実施している。主なプログラムの内容は以下の通りである。

- Connected Homes：家庭における「情報通信に接続されたライフスタイル」環境の提供を目的とする
- ILIUP：情報通信分野における、シンガポールの企業と多国籍企業との戦略的・互恵的パートナーシップの推進を目的とする
- Singapore ONE：全国規模のブロードバンド・ネットワーク構築により双方向型のブロードバンドによるマルチメディア・アプリケーション／サービスの開発推進を目的とする
- WEAVE（Web Services）：シンガポールのソフトウェア及び IT サービス産業の成長のためのウェブサービスの市場開発を目的とする
- Wired With Wireless：シンガポールを「生きたラボ」と位置付け、アジアにおける無線通信開発拠点の設立を目的とする

(b) 自由貿易協定及び戦略的パートナーシップの締結

他の政府との自由貿易協定及び戦略的アライアンスを締結することにより、シンガポールの情報通信産業に適した国際的なビジネス環境の形成を目指す。現在までにシンガポール政府が貿易協定を締結したのは、米国、ASEAN（Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合）、日本、ニュージーランド、オーストラリア、EFTA（European Free Trade Association：ヨーロッパ自由貿易連合）、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）である。

(c) 情報通信分野の人材開発

高度情報通信サービスのユーザに対する訓練、ニーズにあった人材のプールを目的として、

以下のプログラムを実施する：

- 国際的人材育成
- 情報通信訓練

(d) 技術開発

IDA は、シンガポールの競争力を強化するため、主要な情報通信企業、大学及び民間の研究機関との協力により、以下の技術開発プログラムを実施する：

- 情報通信技術ロードマップ
- 概念証明（技術の実行可能性）研究
- 標準化
- 情報通信技術推進イニシアチブ
- 超広帯域（UWB）プログラム
- 技術試験
- 移動無線

(e) 国内のユーザ企業の産業クラスターへの変容

主要な産業の成長促進、情報通信の利用を奨励する環境の形成、シンガポールにおける情報通信インフラの拡大及び総合的な開発のため、以下のプログラムを実施する：

- ロゼッタネット推進プログラム
- e-Supply Chain Management（eSCM）評価プログラム
- e-Business Savviness プログラム（e-business スキル及び知識を習得した人材育成）
- TrustSq（e-transaction への信頼向上）プログラム

(f) e-Government 及び e-Lifestyle

IDA は、シンガポール市民の労働、生活、学習、エンターテインメントの質の向上を目的とした、以下の情報通信技術の利用推進プログラムを実施する：

- e-Lifestyle：消費者及び企業への低料金によるサービス、アクセス、訓練を提供
- e-Government：行政事務の効率化、公共サービスの改善及び付加価値の付与。この中には、eCitizen（市民向けの公共サービスのオンライン化）及び GeBIZ（サプライヤー及び企業への政府調達サービスのオンライン化）が含まれる。

関連 Website

IDA：http://www.ida.gov.sg/idaweb/marketing/index.jsp

２．　国会 IT 計画の経緯と概要

２．１　国家コンピュータ化計画

国家コンピュータ化計画（National Computerization Plan）は、IT の効果的利用を通じて行政の改善を目指す 1980 年から 1985 年に実施された IT 政策である。特に、従来の作業機能のオートメーション化、ペーパーワークの削減、行政サービスにおける IT の効果的利用の推進を重要課題とする。これにより、IT に対する認識の拡大及び国家の IT 能力の養成が促進され、地方における IT 産業の需要を生み出すこととなった。

２．２　国家 IT 計画

国家 IT 計画（The National IT Plan）は、1986 年から 1991 年に実施された IT 政策である。この政策では、先の国家コンピュータ化計画が軌道に乗ったことから、行政機関をまたがるワンストップ・サービス（単一窓口による行政サービス）の提供に焦点を変更した。各行政機関相互の連絡が密になったことにより、土地・市民・行政機関という 3 つのデータ・ハブが完成した。また、数多くの行政サービスが単一窓口化・シームレス化に向けて整備され、従来の手作業での業務が IT 利用によりオートメーション化・統合化されたことで、School Links、総合的土地利用制度（ILUS : Integrated Land Use System ）、単一窓口住所変更届サービス（OSCARS ： One Stop Change of Address Reporting Services）、及び Tradenet、LawNet、MediNet といったネットワークなどのすぐれたアプリケーションが生み出された。

２．３　**IT2000**

IT2000 は、シンガポールを世界の IT ハブとして位置付けることを目的として 1992 年－1999 年に実施された。特に、生活の質の改善、経済の活性化、コミュニティの国内外との接続、シンガポール市民の潜在的能力の向上、コンピュータ資源の統合化を重要課題とする。

この結果、Singapore ONE ブロードバンド・イニシアチブにより、全国の家庭、企業、学校への双方向によるマルチメディア・アプリケーション及びサービス提供が促進された。この政策では、インターネットが、情報及び取引を基盤とするサービスを市民向けに提供するチャネルとして初めて導入された。

２．４　**Infocomm 21**（インフォコム **21**）

1999 年 1 月、政府は「インダストリー21」計画を発表した。これは、製造業及びサービス業を柱とした、知識集約型産業の世界的ハブとしてのシンガポールの地位確立をめざす 2010 年までの産業基本政策である。

2000 年、この産業基本政策における戦略的産業のひとつである情報通信分野の個別の産業政策として、Infocomm 21 を開始した。Infocomm 21 は、シンガポールを e-economy 及び e-society の発展した、世界的な Infocomm Capital（情報通信拠点）として位置付けることを目的とし、2003 年まで実施される。第 1 次 e-Government Action Plan は、この Infocomm 21 を軌道に乗せる上で重要なイニシアチブである。

２．５　**Connected Singapore**

Connected Singapore は、Infocomm 21 を現状に合わせて再度見通しを立て直し、2003 年 3 月に立ち上げた IT 政策である。この政策では、情報通信（infocomm）は、生活を豊かにし、新しい価値を付加した新しいアイデアを生み出す重要な役割を果たすと位置付けている。この政策においては、世界における情報通信拠点のひとつとしてのシンガポールの地位確立を目指し、今後 3 年間で情報通信産業の発展を促進するための短期目標、戦略などが明らかにされている。

Infocomm 21 の下で第 1 次 e-Government Action Plan が成功裡に終了したことから、本政策においては、第 2 次 e-Government Action Plan を立ち上げ、情報通信の活用による顧客満足度及び市民の接続性向上を目的とする。

なお、IDA（Infocomm Development Authority of Singapore）[1]は、上記の目標を実現するため、4 つの重要戦略に基づくプログラムを実施する。その戦略の概要は以下の通りである。

２．５．１　接続性・創造性・協力体制向上のための情報通信

これは、より豊かな生活を実現するための、全ての市民による情報通信分野の製品及びサー

---

[1] 1999 年 12 月、Telecommunications Authority of Singapore と National Computer Board が統合して設立されたシンガポール政府の法的機関（詳細は１．２．３　IDA の項目をを参照）。

ビスの利用を目的とする。これは、以下のプログラムにより実施する。

(1) 全国規模の情報通信インフラの普及

IDA は、世界レベルの国内ネットワークを維持し、"Singapore ONE"イニシアチブ[2]の下でブロードバンドによる無線通信を可能にする。IDA は、2006 年までにブロードバンドを世帯の50%で利用可能とし、消費者は 3G サービスを利用できることを目標としている。

(2) 魅力あふれる有用なコンテンツ及びアプリケーション

Creative Connections プログラムにより、文化遺産及び芸術的リソースを商用化することを目指す。また、2004 年までに共通コンテンツ変換標準を設定し、2005 年までには博物館・ギャラリーを含む 3 つのサイトで試験的に利用する。2006 年までに、他の関係機関の協力を得て、分散型コンテンツ管理システムにより"Singapore ONE"の機能を拡大する。

教育分野では、FastTrack@School Program により、情報通信技術を教育レベルの向上に活用した。

(3) 全ての市民のための情報通信リテラシー及びアクセス

IDA は、全市民を対象として、職業・学習・エンターテインメントに情報通信を活用できるよう情報通信スキル習得の機会を提供する。Got to Be Connected プログラムは、National IT Literacy Program、 PC Peuse Scheme、e-Ambassadors program、TrustSG program の包括プログラムで、これらのプログラムにより、基本的な情報通信リテラシー習得訓練の提供、低所得者層への PC 及びインターネット・アクセスの拡大、新規ユーザへの継続的支援、オンライン取引への信頼性の獲得を効果的に実施する。

2003 年 2 月末時点において、約 12 万人の国民が National IT Literacy Program に基づく訓練を受講した。IDA は、2006 年までに、低所得者層の PC 所有率を現在の 37%から 45%に改善することを目指す。現在、e-lifestyle を向上させるため、e-Celebrations Singapore 事業を継続的に実施している。

---

[2]IDA のプログラムのひとつで、IT2000 政策の下で実施。全国におけるブロードバンド・ネットワークの構築により、双方向型のブロードバンドによるマルチメディア・アプリケーション／サービスの開発推進を目的とする。

２．５．２　ディジタル情報交換

これは、国際通信接続性の向上及びビジネス振興のための環境の形成により、シンガポールを世界有数のディジタル配信／取引センターとして位置付けることを目標とする。特に、2006年までに国内のディジタル取引高を現在の150百万シンガポール・ドル（約96億円、2003年11月4日為替レート：1シンガポール・ドル＝約64.17円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）から550百万シンガポール・ドル（約353億円、同上）に拡大することを目指す。この中でも、農村部、地方、世界における映画の配信、ディジタル出版及びソフトウェアの配信の分野に焦点をあてる。このため、エンド・ツー・エンドのインフラ拡大、ディジタル・コンテンツの安全な配信のほか、著作権管理、システム・インテグレーションのためのプロジェクト管理技術の充実に注力する。

２．５．３　成長のための起動力

これは、新しい経済活動の拡大及び情報通信分野における雇用の創出を目的とする。このため、以下を柱とする政策を実施する：

- 理想的な生きたディジタル・ハブとしてのシンガポールの地位確保
  IDA は、これを PATH（Pilot and Trial Hotspots Scheme）イニシアチブ、CFC（Call for Collaboration）メカニズムなどを通して実現する。具体的目標として、革新的プロジェクトから年間30百万シンガポール・ドル（約19億円、同上）相当の利益を生むことを掲げる
- 電気通信分野のハブとしてのシンガポールの地位確保
  IDA は、電気通信サービスの価格競争力及び広範囲にわたる国際通信の接続性を維持するため、公正な電気通信市場を確保し、電気通信の接続性を向上させる
- シンガポールの輸出による収入の増加
  IDA は、"Made in Singapore and Proud of IT"プログラムにより、産業界と共同で10年以内にシンガポールを本拠地とする情報通信企業の輸出による収入を倍増することを目指す。また、"Overseas Development Program"により、シンガポール有数の情報通信企業または多国籍企業との協力関係の下で、国内企業の国際競争力の強化及び世界市場への進出を支援する。

なお、IDA は今後1年から3年間で著しい成長が期待される情報通信の5つの分野を明らかにした：

- 高付加価値の移動通信サービス[市場規模：6,210億米ドル（約69兆円、2003年11

月４日為替レート：１米ドル＝約 111.60 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）］ アプリケーション、通信機器及びシステムに対して場所を選ばずに接続が可能な技術に基づくサービス

- 無線及び有線のネットワークのためのインフラ [市場規模：4,280 億米ドル（約 48 兆円、同上）]

  情報のフロー及び処理のサポートに求められるハードウェア／ソフトウェア技術

- マルチメディア・プロセッシング及びマネジメンント[市場規模:930 億米ドル(約 10 兆円、同上）]

  テキスト、画像、ビデオ、動画、音声の統合的実演を可能にする技術(これらにより e-learning, 専門的オンライン・サービスの提供が可能となる)

- ウェブサービス及びポータル [市場規模：1,560 億米ドル（約 17 兆円、同上）]

  ウェブ技術により生み出される新しいアプリケーション及びサービス。一方で商用には標準化、相互運用性が求められる

- セキュリティ及び信頼性獲得のためのインフラ [市場規模：960 億米ドル（約 10.7 兆円、同上）]

  バイオメトリクス、ディジタル／プライバシー権利の管理といった現在の基本的な技術のほか、以下のセキュリティ分野を重要項目とする：

  ファイヤーウォール

  暗号化ソフトウェア

  認証、認可及びアクセス

  ウイルス対策用ソフトウェア

関連 Website

National Computerization Plan : http://www.egov.gov.sg/computerisation_plan.htm

The National IT Plan : http://www.egov.gov.sg/it_plan.htm

IT2000 : http://www.egov.gov.sg/it2000.htm

Infocomm 21 : http://www.egov.gov.sg/infocomm21.htm

Connected Singapore : http://www.egov.gov.sg/connected_singapore.htm

IDA : http://www.ida.gov.sg/idaweb/marketing/index.jsp

ＸＩ　台湾

ＸＩ　台湾

１．　台湾における情報技術政策

１．１　経緯

台湾政府は、2002年6月に承認された「e-台湾プロジェクト（e-Taiwan project）」のほかにも、様々なIT政策を実施している。特にIT技術の開発に伴って、1999年前後からIT政策を積極的に開始した。これらの1999年以降のIT政策の概要を以下に示す。（表ＸＩ－１）

表ＸＩ－１　台湾政府　主要情報技術政策経緯

開始時期	IT政策名	目的
1999年	ITAP（Information Technology Applications Promotion：情報技術アプリケーション推進）プロジェクト	・国内産業界の情報技術及びアプリケーションの開発推進 ・国内産業の競争力強化
1999年	プロジェクトA及びB（ITAPの特別推進プロジェクト）	台湾産業界におけるe-Commerceの推進
1999年	台北サイバー・シティ（Taipei Cyber City）イニシアチブ	情報インフラ、インターネット教育、e-government及び行政サービス自動化の改善
1999年後半	e-Manufacturing Project	e-Industriesの推進
2000年	iAeB (Industrial Automation and Electronic Business：産業自動化及び電子化計画)プログラム	世界規模のロジスティクス・センターの設立
2001年	国家情報通信イニシアチブ（NICI：National Information and Communication Initiative)	電子政府、e-ビジネス及びe-ソサエティ基盤の構築
2001年7月	プロジェクトC、D及びE（ITAPの特別推進プロジェクト）	・産業間におけるe-Businessの効率性の向上 ・高付加価値の世界ロジステイックス・センターとしての台湾の地位確立
2001年10月	National IPv6 Deployment and Promotion Project（国家IPv6開発推進プロジェクト）	IPv6利用のための産業界、政府、学校及び研究機関の資源統合
2001年12月	SCMI Project（Semi-Conductor Manufacturing Initiative：セミコンダクタ製造イニシアチブ）プロジェクト（ITAPの一環）	・セミコンダクタ業界における情報技術の開発及び応用を奨励 ・競争力を強化し他の産業界のモデルとしての役割を果たす
2002年11月	スター・プロジェクト（STAR Project)	・主要なIT製造企業と世界の取引パートナーとの接続 ・上流及び下流のサプライ・チェーン間のリンク ・B2B（企業―企業間）のe-Businessにおける情報フロー／キャッシュフロー／ロジスティクス・センター相互の効果的な統合
2003年	"Building a Digital City, a Mobile Taipei"計画	・情報インフラが整備され、e-Government、e-Business、e-Lifeが実現したディジタル都市の建設

１．２　行政組織

台湾のIT政策は、主に経済省（MOEA：Ministry of Economic Affairs）及び経済省を核として組織されたNICI（National Information and Communication Initiative）委員会を中心として実施されている。

台湾の行政機関及び経済省の組織は以下の通りである。

１．２．１　行政院

台湾の中央政府は、国家元首である総統［現在は、Chen Shui-bian（陳水扁）］、五権分立（立法、行政、司法、監察、考試）に基づく５院及び国民大会から成る。この中で、台湾の最高行政機関として位置付けられているのが行政院（日本の内閣に相当）である。

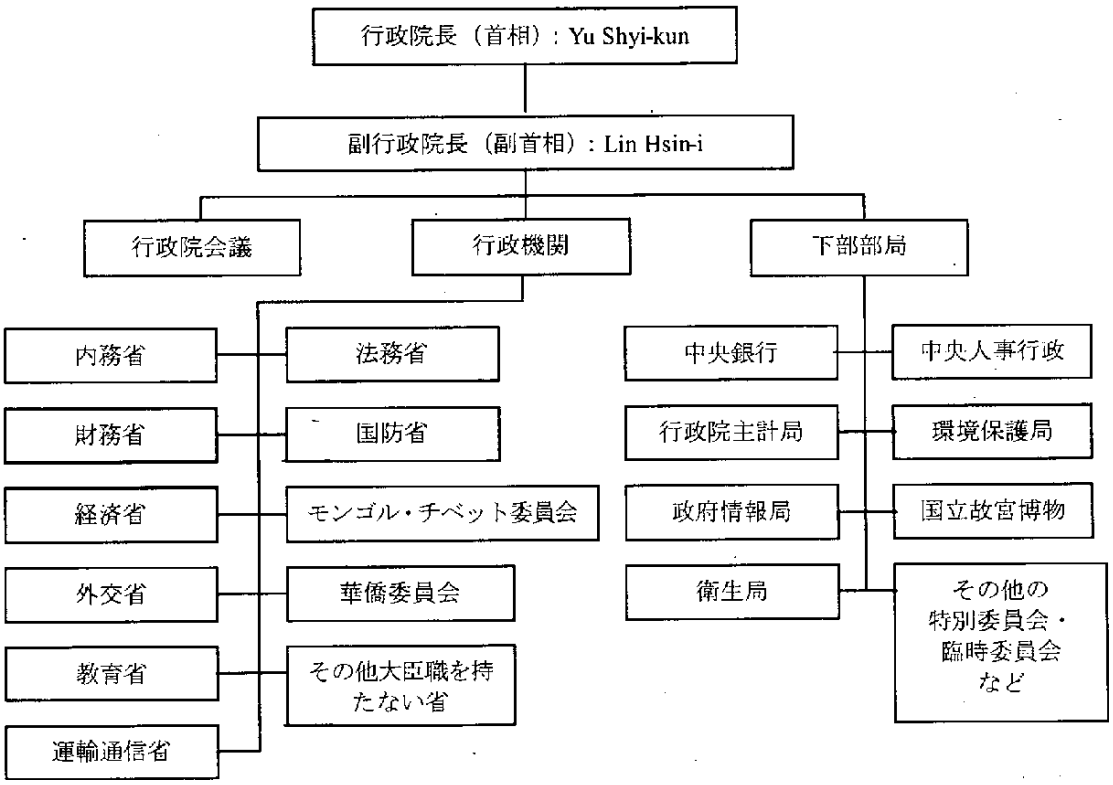

Source:台湾政府の発表資料

図ＸＩ－１　行政院　組織図

1．2．2　経済省

IT政策は、経済省を中心として、関連する政府機関とともに設立した「国家情報通信イニシアチブ」(NICI) 委員会の他、経済省の参謀本部のひとつである産業技術部（DOIT : Department of Industrial Technology）及び行政機関のひとつである産業開発局（IDB : Industrial Development Bereau）で主に実施されている。

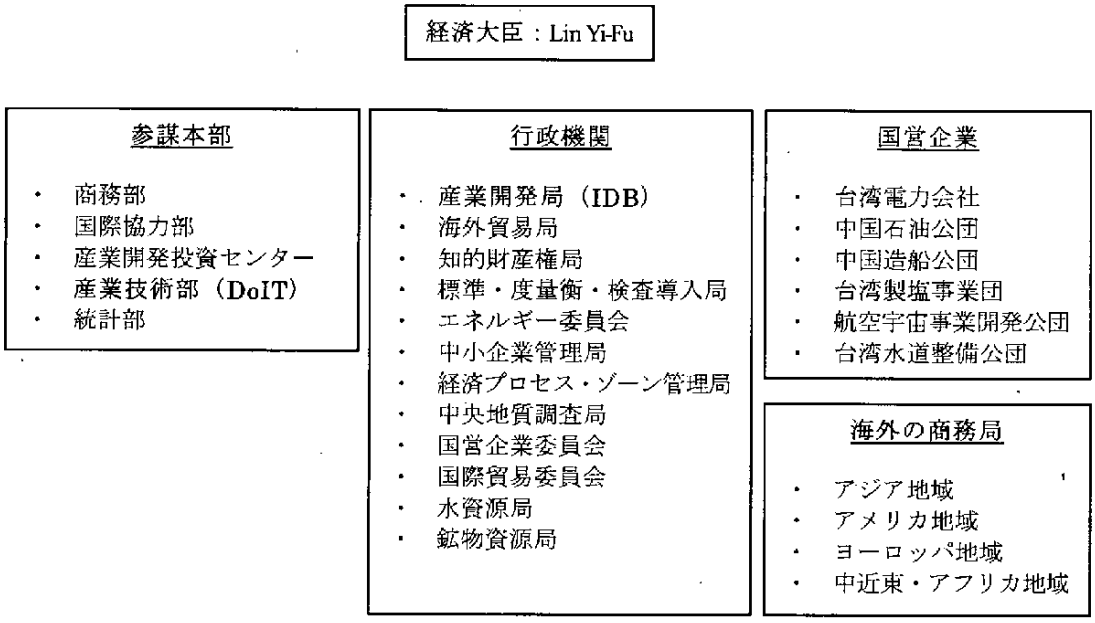

Source: 経済省のサイト

図ＸＩ－２　経済省　組織図

(1) 産業技術部（DoIT : Department of Industrial Technology）

(a) 任務

産業技術部の主要な任務は、産業技術の高度化及び産業の拡充を目的とするTDP（技術開発プログラム）を実施することである。その具体的な業務は以下の通りである：

- 産業技術政策プランの強化
- 重要な鍵となる技術及びコンポーネント技術の開発
- 台湾への技術移転の推進
- 技術開発を助長する環境の形成
- TDPマネジメント及びその他の成果の公表強化
- 科学技術に関する国際協力の推進

(b) 組織

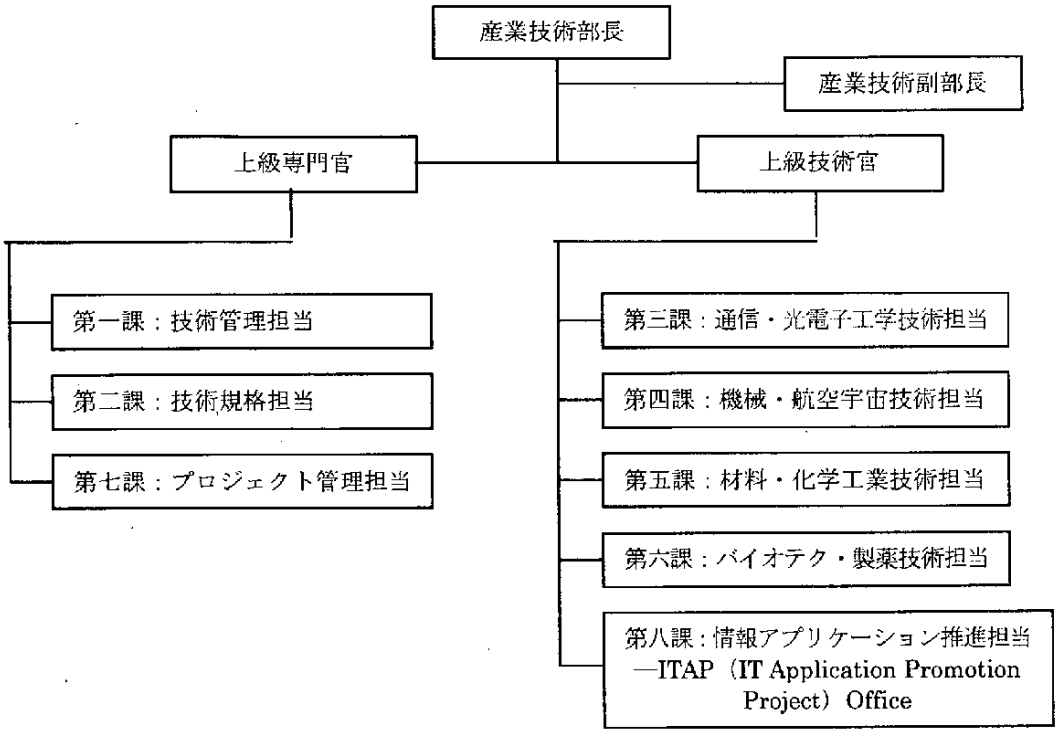

Source: 産業技術部のサイト

図ＸＩ－３　経済省産業技術部　組織図

(2) 産業開発局（IDB：Industrial Development Bureau）

(a) 任務

産業開発局の任務は、以下の通りである：

- 政策、戦略及び産業開発のための措置の策定
- 産業発展の促進
- 工業団地の開発及び管理
- 産業発展に資する財政・課税措置の策定
- 産業汚染の防止、産業の安全性に関する指導、産業の規制、包括的な産業問題の監視

(b) 組織

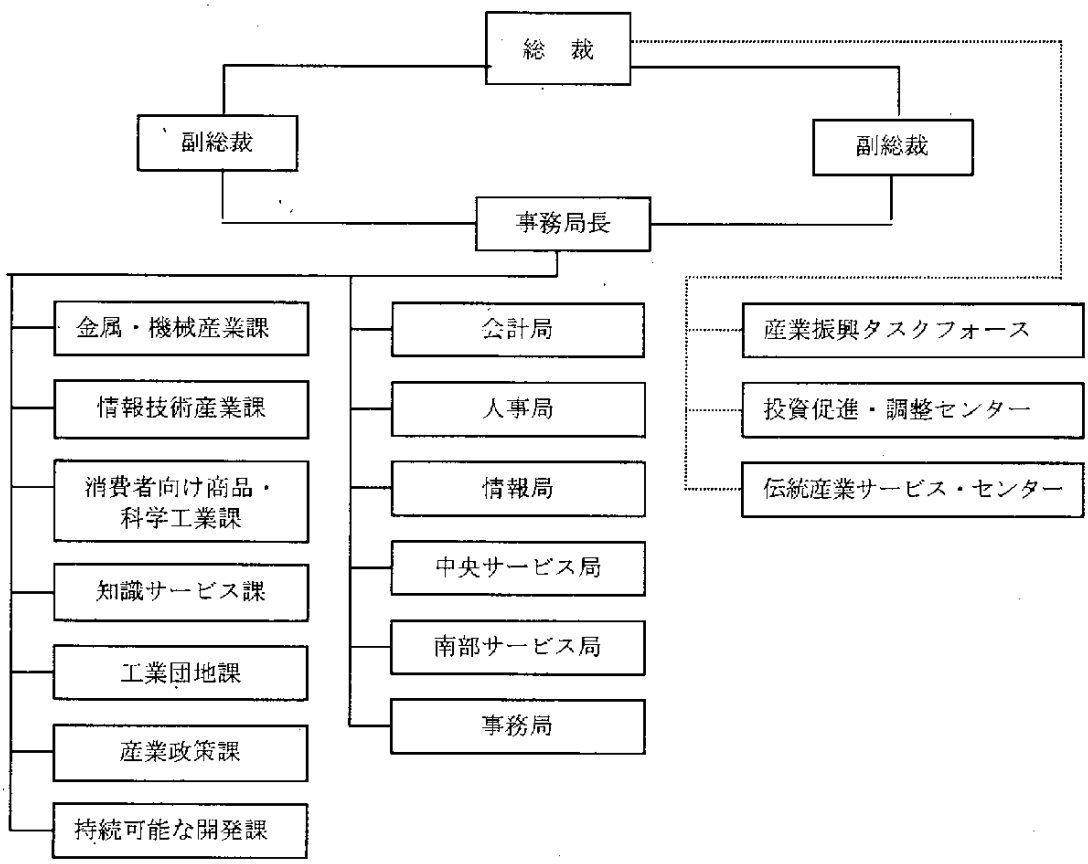

Source：IDB のサイト

図ＸＩ－４　経済省産業開発局　組織図

関連 Website

台湾政府：http://www.president.gov.tw/index_e.html

経済省：http://www.moea.gov.tw/english/eunit/index.html

産業技術部：http://doit.moea.gov.tw/newenglish/01_About/org.asp

IDB：http://www.moeaidb.gov.tw/idy/english/about1.htm

2．　Challenge 2008

2002 年 5 月、行政院は「挑戦 2008 年－6 ヵ年国家発展計画」を策定した。これは、経済発展と環境保護を柱とする広範囲にわたる開発プロジェクトであり、以下の分野を対象とした 3 つ

の主要な改革政策及び4つの主要な投資計画から構成される：

- 改革政策の対象分野：政府、銀行、財政
- 投資計画の対象分野：優秀な人材の養成、研究・開発・技術革新、国際ロジスティクス、高品質の生活環境

この国家発展計画は、6年間で約2.6兆新台湾ドル（約9兆円、2003年10月2日為替レート：1NT$(新台湾ドル)=約3.29円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）を投資し、以下の目標達成を目指す：

- 世界の最高水準を満たす製品及び技術を15に拡大
- 海外からの旅行者を倍増
- R&D（研究開発）経費をGDPの3%に増額
- 今後6年間で平均失業率を4%未満に縮小
- 今後6年間で平均経済成長率を5%以上に拡大
- ブロードバンドによるインターネット・ユーザ数を6百万人以上に拡大
- 約70万件の新規雇用の創出

同計画は、これらの目標に沿った以下の10のサブプランにより各事業を展開する：

- e-時代の人材育成
- 文化創造関連産業の開拓
- 研究開発及び技術革新に関する国際基盤の構築
- 付加価値生産の増大
- 台湾への海外旅行者の倍増
- ディジタル台湾の創生（e-台湾プロジェクト）
- 国際企業の「オペレーション本部」としての台湾の地位確立（オペレーション本部計画）
- 交通インフラ基盤の改善
- 水資源及びエコロジーの保全
- 新しいホームタウンコミュニティの建設

これらのサブプランのうち、「オペレーション本部計画」と「e-台湾プロジェクト」がe-ビジネス関連のプロジェクトである。この2つのプランの概要は以下の通りである。

２．１　オペレーション本部計画

このプロジェクトの目標は、地方のインフラに投資することにより、台湾の企業及び多国籍企業にとって、台湾が地域オペレーション本部として理想的な場所となることである。これにより、効果的な規則制定及び設備改善が進められ、台湾のビジネス環境の改善が期待される。具体的なプロジェクト実施のための施策は以下の通りである。

２．１．１　陸上・海上及び航空輸送の統合

これは、インターモーダル輸送（陸・海・空の交通機関全てを統合した輸送形態）の需要を満たすことを目的とし、以下を実施する：

・　カオシュン（高雄）港とカオシュン空港の接続性の向上
・　台北港、タオユエン（桃園）航空貨物輸送パーク、台湾中心部への国際空港の建設

２．１．２　関税関連文書及び手続きの簡素化

取引関連文書の電子化により、年間で、全経費に対する貿易関連文書の作成経費の割合を 7% から 5%、つまり 57 億新台湾ドル（約 188 億円、同上）に縮小

２．１．３　企業の e-commerce システム構築支援

これは、サプライ・チェーン管理強化を目的とする

２．１．４　台湾企業による、国内での研究開発、設計及び販売の奨励

これは、包括的な課税優遇措置により実施

２．１．５　自由な取引のための出荷区域の設置

これは、財の高速かつ自由なフローの推進及び企業活動の促進を目的とする

これらの施策により、2011 年までには、約 1,000 社の企業が台湾にオペレーション本部を設立し、20 万件に上る新規雇用を創出することが期待される。

２．２　e-台湾プロジェクト

「e-台湾プロジェクト」は、もともと、e-ビジネス環境の形成を目的として、NICI（National Information and Communication Initiative：国家情報通信イニシアチブ）グループが実施していたプロジェクトである（NICIに関しては、以下の２．３　NICIを参照）。

この「e-台湾プロジェクト」は、2002年6月、行政院によって正式に承認され、同年5月に策定された「挑戦 2008 年－6 ヵ年国家発展計画」の一構成要素となった。これは、最終的に、最適なハイテク「グリーン・シリコン・アイランド」を実現し、アジアのe-リーダー（e-Leader）の一国に生まれ変わることを目指すプロジェクトで、その具体的な重要目標としては以下の項目が挙げられる：

- 堅固な基盤を土台とした情報通信技術の革新
- 全国民へのサービス向上を実現する効率性の高い政府の確立
- 世界市場での優位性を確立するための、台湾におけるIT産業の競争力の向上
- 全国民への知識習得、文化、娯楽及び学習の豊富な機会の提供、並びにディジタル・デバイドの解消を目指す高度な社会の実現
- 高度道路交通システム（ITS）の開発及び輸送技術の応用による、既存の輸送手段の機能向上
- 台湾のビジネス発展を目指す知識集約型経済への移行の加速化

このプロジェクトの概要は以下の通りである。

２．２．１　最優先政策

これらの重要目標に従い、同プロジェクトでは最優先政策として以下の5つの項目を設定した：

- ブロードバンド・ユーザ6百万人の実現
- e-ソサイアティ（e-Society）またはez-ライフ（ez-Life）
- e-産業（e-Industry）またはe-ビジネス（e-business）
- 電子政府（e-Government）
- e-運輸（e-Transportation）

この5つの最優先政策の概要は以下の通りである。

(1) ブロードバンド・ユーザ 6 百万人の実現

これは、2007 年までに以下の成果を挙げることが期待される：

- IPv6 の利用及び無線 LAN 環境を実現したブロードバンド・ネットワークの完全な構築
- 大半の中小企業のオンライン化
- 安全性基準、規則、戦略及び法制化の適正な導入ならびに完全実施
- IC（情報通信）セキュリティ措置の実施に対する厳格な監視及び関連産業への支援
- CA カードの発行及び本人確認の第一手段としての認知の拡大

(2) e-ソサイエティ（e-Society）または ez-ライフ（ez-Life）

全国民に対して豊かな機会を提供する高度な社会実現のため、以下の課題に取り組む：

- 将来型 e-learning 環境の形成
- 全国レベルでのアーカイブ・システム及びディジタル・コンテンツ・オンライン・サービスの導入
- ディジタル・エンターテインメント・ファシリティの設立
- 情報検索サービスの即時提供を目的とする、全国レベルの文化情報データベース及びディジタル・ライブラリーの導入
- 公共の情報ステーションの設置（例：ディジタル・デバイドの是正を目的とする遠隔地での KIOSK）
- 中小企業及び農業関係コミュニティへの適切なディジタル設備、並びにサービスの提供

(3) e-産業（e-Industry）または e-ビジネス（e-business）

これは、台湾を世界市場において付加価値のある製造／サービス・センターとして位置付けることを目標とし、以下の重要課題に取り組む：

- 基幹産業 [例：LCD（液晶ディスプレイ）、情報エレクトロニクス、セミコンダクタ産業など]のための共同設計システムの構築
- ビジネス・プロセス及びデータ交換標準の開発、並びに世界規模のサプライ・チェーンの最適化
- 農業及び中小企業を対象とするデータベース、ツール・ボックス、並びにアプリケーション・システムの導入
- 国際機関に加盟し、その活動に参加するとともに、e-business 全体における世界規模の情報交換メカニズムを強化

(4) 電子政府（e-Government）

これは、ほとんどの政府サービスに関し、共通のプラットフォーム上で24時間運用される、全国民向けの単一ポータル・システムの実現を目指す。この中には、家族に関する届け出、土地、税制度、メディケア（医療保険）、知的財産権、通商、中小企業などの分野のサービス、並びにG2G（政府間）、G2B（政府―企業間）及びG2C（政府―顧客間）に対する電子文書交換システム、国家アーカイブ・システム、危険緩和情報システムが含まれる。

(5) e-運輸（e-Transportation）

これは、技術と人間性の調和を念頭に考案されている。狭い島ながら、数多くのハイウェイが走っている台湾では、現在の交通渋滞を緩和するためには、先進技術を導入した新しいハイウェイの建設または道路利用の最適化が不可欠である。このため、以下の課題に取り組む：

- ITS（高度道路交通システム）サービス・プラットフォームの研究及び開発
- 交通情報システムの統合及び交通情報サービスの即時提供
- 小型バスの運用／サービス・システムの導入及びスマートカード・サービスの提供
- 交通セキュリティ管理システムの導入
- 資源の最大利用を目的とするITSシステムの稼動

2．2．2　予算

政府は、6年間で、総額300億新台湾ドル（約987億円、同上）を投資する。このうち、80%は民間部門（特に、アプリケーション・ソフトウェア販売業者及びサービス・プロバイダ）にアウトソーシングされる。

2．2．3　期待される成果

(1) 産業界

- 売上高：約1,000億新台湾ドル（約3,290億円、同上）
- 2万件以上の雇用創出
- e-Business（e-Commerce）による売上高：GDPの15%
- 産業のオンライン化：全体の60%

(2) インフラ

- インターネット・ユーザ数：2007年に全人口の半数

・ ブロードバンド利用者：同 35%
・ 全国のブロードバンド利用規模：1,150Gbps
・ 海底ケーブル・ブロードバンド利用規模：250Gbps

(3) 政府サービス
・ 政府サービスのオンライン化：600 件
・ 政府―企業／顧客間文書交換率：5 年間で 200 倍
・ 運用コスト：1,000 億新台湾ドル（約 3,290 億円、同上）削減

2．3 NICI

2001 年、e-ビジネス環境の形成を目的として、国家情報通信開発グループ(National Information and Communication Development Group）は「国家情報通信イニシアチブ」（NICI： National Information and Communication Initiative）を立案した。このプログラムの目標は、電子政府、e-ビジネス、e-ソサエティ基盤の構築であり、「e-台湾プロジェクト」の先駆けとなるプログラムである。

その後、2001 年 4 月、行政院（特に、経済省及びその他関連政府機関）は、適切な e-アプリケーション環境の提供、効率的な SCM（supply-chain management：サプライチェーン・マネジメント）のネットワークの形成及び国際的な物流オペレーションシステムの構築などの情報通信技術分野に関係する様々な国家レベルの課題を解決するため、関連機関との調整を任務とする「国家情報通信イニシアチブ委員会」を設立した。これは、NII 推動小組（運営委員会）、政府 IT 推進委員会及び iAeB 推動小組（運営委員会）を統合した組織で、設立後から「e-台湾プロジェクト」に着手している。

この委員会の概要は以下の通りである：

2．3．1 ミッション

・ IT 産業、e-commerce 及びその関連ビジネスの拡大推進
・ 行政サービスの効率性の改善
・ インターネット利用及びその関連アプリケーションの促進
・ 台湾の IT 産業の競争力強化

２．３．２　ビジョン

- 効率性の高い政府
- 競争力を強化した産業
- 高品質の情報化社会
- 情報技術及び通信技術のユニバーサル・アプリケーションの広範な普及

２．３．３　戦略

(1) インフラ

- 健全な e-commerce 環境の形成を目的とする法制度の改正
- ブロードバンドを各世帯で利用可能とするネットワーク構築の促進
- 高度な情報セキュリティ・メカニズムの確立を目的とするインターネット・セキュリティの強化
- 教育及び e-Learning 環境の改善
- 最先端の IT 技術に遅れをとらぬよう国際機関に参加
- 知識及びコンテンツの充実化のための技術革新、並びに研究開発の強化

(2) e-Government

- 全政府機関におけるインターネット利用の強化
- 全ての行政サービスの単一窓口となるウェブサイトの設立
- コミュニティの発展を推進するための、地方における情報サービス／アプリケーションの確立
- 政府 IT システムのアウトソーシングの強化
- e-Learning を通しての政府職員への教育

(3) e-Industry

- 十分な e-business インフラ開発のための、B2B（企業―企業間）共通サービス及び標準プラットフォームの確立
- 産業開発を推進するための、B2B パイロット・システム及びプロジェクトの実施
- 産業界でのコンピュータ化を奨励するインセンティブの提供
- ガイダンス及び支援メカニズムを提供するための、公共／民間部門における事業の調整

(4) e-Society

- ディジタル・コンテンツの充実化を目的とした、図書館、博物館における科学技術関連の展示品に関するディジタル・データ作成及びプログラムのファイル化
- 遠隔地方に KIOSK を設立することによる、ディジタル・デバイドのディジタル・オポチュニティへの変換
- インターネットのアプリケーション／環境及び e-Learning プログラムによる、生涯学習の概念の普及
- 一般市民への各個人向け医療情報サービスの提供を目的とする、医療保健 IC カードの推進

２．３．４　組織

- 議長： TSAY, Ching-Yen（行政院の国務大臣）
- 共同議長：LIU, Shyh-Fang（行政院事務局長）
  LIN, Chia-Cheng（行政院 RDEC 議長）
- 担当毎の作業部会は以下の通りである：
  法的環境整備計画
  ネットワーク構築
  e-business
  教育・人材育成
  e-Government
  プロモーション・サービス
  高度道路交通システム（ITS）
  国際協力
  技術・標準
  総務
- 委員会メンバー
  この委員会のメンバーは、様々な省庁/委員会などの副大臣及び副議長、台北／高雄の副市長、IT 関連機関総裁など、数多くの組織の代表者から構成される。

関連 Website

挑戦 2008 年－6 ヵ年国家発展計画：http://www.roc-taiwan.org.au/taiwan/4-oa/20020521/2002052101.html

e-台湾プロジェクト：http://www.nici.nat.gov.tw/content/application/nici/eng/index.php?selname=Home

NICI：http://www.nici.nat.gov.tw/content/application/nici/introduction/index.php?selname=Introduction

XII　マレーシア

XII　マレーシア

1．　マレーシアにおける情報技術政策

1．1　経緯

1991年2月、マハティール首相（1981年、首相就任、2003年10月同退任）によってマレーシア政府の長期経済計画であるVision 2020が発表された。これは2020年までにマレーシアを先進工業国にすることを目的とした経済社会開発構想である。このVision 2020の一環として開発されたプロジェクトがマルチメディア・スーパー・コリドーである。

表XII－1　マレーシア政府　主要情報技術政策経緯

開始時期	IT政策名	目的
1991年2月	Vision 2020	2020年までにマレーシアを先進工業国にする
1995年8月	マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）計画	サイバージャヤを中央に配し、シティセンター、プトラジャヤ新行政都市、クアラルンプール新国際空港を結ぶ東西に15km、南北50kmの地域で、マルチメディア技術を活用した都市開発を行う
1999年7月	サイバージャヤ	クアラルンプールの近郊にハイテク産業都市「サイバージャヤ」（「ジャヤ」はマレー語で「栄光」という意味）がオープン

１．２　行政組織

マレーシアのIT政策は、NITC Malaysia（National Information Technology Council of Malaysia：国家IT協議会）を中心とし、内閣においては、主にエネルギー・通信・マルチメディア省において実施されている。これらの組織の内容は以下の通りである。

１．２．１内閣

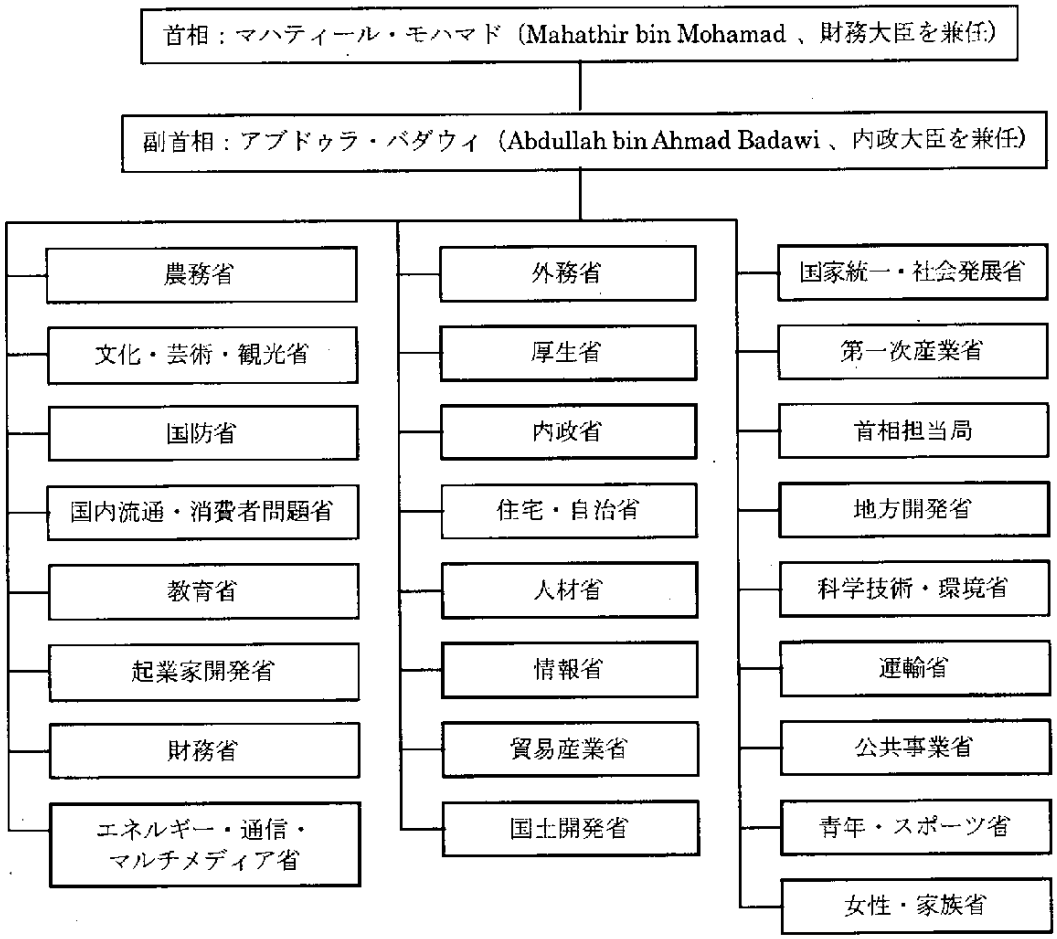

Source:マレーシア政府の発表資料（2003年10月時点）

図ＸⅡ－１　内閣　組織図

1．2．2．　エネルギー・通信・マルチメディア省

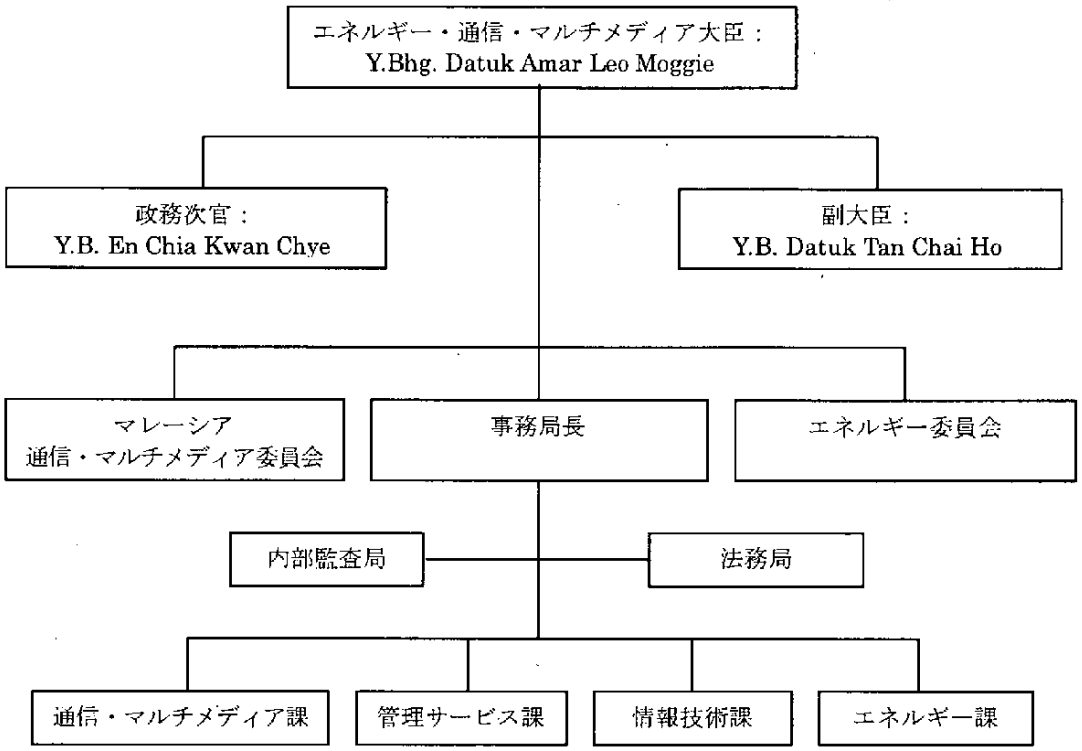

Source:マレーシア政府の発表資料

図XⅡ－2　エネルギー・通信・マルチメディア省　組織図

2．　マルチメディア・スーパー・コリドー

MSC（Multimedia Super Corridor）は、マレーシア政府の長期経済計画である Vision 2020[1]構想の一環として、マハティール首相[2]によって開始されたプロジェクトである。これは、国内外における現在または将来の IT／マルチメディア関連の一流企業に対して魅力ある理想的なマルチメディア環境を提供することにより、2020 年までにマレーシアを先進工業国及び知識基盤型社会にすることを目的としている。

MSC は、Cyberjaya（サイバージャヤ）をほぼ中央に配し、クアラルンプール・シティ・セ

[1] 1991 年 2 月、マハディール首相により発表された、経済社会開発構想である。これは、2020 年までにマレーシアを先進工業国にすることを目標としている。
[2] 2003 年 10 月末ごろ辞任の予定。後継者はバダウィ副首相とされる。

ンター（KLCC）のペトロナス・ツイン・タワー、PutraJaya（プトラジャヤ、マレーシアの行政サービス・センター）、クアラルンプール新国際空港（KLIA）を結ぶ東西に 15 km、南北に 50 kmに広がる広大な敷地に、最先端の IT・マルチメディア技術を駆使した情報インフラ、2.5 から 10 ギガビットのディジタル光ファイバー通信網による大容量のグローバル・電気通信／ロジスティクス・ネットワーク、スマート・ハイウェイ・システムによる高速鉄道網を備えている。

このMSCの開発及び拡大のため、以下の7つのMSCフラグシップ・アプリケーション（MSC Flagship Application）が開始された：

- e-Government
- 多目的カード
- スマート・スクール
- 遠隔医療
- 包括的研究開発
- e-Business
- 技術起業家の拡大

これら全てのフラグシップ・アプリケーションは、MSC の開発を積極的に推し進めるとともに、特にマレーシアの ICT 関連中小企業を含む ICT 企業に対してビジネス・チャンスを提供し、マレーシアの知識社会への変革を率先実行する。

また、この大規模な国家イニシアチブを実施する上で、重要な役割を果たしているのが、MDC (Multimedia Development Corporation)、IAP（International Advisory Panel）及び ICM (Implementation Council）である。

上記のフラグシップ・アプリケーション、実施機関に関する概要は以下の通りである。

２．１　MSC フラグシップ・アプリケーション

マレーシアを知識基盤型社会に変革することを目的とした Vision 2020 の目標実現を加速させるため、7 つの MSC フラグシップ・アプリケーション（MSC Flagship Application）が作成された。これは、具体的には、MSC のイニシアチブを積極的に実施し、マルチメディア技術分野の革新的な製造業者及びユーザ双方に対して、理想的なマルチメディア環境を形成する

ことを目指している。すでに国内外の企業によるコンソーシアムが、政府機関との共同事業により、マレーシアの社会経済的発展を推進している。

MSC フラグシップ・アプリケーションの各項目の概要は、以下の通りである。

2．1．1　e-Government

このイニシアチブは、マレーシアを情報社会に変革するために立ち上げられた。このイニシアチブによって、政府の政策策定、調整、実施の加速化及び品質強化を目的とする政府内の業務運営方法の改善、並びに行政サービスの利便性／アクセス性、国民・企業間の相互対話の品質向上を目的とするマレーシア国民への行政サービスの提供方法の改善が期待される。

このフラグシップ・アプリケーションの 6 つのパイロット・プロジェクトは、以下の通りである：

- プロジェクト・モニタリング・システム（PMS）
- 人材管理情報システム（HRIMS）
- ジェネリック・オフィス環境（GOE）
- 電子調達（EP）
- 電子流通サービス（E-Service ++）
- 電子職業安定所（ELX）

2．1．2　多目的カード

このイニシアチブは、以下を目的とする：

- 単一の多目的カード（MPC）プラットフォーム上での、政府関連アプリケーション、精算アプリケーション及びその他の将来考案されるアプリケーションの提供
- 顧客を対象とする高度サービスの提供
- MPC プラットフォームで提供される既存／新規アプリケーションのセキュリティ及び利便性の向上

MPC の普及を目的とする GMPC（General Multipurpose Card）プロジェクトは、2 段階に実施される。第 1 段階としては、すでにクアラルンプール、クラン・バレー及び MSC で推定 2 百万人規模のパイロット・キャンペーンを実施し、2002 年 10 月時点で約 2.6 百万人分の

カードが発行された。今後、全国規模のキャンペーンとして、2005 年を目途にプロジェクトを拡大する予定である。

なお、この GMPC プロジェクト及び PMPC プロジェクトを実施したことにより、MyKad 及び Bankcard が開発された。MyKad は、内政省内の国家登録局及び ICT 開発業者が、スマートカード・ソリューションのための共通のプラットフォームを構築する目的で開発したカードで、身分証明、運転免許、パスポート情報などのアプリケーションが利用できる。
Bankcard は、MSC のフラグシップ・アプリケーションの一環として、2000 年からマレーシア電子精算システム（MEPS）により、国内の銀行業者と共同開発された。初期のアプリケーションとしては、ATM、e-Debit、MEPS キャッシュサービスを予定している。Bankcard は 2003 年 2 月 28 日、正式に利用開始され、今後、小売店、駐車場、運輸、コミュニティなど様々な部門でのキャッシュレス精算及び取引先獲得のためのベンチャー・ビジネスの参入が期待される。

２．１．３　スマート・スクール

このイニシアチブは、情報基盤型社会を実現するためには、IT 技術及びツールに熟達した思考力のある人材を養成し、労働生産性を向上させる必要があるとの認識から実施されている。また、教育・学習の実践方法及び学校経営を体系的に改革した新しい学習の場として、学生に自己評価による自立した学習方法を習得させる機会を提供している。

このフラグシップ・アプリケーションは、以下の項目から構成される：

- 学校での教育―学習教材
- スマート・スクール管理システム
- スマート・スクール技術インフラ
- 学校評価システム
- システム・インテグレーション
- ヘルプデスク／サポート

２．１．４　遠隔医療

遠隔医療（Telehealth）とは、全ての医療保健関係者がマルチメディア・ネットワークで接続されている環境で、医療保健サービス及び製品を提供することを意味する。このイニシアチ

ブは、医療情報及びヴァーチャル医療保健サービスをシームレスに利用できることにより、国民の健康維持を目的とする。

当該フラグシップ・アプリケーションは、以下のパイロット・プロジェクトから構成される：

- 遠隔相談（TC、Teleconsultation）
- 一般大衆向け個別対応型医療情報及び教育（MCPHIE）
- 一生涯の健康プラン（LHP）
- 持続的医療教育（CME）

2．1．5　包括的研究開発

このフラグシップ・アプリケーションでは、最先端の企業、公共の研究機関及び大学の共同研究開発事業により、次世代のマルチメディア技術開発を推進する環境の形成を目的とする。

この研究開発事業を活性化するため、これまで以下のプログラムが実施されている：

- MSC 研究開発助成計画（MGS）
- MSC 学生参加プログラム（SAP）
- MSC 技術フォーラム
- 企業、大学、研究機関相互の共同研究開発事業
- （国内外の）展覧会

2．1．6　e-Business

このイニシアチブは、コミュニティ及び企業に対するより効率的で質の高いサービスの提供、並びに電子ビジネスの普及により、主要経済諸国と競争できる e-Business 環境を形成することを目的とする。

2．1．7　技術起業家の拡大

ICT 関連の中小企業は、知識基盤型社会において富と新規雇用の機会を新たに生むと考えられ、1996 年以降、MSC の重要戦略により、その他のハイテク企業とともにその拡大に力を注いできた。この結果、2003 年 4 月現在で、1,850 社以上の ICT 関連中小企業が設立された（1996 年には 300 社未満）。

さらに、これらの中小企業のほか、ICT、マルチメディア、バイオテクノロジー、ライフサイエンスといった戦略的ハイテク関連産業拡大の必要性を認識し、政府は、2001 年 11 月から、このフラグシップ・アプリケーションを開始した。

このアプリケーションの主要な目的は以下の通りである：

- ICT、マルチメディア、バイオテクノロジー、ライフサイエンスといった戦略的ハイテク関連産業の新規事業化に必要なクリティカル・マスの創出
- 既存の ICT 中小企業による世界クラスの企業への発展を支援

なお、このイニシアチブを指揮するのは、エネルギー・通信・マルチメディア省であり、MDC がその実際の実施機関となっている。

2．2　MDC

この国家イニシアチブの起動力となっているのが、1996 年政府によって設立された MDC (Multimedia Development Corporation) である。これは、MSC の開発及び実施の先鋒を務める国営企業で、MSC の国内外への売り込み、投資の促進、新しいサイバー法及び政策の策定、MSC の情報インフラ・都市開発の標準設定を行っている。

MDC は、MSC の開発を管理する責任機関として、1997 年から 7 つの IAP 会議を主催している。現在、MSC は、特に 7 つの MSC フラグシップ・アプリケーションの推進プロジェクトとの関連で、第 2 の開発段階に入っている。

なお、2004 年度予算においては、MDC の権限を強化し、MSC の開発及び実施をさらに積極的に進めることが確認された。

2．3　IAP

IAP (International Advisory Panel：国際協議委員会) は、マレーシア政府に対して MSC の策定に関する助言を行う機関で、一流企業の CEO、大学関係者及び世界のシンクタンクの優秀な専門家から構成される。

2．4　ICM

ICM（Implementation Council：実行委員会）は、MSC を成功させるため、首相が設立した高官レベルの MSC の実施機関である。これは、首相自らが議長となり、副首相を副議長に据え、MSC プロジェクト及びフラグシップ・アプリケーションに直接関係する政府機関の大臣及びリーダーをメンバーとし、MDC 及びその他の関連機関を指揮する役割を担っている。

2．5　MSC Status

MSC Status とは、マレーシア政府が MDC を通じて、国内外の企業を MSC 内で ICT 事業を営む資格のある企業として認知する地位である。政府の認知を受ける企業は、自社の製品及びサービスを生産する過程でマルチメディア技術を利用／開発する企業で、MSC Status としての条件を満たすことで、政府の 10 項目にわたる保証契約（Bill of Guarantee）によって保証される一連の奨励金及びその他の恩恵を享受することができる。

2．6　Cyberjaya

Cyberjaya（サイバージャヤ）は、1999 年 7 月 8 日、マハティール首相が正式に設立したマレーシア初のインテリジェント・シティである。これは MSC の核となる都市で、約 2,900 ヘクタールの敷地に、環境にやさしい最先端の技術を駆使した IT インフラ及び設備を備えている。この都市の区域は以下の 3 つ主要な区域と、その他の公共施設・緑地・リクリエーション目的の区域（全体の 50%以上）とで構成される：

- 企業区域
- 商業区域
- 居住区域

この都市は 2 段階にわけて開発し、2011 年までには約 5 万人の就労者及び 12 万人の居住者を擁すると期待されている。

関連 Website

MSC：http://www.msc.com.my

Flagship Applications：http://www.msc.com.my/msc/flagship.asp

IAP：http://www.msc.com.my/msc/iap.asp

ICM : http://www.msc.com.my/msc/icm.asp

MSC Status : http://www.msc.com.my/msc/msc_status.asp

Cyberjaya : http://www.cyberjaya-msc.com/

XIII　タイ

XIII　タイ

1．　タイにおける情報技術政策

1．1　経緯

タイ政府は、国家の経済及び社会の発展、並びに競争力の強化を牽引する潜在力を持つものとしてICT(情報通信技術)をはやくから認識し、1992年にはNITC(National IT Committee：国家IT委員会）設立のためのイニシアチブを開始した。

NITCは、ICT開発及び利用を推進するための政策、並びに計画策定を任務とし、1996年2月には国家初のIT政策：IT2000を発表し、内閣に承認された。このIT政策を実施した結果、技術が著しく進歩し、経済の全分野にわたってアプリケーションが普及した。

その後タイは、1997年から始まる金融危機を経て著しい変貌を遂げる一方、世界もグローバリゼーション、国境を越えた商取引、関税障壁のない新しい体制の設立など大きく変化した。これらの状況に鑑み、またタイがディジタル経済への移行を推進するため、NITCは第2段階の国家IT政策の必要性を認識した。これによりNITC事務局は、政策改革センター（Policy Innovation Center）と共同で、2001年から2010年までの10年間にわたる国家IT政策：IT2010を検討及び策定した。

このIT2010の策定及び政策提言にあたっては、以下の4つの重要項目を考慮することとし、また、広く市民からの意見を募るため、NECTEC（National Electronics and Computer Technology Center）では、公共セミナーを数多く開催した：

- IT2000の実施による影響及び教訓の分析
- 経済の様々な分野におけるIT産業及びIT消費の現状
- 世界の潮流を理解するため諸外国による政策策定
- 第9次国家経済社会発展計画（the Ninth National Economic and Social Development Plan）及び"e-Thailand"イニシアチブに特記される、国の将来の発展に関する諸問題

これらの結果、2002年3月19日、内閣はIT2010を21世紀最初の10年における、タイのICT開発政策枠組みとして承認した。

表XⅢ－1　タイ政府　主要情報技術政策経緯

開始月日(注)	IT政策名	ビジョン、目標、プログラムなど
1992年	—	NITC（National IT Committee：国家IT委員会）設立。同委員会は、ICT（情報通信技術）開発及び利用を推進する政策、並びに計画の策定を任務とする。
1996年2月	IT2000	(1) ビジョン 経済の繁栄及び社会の公平性実現のためのITの適切な利用 (2) 開発アジェンダ ・ 公平な国家情報インフラ（NII）の構築 ・ ITに適した人材の提供の加速化及びIT知識のある労働力拡大のための市民への投資 ・ ICTの利用による公共サービスの提供及び行政の管理改善 (3) プログラム ・ 国家インターネット・エクスチェンジ・ポイント ・ スクールネット・タイ ・ 政府情報ネットワーク（GINet：Government Information Network） ・ 法的インフラの拡大
2002年3月 (適用期間：2001-2010)	IT2010	(1) ビジョン タイの知識基盤型社会及び経済（KBS／KBE）への移行 (2) 目標 ・ 国家の技術力向上：2010年までに「潜在的リーダー」としての地位を確立 ・ 2010年までに「有知識労働者」の割合を2001年の12%から30%に増加 ・ 2010年までに「知識基盤型産業」比率を50%に増加 (3) プログラム ・ e-Society ・ e-Education ・ e-Government ・ e-Commerce ・ e-Industry
2002年9月 (適用期間：2002-2006)	National ICT master plan	(1) ビジョン ・ タイがアジア地域において、特にソフトウェア分野のICT開発及びICTビジネスの中心地となること ・ タイが、経済力及び競争力のある経済国、並びに知識基盤型社会となり、それによって起業家及び市民全体の情報へのアクセスを実現すること (2) 目標 ・ 国の経済競争力の強化 ・ 知識基盤型社会の構築及び全市民の生活の質の向上 ・ 全市民への公平なアクセスの維持及び持続可能な発展 ・ ICT関連企業及び産業の振興 (3) 戦略 ・ アジア地域のリーダーとしてふさわしいICT産業を発展 ・ 市民の生活の質及び社会の向上のためのICTの利用 ・ ICT関連R&Dの改革及び強化 ・ 将来の競争力強化につながる社会的機能の拡大 ・ 国際市場に進出する上で有望な起業家の育成 ・ 中小企業によるICTの利用 ・ 公共機関及び公共サービスの提供におけるICTの導入
2002年10月	—	情報通信技術省（MICT）を設立。同省は、ICT政策の政策立案、ICT事業の実施及び促進を主な任務とする。

(注)開始年月日は、内閣の承認日とみなす。

１．２　行政組織

タイの IT 政策は、主に NITC（National IT Committee：国家 IT 委員会）において実施されている。また、情報通信技術省及び事務局としての機能を果たす NECTEC（National Electronics and Computer Technology Center）の所属する科学技術省などが、NITC を支援する組織として挙げられる。

タイの内閣及びその他関連機関の組織は以下の通りである。

１．２．１　内閣

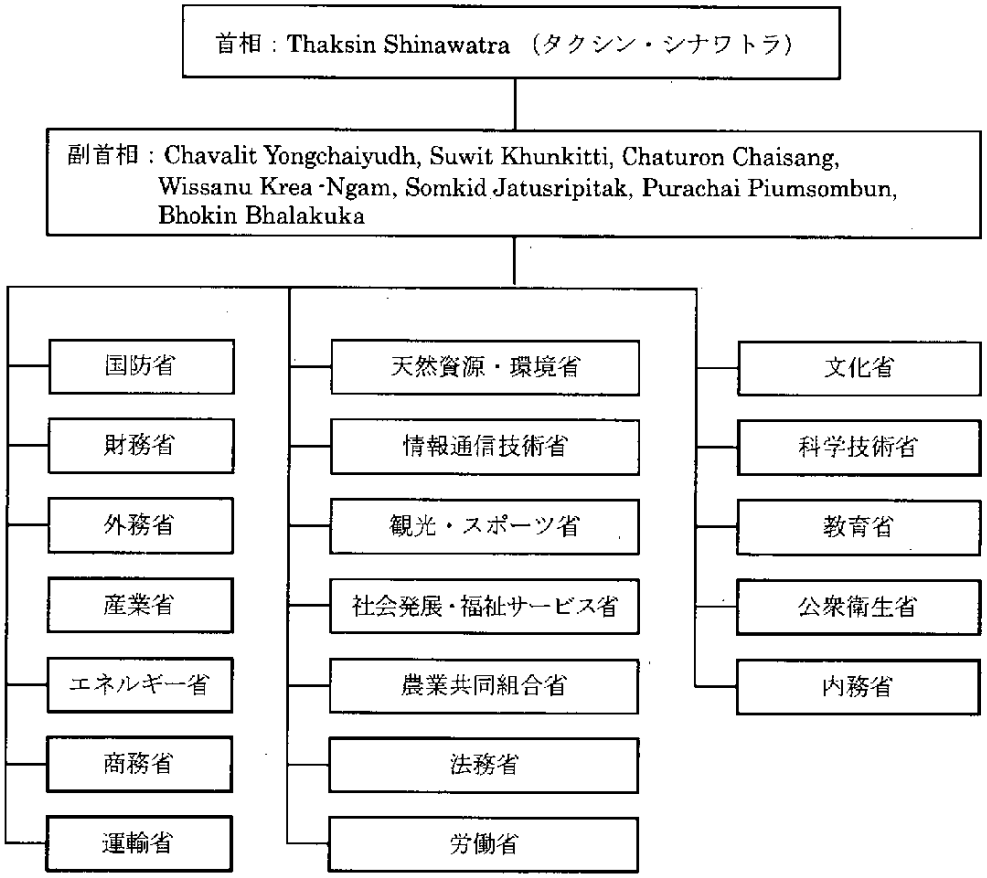

Source: タイ政府の発表資料

図ＸⅢ－１　内閣　組織図

1．2．2　NITC（National IT Committee：国家 IT 委員会）

NITC は、首相を議長とする高官レベルの政治組織で、1992 年に設立された。これは、ICT（情報通信技術）開発及び利用を推進する政策、並びに計画の策定を任務とし、関連する公共及び民間部門の管理職をその構成員とする。

この補助機関として、ICT 政策局（ICT Policy Office）及び ICT 運用支援局（ICT Operation Support Office）がある。ICT 政策局は、独立した行政機関として、政策の継続実施を推進するため、情報管理、技術文書の作成、政策の調査及び評価を任務とする。一方、ICT 運用支援局は、政策実施に必要な支援を任務とする。具体的には、技術提供及びプロジェクト管理、NITC のコンサルティング担当、R&D プログラム／プロジェクト管理の支援、職務割当、e-Government 発展プログラムによる組織再編成のための行政機関への支援を行う。

なお e-Government 政策関連として、NITC の配下には、UPU（Sub-Committee on Utilization of IT in the Public Sector：公共部門の IT 利用化小委員会）及び e-Government Working Group under e-Thailand（e-Thailand イニシアチブに基づく e-Government 作業部会）が組織されている。

1．2．3　情報通信技術省

情報通信技術省（Ministry of Information and Communication Technology）は、2002 年 10 月、行政改革法に基づき新設された機関で、タイ国内の情報通信技術の開発に関する計画策定、推進及び調整を任務とする。同省は、現在民営化が進められている旧政府企業を含め、以下の 7 つの主要機関から構成される：

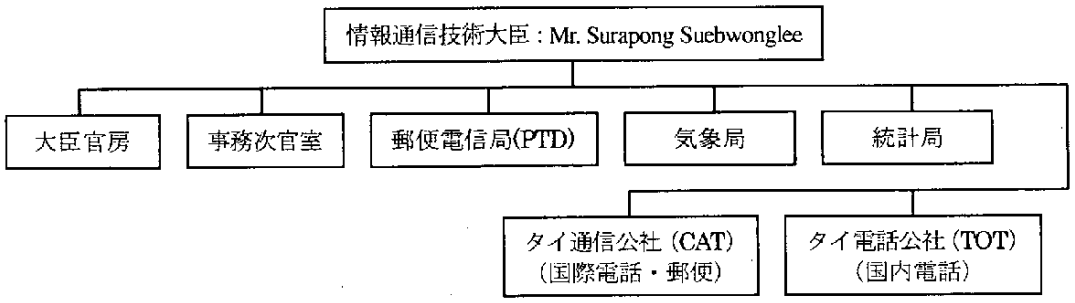

Source：タイ政府の発表資料

図XⅢ－2　情報通信技術省　組織図

このうち、タイ通信公社（CAT : Communications Authority of Thailand）は、2003年初頭までにCAT Telecom Ltd.及びThailand Post Ltd.に民営化される予定である。また、タイ電話公社（TOT : TOT Corporation Public Company Limited）も近い将来IPO（新規株式公開）を実施する予定である。

この中核となる組織が事務次官室である。同機関の任務は以下の通りである：

- 情報通信技術省の政策及び目標実現を支援する調査研究、並びに情報収集
- 同省の政策及び目標実現のための戦略計画の策定
- 総括政策の個別事業計画化
- 効率及び効果の最大化のための資源の配分、並びに管理
- 同省内の各部門における事業の調整、管理、調査及び評価
- 同省内の部門以外の組織レベルにおける事業の調整、追跡調査及び評価
- 渉外事務及び国際関係業務の監督、並びに現行法の改正及び最新化
- 全国レベルの情報ネットワーク構築の調整、省庁相互を接続するネットワークのハブとしての情報通信技術大臣の位置付け、省庁レベルの事業を支援する情報システムの構築
- 新しい"e-Government"のための国家計画の策定及びその計画実施上での調整
- 宇宙に関連するプロジェクトの推進及びその関連事項の調整
- 企業及び産業界におけるe-business及び商取引上でのICT利用の振興、並びにそれに関わる知識、情報及び教育の一般市民への提供
- 内閣によって割り振られるその他の業務及び同省が共同で事業を行うその他の組織への支援

1．2．4　科学技術省

科学技術省は、ひとつの事業体を含む5つの下部組織から構成される。この下部組織のNSTDA（National Science and Technology Development Agency）の配下に、独立行政機関であるNECTEC（National Electronics and Computer Technology Center）が存在する。NECTECは、NITCの事務局の機能を果たし、NITCの事業を支援する任務を有する。

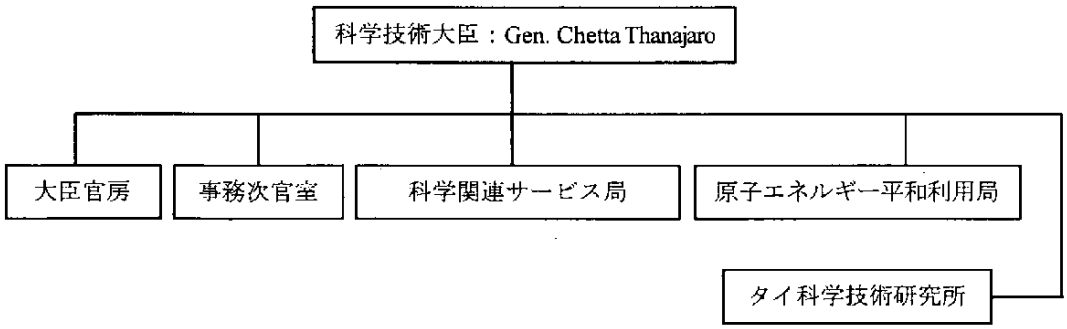

Source:タイ政府の発表資料

図XⅢ－3　科学技術省　組織図

2．　IT2010

2002年3月19日に承認されたIT2010は、単にICT開発のみならず、ICTの効果的な利用に焦点をあて、タイの知識基盤型社会及び経済（KBS／KBE）への移行を目指す。具体的な目標、これを支援する指導原則、重要プログラム、開発の条件は以下の通りである。

2．1　具体的な目標

- 国家の技術力向上：2010年までに、UNDP（国連開発計画）の技術達成指標に示される「潜在的リーダー」としての地位を確立
- 2010年までに「有知識労働者」の割合を2001年の12%から30%に増加
- 2010年までに「知識基盤型産業」比率を50%に増加

2．2　指導原則

「KBE／KBSのためのICT」枠組み支援を目的とする分野横断的な原則として、以下の3点を掲げる：

- 人的資本の形成
- 技術革新の推進
- 情報インフラへの投資及び情報産業の振興

２．３　重要プログラム

政府は、IT2010 の目標実現のため、以下の"5E"を掲げその実施に力を注いでいる：

- e-Society
- e-Education
- e-Government
- e-Commerce
- e-Industry

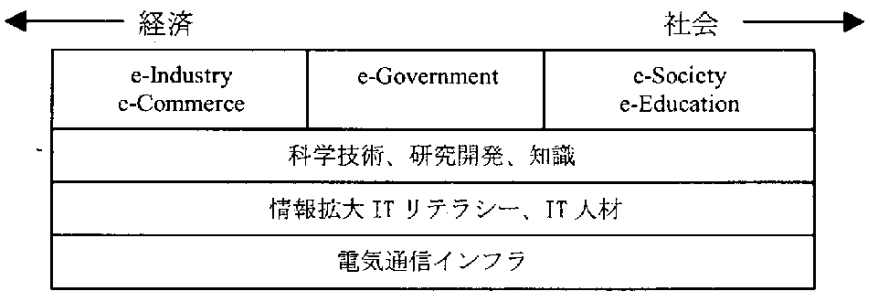

図ＸⅢ－４　**ICT** 開発プログラム：**IT2010** におけるフラグシップ及びインフラ

上記"5E"の目標及び戦略は以下の通りである。

２．３．１　**e-Society**

(1) 目標

- ディジタル・デバイドの是正
- 生活の質の向上
- 知識及び学習を基盤とする社会への変容

(2) 戦略

- 全市民への平等なアクセスを実現するための国家情報ネットワーク・インフラの構築
- ICT 分野における人材開発
- 社会の全レベルにおける教育機関の権限の強化
- 情報及び知識へのアクセス機会の拡大及びその不平等性の改善
- コミュニティ・レベルにおける学習ネットワークの構築

・ ICT 及び電子商取引による生活の質の向上
・ 都市部及び農村部を含め社会の全てにおける、福祉意識の醸成
・ 文化、健康、市民の参加といった問題への取り組み

２．３．２ e-Education

(1) 目標

知識基盤型社会への移行に伴う変化に対応した人材の開発及び育成

(2) 戦略

・ 管理の効果及び効率性の向上
・ 基本的な教育情報ネットワークの構築
・ 全ての教育レベルにおける人材開発の促進
・ ナレッジ・コンテンツの作成
・ 情報及び知識へのアクセスに対するディジタル・デバイドの是正
・ 生涯教育、コンピュータ・リテラシー及び仮想教育といった問題への取り組み

２．３．３ e-Government

(1) 目標

・ バックオフィス部門：2004 年までに、文書、在庫品、人材、財務及び予算作成に関し全て電子化
・ フロントオフィス部門：2005 年までに全サービスの 70%の電子化、2010 年までに 100%の電子化

(2) 戦略

・ e-Government 戦略計画、部門毎アクション・プラン及び予算の作成、並びに組織の再編成
・ 公共部門における人材開発
・ 公共部門マネジメントの作成及び政府全体における ICT 標準の適用
・ 政府サービスの拡充、市民によるアクセス性の向上、e-Government ポータルの設置、各省庁における MOC（Ministry Operation Centres：省庁関連業務運営センター）の設立、民間部門との ICT プロジェクトの調整
・ 雇用及び法的インフラの問題への取り組み

２．３．４　e-Commerce

(1) 目標

ICT の利用による、タイ企業の競争力の強化。特に、国内消費のみならず輸出志向型企業を重要視する。

(2) 戦略

- 積極的な輸出振興戦略の策定
- e-Commerce 及び e-Business に対する意識強化
- 現行法の改正及び新法の導入
- 安全かつ安定した電子精算システムの構築
- 情報ネットワークの構築、並びに関連業務の最新化及び調整
- 中小企業によるポータルサイトの設置、書面によらない取引及びベンチャー・キャピタルの取得への支援
- 新しい知識基盤型経済に適応する人材開発
- e-Commerce に必要な基本インフラの R&D
- 金融、観光、IT サービス及びその他の産業における"e-service"の拡充

２．３．５　e-Industry

(1) 目標

2010 年までに民間部門の ICT 利用及び生産に対する支援、並びに推進

(2) 戦略

- "Thailand Exchange"：工業製品取引委員会の設置
- ICT 関連産業の振興に対する支援
- 市場調査の実施及び市況情報の収集
- ソフトウェア、電気通信、情報及び電子といった国内の ICT 産業の振興
- ICT 分野における人材開発及びスキルを有する労働力の確保
- R&D に関わる産業の振興
- 中小企業における ICT 利用の促進
- 農業部門の発展のための、ICT 利用の促進
- e-manufacturing 及び標準化に関する問題への取り組み

２．４　ICT 開発の条件

IT2010 では、ICT 開発への様々な障害及び ICT プログラムの実施を妨げる問題を除去すべく、以下の 5 つの条件を設定した：

- 有用な情報、コンテンツ及び知識の優先的創造
- 人的能力の継続的開発
- ディジタル・デバイドの解消
- 国家 ICT 開発における分野横断的な指導メカニズムの形成
- 国家の政策と NITC の事業との関連付け

２．４．１　有用な情報、コンテンツ、知識の優先的創造

有用な情報、コンテンツ及び知識の創造は、少なくとも基本インフラ、ツール、設備、素材への投資に優先させる。特に、情報及びコンテンツへの大幅な投資を確保する。さらに、地方行政機関、学校、コミュニティ、中小企業など、社会の様々なレベルにおける「知識センター」建設推進のための政策を策定する。

２．４．２　人的能力の継続的開発

正規の教育、任意の教育など全ての教育レベルにおける人材開発を行う。また、人材開発プログラムでは、「有知識労働者」の開発のみならず、タイ固有の人材の持続的開発を目指す国の労働力強化及び向上に務める。このため、以下のプログラムを実施する：

- コミュニティへの IT 訓練プログラム
- 児童及び青年向けのインターネット利用訓練
- タンボン（村集団）・ネット・プロジェクト支援のための閣僚―市民間会合プロジェクトにおける、コミュニティ・リーダー向けインターネット・サーフィング訓練

２．４．３　ディジタル・デバイドの解消

インフラ及び設備からの隔絶（Infrastructure Divide）のみならず、リテラシー格差（Literacy Divide）、文化の相違（Cultural Divide）及び管理知識の不足（Management Divide）による格差を考慮する必要がある。このため、以下のプログラムを実施する：

- スクールネット・タイ：1995 年から NECTEC により実施。全学校へのインターネット・ア

クセスの実現による、教師・生徒双方の豊富な情報の利用促進、都市部と農村部との教育格差の解消を目的とする

（2003年3月現在の実施状況：これにより教育水準が向上し、学校における無料のインターネット・アクセスが可能となった）

- タンボン（村集団）・ネット／ムーバン（村）・ネット・プロジェクト：これは、村内部及び村相互をインターネットで接続するプロジェクトである。第一段階では、無料のインターネット・アクセス及びテレフォン・カードが利用できる地域で実施。（2003年3月現在の実施状況：インターネット接続上の問題、投資に対する薄利など様々な問題が明確化された。今後、成人教育・小規模なビジネスに関するサイトにおいて、さらにサービスを提供予定）
- コミュニティ製品及び観光業のための通信センター：これは、農村部にインターネット、ひいてはe-Commerceを導入することにより、農村部でのe-Commerceを持続的に発展させ、農村のコミュニティの経済的／社会的福利の向上を目的とした政府プロジェクトである
- ICT都市建設プロジェクト：MICTは、チェンマイ県、コーンケーン県及びプーケット県にICT開発センターを建設し、e-Commerce、並びにソフトウェア産業を推進する。なお、プーケット島は、急速に観光業が振興していることから、高速インターネット・アクセス・サービスの提供のため、全島の光ファイバー通信システム開発を進めている
- ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスの提供：iPSTAR衛星プラットフォームを利用した双方向性の高速ブロードバンド通信サービスを、他の有線通信が利用できない地域へ提供する

2．4．4　国家ICT開発における分野横断的な指導メカニズムの形成

国の最高行政官によるリーダーシップの発揮のほか、効率的な管理体制の構築、望ましい統治を堅持する、永続的かつ確固たるシステムを構築する。具体的な施策は以下の通りである：

- 首相自らによるNITC議長への就任（2002年3月現在、すでに就任）：さらに、NITCは、ICT政策局（ICT Policy Office）を設立する。同局は、独立した行政機関として、政策の継続実施を推進するため情報管理、技術文書の作成、政策の調査及び評価を任務とする
- ICT運用支援局（ICT Operation Support Office）の業務拡大：同局は、政策実施に必要な支援を任務とする。具体的には、技術提供及びプロジェクト管理、NITCのコンサルティング担当、R&Dプログラム／プロジェクト管理の支援、職務割当、e-Government発展プログラムによる組織再編成のための行政機関への支援を行う
- ICT政策局とICT運用支援局との支援体制の強化：業務拡大及び効率化により、情報通信

技術省（MICT：Ministry of Information and Communications Technology）を設立（2002年3月初めの閣議決定、2002年10月に同省設立）

- 全ての政府機関によるICT政策への参加：各機関は独自のマスター・プランを策定及び実施する。これに関し、予算当局は、十分な予算を各機関に割当てることとする。機関内でこれらの業務が遂行できない場合は、民間部門への委託も可能

２．４．５　国家の政策と NITC の事業との関連付け

ICT の融合を最大限利用するため、NITC、国家電気通信委員会（NTC：National Telecommunications Committee）及び国家放送委員会（NBC：National Broadcasting Committee）の業務を国家の政策に沿った内容とする。

３．　国家 ICT マスター・プラン

2002年3月19日、内閣はIT2010を承認し、NECTEC及びNESDB（National Economic & Social Development Board）に「国家ICTマスター・プラン」の策定を命じた。その後同年9月25日、内閣はこれらの機関の策定した国家初の「国家ICTマスター・プラン」を承認した。この計画は、IT2010及び第9次国家社会開発計画（2002－2006）に沿って策定されたもので、IT2010がIT開発のための政策枠組みである一方、その詳細な戦略計画と位置付けられる。
この概要は以下の通りである。

３．１　目標

同マスター・プランにおいて明記される2002年から2006年までのICT開発ビジョンは以下の通りである：

- タイがアジア地域において、特にソフトウェア分野のICT開発及びICTビジネスの中心地となること
- タイが、経済力及び競争力のある経済国、並びに知識基盤型社会となり、それによって起業家及び市民全体の情報へのアクセスを実現すること

このビジョンに沿って、ICTの活用による、以下の4つの目標が明らかにされた：

- 国の経済的競争力の強化
- 知識基盤型社会の構築及び全市民の生活の質の向上

・ 全市民への公平なアクセスの維持及び持続可能な発展
・ ICT 関連企業及び産業の振興

なお、この目標の実現には、5 つの“E”: e-Government、e-Commerce、e-Industry、e-Education 及び e-Society が重要な柱となることが認識された。

3．2 戦略

上記のビジョン及び目標を実現するため、以下の 7 つの戦略が立案された：
・ アジア地域のリーダーとしてふさわしい ICT 産業を発展
・ 市民の生活の質及び社会の向上のための ICT の利用
・ ICT 関連 R&D の改革及び強化
・ 将来の競争力強化につながる社会的機能の拡大
・ 国際市場に進出する上で有望な起業家の育成
・ 中小企業による ICT の利用
・ 公共機関及び公共サービスの提供における ICT の導入

各政府機関は、この ICT マスター・プランの戦略及び事業に沿った、組織毎の独自の ICT マスター・プラン、並びにアクション・プランを立案しなければならない。

これらの戦略の概要は以下の通りである。

3．2．1 アジア地域のリーダーとしてふさわしい ICT 産業を発展

(1) 目標
・ 2006 年までに国内のハードウェア及びソフトウェア市場を 90 百万バーツ（約 2.6 億円、2003 年 12 月 1 日為替レート：1 タイ・バーツ＝約 2.84 円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく）規模に拡大。ソフトウェア及びその関連する支援産業が、全産業の 75%を占める
・ スキルを有する研究者及びソフトウェア開発者を最低 6 万人確保。このうち専門の有資格者が 30%を占める
・ 国内のソフトウェア産業への投資及び振興を奨励する目的を持つソフトウェア産業振興局（SIPA : Software Industry Promotion Agency）の設立。2003 年中に投資家支援のためのワン・

ストップ・サービス窓口を設置し運用を開始

- 政府は、2006 年までに少なくとも 50 億バーツ（約 142 億円、同上）規模のソフトウェア部門の需要創出を目的としたプロジェクト及びプログラムを実施
- 国内で生産されるソフトウェアのほか、オープン・ソース・ソフトウェアの利用促進。これらのソフトウェアは年間購入するソフトウェアの最低 50%を占める

(2) 施策

- 市民の英知を十二分に活用しつつ、公共部門及び民間部門双方が協力して ICT 産業の発展を加速化
- 公共部門は、国内における ICT のパイロット的利用者となる。一方で、アジア諸国は、タイが輸出する ICT の主要市場となる
- 車両用電子産業のほか、ハードウェア及びソフトウェア産業の振興を目的とする巨額の投資を行う
- ICT の導入及び利用を支援する法規則を改正、並びに制定

３．２．２　市民の生活の質及び社会の向上のための ICT の利用

(1) 目標

- 2005 年までに、最低 7 本の高品質（32kbps 以上）の電話回線を全農村部のコミュニティ（村）へ提供
- 2006 年までに、低料金のブロードバンド・インターネット・サービスを全県に提供
- 通信技術の改良により、国内のデータ回線利用コストを削減
- 2006 年までにディジタル情報アクセスの機会に恵まれない人々の、少なくとも 70%に対し、同機会を平等に提供
- 2006 年までに、各タンボンに情報センターを設立
- 2006 年までに、ICT に精通している教師を最低 30 万人確保
- コミュニティ・レベルのプログラム専用の無線局を各県に最低 1 ヶ所、また各地域に最低 1 つの TV チャネルを設定
- 2004 年までに、各タンボンにおいて、ICT 普及のための地域独自のコンテンツを創造
- 2006 年までに、ICT の安全な利用、並びにデータ及びデータ通信のセキュリティを保障する機関を設立

(2) 施策

・ 適切なITの利用を促進

・ 農村経済の農業及び産業部門の基盤として、学習機会の提供、知性及び付加価値の創造のための、基本通信インフラの開発を加速化

・ 国民教育の拡大、収入レベルの向上、生活の質の向上に注力

3．2．3　ICT関連R&Dの改革及び強化

(1) 目標

・ 公共機関及び民間部門双方におけるICT研究への投資を、全ICT産業の市場規模の最低3%に増加

・ 2006年までに、最低50億バーツ（約142億円、同上）の予算及び最低100マン・イヤーのR&Dへの投資により、大規模なソフトウェア開発プロジェクトを設立

・ 国内で生産または組み立てられたPC及びソフトウェアの利用を、各々全売上高の最低80%及び50%に増加

・ 2004年までに、ネットワーク・コンピューティングまたはウェブ・サービスに精通しているソフトウェア開発者を全体の最低70%確保

(2) 施策

・ 官民学の協力体制によりICT関連R&Dの再編成を行う。これには、産業部門のニーズを第一の検討課題とする

・ 一般市民に対する科学教育の早急な拡大を目的とする具体的かつ実施可能な戦略を、可能な限り早期に完成させる。この戦略には、研究資金の配分、R&Dにふさわしい環境の創生、研究プロジェクトの成果の商用プロジェクトへの応用を含む

3．2．4　将来の競争力強化につながる社会的機能の拡大

(1) 目標

・ 2006年までに、労働者の最低70%によるICTへのアクセス及び最低40%のインターネット・アクセスを確保

・ 2006年までに、全日制の教育を受ける生徒の最低90%によるICTへのアクセスを確保

・ 2006年までに、知識労働者数を年間最低15万人増加

(2) 施策

- 公共機関及び民間部門は共同で、一般市民による ICT の利点への理解を拡大
- ICT の導入推進及びその管理の効率化を目的とする人材開発に注力
- 国家の基本経済に対する新技術の恩恵の最大化及びその結果として国の国際競争力強化に務める

3．2．5　国際市場に進出する上で有望な起業家の育成

(1) 目標

- 2006 年までに、製造及びサービス部門双方の ICT 関連企業における ICT 関連人材の雇用を 60 万人（全体の 1%）に増加
- 電子商取引の売上高を年間 20%増加
- 2006 年までに ICT 部門の製造分野における売上高を最低 10%増加

(2) 施策

- 起業家による生産事業及びマーケティングに対して新技術の知識、並びに経験を提供する目的で、起業家への早期支援政策及び手続きを策定
- 情報とそれに関連する運用設備とをリンクさせる場合は、データ交換のためのオープン・スタンダードを利用
- 事業費削減を目的として、電子商取引の実施を最優先
- 公共部門は、知的財産権の保護及び技術革新に歩調を合わせた法規則の改正により、輸出の振興を支援
- ICT に知識のある労働力の拡大により、生活の質の向上に注力
- 急速に拡大するアジア地域市場での起業家の市場拡大を可能とするため、マーケティングに関するスキル及び能力を開発

3．2．6　中小企業による ICT の利用

(1) 目標

- 最低 10 万の中小企業が非営業部門の運用において ICT を利用
- 2006 年までに、ICT を利用する中小企業の最低 40%が、設計、エンジニアリングといった事業に ICT を利用
- サプライ・チェーンに関わる中小企業数を、年間最低 10%増加

(2) 施策

・ 経営、生産管理及び大企業との接続など、ビジネスの拡大、並びに競争力強化のため、中小企業における ICT の導入を奨励

3．2．7　公共機関及び公共サービスの提供における ICT の導入

(1) 目標

・ 2006 年までに、各省庁の部門間において、全国規模の電子ネットワークによる情報共有化を実現
・ 2006 年までに、各省庁は上記ネットワークを通じて、情報のネットワーク化を可能とする能力を備える
・ 2006 年までに、政府機関の最低 60%は IT を十分に利用した管理組織を構築
・ 取引サービスの単一窓口を最低 90%電子化
・ 2006 年までに、政府機関の最低 50%は、各県において電子的に利用可能な料金精算の基本サービスを提供
・ 2006 年までに、省庁間の EDI（電子データ交換）により、最低 100 の e-Citizen サービスを単一窓口で提供可能とする
・ 2006 年までに、政府は電子的手段により、最低 1,000 億バーツ（約 2,840 億円、同上）の買収及び購入を実施
・ 国家のセキュリティを維持し、ICT の導入のための法規則及び手続きを制定
・ 2006 年までに、（事務、人材管理、予算作成、財務管理などの）標準マネジメント・ソフトウェアを全政府機関で利用可能とする

(2) 施策

・ 政府部門は、政府内における ICT 利用の拡大及び推進を任務とする国家機関を設立
・ これにより、公共部門におけるデータベース、計画、協力体制、予算作成及び物品調達に関わる業務の統合を透明化し、重畳した投資を削減
・ 公共部門は、一般市民へのより高品質かつ効率的なサービスに際し、安全なオープン・スタンダードに従いつつ、情報収集、交換及び共有化を行う。

関連 Website

IT2010：http://www.nectec.or.th/intro/e_nectectoday.php

National ICT Master Plan：http://202.47.227.59/tiki-custom_home.php

4. E-Government

タイ政府の e-Government 政策は、1994 年、公共機関における IT 利用促進小委員会（Sub-Committee of Promotion of Utilization of Information Technology in Public Organization）[現 NITC（National Information Technology Committee：国家 IT 委員会）に所属]によって開始された。このイニシアチブを支援するため、中堅レベルの職員へのコンピュータ訓練、政府機関で最低必要とされる IT 設備の明確化、公共部門への CIO（最高情報責任者）の設置、省庁／部門／県レベルにおける IT マスター・プランの実施など、いくつかの施策が実行された。

その後 2000 年、ASEAN 諸国は、IT の潜在能力の拡大により世界経済における ASEAN 諸国の競争力強化を目的として、e-ASEAN イニシアチブを承認した。このイニシアチブの 5 つの重要分野は以下の通りである：

- ASEAN 情報インフラの構築
- e-Commerce の拡大
- 生産物、サービス及び投資の自由貿易地域の確立
- e-Society の拡大
- e-Government の確立

2000 年 7 月 3 日、内閣は、e-ASEAN イニシアチブの掲げる問題を考慮し、IT インフラ開発の遅れを最小限にとどめ、国としてこれらの問題に早期に着手するため、e-Thailand の策定を優先課題と決定した。この e-Thailand イニシアチブにより、NITC は e-Thailand 策定小委員会を設立し、結果として、e-Thailand の重要分野である e-Government を手がけるプロジェクトが NITC の最終承認により設定された。この e-Government イニシアチブは 2001 年 3 月から開始し 2003 年 3 月に終了予定である。（表 XIII－2）

e-Thailand イニシアチブの重要分野は以下の通りである：

- e- Government
- e-Society
- e-Commerce Facilitation
- e-Information Infrastructure
- Liberalization

表XⅢ－2　タイ政府　e-Government 政策経緯

開始月日	主なできごと、e-Gov 政策目的、重要分野など
1994 年	タイ初の e-Government 政策の開始 (1) IT 利用促進小委員会 (Sub-Committee of Promotion of Utilization of Information Technology in Public Organization) が実施 (2) 実施内容 ・ 中堅レベルの職員へのコンピュータ訓練 ・ 政府機関で最低必要とされる IT 設備の明確化 ・ 公共部門への CIO（最高情報責任者）の設置 ・ 省庁／部門／県レベルにおける IT マスター・プランの実施など
2000 年	ASEAN 諸国は、e-ASEAN イニシアチブを承認 [e-ASEAN イニシアチブの重要分野] ・ ASEAN 情報インフラの構築 ・ e-Commerce の拡大 ・ 生産物、サービス及び投資の自由貿易地域の確立 ・ e-Society の拡大 ・ e-Government の確立
2000 年 7 月 3 日	内閣は、e-Thailand の策定を優先課題と決定 これにより、NITC は e-Thailand 策定小委員会を設立。 [e-Thailand イニシアチブの重要分野] ・ e- Government ・ e-Society ・ e-Commerce Facilitation ・ e-Information Infrastructure ・ Liberalization なお e-Government を手がけるプロジェクトが NITC の最終承認により設定
2001 年 3 月 （2003 年 3 月に終了予定）	e-Government プロジェクトの実施 (1) 目標 ・ e-ASEAN 及び e-Thailand 双方のイニシアチブに沿った e-Government の建設のための枠組み構築 ・ 公共機関の組織再編成のためのガイドラインの確立 ・ e-Government パイロット・プロジェクトの実施及び評価 ・ e-Government 関連プロジェクトの実施のための、明確な戦略的枠組み及びアクション・プランの確立 (2) プロジェクト（今後 2 年以内に実施予定のパイロット・プロジェクト） [行政関連] ・ e-Formalities ・ 公共サービスのオンライン化 ・ 電子商取引登録確認 ・ 企業の財務バランスの電子化 ・ 本人確認カードの電子化 ・ 公共交通機関の予約サービスの電子化 ・ e-Procurement ・ インターネット・タンボル（Tambol）及び Thaitambon.Com プロジェクトなど [金融・財務関連] ・ e-Investment & Industry ・ e-Tax ・ e-Audit ・ 金融情報サービスのオンライン化 ・ 政府機関による政府と企業との間の精算窓口の設立 [その他] ・ e-Parliament ・ e-NSO（Statistics）

関連 Website

e-Gov : http://egov.thaigov.net/english/index.html

XⅣ OECD

XⅣ　OECD

1．設立経緯

1946年6月、マーシャル米国務長官（当時）は、米国による欧州経済の再建を目的とした援助プログラム「マーシャル・プラン」を発表した。これを受けて、被援助国である欧州諸国側に十分な協力体制を整えることが必要となり、1948年4月、OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）の前身にあたるOEEC（Organisation for European Economic Co-operation：欧州経済協力機構）が発足した。

OEECは1950年代後半までに所期の目的をほぼ達成するにいたり、これを大西洋両岸にまたがる先進諸国の経済協力機構に組み替えようとする動きが現れた。この結果、1960年12月、OEEC加盟18カ国に米国とカナダを加えた20カ国がOECD条約に署名し、翌年、1961年9月、世界的視野に立って国際経済全般について協議することを目的とした新機構、OECDが正式に設立された。2003年2月現在、OECDには、30カ国が加盟している。（表XⅣ－1）

表XⅣ－1　**OECD**加盟国

1961年設立時の原加盟国（20カ国）	オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国
その後の加盟国（10カ国）	日本（'64年）、フィンランド（'69年）、オーストラリア（'71年）、ニュージーランド（'73年）、メキシコ（'94年）、チェコ（'95年）、ハンガリー、ポーランド、韓国（以上'96年）、スロバキア（2000年）

Source: OECD発表資料から作成

２．組織

OECD における IT 政策は、情報・コンピュータ・通信政策委員会で主に実施され、事務局の下部組織である科学技術・産業局において委員会の業務を補佐している。OECD の組織は以下のとおりである。

２．１　OECD の組織

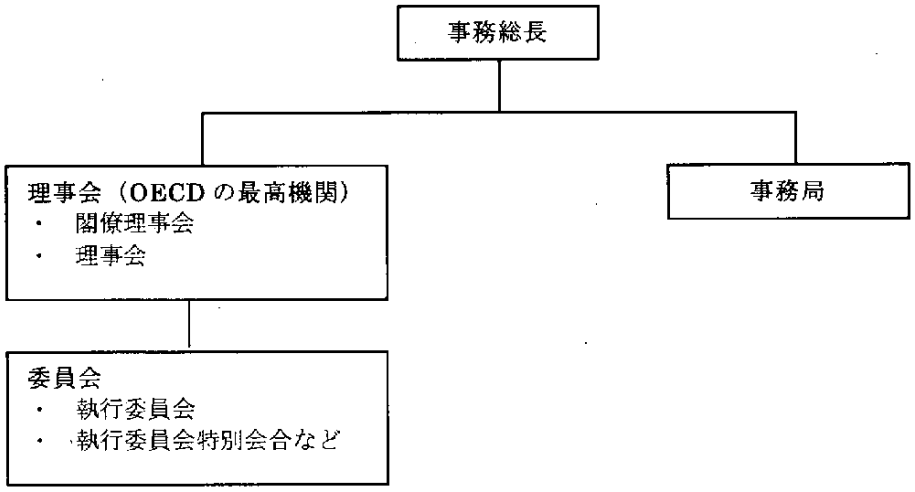

図ＸⅣ－１　**OECD**　組織図

理事会及び委員会は、各加盟国の代表によって構成される。事務局は、理事会の決定に従い委員会などの業務を補佐するための機関である。これらすべてを統括するのが事務総長である。なお、事務総長は、委員会と同様、ビジネス界の代表からなる BIAC（Business and Industry Advisory Committee）及び労働組合の代表からなる TUAC（Trade Union Advisory Committee）の助言を考慮する。

２．２　委員会

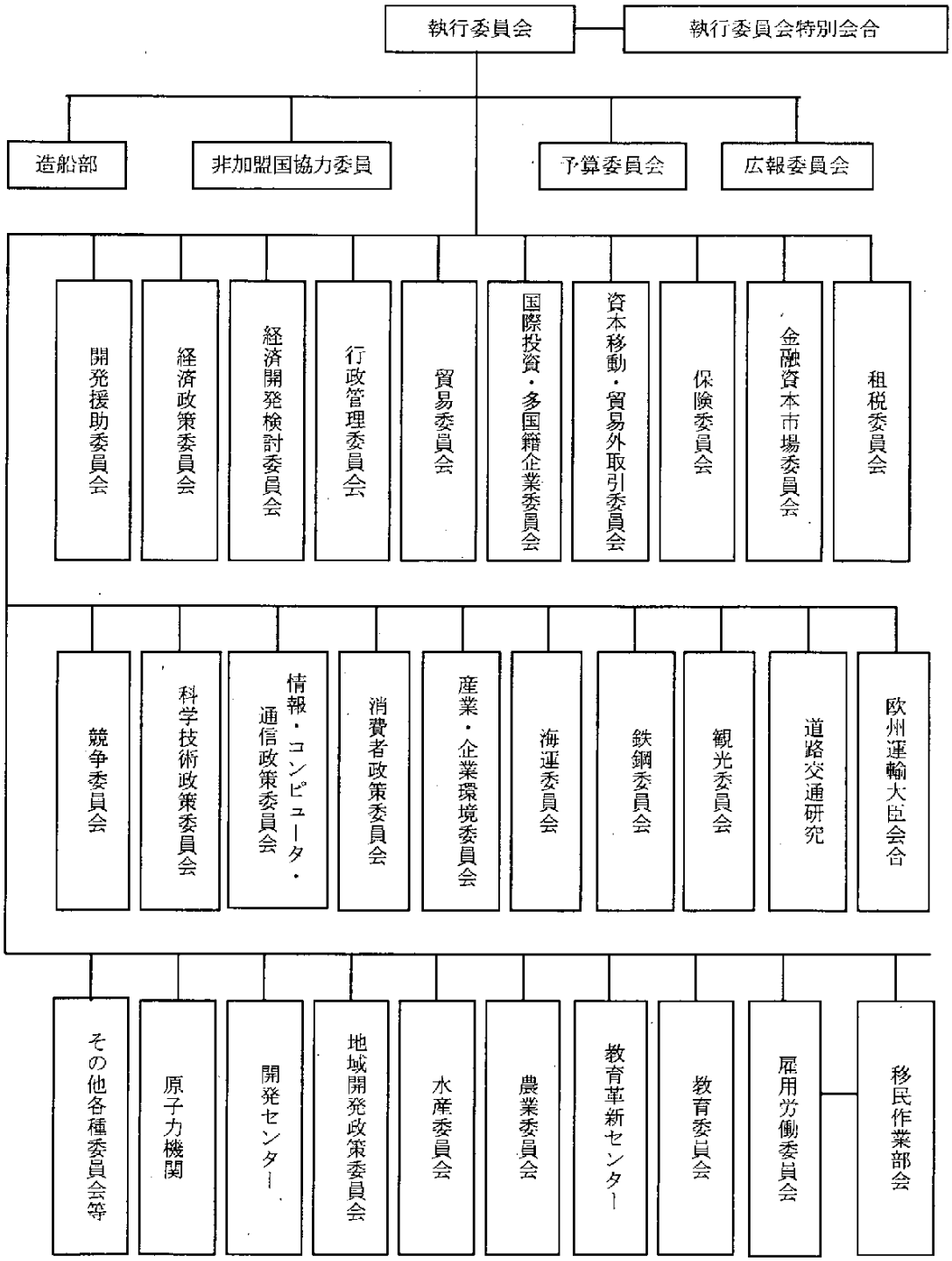

Source:OECD の発表資料(2003 年 3 月現在)

図ＸⅣ－２　委員会の構成

この中で、IT 関連業務に携わるのが、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP : Committee for Information, Computer and Communication Policy）である。

この機関の概要は以下の通りである。

２．２．１　背景

1982 年、科学技術政策委員会から独立して設立。情報・コンピュータ・通信分野の技術面及びサービス面での問題の検討、並びに経済及び社会に与える影響などの分析を任務とする。

２．２．２　組織

同委員会は、以下の作業部会から構成される：

- 通信情報サービスに関する作業部会
- 情報経済に関する作業部会
- 情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会
- 情報化社会のための指標に関する作業部会

２．２．３　作業部会の主な担当業務

(1) 通信情報サービスに関する作業部会

ブロードバンドの発展政策、ローカル・ループにおける競争拡大政策、接続料金の算定方法、迷惑メール対策、ドメインネームの管理、通信と放送の融合的サービスなどに関する検討。

(2) 情報経済に関する作業部会

電子商取引、情報通信技術（ICT）と経済成長との関係、ICT のビジネスへの活用等の検討及び電子商取引の経済的・社会的影響の分析。

(3) 情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会

情報システムの脆弱性への対策、電子認証や暗号使用の促進、個人情報の保護等の問題に関する検討、セキュリティ、プライバシー及び暗号についてのガイドラインの作成。特に、2002 年 8 月には情報セキュリティ・ガイドラインを改定し、現在、その実施計画について検討中。

(4) 情報化社会のための指標に関する作業部会

電子商取引の定義、測定、社会的影響等に関する検討及び電子商取引の経済的・社会的影響を比較・分析するための「指標」の作成。

２．２．４　最近の活動

2003 年 3 月に開催された本会合の概要は以下の通りである：

- 2003 年 1 月にハワイで開催された OECD と APEC のグローバル・フォーラムのフォローアップ
- 2003 年の閣僚理事会への報告文書（ICT とビジネス・パフォーマンス）の検討
- 2003 年末の世界情報社会サミット（WSIS）への OECD の貢献方法の検討
- ブロードバンド発展政策、コンテンツ産業発展政策、成長プロジェクトのフォローアップ、迷惑メール対策、セキュリティなどに関する議論

2．3　事務局

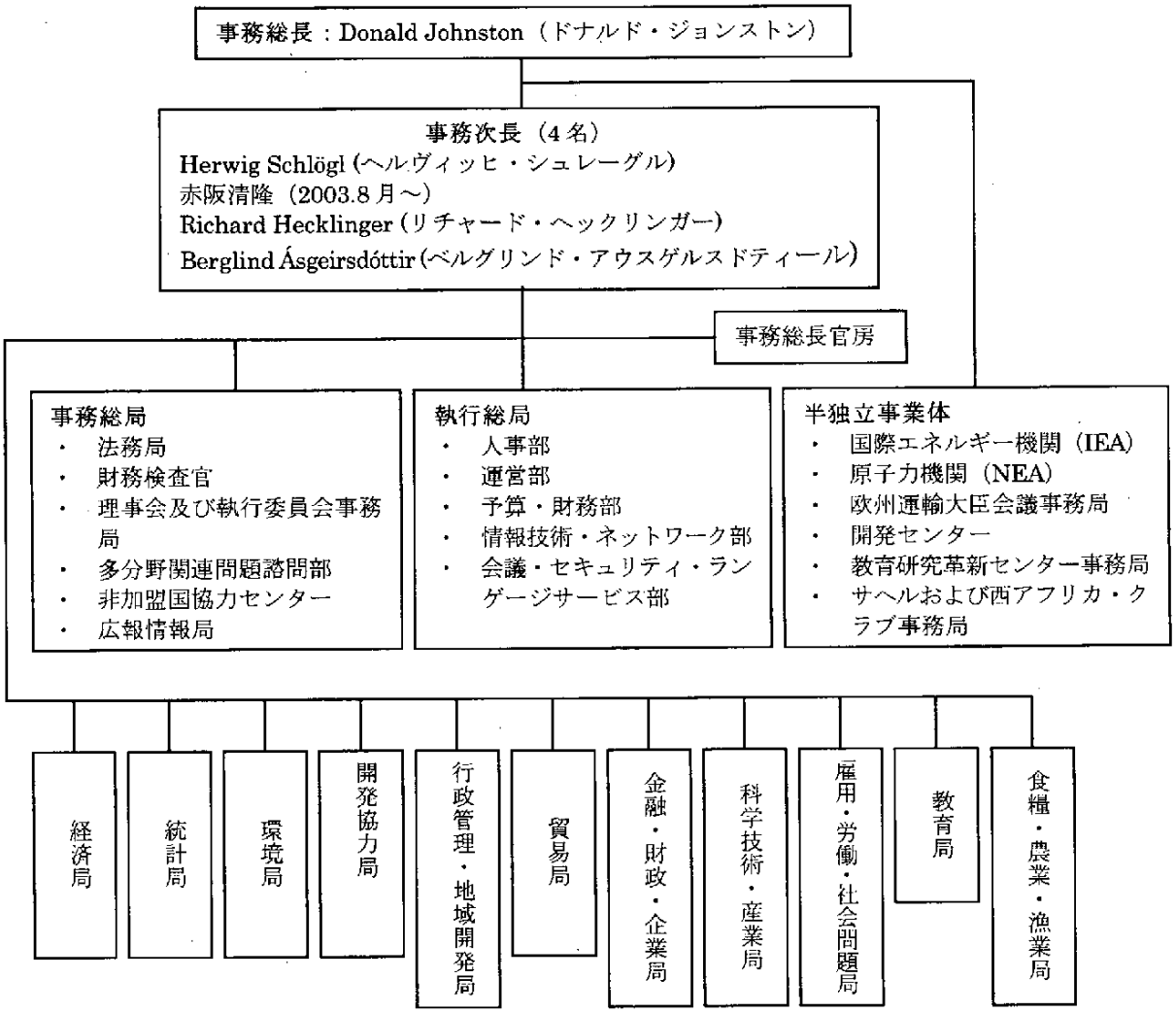

Source:OECD の発表資料

図XⅣ－3　**OECD 事務局の構成**

このなかで科学技術・産業局の任務は、以下の通りである：

- 知識基盤型経済社会の課題に対する、OECD 加盟国の取り組みを支援。特に、情報通信インフラの国際的な統合の重要性を強調し、新しい科学・技術・産業上の問題に対する政府政策を裏打ちする分析を行う
- 中小企業振興を目的とした、技術革新制度、産業及び特定の政策に対する枠組みに関して国際的な比較を行う
- 産業助成金の透明性を強化する

・ 造船、鉄鋼、観光といった従来の部門のほか、バイオテクノロジーに関する安全性及び知的財産権の問題など、新しい部門に関しても取り組む

関連 Website

OECD：http://www.oecd.org/

3． Global Forum on Information Systems and Network Security

現在は、電子商取引のセキュリティ、ハッキング、プライバシー、サイバー犯罪といった周知の問題のほかに、世界の国々による情報システムへの依存の拡大、サイバー・テロへの不安など、ますます社会的脆弱性が肥大している。これらの状況に鑑み、OECD は、2002 年に発表した「OECD 情報システムおよびネットワークのセキュリティに関するガイドライン：安全性の文化に向けて（以下、情報セキュリティ・ガイドライン）：OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks : Towards a Global Culture of Security 」において、ディジタル経済及び情報社会の安定した発展のため、全ての加盟者間の "Culture of Security"の普及を要請している。

さらに OECD は、この情報セキュリティ・ガイドラインを、非加盟国を含む世界全体で実施するため、その事業を拡大する必要性があると認識している。

この一環として実施されたのが、「情報システム及びネットワーク・セキュリティに関する世界フォーラム：安全性の文化に向けて：Global Forum on Information Systems and Network Security :Towards a Global Culture of Security 」である。これは、OECD により 2003 年 10 月 13－14 日の 2 日にわたりオスロで開催された。この概要は以下の通りである。

3．1 情報システム及びネットワーク・セキュリティに関する世界フォーラム

3．1．1 背景

上記世界フォーラムに先立ち、2003 年 1 月には OECD 及び APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation：アジア・太平洋経済協力会議）共同の「ディジタル経済のための政策的枠組みに関する世界フォーラム：OECD－APEC Global Forum on Policy Frameworks for the Digital Economy」がホノルルで開催された。このフォーラムでは、セキュリティをその 3 つの主要テーマのひとつと位置付け、情報システム及びネットワークのセキュリティを重要視し、OECD

による情報セキュリティ・ガイドラインの実施強化の必要性を強調している。また、2003 年 12 月にジュネーブで開催予定の情報社会に関する世界サミット：World Summit on the Information Society （WSIS）への準備作業の継続の重要性が指摘された。

３．１．２　世界フォーラムの実施状況

本年 10 月に開催された上記の OECD フォーラムには、非加盟国が多数参加し、また OECD-APEC 間の協力関係の強化のため、多くの APEC 諸国も出席した。このフォーラムは、ノルウェー政府が、民間部門、世界銀行の InfoDev Programme の後援により主催したワークショップで、科学技術・産業局及び OECD の非加盟国協力センター（CCNM：Centre for Co-operation with Non-Members）による共同プログラムの一端を構成している。

３．１．３　世界フォーラムの政策目的

当該フォーラムの主な政策目的は以下の通りである：

- ビジネス情報及び顧客情報のみならず重要インフラ保護のため、情報システム及びネットワークのセキュリティの重要性に対する認識の強化
- 情報システム及びネットワークを利用する OECD の全加盟国における、情報セキュリティ・ガイドラインへの知識の拡大、並びにその重要性の強調
- ケース・スタディ、国及び市民社会における経験を活用し、加盟国における情報セキュリティ・ガイドラインの適用を指導
- 情報システムのセキュリティに対する政策枠組みへの認識及び合意の形成
- システム及びネットワークに保存された情報のみならず、情報システム・インフラ保護に関わる技術、並びにセキュリティ標準の利用を検討
- 顧客／企業向け製品のみならず、情報システムを効果的に保護する組織のセキュリティ・アーキテクチャの開発及び助成の奨励
- OECD 非加盟国の国々とのパートナーシップの拡大、とりわけ世界規模のセキュリティ文化振興のための APEC との関係強化
- リーダーシップ事業の継続及びセキュリティ文化振興計画の策定による、情報社会に関する世界サミットへの積極的支援

３．２　**“Culture of Security”**ウェブサイトの設立

2003 年 12 月 1 日、OECD は、コンピュータ・ウイルス、ハッカーなど情報システム及びネットワークを脅かす問題に対処しセキュリティを保護するため、“Culture of Security” （安全性の文化）ウェブサイト： www.oecd.org/sti/cultureofsecurity を設立したと発表した。同ウェブサイトは、2002 年 8 月に発表された情報セキュリティ・ガイドラインに沿ったイニシアチブに関する情報を提供し、また、世界規模の“Culture of Security”創造の第一歩として、その他関連ウェブサイトのポータルの役割を果たす。将来的には、情報システム及びネットワークのセキュリティに関わる教育ツールの一覧を掲載する予定である。これにより、政府、企業及び一般市民の、情報システム及びネットワークに関わるリスク及び責任性への理解拡大が期待される。

XV GBDe

XV　GBDe

1．概　要

GBDe（Global Business Dialogue on e-commerce）は、1998 年 6 月に欧州委員会（European Commission）のマルティン・バンゲマン（Martin Bangemann）委員（当時）の呼びかけによってその設立のきっかけが作られ、電子商取引の経済的・社会的な利益を具現化する為に必要となる様々な法律・政策的課題を解決することを使命とする。

1999 年 9 月、第 1 回総会がフランスのパリで開催され、翌年の 2000 年 9 月、第 2 回総会が米国のマイアミで開催された。2001 年 9 月、第 3 回総会は、東京で開催され、消費者信頼、コンバージェンス（通信と放送などの融合）、文化的多様性、サイバー倫理、サイバー・セキュリティ等について提言した。第 4 回は、ベルギーのブリュッセルで 2002 年 10 月に開催され、有害インターネットコンテンツの規制、消費者の信頼、コンバージェンス、サイバーセキュリティ、ディジタル格差の解消等、9 つの提言が発表された。

関連 website

GBDe: http://www.gbde.org

2．設立経緯

GBDe（Global Business Dialogue on e-commerce）は、1998 年 6 月に欧州委員会（European Commission）のマルティン・バンゲマン（Martin Bangemann）委員（当時）の呼びかけによってその設立のきっかけが作られた。1998 年の数回にわたる準備会議を経て、1999 年 1 月にニューヨークで第 1 回の運営委員会が開催されて正式に発足した。

GBDe は、電子商取引を世界的に推進するために、世界中のトップクラスの企業がメンバーとなっている国際的な民間ベースの集まりである。GBDe の使命は民間企業、政府、非政府系組織、消費者団体等との協力の下、電子商取引の経済的・社会的な利益を具現化する為に必要となる様々な法律・政策的課題を解決することである。

３．活動経緯

GBDe は、電子商取引を推進するための世界的な課題の検討や共通ルールの構築に取組んでいる。第 1 回総会から昨年、2002 年のベルギーのブリュッセルでの総会までで 4 回の開催となった。（表ＸＶ－１）

第 1 回総会は、1999 年 9 月、フランスのパリで開催された。パリ会議では、GBDe と世界の政府、行政及び国際機構等の代表との最初の会議となった。同会議において、認証、セキュリティ、個人データの保護、関税問題等の電子商取引で問題となる 9 つの分野について、電子商取引の世界的なルールは民間主導で行うべきだとの提言を発表した。

第 2 回総会は、2000 年 9 月、米国のマイアミで開催された。電子商取引における消費者保護や苦情解決に関するガイドラインを提言した。ガイドラインは、企業が顧客保護の手法を採用したことを明らかにするトラストマークの発行、消費者が苦情を訴えるための裁判外紛争処理（ADR：Alternative Dispute Resolution）、顧客プライバシーのためのデータ保護ガイドラインなどを支持している。また、世界規模でのディジタルディバイドを埋めるための活動や、ネット犯罪対策、課税、貿易政策、知的所有権などについての取り組みも報告された。

第 3 回総会は、2001 年 9 月、東京で開催された。①IPR／Cyber Security、②Convergence／E-Government、③Consumer Confidence、④Digital Bridges、⑤Trade／Taxation、⑥Cultural Diversity／Cyber Ethics の 6 つのラウンドテーブルで議論が行われた。消費者信頼、コンバージェンス（通信と放送などの融合）、文化的多様性、サイバー倫理、サイバー・セキュリティ、ディジタル・ブリッジ、電子政府、知的財産権、インターネット決済、税制、貿易等について提言した。

第 4 回総会は、2002 年 10 月、ベルギーのブリュッセルで開催された。同総会では、9 つの提言（①有害インターネットコンテンツの規制（CHIC：Combating Harmful Internet Content）、②消費者の信頼（Consumer Confidence）、③コンバージェンス（Convergence）、④サイバーセキュリティ(Cyber Security)、⑤ディジタル格差の解消（Digital Bridges）、⑥電子政府（e-Government）、⑦知的財産権（Intellectual Property Rights）、⑧課税（Taxation）、⑨貿易（Trade）／WTO）が発表された。（表ＸＶ－２）

表ＸＶ－１　**GBDe** 総会

	時　期	場　所	概　要
第１回	1999年９月	フランス パリ	９つの分野について電子商取引の世界的なルールは民間主導で行うべきだとの提言
第２回	2000年９月	米国 マイアミ	電子商取引における消費者保護や苦情解決に関するガイドラインを提言
第３回	2001年９月	日本 東京	個人データ・プライバシー保護ガイドライン、ディジタル時代における貿易、知的財産権などについて幅広く提言
第４回	2002年10月	ベルギー ブリュッセル	９項目の提言 ① 有害インターネットコンテンツの規制 ② 消費者の信頼 ③ コンバージェンス ④ サイバーセキュリティ ⑤ ディジタル格差の解消 ⑥ 電子政府 ⑦ 知的財産権 ⑧ 課税 ⑨ 貿易/WTO

Source: GBDe 発表資料から作成

表ＸＶ－２　**GBDe**　第4回総会　ブリュッセル提言

	提　言	概　要
1	有害インターネットコンテンツの規制	産業界への提言 ① 有害インターネットコンテンツに対する行動規範を定める。 ② ユーザのためのホットラインを設ける。 ③ 顧客に、子供に適切なWebサイトかどうか評点をつけてもらう。
		公共機関への提言 ① インターネット関連業者が有害インターネットコンテンツに対抗するために非公式なプロセスまたは規則を作成することを、公共機関は支持する。 ② インターネット関連業者に指示等を伝える場合は、公共機関は表現の自由やデータの保護など、その他の法的原則を考慮する。 ③ 公共機関は、有害インターネットコンテンツに対抗するプロセスを作成、実施するインターネット関連業者が、そのような行動に対して法的責任を負わないことを保障する。
2	消費者の信頼	① インターネット支払いシステムはオープン標準かつ相互運用性のあるものでなければならない。 ② 加入者数の問題を解決するために、インターネット支払いシステムの基礎となるPKIなどの開発を、政府が率先して支援する必要がある。 ③ インターネット支払いシステムの採用に当たっては、加入手続きが簡単で効果的でなければならない。 ④ 規制は支払いの重要度と実生活のニーズを考えて適切なレベルとする。
3	コンバージェンス	ブロードバンドに関する提言 ① 公共部門のブロードバンド需要を集約し、公共部門組織が連携して調達力を発揮して優れた調達を実現し、民間部門の触媒となる。 ② 電子政府アプリケーションとサービスを開発し、市民が何らかのブロードバンド端末を使用して、オンラインで政府とやり取りできるようにする。 ③ 民間と公共部門のオンラインコンテンツの発展を阻害する障害を特定する。
		周波数帯管理方針およびライセンス方法に関する提言 ① GBDeは、政府が商業用途の周波数帯利用を促進するよう提言する。 ② コンバージェンスによって国際協調的な周波数帯利用の範囲も拡大する。

表ＸＶ－２　**GBDe**　第４回総会　ブリュッセル提言（続き）

4	サイバーセキュリティ	①　身元保証とセキュリティ標準 セキュリティ対策そのものの標準化については、GBDeは世界的電子商取引の基礎となるディジタル署名と公開鍵インフラの推進と相互運用性の確保を提言している。 ②　コーポレート・ガバナンス 企業がセキュリティ管理の業務プロセスを作成して、経営上層部が率先して運用するセキュリティ管理システムを設定することを推奨する。 ③　電子身元証明とディジタル署名 GBDeは引き続き、欧州電子署名標準化イニシアティブ、PKIフォーラム、アジアPKIフォーラムなどの組織とこの問題について議論を進めるつもりである。
5	ディジタル格差の解消	①　公共機関は、民間企業が経済発展と貧困撲滅に貢献できるのは、商業的利益につながる投資と商業活動を通してであるという点を認識しなければならない。開発途上国の公共機関は投資障壁を低くし、安定した商業環境を提供し、国際協定に従った法律を制定する必要がある。 ②　業界は、商業活動を補うものとして、開発途上国においてこれからも慈善活動と教育を継続してほしい。革新的な手法による慈善活動と教育によってICT専門家を養成すれば、経済発展と貧困解消を実現できるだろう。
6	電子政府	政府－市民 ①　すべての行政手続を100%オンラインで行えるようにし、ワンストップ・サービスを提供する ②　行政改革を実施し、適切な法的枠組を制定する ③　電気通信インフラの開発を支援する ④　市民のディジタルリテラシーを促進する
		政府－企業 ①　制度化したシステムを構築し、政府ディジタル化プロジェクト内で民間企業のニーズを考慮する ②　電子政府情報システムを開示および公表する ③　電子政府実現の重要な里程とロードマップを示す ④　政府ディジタル化の評価基準を設定し、評価結果を公表する。評価プロセスに民間企業を参加させる
		グローバルな視点から見た電子政府 ①　可能な限り多くの言語を採用する ②　[技術標準] アクセス方法とプロトコルについては、世界的に中立な標準仕様と技術を採用する。 ③　[管理標準] 国際標準またはグローバルスタンダードの採用を奨励する
7	知的財産権	①　1996年の世界知的所有権機関の条約を早急に忠実、完全に実施する。 ②　GBDeでは、新たに著作権課税が広がらないように、有効な技術的標準手段の早急な開発・導入を支持する。 ③　政府が著作権所有者に、著作権侵害が発生した各法域で著作権を守る有効で簡便な手段を提供する必要がある。
8	課税	①　中立性：課税方針は、従来の取引チャンネルではなく電子的方法を使用して取引を行うことを選択した企業や消費者が、不利となるものであってはならない。 ②　簡素化：インターネット取引を含むあらゆる形式の商取引に対する課税規則は、簡素で明確で適用が簡単でなければならない。 ③　公正：税負担の割り当ては、Eコマースのいかなる分野の事業者にとっても不利になるものであってはならない。
9	貿易/WTO	①　独自の関税評価 GBDeはEコマースに対する関税適用の猶予を継続するよう政府に求める。 ②　知的財産権 GBDeは、政府がTRIPS協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）およびWIPO（世界知的所有権機関）条約を採択し実施するよう求める。

Source: GBDe 発表資料から作成

関連 website

第 1 回総会（パリ）： http://www.kclc.or.jp/japanese/topics/990944.html

第 2 回総会（マイアミ）： http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/2000/0928/gbde.htm

第 3 回総会（東京）： http://www.gbde.org/japanese/prjp.pdf

第 4 回総会（ブリュッセル）： http://www.gbde.org/acrobat/bxl2002.pdf

4．2003 年事業計画

2003 年の GBDe（Global Business Dialogue on Electronic Commerce）は、1999 年の設立以来活動の中心であった政策策定から、GBDe の提言に対する世界中の利害関係者の支持を拡大するプログラムの実施へと、よりバランスのとれた活動を行うことに方向を転換した。このため、2003 年の事業計画では、これまでの重要課題を以下の 3 つのグループに再編成した：

- 未来のインターネット［サイバー・セキュリティ、ブロードバンド及びコンバージェンス（通信と放送の融合）の項目を統合］
- 消費者信頼の醸成［インターネット決済、ユーザ認証、トラストマーク、代替紛争解決（ADR: Alternative Dispute Resolution）及びプライバシーの項目を統合］
- 政策提言への支援活動（ディジタル・デバイド、電子政府、知的財産権、課税及び貿易の項目を統合）

この中でも、スパム（迷惑メール）対策、無線周波数識別（RFID）問題を含む、特にブロードバンド、サイバー・セキュリティ、インターネット決済に焦点をあてる。

また、作業グループの組織に関しても、上記の大きく分類された 3 つのグループに沿って、各々以下の作業グループが新設された：

- 未来のインターネット作業グループ（Future of the Internet Working Group）
- 消費者信頼の醸成作業グループ（Building Consumer Trust Working Group）
- 支援・政策策定協働タスクフォース（Advocacy and Policy Cooperation Task Force）

これらの事業計画および 2003 年のこれまでの実績は以下の通りである。

4．1　事業計画

4．1．1　未来のインターネット

項目	概要
ブロードバンド	1．政府への提言 ・政府及び民間部門双方によるブロードバンド利用の拡大 ・国家レベルの公共機関による、ブロードバンド利用者拡大のための明確な目標の設定 ・ソリューション及びビジネスモデルに関する対話を推進 ・適切な法的要件の設定による、新しい双方向ブロードバンド・サービス市場の拡大 ・ブロードバンド政策の進捗状況に関する定期的な調査の実施 ・ブロードバンドへの投資を促進する、予測可能な法規制の制定及び競争環境の形成 2．産業界への提言 ・相互運用が可能な標準の設定 ・ブロードバンド技術の提供によるディジタル・デバイドの解消 3．社会への提言 ・e-health、e-learning、 e-working、e-government のためのアプリケーション開発に取り組み、全市民のブロードバンド利用による生活の質を向上
サイバー・セキュリティ	・各政府のサイバー・セキュリティ政策には、個人のプライバシー及び自由を保障する一方で、重要インフラの保守及び e-government などの公共サービスの安全な提供義務を明確化する ・サイバー・セキュリティの保障のための、会社役員レベルによるリーダーシップの発揮。ICC／BIAC（国際商工会議所/経済産業諮問委員会）の「会社役員に対する情報セキュリティの保障」を支持。ICC／BIAC 及びその他の機関との対話を継続 ・産業界と政府との間におけるサイバー・セキュリティ情報の共有化、産業界におけるサイバー・セキュリティの重要情報の公開 ・世界における適切なセキュリティ・レベルの確保 ・産業界における、ユーザへのサイバー・セキュリティ関連サービス提供及びハードウェア提供時の適切なセキュリティ・レベルを確保し、ユーザの「セキュリティ文化」に対する責任性を明確化する

4．1．2　消費者信頼の醸成

項目	概要
インターネット決済	・安全な認証が可能となるためには公共及び民間機関相互の協力が不可欠。信用インフラ構築にあたっては、政府による介入を最小限にとどめた法整備を実施 ・政府は、信用インフラを e-government プロジェクトにおいて活用 ・企業は、共通の基本概念を形成するため、プロバイダ、アプリケーション所有者などを含んだ部門にまたがるイニシアチブを開始 ・信用インフラ構築への消費者団体の組み入れ ・他部門の企業、政府、並びに消費者団体の協力体制による、信用インフラの経費及び利益配分の適正なモデルを確立 ・インターネット決済システムに関わる法律の国家間の整合性強化 ・政府及び国内の企業は、オープン・スタンダードに基づく独自のインターネット決済システム構築を奨励
スパム（迷惑メール）	1．産業界への提言 1.1 インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）への提言 ・自発的な措置の実施（スパムを禁止するサービス協定の実施、ISP 相互による措置/政策の改善及び共通化など） ・ISP 及び関連企業による、警察当局との協力体制の強化 ・業界の慣行に同意した e-mail の承認リストの作成 ・ID プログラム、電子署名、電子認証の奨励及び改善

	・ ネットワークの乱用防止のための産業界の協力体制強化 ・ ISP によるフィルタリング戦略の世界共通化 1.2 e-mail の商用ユーザへの提言 ・ 自発的な措置の実施（e-mail アドレスの収集・利用・開示に関する適切な措置の実施、メールのタイトルに商用であることの明確化を検討することなど） ・ 世界的に許容できる、スパム対策のための産業界における行動規範及び標準の設定 2．政府への提言 ・ 当局による既存の犯罪法及び消費者保護法の積極的解釈の奨励 ・ 国際的なスパム削減戦略の共通政策枠組みの構築（民間部門と政府との間の情報共有化メカニズムの構築及びその法律による保護、国境をまたがる不正行為に対する法執行措置の国際共通化、世界のスパム配信業者リストの作成） ・ オンライン環境に適する、国際的に整合性のとれた法改正または新しい法律の制定 ・ 政府、産業界及び消費者団体による、国際的な消費者教育キャンペーンの実施
代替紛争解決（ADR）	1．インターネット業者への提言 ・ ADR の代替方法としての、社内の顧客満足度向上プログラムの活用奨励 ・ ADR による紛争解決の可能性の提案 ・ 顧客を法的に拘束させる調停の制限（公平性、透明性及び説明責任性の基準を満たすことなど） ・ 顧客への ADR の情報（利用条件、費用、法的性質など）の提供 ・ ADR サービス利用顧客への報復措置の禁止 2．ADR サービス・プロバイダへの提言 ・ ADR サービス担当者の人事行政に対する公平性の保証 ・ 紛争解決担当職員の適切なスキルの取得及び訓練の実施 ・ ADR システムの利便性向上 ・ 紛争解決までの期間の短縮化 ・ ADR サービスの無料化または低料金化 ・ 救済策を模索するユーザへの ADR システムの透明性確保 ・ ADR 手続きに対する、第三者による代理原則の保障 ・ 消費者保護及び電子商取引の発展を妨げない適用規則の実施 ・ ユーザによる提訴の権利保障 ・ インターネット業者の不正が疑われる場合の、警察当局への照会 3．政府への提言 ・ 企業の投資及び顧客の信頼性向上のための、電子商取引への適用法及び管轄権に関する問題の早期解決 ・ 顧客満足度向上システム及び ADR サービスの利用奨励 ・ ADR システム・プロバイダによる、ADR 職員の教育/訓練の支援 ・ ADR システムの効率化及び品質向上 ・ 電子商取引発展の目的に沿った、政府による認定制度の制定 ・ 公平性及び行動規範を基にした ADR システムの実施 ・ 国際的に利用及び適用可能な ADR システムの推進 ・ オンライン化のための ADR への新技術の適用 ・ ADR の手続き及び形式上の要件の軽減化 ・ オフラインによる ADR の要件のオンライン化への調整 ・ ADR システム向上のための公共/民間部門相互の協力関係の強化 ・ 規定された政策及び手続きに違反した ADR サービスへの法的措置の実施

4．2　2003 年の実績

4．2．1　ADR

GBDe は、世界最大の消費者団体である Consumers International と ADR ガイドラインに合意した。これにより、世界中における ADR サービス提供のための共通原則の土台を築いた。

4．2．2　スパム

政府の要請を受け、GBDeは、スパム問題に対する最初の提言を策定した。これは、政策立案者による国際的な枠組み構築支援のための、産業界における最初の国際的枠組みによるスパム対策である。

4．2．3　GTA

トラストマーク・サービス・プロバイダの連合の組織化を目的としたGTA（Global Trustmark Alliance）の設立を継続支援した。

関連 Website

GBDe：http://www.gbde.org/

注１：本資料は、関連諸国政府、経済協力開発機構及び欧州連合等が、発表した情報等に基づいて作成したものである。

注２：本資料は、財団法人日本情報処理開発協会　調査部が、日本語訳と編集を行い作成したものである。日本語訳や編集に伴う責任は当協会にあるが、当協会及び調査部は、本資料を無保証で提供し、利用に伴う不利益は利用者の責に帰するものとする。

禁　無　断　転　載

平成 16 年 3 月　発行

発行所　財団法人　日本情報処理開発協会
東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館内
Tel：(03) 3432-9381

印刷所　株式会社三菱電機ドキュメンテクス
東京都中央区湊 3 丁目 5 番 10 号
Tel：(03) 5566-0681

15-H003